

秋田法学

2006年 第46号

論文

第三者弁済における求償の当事者

— 非債弁済との関わりにおいて — 齋田 統 …… (1)

研究ノート

キリスト教民主主義の概念的・歴史的・理論的把握に向けて

吉野 篤 …… (23)

国際組織の責任

— 2005年国際法委員会の審議を中心として —

吉田 拓也 …… (111)

翻訳

K・セーレン「制度はいかに進化するか: 比較歴史分析からの洞察」

吉野 篤 …… (137)

紙上相談（法律・行政・税務） …… (177)

小 泉 健 秋田経済法科大学教授（弁護士）

道 端 忠 孝 秋田経済法科大学教授（法学部）

古 田 重 明 秋田経済法科大学教授（法学部）

渡 部 毅 秋田経済法科大学助教授（法学部）

木 村 了 秋田経済法科大学教授（経済学部）

秋 田 法 学

第 46 号

秋田経済法科大学

総合研究センター法学研究所

第三者弁済における求償の当事者

—非債弁済との関わりにおいて—

齋 田 統

- 一 はじめに
- 二 第三者弁済と求償
 - 1 求償の根拠
 - 2 押し付けられた利得
- 三 非債弁済
 - 1 狭義の非債弁済（民法第705条）
 - 2 他人の債務の弁済（民法第707条）
- 四 非債弁済と求償の当事者
 - 1 対価関係不存在と不当利得返還請求
 - 2 誤想弁済者の選択権
- 五 おわりに

一 はじめに

近年、金融機関の預金口座が犯罪等に不正利用されるケースが社会問題となっているが、いわゆる振り込め詐欺もそうしたケースの一つである。振り込め詐欺は、「オレ、オレ」などと名乗る者が、被害者の子ないし孫を装って、被害者に交通事故の示談金を指定口座に振り込ませるなどするものである¹。

1 振り込め詐欺の被害者に振り込め詐欺の加害者の預金返還請求権の代位行使を認めた事例として、東京地判平17・3・30金判1215・6。

このような振り込め詐欺において、示談金などを指定口座に振り込むよう指示された被害者が、錯誤に基づいて、存在しない債務を弁済した場合には、民法上、第三者弁済における不当利得返還請求の問題が生じ²、その際、特に、不正利用された預金口座に被害者が振り込んだ金銭の処理が問題となる。

本稿では、こうした振り込め詐欺にまつわる不当利得の問題を考える足がかりとするため、第三者弁済における求償の当事者の問題を非債弁済との関わりにおいて考えてみたい。

ところで、最も単純な第三者弁済のケースを考えると、債権者、債務者、および弁済した第三者の三者間には三面関係が存在し、そこでの不当利得の問題はこれまで一般に三当事者不当利得論として論じられてきた。しかし、第三者弁済のケースにあっては第三者弁済に固有の問題が存在すると考えられることから、本稿では、特に、第三者弁済のケースにつき不当利得を考える際にまず問題となる、求償の当事者の問題を考察することとした。

そこで、まず第三者弁済における求償の根拠につき確認し、次に民法第705条および同法第707条の要件と効果をそれぞれ見た上で、非債弁済との関わりで第三者弁済における求償の当事者の問題を検討することとする。

2 債務の弁済が第三者弁済として認められるためには、第三者が他人の債務の弁済であることを認識し、かつ受領を要するときにはそれを表示して、給付行為がなされることが必要である(磯村哲編『注釈民法(12)』(1970年)60頁)。

3 ドイツにおける三当事者不当利得論についての最近の文献として、平田健治「ドイツにおける三当事者不当利得論の近時の展開(一)一判例における給付概念の意義の相対化一」民商116巻1号(1997年)1頁、同「ドイツにおける三当事者不当利得論の近時の展開(二)一判例における給付概念の意義の相対化一」民商116巻2号(1997年)179頁、同「ドイツにおける三当事者不当利得論の近時の展開(三・完)一判例における給付概念の意義の相対化一」民商116巻3号(1997年)341頁。

二 第三者弁済と求償

第三者弁済については、債務の性質が第三者弁済を許さないとき、当事者が反対の意思を表示したとき、または利害関係を有しない第三者が債務者の意思に反して弁済をするときを除いて民法第474条により認められている。

ところが、第三者弁済がなされた場合の求償については、民法上特別の求償規定が存在しないことから、その根拠については争いがある。

通説によると、求償権は弁済者と債務者との関係によって決せられ、弁済が債務者からの委託に基づく場合には、弁済者は民法第650条に基づき求償権の行使ができ、債務者からの委託に基づかない場合で、当該第三者弁済が債務者の意思に反しない場合には、弁済者は民法第702条1項および同条2項に基づき求償権を行使することができるとされている。⁴ここでまずは求償の根拠につき見ておきたい。

1 求償の根拠

（一） 委任その他の契約関係

債務者との法律関係に基いて第三者が他人の債務を弁済する場合がある。⁵このような法律関係としては、まず委任を考えることができる。

4 我妻栄『新訂債権総論』（1964年）249頁。第三者弁済における求償権に関する立法史的沿革と初期の学説につき、渡邊力「第三者弁済における求償権（一）—ドイツ求償不当利得論に示唆を得て—」名法189号（2001年）240頁以下。

弁済者と債務者間の内部関係から通説によると求償権が認められない場合につき、なお一定の場合に、代位による求償を認める見解（寺田正春「弁済者代位の機能と代位の要件・効果—第三取得者の弁済による求償と代位に関連させて—」椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊NBL31号（1995年）142頁）、および不当利得による求償を認める見解（加藤雅信『新民法大系Ⅲ 債権総論』（2005年）385頁）がある。

5 弁済だけでなく、代物弁済、供託により債務を消滅させることもできる（我妻・前掲『新訂債権総論』247頁）。

第三者が債権者に対して有する債権を自働債権として相殺しうるかについては、債権者が無資力状態にある場合に第三者の相殺を認めると、当該第三者に優先弁済を与えることになることや、相殺の趣旨から否定すべきと考える（我妻・前掲『新訂債権総論』323頁）。

第三者が債務者の依頼により、債務者に代わって債務を弁済した場合、受任者は委任者に委任事務の処理に関して支出した必要費およびその利息を請求できる（民法第650条第1項）とされていることから、第三者弁済の場合もこれにより弁済した第三者は債務者に必要費およびその利息を請求できる。

ここで必要費とは受任者が各場合の事情に省み相当の注意の下に必要と認めた費用をいい、純客観的に必要であった費用に限られない。⁶したがって、債務者が第三者に弁済を委任した後に当該債務に関して抗弁権を取得したが、第三者がそれを知らずに弁済した場合であっても、当該弁済が弁済者の観点から善管注意義務をもってなされた事務処理であるならば、民法第650条により債務者に対する求償が可能である。

委任以外の法律関係によって求償権が発生する場合としては、業務執行組員が事務処理費用を支出した場合をあげることができる（民法第671条）。

（二） 事務管理

債務者と弁済した第三者の間に契約関係が存在しない場合でも第三者弁済が事務管理に該当する場合が考えられ、事務管理が成立すれば、管理者たる第三者は本人のために支出した有益費の償還請求ができる（民法第702条第1項）。この費用償還請求権は事務管理が適法に成立したことが前提になるため、当該事務が他人の事務で、他人のためにする意思がなければならぬことはもちろん、その事務処理が本人に有益なもので、本人の意思に適合することが必要になる。⁷

何が本人の利益であるかは客観的に判断されなければならないが、弁済されるべき債権が有効に存在した事実および第三者による弁済の事実が認められれば、第三者弁済は原則的に本人たる債務者に有益であると考えられる。⁸

6 大判昭2・1・26裁判例（2）民100。

7 谷口知平＝甲斐道太郎編『新版注釈民法（18）』（1991年）133-136頁。

8 Wollschläger, Die Geschäftsführung ohne Auftrag, 1976, S. 81. 四宮和夫『事務管理・不当利得（事務管理・不当利得・不法行為 上巻）』（1981年）31頁。

債務者は、第三者弁済がなければ債権者から債務免除を受けえたなど、事実上の不利益を主張する場合には、そのような事実上の不利益の存在を主張・立証しなければならない。⁹

第三者弁済が債務者に有益であるものの、本人の意思が明らかでない場合については、本人の意思に反することが明らかでないかぎり、本人の意思に適合するものとされる。¹⁰

以上により第三者弁済につき事務管理が成立すれば、弁済した第三者は債務者に対して事務管理に基づく費用償還請求という形で求償できる。

第三者弁済がなされると債務者は元来の債務から解放されるが、このように求償という形で弁済した第三者に対して再び同一内容の債務を負担することになるため、第三者弁済は最終的に債務者を債務から解放するものではない。¹¹

9 Wollschläger, a.a.O., S. 82.

10 前掲『新版注釈民法（18）』168頁。

11 大西武士＝増尾均「代位弁済と求償権」判タ1006号（1999年）63頁。

歴史的に事務管理による求償は弁済による代位とその機能を同じくする（寺田正春「弁済者代位制度論序説（三）一保証人と連帯債務者の代位を中心として」大阪市立大学法学雑誌20巻3号（1974年）325-326頁）。

弁済による代位の効果については、判例・通説は債権移転説を採っている（加藤・前掲『新民法大系Ⅲ 債権総論』385頁）ことから、弁済による代位においては、債権の同一性が維持される。そこで、債権の消滅時効についても債権譲渡の影響を受けることなくそのまま進行し、これにより債務者はいかなる不利益も受けない（民法第468条2項）。

しかし、事務管理による求償にあっては、第三者は事務管理による費用償還請求権の形で新たに請求権を取得し、当該請求権は原則として一般原則通り10年の消滅時効にかかる。そうであるならば、債権者としては、以前負担していた債務が存続しその時効が中断されたのと同じ状況になり、求償による債権者の変更により債務者の地位は以前より不利になる。

第三者によって弁済された債権と事務管理によって発生した請求権が実質的に同一の内容を有するものであることに鑑みると、請求権は弁済された債権と同一の消滅時効期間に服して、すでに経過した時効期間は請求権の時効期間についてそのまま引継がれると解すべきと考える（Wollschläger, a.a.O., S. 85f. 四宮・前掲『事務管理・不当利得（事務管理・不当利得・不法行為 上巻）』32-33頁。ドイツの通説は弁済された債権が短期消滅時効にかかる場合には具体的利益考量を通してこのような結論を支持するが、その他の場合には一般消滅時効期間が適用されるとする（Jauernig/Mansel, BGB, 11. Aufl., 20 04, § 683 Rn. 10）。

民法は管理者が管理を開始した時には遅滞なく本人に通知する義務を定めている（民法第699条）ため、第三者が他人の債務を弁済したときには遅滞なく債務者にこの事実を通知する義務がある。ただ、管理者が当該通知義務を懈怠しても事務管理が排除されることはなく、本人に対して債務不履行責任を負うのみである¹²。したがって、通知義務違反により本人に損害を与えたときにはその損害を管理者は賠償しなければならないが、この¹³ような通知の懈怠は弁済した第三者の求償に影響しない。

（三） 不当利得

第三者弁済は通常事務管理の要件を充たし、弁済した第三者は費用償還請求権の形で債務者に対する求償権を取得する。しかし、第三者弁済が債務者にとって有益であるものの、その意思に反する場合もありうる¹⁴。民法第702条第3項は管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときには本人は現存利益の限度で返還義務があると定める。

事務管理が本人の意思や利益に反することが明らかでないものでなければならないとする、民法第700条但書の規定を、事務管理の成立要件とする通説によるならば、民法第702条第3項の請求権は適法な事務管理の効果として発生する特殊な費用償還請求権となる¹⁵。

しかし、民法第700条但書は本人の意思に反することが明らかになった場合に、管理行為を中止しなければならないという管理の継続について規定しているのみであり、本人の現実的意思ないし推定的意思に適合しない

12 前掲『新版注釈民法 (18)』247頁。

13 四宮・前掲『事務管理・不当利得（事務管理・不当利得・不法行為 上巻）』28頁。

14 たとえば、債務者が所有権留保付売買で取得した動産を差押えた債権者が、当該動産につき強制執行できるようにするために債務者の意思に反してまで未払の賦払金を支払う場合が考えられる（v. Caemmerer, *Gesammelte Schriften*, Band I, 1968, S. 238）。

15 前掲『新版注釈民法 (18)』301頁。

以上事務管理は成立せず不当利得が問題となると考えられる。¹⁶

したがって、民法第702条第3項の請求権は同法第703条および同法第704条の特則として規定されている不当利得返還請求権であり、民法第702条第3項は最終的な給付負担者が決まらない間に暫定的にその負担を引き受けた者の償還請求を定める一般規定と考えられる。¹⁷そこで、民法第702条第3項は具体的な法律関係や事務管理が存在しない場合に最終的な求償の根拠になると考えられる。¹⁸

2 押し付けられた利得

弁済者が相当な時効期間が経過した債権を債務者の意思に反して弁済し、債務者に不当利得返還請求する場合のように、利得債務者がその意思と無関係に利得を受け、そのため不当利得返還請求を受ける場合が押し付けられた利得 (aufgedrangte Bereicherung) の問題である。

ドイツにおいては、利得を押し付けた者の不当利得返還請求から利得債務者を保護するための理論構成がなされてきたが、現在、価値賠償において、その基準となる価値を、このような場合に限って、客観的価値ではなく、利得債務者の主観的価値とする見解が多数説である。¹⁹ただ、第三者が

16 前掲『新版注釈民法（18）』145頁。民法第702条第3項の規定は「むしろ不当利得に規定することが当然にもかかわらず特に本条に規定する理由は本項の場合にも同様に前二項の規定の適用を意欲するもの」とされる（広中俊雄編『民法修正案（前三編）の理由書』（1987年）661頁）。

17 平田春二「事務管理の成立と不法干渉との限界」谷口知平教授還暦記念『不当利得・事務管理の研究（2）』（1971年）248頁、鈴木禄弥『債権法講義（四訂版）』（2001年）694頁。

18 Fritz Schulz, Ruckgriff und Weitergriff, 1907, 39ff. 費用利得返還請求権ないし求償利得返還請求権は事務管理法の補充規範といえる（渡邊力「第三者弁済における求償権（二・完）ードイツ求償不当利得論に示唆を得てー」名法190号（2001年）213-214頁）。

19 Koppensteiner/Kramer, Ungerechtfertigte Bereicherung, 2. Aufl., 1988, S. 168は、すべての価額返還の場合に主観的価値説を主張するが多数説は反対している（Larenz/Canaris, Lehrbuch des Schuldrechts, Band II/2, 14. Aufl., 1994, § 72 III 2 d.）。

弁済した債権に抗弁権が付着していたとしても、利得債務者が当該抗弁権を放棄する場合や、当該抗弁権の存在を知りえず行使できない場合もありうることから、抗弁権の存在が必ずしも債権の価値の減少をもたらすとはいえず、また、利得債務者の主観的価値の算定も困難であることから、こうした問題を回避するために、第三者弁済という事案類型の特殊性を考慮する見解が主張されている。

すなわち、第三者弁済は形式的には既存債務を消滅させると同時に新たな求償債権を発生させるが、債務者の立場から見ると、債権者の変更をもたらすもので、実質的に債権譲渡と利益状況において異ならないことから²⁰、求償において利得債務者が債権譲渡における第三債務者より不利な地位に置かれなければならない理由はないとする²¹。

そこで、ドイツの学説はこのような利益考量を根拠に債権譲渡に認められる第三債務者保護を求償債務者にも類推適用する²²。すなわち、利得債務者は債権譲渡の場合と同様、求償債権者に対して以前の債権者に対して有していた対抗事由を主張できるとするのである。

日本では民法第474条第2項により利害関係を有しない第三者は債務者の意思に反して弁済をすることはできないとされているが、利害関係を有する第三者が弁済をする場合や利害関係を有しない第三者が債務者の意思

20 貝田守「《第三者の弁済》では、どういう視角が必要か」椿寿夫編『講座・現代契約と現代債権の展望 第二巻 債権総論 (2)』(1991年) 319頁。

21 免責された債務者に対する求償が特に担保されなければならない場合に債権の法的譲渡 (cessio legis) が定められているが、不当利得による求償がこれより強力なものとなることはないとする (Caemmerer, a.a.O., S. 355)。

22 Canaris, Festschrift für Lanrez, 1973, S. 845; Medicus, Bürgerliches Recht, 19. Aufl., 2002, Rn. 952. ドイツにおける求償型不当利得論については、渡邊・前掲「第三者弁済における求償権 (二・完) —ドイツ求償不当利得論に示唆を得て—」176頁以下。

に反することを知りながら弁済をする場合²³も考えられる。こうした場合には、ドイツでの議論と同様に、日本においても、債務者は債権譲渡の場合のように、求償債権者に対して以前の債権者に対して有していた対抗事由を主張できると解すべきと考えられる²⁴。

三 非 債 弁 済

1 狭義の非債弁済（民法第705条）

（一）要 件

（1）債務の不存在

弁済者が当該給付によって履行しようとした債務が、弁済当時存在しないことが必要である。債務が全く存在しない場合はもちろん、債務を発生させた原因となった法律行為が無効とされた場合や、一度成立した債務が

23 民法第474条第2項は利害関係を有しない第三者が債務者の意思に反して弁済をすることはできないとしていることから、利害関係を有しない第三者が、債務者の意思に反して弁済した場合、債務者に対して求償や不当利得返還請求をすることはできない（大判昭17・11・20新聞4815・17）。

また、民法第705条は、単に債務の存在しないことを知りながら債務の弁済として給付をした場合のみならず、その弁済が債務者の意思に反し無効であることを知って第三者があえて弁済をした場合を含むと解するのが相当であり、かつ、債務者の意思に反することを知りながら弁済した第三者は、反証のない限り弁済の無効であることを知っていたものと推定すべきとされる。そこで、債務者の意思に反することを知りながら弁済した場合、第三者から債権者に対する不当利得返還請求も認められない（神戸地判昭35・8・27下民11・8・1793）。

ところで、債権者は債務者に対して重ねて債権の行使をすることは認められないことから当該第三者弁済により債権者の債権は満足され、債務者は第三者の損失において債務を免れることになることに鑑みると、第三者が債務者の意思に反することを知りながら弁済をした場合については、第三者から債務者に対する求償利得返還請求が認められるべきと考える（前掲『注釈民法（12）』66頁）。

24 そのため、時効については、不当利得返還請求権は新たな時効期間を持たず、弁済した債権の時効期間をそのまま引継ぎ、すでに経過した期間はそのまま求償債権の時効期間に算入されと考えられる（四宮・前掲『事務管理・不当利得（事務管理・不当利得・不法行為 上巻）』207-208頁）。

弁済や免除あるいはその原因となった法律行為の取消や解除によって消滅した場合もこれに含まれる。停止条件付又は始期付法律行為で、まだ条件が成就しないか、期限が到来しないうちに、債務の履行がなされた場合についても、債務の不存在に該当する²⁵。ただ、給付が返還されない状態で、条件が成就するか、期限が到来した場合、当該給付については期限前弁済に関する民法第706条が類推適用され、ここでの非債弁済には該当しない²⁶。これに対して、後に条件不成就が確定すれば、目的不到達による不当利得になり、返還請求できる²⁷。

(2) 弁済としての給付

債務を履行することによって一定の給付がなされる必要がある。そこで、婚約者の営業所で労務を提供したところ、後に婚約が破棄された場合のように、目的不到達による不当利得返還請求が問題になる場合については、給付が債務の履行によりなされたものではないため、民法第705条によって返還請求が排除されることはない²⁸。

また、給付は新たになされる必要はなく債務の履行の事実があれば足りる。したがって、債権者に予め差入れた証拠金を実際には存在しない損害賠償債務の弁済に充当された場合にも当該要件は充たされる²⁹。

(3) 弁済者が債務の不存在を知っていたこと

民法第705条による返還請求権排除のためには、債務の不存在の効果を発生させる要件事実を知っていただけでは不十分で、給付義務の不存在に対する積極的認識を要する³⁰。また、法律の錯誤により債務が存在するものと思って弁済した場合はもちろん、債務の存在につき疑いを抱いた場合も

25 Enneccerus/Lehmann, Recht der Schuldverhältnisse, 15. Aufl., 1958, § 223, I 2 c. 松坂佐一『事務管理・不当利得』(1973) 178頁。

26 前掲『新版注釈民法 (18)』662-663頁。

27 Enneccerus/Lehmann, a.a.O., § 223, I 2 c. 我妻栄『債権各論下巻一』(1972年) 992頁。

28 四宮・前掲『事務管理・不当利得 (事務管理・不当利得・不法行為 上巻)』109-116頁。

29 大判大4・4・20民録21・547。

30 MunchKomm/Lieb(1997), § 814 BGB, Rn. 18.

民法第705条は適用され³¹ない。

債務の存在しなかったことについては、返還請求権を否認する者が立証しなければなら³²ないが、その存在を知らなかったことを証明する必要はない。

債務の不存在の積極的認識は、被請求者がし³³なければならないが、内心的事実の立証は容易でないことから、多くの場合、間接事実から推定³⁴される。

弁済者が債務のないことを積極的に認識していたとしても弁済者が返還請求権を留保した場合には例外的に民法第705条は適用され³⁵ない。

民法第705条の立法理由については、弁済者が弁済時に債務の不存在を知っていたような場合には弁済者を保護する必要がないためとされる³⁶。したがって、弁済時に弁済をしなければならない合理的事情が弁済者にある場合は当該要件に該当しない。弁済を強制された場合や、弁済拒絶による

31 四宮・前掲『事務管理・不当利得（事務管理・不当利得・不法行為 上巻）』146頁、前掲『新版注釈民法（18）』667頁。ドイツでは、債務の存在につき疑いを抱いていたのに法律上又は事実上の紛争を回避するため債務を履行した場合、後にその返還を請求することはできないとされる（Staudinger/Lorentz (1999), § 814 Rn. 5）。

32 大判明40・2・8民録13・57。

33 大判大7・9・23民録24・1722。

34 前掲『新版注釈民法（18）』667、671頁。

35 最判昭35・5・6民集14・7・1127、最判昭40・12・21民集19・9・2221。

36 Esser, Schuldrecht, Band II, 4. Aufl., 1971, § 103 I 4 a. 我妻・前掲『債権各論下巻一』1119頁。立法者は「本条は不当弁済又は非債償却の取戻に関する要件を規定するものであって、債務の弁済として給付をした者はある事実を証明しないなら、その給付したものの返還請求ができないことは諸国の立法例が共に認めるところであるが、弁済者が証明することを要する事実に至ってはいまだ統一しない。すなわち既成法典〔旧民法典〕財産編第365条第1項はフランス民法その他これに模倣した諸国の立法例に従って、弁済者は債務の存在しないことはもちろん、錯誤で弁済したことを証明しなければならないとするのに反して、ザクセン民法その他二三の立法例は、単に債務の存在しないことを証明すれば足り、錯誤は法律上推定するものとする。恐らく、本案のような場合に、弁済者をして債務の存在に関する錯誤を証明させることは極めて困難で、そのため、しばしば事実と反する結果を生じさせる恐れがあるのみならず、結局受益者は債務が存在しないにもかかわらず弁済を受けたものであるため、本案は実際の便宜を斟酌して、弁済者は単に債務の存在しないことを証明することを要するが、錯誤を証明するには及ばないが、弁済者が債務の存在しないことを知って給付をしたときは、もちろんこれを取戻すことを許す理由がないため、受益者がこの事実を証明すれば、弁済者は給付の返還請求をすることはできないとした」とする（広中・前掲『民法修正案（前三編）の理由書』665-666頁）。

事実上の損害を避けるためやむなく弁済した場合など、その弁済が自由な意思に反してなされたと考えられる事情がある時には、弁済者はその返還請求権を失わない³⁷。

(二) 効 果

上記要件が充たされると、弁済者は給付したものの返還を請求することはできない。したがって、給付受領者は給付を正当に保有でき、目的不到達による不当利得返還請求等は認められない。

民法第703条との関係では、民法705条は、民法703条が定める不当利得返還請求権が排除される場合を補完するものである³⁸。

2 他人の債務の弁済（民法第707条）

(一) 要 件

(1) 他人の債務の弁済

債務者でない者が他人の債務を自己の債務と誤信して弁済することを要する³⁹。他人の債務を第三者として弁済した場合に、民法第474条による第三者弁済として有効な弁済であれば、民法第707条の適用はないが、債務者の意思に反するため当該弁済が無効である場合に、民法第707条を適用すべきか否かは問題である。

判例は債務者の意思が尊重されなければならないことを理由に民法第707

37 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（1988年）69頁、四宮・前掲『事務管理・不当利得（事務管理・不当利得・不法行為 上巻）』146-147頁、前掲『新版注釈民法（18）』665-666頁。MunchKomm/Lieb, a.a.O., § 814 BGB, Rn. 11; Staudinger/Lorentz, a.a.O., § 814 Rn. 7.

38 川角由和「民法703条・704条・705条・708条」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅲ』528頁。

39 最判昭62・4・16判時1242・43。弁済者が実際にその債務を負担している場合はもちろん、債務がそもそも存在しない場合には民法第707条の適用はない。そのため、火災保険の保険者が、債務があると誤信して、当該保険金上の質権者に弁済をなし、質権者が被保険者（質権設定者）に対する抵当権等の登記を抹消したような場合には民法第707条の適用はなく、保険者は質権者に不当利得返還請求ができる（大阪高判昭40・6・22下民集16・6・1099）。

条の適用を否定する⁴⁰。しかし、このように債務者の意思を尊重することに対しては取引界の実情に適さないとして、民法第707条を類推適用すべきとする有力な反対説がある⁴¹。

この問題を考えるにあたっては、債務者でない者の弁済が第三者弁済として有効な弁済になるための法律上の要件を客観的に充たさず、当該弁済が無効であることの危険を誰が負担するかが問題となる。債権者は通常当該弁済が有効な弁済であるか否かを知りうる立場にあり、そのような立場にある債権者の証書滅失などにより無効な弁済が有効になると解することは難し⁴²い。したがって、民法第707条の類推適用は妥当でないと考えられる。

（２）証書の滅失・損傷等

債権者が有効な弁済を受けたと誤信して証書を滅失または損傷し、担保を放棄し、または時効によってその債権を失った場合でなければならない。

判例は証書の意味につき、債務者でない者が、錯誤によって弁済した債権を証明する目的で債務者自らまたは第三者が債務者のために発行した証書をいうとして、制限的に解するが、民法第707条の立法趣旨に鑑みると、その書類の滅失・損傷により債務者に対する債権の証明をなしえないもので足りると解される⁴⁵。

40 大判昭17・11・20新聞4815・17。

41 我妻・前掲『債権各論下巻一』1130-1131頁。

42 前掲『新版注釈民法（18）』681頁。

43 大判昭8・10・24民集12・2580。

44 立法者は「債権者は債務者以外の者より弁済を受けることができることはもちろん法律の認めるところであるが、債務者でない者が錯誤によって債務の弁済をして、それにより債権者に損害を及ぼすことができないのは当然である。そして既成法典は単に債権者が善意で証書を毀滅した場合のみ弁済の取戻しを許さないと規定するが、きわめて狭きに失し、債権者の保護に欠ける。なぜならば、債権者が弁済を受けたため、以後その債権を行使せず時効にかからしめた場合、あるいは担保を不必要として放棄した場合などは、債権者の利害にとって証明の方法たる証書を毀滅した場合と区別する理由がないためである。そのため本案は既成法典第365条第2項の場合に右二個の場合を増補して、本条第1項の規定を設けて債権者の保護に万全を期した」とする（広中・前掲『民法修正案（前三編）の理由書』667-668頁）。

45 四宮・前掲『事務管理・不当利得（事務管理・不当利得・不法行為 上巻）』152-153頁。

証書の滅失・損傷は必ずしも有形的に証書を破棄する場合に限られず、証書を債務者または弁済者に返還する等債権者の支配を離れ、債権者が自由にこれを立証方法として使用できなくなった場合も含まれる⁴⁶。

担保の放棄⁴⁷については、担保権には一般的に付従性があることから、債権者が被担保債権の弁済を受けたと信じた場合に担保放棄の意思表示をすることはほとんどないと考えられるが、一部の弁済を受けて抵当権の抹消をする場合、ここでいう担保放棄に該当すると考えられる⁴⁸。

時効によってその債権を失うとは債権者が債権の満足を受ける可能性を失うことを意味するため、同一の給付を目的とする競合する請求権の一つが時効消滅しても、他の請求権を債権者が行使できる場合はこれに該当しない⁴⁹。

(二) 効 果

債権者が善意で証書の滅失・損傷等を行うと、民法第707条により、債権者は受領した給付を返還する義務はなく、その結果債権者は債権の満足を受け、真の債務者の負う債務は消滅する。

債務の消滅原因については目的到達によって債務が消滅するとする説と弁

46 大判明37・9・27民録10・1181。

47 我妻・前掲『債権各論下巻一』1129頁は、担保の放棄に保証人の免責を含むとすることは抽象論としては正当としつつ、一部の弁済を有効と誤信して保証人の責任を全て免除したような場合にも免責行為は錯誤で無効となり、民法第707条の適用はないとする。

48 四宮・前掲『事務管理・不当利得（事務管理・不当利得・不法行為 上巻）』153頁。

49 大判昭6・4・22民集10・217は、身元保証人の地位を相続したと誤信した相続人が弁済したため、不法行為による損害賠償請求権を時効により失った事案について、「債権者が同一の事実関係に基づき一面において不当利得返還請求権を有すると同時に他面において不法行為による損害賠償請求権を有するような場合においては、その一請求権につき同条所定の事由を生ずるも他の請求権の行使に支障ない以上別に債権者救済の必要はないため同条の適用はなく、競合する請求権全部につきその事由を生じた場合に限り同条を適用すべきと解するを相当」としている。

済が有効になるからとする説があるが、判例⁵⁰は後説を採用と解されている⁵¹。

非債弁済が民法第707条により有効になると真の債務者は弁済者の財産によって不当に利得することになるため、弁済者は債務者に対して求償利得返還請求権を有することになる（民法第707条第2項⁵²）。

四 非債弁済と求償の当事者

非債弁済との関わりで第三者弁済が問題となる場合としては、第三者が他人の債務であることを認識して弁済したものの、そもそも弁済の対象である他人の債務が存在しなかった場合など対価関係不存在の場合と、他人の債務につき自分が債務者であると誤信して弁済した場合（誤想弁済）が考えられる。

1 対価関係不存在と不当利得返還請求

求償利得返還請求権は一般的に非給付利得返還請求権の一類型として理

50 大判明44・11・27民録17・719。

51 四宮・前掲『事務管理・不当利得（事務管理・不当利得・不法行為 上巻）』154頁。

52 四宮・前掲『事務管理・不当利得（事務管理・不当利得・不法行為 上巻）』154頁、前掲『新版注釈民法（18）』685頁。

53 物権行為の無因性・有因性の観点からは、たとえば、AがBから建物を購入したが代金未払の状態、第三者たるCがその代金を支払い、これに基づきBがAに建物の所有権を移転した場合を考えると、当該売買契約が無効あるいは取消された場合、物権行為の無因性を認めるならば、所有権はAが有することから、Aの債権者Dが当該建物につき差押をした場合、Bは不利益を被る。

これに対して、物権行為の有因性を認めるならば、所有権はBが有することから、Aの債権者Dの差押に対しては第三者異議の訴えを提起でき（民執第38条）、その意味では、Bは不利益を被らない。ただし、当該家屋がAの占有下で滅失した場合に、民法第191条、あるいは同法第703条が適用されるとすれば、Aは売買契約の有効を信じた限り現存利益の限度でのみ責任を負うことから、Bは対価的牽連関係が確保されなければ不利益を被る可能性がある（加藤雅信『財産法の体系と不当利得法の構造』（1986年）460頁）。

解されているが、これは、第三者弁済が債権者に対する給付であることを前提にする⁵⁴。

こうした見解に対して、求償利得返還請求権の独自の類型としての存在を否定してこれを給付利得返還請求権と解する見解もある⁵⁵。この見解によると第三者弁済は債務者の債権者に対する給付であると同時に、第三者と債務者間の契約関係などから第三者の債務者に対する給付でもある⁵⁶。したがって、弁済が債務者の意思に反して事務管理が成立しない場合、民法第702条第3項により、弁済した第三者は債務者に対して給付利得返還請求ができることになる。

以下では給付についてのこのような二つの見解を踏まえて、第三者が他人の債務であることを認識して弁済した場合で、そもそも弁済の対象である他人の債務が存在しなかった場合など対価関係不存在の場合につき検討したい。

第三者が他人の債務であることを認識して弁済した場合で、対価関係が不存在の場合については、当該弁済が債務者の委託に基づく場合と委託に基づかない場合が考えられる。

まず、第三者弁済が債務者の委託に基づきなされた場合であって、しかも、弁済の対象たる債権が存在しなかったなどの場合、債務者が第三者を

54 四宮・前掲『事務管理・不当利得（事務管理・不当利得・不法行為 上巻）』54頁。

55 Esser, a.a.O., § 102 I 2 a; Wieling, Jus 1978, 801, 803.

56 給付概念については、谷口知平編『注釈民法（18）』（1976年）37頁以下。

第三者が、その弁済につき債務者の意思に反するもので事務管理が成立しないことを知りながら弁済した場合、その求償が給付利得返還請求であるならば、民法第705条が適用され、返還請求権が排除される場合もありうる。そこで、この給付に関する考え方の違いは第三者弁済における求償の問題を考えるにあたって重要な意味を持つ。

57 Larenz/Canaris, a.a.O., § 70 IV 3 a; Staudinger/Lorenz, a.a.O., § 8 12 Rn. 44. 四宮和夫「給付利得の当事者決定基準（三・完）—三者不当利得の場合—」成城法学10号（1981年）6-7頁。

して履行補助者ないし履行代行者として弁済する場合と利益状況が類似する⁵⁷。そこで、この場合、弁済者の債務者に対する給付と債務者の債権者に対する給付の二つの給付行為が存在すると考えられ、各々の給付関係で不当利得の問題が生じる⁵⁸。したがって、第三者弁済を委託した外観上の債務者は外観上の債権者に第三者が出捐したことを自らの非債弁済として返還請求することができる（民法第703条、第705条）。

他方で、弁済者は外観上の債権者に対して直接請求することはできないが、債務者の指示によって弁済をしていることから、委任の規定により債務者に対して必要費償還請求権を行使できる。前述したように民法第650条第1項の必要費とは受任者が各場合の事情に省み相当の注意の下に必要と認めた費用をいうため、たとえ第三者が弁済した債務が存在しなかったとしても債務者の指示に従った以上、弁済した第三者は委任事務を処理することによって必要費を支出したといえるためである⁵⁹。

次に、第三者弁済が債務者の委託に基づくことなくなされた場合であっても、しかも、弁済の対象たる債権が存在しなかったなどの場合については、これを第三者の債権者に対する給付と捉えれば、当該第三者は債権者に不当利得返還請求権を行使できることになる。

他方で、第三者弁済を第三者の債務者に対する給付と債務者の債権者に対する給付という二つの給付として捉えれば、債権者の不当利得は弁済した第三者でなく債務者に対するもので、したがって、第三者の債権者に対する直接請求は否定されることになる。

58 ドイツにおいて債務者が指図した第三者弁済の場合、債務者が第三者をして履行補助者ないし履行代行者として弁済する場合と同様に扱う見解が通説であるが（Larenz/Canaris, a.a.O., § 70 IV 3 a; Staudinger/Lorenz, a.a.O., § 812 Rn. 44）、弁済者が債権者に対して直接返還請求すべきとする少数説もある（Reuter/Martinek, Ungerechtfertigte Bereicherung, 1983, § 12 III 3）。

59 四宮・前掲「給付利得の当事者決定基準（三・完）—三者不当利得の場合—」6-7頁。

この問題についてドイツの多数説は、債務者の指図がない場合、弁済者の外観上の債権者に対する出捐を債務者の債権者に対する給付と見ることはできず、したがって、弁済者が直接債権者に対して給付をしたものと考えなければならないとする⁶⁰。この見解によれば、第三者弁済につき第三者が弁済した債務が不存在の場合などには、弁済者は直接給付受領者たる外観上の債権者に対して当該給付の返還請求をすべきことになる⁶¹。

これに対して対価関係が不存在の場合にも給付関係を認めようとする少数説⁶²は、第三者の債権者に対する出捐を、債務者との関係で贈与、あるいは事務管理に基づく求償権の取得を目的とするものと考え、これを債務者に対する給付と考える。そのため、弁済されるべき債務が不存在の場合などには、外観上の債務者は外観上の債権者に対して非債弁済返還請求権を取得し、弁済者は外観上の債務者に対して給付利得返還請求権を取得するとする⁶³。

対価関係不存在にもかかわらず第三者が外観上の債務を弁済した場合、債務が存在しない以上他人の事務を認めることはできないことから、この

60 Larenz/Canaris, a.a.O., § 70 V 3 b; Staudinger/Lorenz, a.a.O., § 8 12 Rn. 43; Reuter/Martinek, a.a.O., § 12 III 3; Medicus, a.a.O., Rn. 68 4f.

61 四宮・前掲「給付利得の当事者決定基準（三・完）—三者不当利得の場合—」6頁。

62 Esser, a.a.O., § 102 I 2 a; Wieling, Jus 1978, 801, 802ff. 川村泰啓「不当利得における因果関係」柚木馨＝谷口知平＝加藤一郎編『判例演習〔債権法2〕』（1964年）137頁。

63 ドイツの少数説によると、外観上の債務者は弁済者の給付によって外観上の債権者に対する非債弁済返還請求権を取得する。したがって、弁済者は弁済受領者に対する非債弁済返還請求権を自分に譲渡するように外観上の債務者に請求できるにすぎない。そして、外観上の債務者につき破産手続が開始すると、外観上の債務者が有するこの不当利得返還請求権を譲受けることができず、弁済者は、外観上の債権者の無資力の危険だけでなく外観上の債務者の無資力の危険も引き受けることになる（Canaris, a.a.O., S. 847）。

64 Flume, NJW 1991, 2521, 2522.

場合に当該第三者に事務管理による求償を認めることはできない⁶⁴。また、外観上の債務者は当該第三者弁済により何も失わないとともに何も取得せず、さらに当該第三者弁済に何ら関与していないことから、外観上の債務者の不当利得返還請求権の行使は認められず、弁済者は直接給付受領者たる外観上の債権者に対して当該給付を非債弁済として返還請求できるのみと考える⁶⁵。

2 誤想弁済者の選択権

弁済者が、自分が債務者であると誤信して他人の債務を弁済した場合、弁済者は他人の事務を管理する意思を持っていないことから、事務管理は成立しない。また、真の債務者の債務は消滅しないことから債務者に利得を認めることもできない。したがって、錯誤で弁済をした者は債権者に給付したものを非債弁済として返還請求できるだけである（民法第703条、第705条、第707条⁶⁶）。

前述したように、民法第707条第1項により、債権者が誤想弁済者の弁済を有効と信じて証書を滅失または損傷し、担保を放棄し、または時効によってその債権を失ったときには弁済者は債権者にその返還を請求できないが、同条第2項により、弁済者は債務者に対して求償権を行使できる。弁済者の非債弁済返還請求権が排除されると、債権者は給付を受領したといえ、その限度で債権者の真の債務者に対する債権は消滅するためである⁶⁷。

65 四宮・前掲「給付利得の当事者決定基準（三・完）—三者不当利得の場合—」6頁。

第三者の弁済において弁済者と債務者間に贈与関係が成立する場合には弁済者は債権者に対する給付利得返還請求権を債務者に贈与する義務を負うが、弁済者と債務者間の贈与関係が錯誤に基づき無効であれば、このような義務は負わない（四宮・前掲「給付利得の当事者決定基準（三・完）—三者不当利得の場合—」7頁）。

66 四宮・前掲「給付利得の当事者決定基準（三・完）—三者不当利得の場合—」16頁。

67 前掲『新版注釈民法（18）』685頁。

これに関連して、ドイツにおいて、非債弁済返還請求権を行使できる誤想弁済者は、債権者に対する給付利得返還請求を放棄することによって当該弁済を事後的に第三者弁済とすることができるとする見解が有力に主張されている⁶⁸。

しかし、他方で、このような弁済者の選択権については、債務者がすでに債権者に弁済した場合や相殺適状にあった場合に、選択権行使の結果生ずる遡及的第三者弁済により、債務者は債権者に非債弁済返還請求をしなければならなくなったり、相殺適状を喪失することになるため、債務者が不利な地位に置かれる可能性があるとして反対する見解もある⁶⁹。

ドイツでの選択権理論から単純に日本においても当該選択権を肯定することはできない⁷⁰が、ドイツにおいて選択権が問題となる場面は日本においても生じうる⁷¹。

68 Koppensteiner/Kramer, a.a.O., S. 39ff.; Reuter/Martinek, a.a.O., § 12 III 4 b. ドイツにおける学説につき、渡邊「誤想弁済者による給付型不当利得と求償型不当利得との関係—ドイツにおける判例・学説の検討を通じて—」名法201号(2004年) 526頁以下。

フランス破産院は、誤想弁済において弁済者は債権者に対する非債弁済請求の代わりに真の債務者に対して求償できるとし (Cass. 1^{re} civ., 13 oct. 1998, Bull. 1998 I n° 299)、学説はこの求償権の性質を不当利得返還請求権と理解する (Terre/Simler/Lequette, Droit civil. Les obligations, 8^e ed., 2002, n° 995)。

69 Staudinger/Lorenz, a.a.O., § 812 Rn. 60; Medicus, a.a.O., Rn. 951. 弁済者の選択権が認められ、誤想弁済が有効になると、破産債権および元来の債権は消滅するため、破産財団は弁済者の選択権行使によって縮小される結果となる。そのため、債権者が単なる無資力状態を超えて破産手続が開始された場合、債権者の利益と弁済者の利益が衝突する可能性があるが、押し付けられた利得の理論により、債権者に対する弁済ないし相殺適状の事由を不当利得返還請求者に主張できるとすれば、問題ないと考えられる (Larenz/Canaris, a.a.O., § 69 III 2 c; Reuter/Martinek, a.a.O., § 12 III 4 b)。

70 民法第707条はフランス法に由来する (『法典調査会民法議事速記録五』(1984年) 247頁)。フランス民法第1377条第1項は、錯誤により債務者であると誤信して弁済した場合には債権者に対して返還請求できると規定している。そして、同条第2項は、債権者が弁済後に証書を滅失・損傷させた場合には返還請求できないとする。ただし、真の債務者に対する弁済者の求償には影響がないとする。

71 渡邊・前掲「誤想弁済者による給付型不当利得と求償型不当利得との関係—ドイツにおける判例・学説の検討を通じて—」534頁以下。

選択権を否定すると、債権者破産の場合に、弁済受領者の破産管財人は改めて真の債務者に全額請求できることから、破産債権者は実質的に債務者と弁済者双方から給付を受領して二重に満足を受けうる結果となること⁷²や、清算における法律関係の簡略化のためにも、債務者の選択権を認め⁷³つ、債権者破産の場合にだけこれを制限する解釈が妥当と考えられる⁷⁴。

五 おわりに

債務の弁済が第三者弁済として認められるためには、第三者が他人の債務の弁済であることを認識し、かつ受領を要するときにはそれを表示して、給付行為がなされることが必要であるが、この給付については、不当利得法上、これを第三者の債権者に対する一つの給付と捉える見解と、債務者の債権者に対する給付と第三者の債務者に対する給付の二つの給付と捉える見解がある。そして、この給付に関する考え方の違いは、第三者弁済における求償の当事者の問題を考えるにあたって重要な意味を持つ。

そして、非債弁済との関わりで第三者弁済が問題となる場合としては、第三者が他人の債務であることを認識して弁済したものの、そもそも弁済の対象である他人の債務が存在しなかった場合など対価関係不存在の場合と、他人の債務につき自分が債務者であると誤信して弁済した場合（誤想弁済）が考えられる。

72 Caemmerer, a.a.O., S. 349.

73 非債弁済が民法第707条により有効となると同条第2項により債権者からの債権譲渡を介することなく、弁済者には債務者に対する求償利得返還請求権が認められることもこれを支持すると考えられる（藤原正則『不当利得法』（2002年）356頁）。

74 Larenz/Canaris, a.a.O., § 69 III 2 c; Reuter/Martinek, a.a.O., § 12 III 4 b. 四宮・前掲「給付利得の当事者決定基準（三・完）一三者不当利得の場合」10頁、渡邊・前掲「誤想弁済者による給付型不当利得と求償型不当利得との関係ードイツにおける判例・学説の検討を通じてー」540頁以下。

まず、対価関係不存在の場合については、当該第三者弁済が債務者の委託に基づきなされた場合、たとえ第三者が弁済した債務が存在しなかったなどしても債務者の委託に従った以上、弁済した第三者は委任の規定により債務者に対して求償権を行使できる。そして、第三者弁済が債務者の委託に基づくことなくなされた場合、弁済者は直接給付受領者たる外観上の債権者に対して当該給付を非債弁済として返還請求できる（民法第703条、第705条）のみで、外観上の債務者に対して求償ないし求償利得返還請求はできないと考えられる。

次に、弁済者が他人の債務を自分の債務と誤信して弁済した場合については、弁済者は他人の事務を管理する意思を持っていないため事務管理が成立しないだけでなく、真の債務者の債務は消滅しないことから、債務者に利得を認めることもできない。したがって、錯誤で弁済をした者は債権者に自らが給付したものにつき給付利得返還請求ができるのみと考えられる（民法第703条、第705条、第707条）。ただし、当該誤想弁済者は、債権者に対する給付利得返還請求を放棄することによって、当該弁済を事後的に第三者弁済とすることができ、これにより債務者に対して求償利得返還請求権を行使できるが、債権者破産の場合には当該求償利得返還請求権の行使は制限されるべきと考えられる。

研究ノート

キリスト教民主主義の概念的・歴史的・ 理論的把握に向けて

吉 野 篤

- 1 はじめに
- 2 ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義政党の概観
ーカリバスによる整理
- 3 概念についての素材ーK.ケルスベルゲン「キリスト
教民主主義の特異性」
- 4 歴史についての素材ーW.ベッカー「政治的カトリシ
ズムからキリスト教民主主義へ: 近代ドイツにおける
キリスト教政党の発展」
- 5 理論についての素材ーP.アルベルティ・R.レオナルディ
「キリスト教民主主義の多極共存的構造」
- 6 多極共存論の概観ーアンデバークによる整理
- 7 おわりにー研究文献について

1 はじめに

キリスト教民主主義にたいする関心がどのようにして高まったのかは、自分自身のなかでもそれほど明らかではない。イギリス政党史から始まった研究は、自由党の衰退過程を手始めに、19世紀における自由党の組織化に関する歴史的展開、ほぼ同時期に並行的に進められた保守党の組織化に関する歴史的展開へと進展した。ミクロな政治史研究は、岩崎美紀子・筑波大教授のいう「なぜ」という問題意識(『比較政治学』岩波書店 2005年)の連鎖をそれなりに刺激したが、基本的には政党史の基本的事実関係をつかむことに重点が置かれていた。

その後、研究上の主要な関心は政治分析の方法論、なかでも1980年代半ば以降において急激な展開を見せた「新制度論」の問題に向いた。そのカテゴリーのひとつである「歴史的制度論」の分析枠組は、政党史研究を「理論的」に方向付ける方法論として注目すべき内容を含んでいる。問題関心は、政党史あるいは政党制の歴史的展開過程は一定の「軌道」に理論的に規定されているのではないかという点に移ったといえる。このような問題に興味を抱いたのは、政治史に現代の政治分析の方法論を適用できるのではないかという意識が少しずつ高まったからである。契機となったのは、「比較政党論」という観点から、ヨーロッパのキリスト教民主主義政党の歴史なり構造を初歩的な段階ながら取り上げたことである。最初はドイツとイタリアに限定されていたが、その後オランダに着目した。

ヨーロッパ政治の保守勢力として、第二次大戦以後の相当期間にわたって、政権構成の主導的勢力であったキリスト教民主主義は、自分の眼には、現実的側面からも学問的な側面からも、正当な注目を受けていないと映った。ここにはもちろん、研究上の「空白」を少しでも埋めたいという希望的・打算的感覚が働いていたにせよ、この観点はそれほどの外れではないと現在でも考えている。

本研究ノートは、比較的最近に発表された、ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義およびキリスト教民主主義政党に関する研究文献をいくつか取り上げて、この輪郭をつかみにくい、しかしながら政治勢力として重要な現象を理解するための概念的・歴史的および理論的素材を提供しようとするものである。なお、本論の最初と最後は、おそらくシルズDavid L. Sills編の『社会科学国際百科事典』International Encyclopedia of the Social Sciences.以来のきわめて重要な成果であると思われる、スメルサーNeil J. SmelserとボルツPaul B. Baltesを編集主幹として2001年に刊行された『社会・行動科学国際百科事典』International Encyclopedia of the Social and Behavioral Sciences. 26vols.から、「キリスト教政党」と「多極共存論」の項目を訳出したものである。概念整理のために有益で

あると判断した。ただし、とくにカリバスS. N. Kalyvasが担当した前者は、必ずしもキリスト教民主主義政党の基礎的説明とはなっておらず、この研究者の方法論をある程度理解していないと分かりにくい内容となっていることをあらかじめお断りしておく。このような分析上の方法論の問題については、以下の本論5で取り上げられる論文のなかで的確に論及されている。

2 ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義政党の概観 ーカリバスによる整理

S・N・カリバス「ヨーロッパのキリスト教政党」

S.N.Kalyvas, “Christian Parties: European,” in *International Encyclopedia of the Social and Behavioral Sciences*, Vol.3, 2001, pp.1750-52.

キリスト教（あるいはキリスト教民主主義）政党はヨーロッパにおける最も成功した政治運動のひとつである。カウンターパートである社会民主主義政党とともに、これらはヨーロッパ政治を支配した。これらの政党はイタリア・ドイツ・オーストリア・ベルギーおよびオランダといった諸国で連立政府の指導的メンバーとなってきた。これらは現在でも（保守系の政党とともに）ヨーロッパ議会における最大の集団を形成している。

キリスト教民主主義政党はこのラベルを用いる政党とはいえない。事実問題として、キリスト教民主主義政党はほとんどキリスト教的ではない。それはきわめて世俗的な社会のなかで作動する世俗政党である。今日、それは保守あるいは自由主義政党とほとんど区別できないように見える。しかしながら、それはある固有の歴史をもっており、この歴史がこれらの政党の特定の性質を解明し、またこれらの政党の政治への主要な貢献を説明する助けとなる。この貢献は二つの逆説的帰結をめぐって表明される。すなわち、これらの政党はそもそも、出現しつつあったヨーロッパの自由

民主主義的秩序に異議を唱えるために形成されたものの、事実上、ヨーロッパにおける世俗主義・自由主義および民主主義の柱となった。キリスト教民主主義の政治家はまた、ヨーロッパの統合過程を先導し、社会主義と果敢に闘ったものの、結局巨大な福祉国家を建設することになった。このような進化は、民主化というものが、民主主義の理念と原則の流布から直接的に生ずるよりもむしろ、いかに政治的戦略の偶発的帰結でありうるかということの驚くべき事例のひとつである。

1. 起 源

現代のキリスト教民主主義政党は、19世紀後半に創設され政治的カトリシズムの表明手段のひとつであった宗派政党から進化した。これらのカトリック政党は、「原理主義的」および(1864年の教皇の回勅「誤謬表」*Syllabus of Errors*で法典化されたような)神学的な見地から、ヨーロッパにおける自由主義の優位に異議を唱える、おおむね反自由主義的・教皇至上主義的な運動から成長した。実際に、キリスト教民主主義は自由民主主義に對峙して鑄造された概念であった。自らの特権、とりわけ教育の分野における特権の損失を恐れたカトリック教会によって先導されたとはいうものの、カトリック運動はカトリック政党への変容を通じて教会からの独立を勝ち取った。カトリック教会は、会衆にたいする独占的統制権を奪ったこの過程に可能な限り抵抗した。しかし、教会はこの展開を阻止することに失敗した。というのは、民主主義はカトリックの活動家に権力と正当性の強固な資源を与えたからである。当初はイデオロギー的根拠に基づいて民主主義に強く反対していたものの、これらの活動家は自らの利益が活動の強化とさらなる拡張にあることを直ぐに認識した (Kalyvas, 1996)。

宗派政党が形成された過程は相互に矛盾するような二つの重要な帰結を伴っていた。第一に、この過程は宗教を宗派政党の基礎的要素、すなわち自らのアイデンティティの核に変えた。だが宗教は利益であるよりも障害であることが分かった。第二に、宗教的訴えは、宗教の擁護というメッセー

ジへの忠誠だけで結合した諸利益集団から成るきわめて異種混合的な政党を産み出した。だが、この社会的な異種混合性はこれらの政党内部での階級の突出を強めた。

2. 宗 教

宗派政党は、宗教にたいして友好的ではあるが、教会とのあまりにも密接な関係からは距離を置こうとした。宗教はこれらの政党の自律性と同じように訴求力を制約した。同様に教会はこれらの政党から距離を置くことによって自らの普遍主義的アイデンティティをかううじて保護することができた。しかしながら、これらの政党は自らの宗派的性格を脱落させることはできなかった。というのは、宗教はこれらの政党の異種混合的な社会基盤をともに維持させる接合剤となったからである。この窮地は巧妙であるが容易ならざる方法で解消された。宗派政党は宗教を、これらの政党が同時にキリスト教的であり世俗的でもあることを可能にする、あいまいな人道主義的・道徳的概念へと再規定した。「宗教的靈感」あるいは「キリスト教文明の価値」といったあいまいな表現は、これらの諸政党の公的な言説のなかに見出される宗教への唯一の言及として残っている。これが、同時にキリスト教民主主義者であり無神論者でもあることを完全に可能にするような状況へと導いた。実際には、このことはひとつの矛盾として認識されてさえいない。

こうして、キリスト教民主主義政党はある基本的な点でそれぞれの国政の「脱神聖化」と世俗化に貢献した。その際逆説的に、宗教の政治化は政治の世俗化に貢献した。キリスト教はひとつの政治的アイデンティティとして正統化されているとはいえ、あるよこしまなやり方で、その宗教的内実を枯渇させた。そしてこのような芸当はキリスト教の反対者よりもむしろ支持者によって遂行された。したがって、宗派政党の世俗化は、これらの政党の内部に原因があったのであり、しばしば考えられるように対外的な社会的発展に後から適応したというよりもむしろ、第二次世界大戦以前

に十分生じていた。民主主義の強化に加えて、このような展開は、第二次大戦後、諸宗派間主義への軌道を敷くことによって、その後にキリスト教民主主義を、ドイツのような宗派の混在している社会における支配政党へと転換させることによって、キリスト教民主主義政党の立場を一層強化した。

3. 階 級

宗派政党の社会基盤は数多くの往々にして対立する諸利益から構成されていた。すなわち、社会的異種混合性は立ち上げ当初からこれらの政党の特質であった。この意味で、キリスト教民主主義政党はその名称ができる前から包括政党であった (van Kersbergen,.)。この異種混合性は階級を犠牲にして宗教を強調したイデオロギー的輪郭の直接的な結果であった。しかしながら、対外的な「非階級主義」は対内的な「階級主義」を産み出した。「強力なカトリック労働者」および「小作農民」の連合体は、階級 (standenあるいはlager:陣営) の見地から規定される諸組織に基礎付けられた特殊な連合構造を事実上採用した新たな諸政党へと編成されねばならなかった。結果として次に起こる紛争は、諸政党の統一と凝集性を確保するのに不可欠であった極度に調整主義的・妥協的取り組みの原因となった。

このようにして、これらの自己主張の強い異質な利益集団間の調停は至上命題となった。結果的に、キリスト教民主主義政党は調停の政治を駆使するのにとりわけ習熟するようになった (van Kersbergen,.)。それらの政党の批判者はそれを機会主義であるとして、また、「目的が手段を正当化する」という信念であるとして嘲笑した。ヨーロッパ統合過程の中心概念のひとつである補完性の原理 (国家のような上位の機関は、個人あるいはより小規模な社会に管轄権のない場合にのみ、介入すべきであるという原理) もまた、これらの展開に遡って考えることができる。

主流の保守あるいは自由主義政党とは区別されるキリスト教民主主義の強力な社会的構成の起源は (1893年の回勅Rerum Novarumのような教皇

の回勅のなかによりもむしろ）ここにある。事実、多くの研究の知見によれば、キリスト教民主主義の強みは、高水準の福祉関連支出と組織化（組合化）とに明確に結び付けられて考えられている。ケルスベルゲンは、特殊キリスト教民主主義的な社会政策の核心を識別しているが、彼はそれを社会的資本主義と呼んでいる。この政策的核心は、社会的市民権の自由主義的・社会民主主義的概念とは重大かつ体系的に異なっている。キリスト教民主主義的な福祉国家は、支出と規模という点で、社会民主主義的な福祉国家と同様に大きい。しかし、それはまったく異なる。それは個人よりもむしろ家族を特権化し、社会サービスよりもむしろ現金の利益を特権化し、また、労働市場の結果を覆すよりもむしろ保持しようとする。第二次大戦の終結以後、宗教よりもむしろ（政治的反共産主義に沿った）社会的資本主義こそが、キリスト教民主主義政党の拠って立つ基盤—それに基づいて支配する基盤を提供した。このように、社会的資本主義はキリスト教民主主義的な動員の帰結であるのみならず、その手段でもあった。

1990年代が進むにつれて、キリスト教民主主義政党は長期にわたる深い危機に陥った。それらは選挙での急激な衰退を経験し（オーストリア、ベルギー、オランダ）あるいは全体的崩壊さえ経験した（イタリア）。それらは大きな財政的スキャンダルに連座し（ベルギー、イタリア、ドイツ、オーストリア）、東欧への予期されたような拡大に失敗した。冷戦の終結を部分的にこうした展開のいくつかの原因であると思えることはできるが、この危機はもっと深刻な状況にある。グローバルな経済競争の不可避性はキリスト教民主主義政党の団結と選挙アピールの双方を保証してきた社会的資本主義の制度配置を掘り崩した。換言すれば、これはキリスト教民主主義政党の危機であるよりもむしろキリスト教民主主義自体の危機である。キリスト教民主主義政党は、ヨーロッパ政治の有意な勢力のひとつであり続けたいとすれば、自らを再創造しなければならないであろう。過去を振り返るとしても、そこに見出されるのは、キリスト教民主主義政党のしばしば忘れ去られた歴史が、たびたび意図せざる、しかしそれにもかかわら

ず巧妙な、適応と再創造の実践の膨大なレパートリーをもっているということである。

3 概念についての素材－K. ケルスベルゲン「キリスト教民主主義の特異性」

Kees van Kersbergen, “The Distinctiveness of Christian Democracy,” in *David Hanley(ed.), Christian Democracy in Europe: A Comparative Perspective*, 1996.pp.31-47.

キリスト教民主主義とは何か。それは特異な政治運動なのか。わたしは、政党に関する研究文献に見出されうる、特異性を否定する数多くの議論への反応を展開することによって、後者の問題にたいする肯定的答えを示唆する。ここでわたしは特異性のテーゼへの三つの反論を取り上げる。第一の議論によれば、キリスト教民主主義は、おそらく宗教問題と道徳性の争点にやや多くの注意を払う保守主義の変種に他ならない。第二の主張によれば、キリスト教民主主義は基本的に中道の運動であるので特異性に欠けている。第三の関連する主張によれば、キリスト教民主主義の特殊性は、それが包括政党に組み入れられていることによって阻害される。

しかしながら、わたしの見解では、これらの議論のいずれも特異性のテーゼのもっともらしさを確信的に覆すものではない。先ずわたしは、キリスト教民主主義は特異な政治現象であるという命題に対立する議論の概要を提示する。この説明に続いて、わたしは直ぐにそれらにたいする返答を明確化する。これらの反論は第二部で推敲される。そこでのわたしの議論は、キリスト教民主主義は、特殊な社会・経済政策モデルによって、また、宗教がこの運動に環境変化に適応する比類なき機会を与えるゆえに、他と区別されるということである。結論部でわたしは、西ヨーロッパにおける一宗教としてのキリスト教が政治的重要性を低下させている状況下でさえ、キリスト教民主主義が自らの特異な性格を維持する、その範囲を確定しよ

うと試みる。

キリスト教民主主義は保守主義に等しい

かくてわたしが検証しようとする仮説は、キリスト教民主主義は特異な政治現象であるということである。一見したところ、これは取るに足りない言明であると思われるかもしれない。しかし、比較政治学・比較政府論あるいは比較政治社会学に関するいくつかのテキストを労を惜しまずに調査すれば、そのような特異性は概して否定されていることに気付くであろう。キリスト教民主主義は通常、単に保守主義の変種あるいは中道右派に位置づけられるものと解釈されている。

例えば、あるテキストの説くところでは、「教会の支持は保守派の間ではきわめて重要であるので、いくつかの国では彼らは自らの名前にキリスト教徒を含めている」（Steiner, 1986.）。他のもっと最近のテキストは、キリスト教民主主義を中道右派の政党集団のメンバーとして分類している。保守主義とキリスト教民主主義の相違は、第一義的には、後者が「主流の保守主義を宗教的価値の擁護によって希釈する」のに対して、前者は「組織化された宗教との伝統的連繋の欠如によってと同様に、より断固とした反社会主義的レトリック」によって識別される（Gallagher et al.）。他方、比較政治社会学の研究者は、「多くの場合、保守政党とキリスト教民主主義政党を区別することは困難である」という主張に耐えなければならないであろう（Lane and Ersson.）。メニーMenyも保守主義とキリスト教民主主義の輪郭を描くのに苦労している。彼によれば「キリスト教民主主義者と保守主義者は数多くの側面—人間性についてのペシミズム、所有権・過激に走らない集団および家長などの権威への愛着—で合意があることを見出すであろう」（Meny.）。

実際には保守主義とキリスト教民主主義には多くの類似点があるというのが実状であろう。しかしながら問題は、社会に関するキリスト教民主主義的イメージと、いわば社会民主主義的あるいは自由主義的イメージの、

類似性の妥当なリストを作ることが可能なかどうかである。したがってわたしの主張は、保守主義とキリスト教民主主義の類似点を指摘することによって特異性を否定する人々は、キリスト教民主主義と他の政治的イデオロギー、とりわけ社会民主主義・自由主義の間にはそのようなアナロジーは存在しないということを示す課題に依然として直面しているということである。

中道現象としてのキリスト教民主主義

これらのテキストを通り一遍に見たところでは、次のような像が浮かび上がる。すなわち、せいぜいのところキリスト教民主主義は保守主義の仮装された形態として理解されうるというのがそれである。しかしながら、特にキリスト教民主主義それ自体の研究者の間には、もっと洗練された像が見出される。「特異性テーゼ」と呼ばれるものとは対照的に、特異性への反論は、キリスト教民主主義は基本的に政治的中道の現象であるとの広く流布している観察から生ずる。分析対象は、中央に一定の位置を占め、いくぶん抽象的に規定される政治的中道に存在する何ものかの間にあるということに、キリスト教民主主義の研究者は合意する傾向にある。そしてそのような中道は、イデオロギー的見地からは政党制の一局面として、あるいは政策スタイルとの関連では結果あるいは出力として交互に認識されている。中道の議論の主張によれば、キリスト教民主主義は左派・右派双方の特徴を共有している。

キリスト教民主主義は「自由主義と集産主義、資本主義と共産主義の間を行く道を恒久的に探すという態度表明に他ならず、そこには資本主義と自由主義に与するバイアスがかかっている」(Irving.)。キリスト教民主主義のイデオロギーに特質があるとすれば、それは「一方の資本主義と他方の共産主義によって推進される極端な教義の率直な拒否の歩み寄りを図る。双方とも教会の揺るぎない教えに反する物質主義の形態を代表している」(Meny.)。キリスト教民主主義の運動と政党は「時代の共鳴板であり、

したがって歴史的変化とともに変化する。予見しうる歴史過程への信念に基づく共産党宣言というような意味での綱領は存在しない」(Maier.)。自然法もまた重要であり、それは「キリスト教民主主義に、キリスト教政党の国民的・宗派的形態があるのと同じように、日常の政治の構造における多くのバリエーションを与える、まさしく広範な基盤を提供する。」(Maier.)。それは中道で機能する運動であり、それ自らの基礎理論をもたないように思われる。むしろそれは、自由主義・保守主義・社会主義思想をイデオロギーのごった煮へと混ぜ合わせるために、これらの思想の諸要素を自由自在に借用することを敢えて選ぶのである。キリスト教民主主義と保守主義は厳密には同じではないが、しかし両者は、私有財産は不可侵の権利を構成し、共産主義は忌まわしい運動であり、国家はそれがもつ介入主義的傾向という観点から制約され注意深く監視されるべきであるという確信を共有している。「しかしキリスト教民主主義者は19世紀自由主義の信条を否定する。すなわち彼らは国家が社会における弱者を保護し、経済を指導する必要性を受け入れる。また彼らは協調、すなわち政府・産業・労組および他の利益集団間の協議に好意を示す」(Irving.)。

キリスト教民主主義の独創性がどこにあるかは明らかであるように思われる。「とりわけキリスト教民主主義政党は政治的世界のあらゆるコーナーから素材を引き出し、それを批判し、各々の要素が他の要素の見地からそれ自体の場所を見出すようなパターンへと再機能させる」(Fogarty.)。自由主義的個人主義はキリスト教民主主義的言説ではパーソナリズムとして表れる。パーソナリズム論における自己は個人以上のものである。というのは、その形而上学は、彼あるいは彼女の社会的環境における個人を説明するだけではなく、きわめて込み入った人間のアイデンティティの不可欠な、また明白な側面としての宗教的局面を強調するからである。社会主義あるいは社会民主主義の集産主義は、その集産性がパーソンを支援し完成させるために存在していることを強調する、キリスト教民主主義の連帯主義の哲学として表れる。集産主義はまた、多元主義の特殊なバージョン

へと変容し、そこでは、社会は多様な制度から成り、国家は主要な制度配置であるとはいえ、そうした制度のひとつであるに過ぎないと主張される。保守主義的伝統主義はキリスト教民主主義の政治理論では「時間という要素、変化が成功することの難しさおよび順調な継続的發展の重要性への評価」(Fogarty.)として表れる。

キリスト教民主主義政党は、ある特殊なイデオロギー的・反自由主義的意味における人民党という自己認識をもっている。それらは、原子化された、またそれゆえに実質のない諸個人よりもむしろ、協会や職業に組織された人民 a peopleに訴えかけている (Mayeur.)。おそらくブルジョア的・保守的・キリスト教民主主義的運動は互換的な実体をもっている (Van Veen.)。その意味でこれらの運動の可能な相違を問うことはほとんどできないであろう。そしてそうであるとしても、基本的に政治的活動範囲の中道で作動するというキリスト教民主主義の自己認識は、おおむね正当化されるように思われる (Von Beyme.)。

このように、あらゆる理論家は、キリスト教民主主義を、共通に政治システムの中道あるいは総じて政治的・イデオロギー的範囲の中道として描く何らかの空間的比喩をもつ傾向にある。中道の、中間の、人民的といった形容詞は同じ方向に向いているように見える。キリスト教民主主義をよく練られた、充分に一人前のイデオロギーを備えた運動として規定することはできない。左右の連続体上のある点でそれを明確に規定することはできず、むしろそれはある灰色の幸福な中間点を占めている。自由主義や社会主義とは異なり、キリスト教民主主義はそれ自らの政治・社会理論を欠いているように見える。それはいつもネガティブな見地から規定される。すなわちそれは社会主義的でも自由主義的でもなく、これらの政治運動双方の一定の要素を共有している。それは資本主義と社会主義という進退窮まる道の間を注意深くたくみにかいくぐる。

かくして論点は明確である。すなわち、キリスト教民主主義をそれ自体の観点から特殊化することはできない。というのは、それは何ものかをも

つものではないからである。それは基本的に機会主義的でプラグマティックであり、したがって判然としていない。ひとつの反訴は、キリスト教民主主義という現象のそのような理解は、それが正当化しにくい二つの暗黙の前提のなかに基礎付けられているので不十分であるということである。第一の前提は、政治の中道は明確な方法で理論的・経験的に特化されうるので、キリスト教民主主義の中道的立場は政治システム内の少なくとも二つの他のアクターの間にある立場と等しいということである。第二の前提は、仲介者の立場、すなわち、中道として記述されうる政治的スタンスはおそらく、固有の原則と戦略の結果ではありえないということである。中道論と呼ばれるものに基づいてキリスト教民主主義の特異性を否定する人々は、したがって依然として次のことを示さなければならない。

（a）政治の中道の意味するもの

（b）そのような中道を経験的に位置づけることができるということ

（c）中道主義者の戦略と政策は特異な原則に基礎付けられてはいないということ

包括政党としてのキリスト教民主主義

包括政党の概念（Kirchheimer.）はとりわけキリスト教民主主義政党に適用できると広く主張されている（Von Beyme.）。事実、キリスト教民主主義は自らが国民社会内の多様な階級・集団および階層の拠りどころ a homeを提供することを示す人民党と称してきた。

主に特定の社会集団あるいは宗教階層の政治的代表であった戦前の大衆統合政党が1950年代・60年代にいわゆる真の大衆（人民）政党に転換したというのが包括政党論の本質である。これらの政党は大衆を政治システムおよびブルジョワ社会に統合するという旧来の目的を放棄したが、それはそのような目的を、他の類似した政党との選挙競合でできる限り多くの票を獲得するという唯一の目的に置き換えるためであった。新たなタイプの政党は、より良い選挙結果のために従来のイデオロギー的遺産を清算した

ことから生じた。出現したのは、ひとつの側面、すなわち得票の渴望という点で特異であるに過ぎない政党であった。

キルヒハイマーの包括政党概念はキリスト教民主主義に適用できないとする主張を根拠付ける二つの議論がある。第一に、キリスト教民主主義は政党ではなく政治運動である。このことが意味するのは、社会民主主義が社会民主主義的な労働運動全体との関連で解釈されなければならない(Esping-Andersen and van Kersbergen.)のとまさに同じように、キリスト教民主主義政党はキリスト教民主主義運動全体の文脈から離れては正当に分析されえないということである。これらの政党は大部分、関連する社会組織・制度の政治的代表的あるいはそれらと対になっている組織であった。かくして、キリスト教民主主義は選挙競合の論理に直面するのみならず、組織と制度の論理にも対処しなければならない。

第二に、選挙競合における宗教の役割はどのように解釈されるべきか。この解釈を明確にすることができるのか。選挙の誘因としての宗教はまさに本物の磁石と同じであるとわたしには思われる。すなわちそれは引きつけたり引き離したりする性質をもっている。したがって厳密に言えば、選挙の資産として宗教をもつことは、キリスト教民主主義が決して成熟した包括政党とはなりえないということの意味する。

キリスト教民主主義のイデオロギーは非信仰者を排除するというテーゼは、誇張されているかもしれない。だが、キリスト教民主主義政党は選挙において信仰をもつ投票者の支持と信仰をもたない投票者の支持の相殺に直面するという考え方には等しく一定の真理があるかもしれない。わたしの議論によれば、キリスト教民主主義の特異性を、当該政党の包括的性質に言及することによって否定する人々は次の両方を示す必要がある。すなわち、キリスト教民主主義運動は、当該政党とそれに関連する諸組織間の組織的またはそれ以外の連繋が相当に弛緩しているという程度にまで変化しているということ、また、実際にはキリスト教徒というラベルはほとんど重要性をもたないということをとともに示す必要がある。

特異性の主張を実証するために、わたしは次のことを示さなければならないようである。

- (a) キリスト教民主主義と保守主義は相互に置き換えられないということ
- (b) 中道主義は特異性の可能性を必ずしも排除するものではないということ
- (c) 包括政党の概念はキリスト教民主主義に明確に適用しうるものではないということ

特異性の諸要素

社会的保守主義

上に言及された文献の全体から、キリスト教民主主義と保守主義の構造的相違を確立するであろうものは何かについての手がかりを見出すことができる。メニーは、この二つの類似を強調しているにもかかわらず、キリスト教民主主義者にとって「精神的なものが物質的なものの前に来るのであって、経済学は人類の奉仕に向けられるべきである。キリスト教民主主義者と保守主義者が分離されるのはこの基盤に基づいている。後者にとって、社会的利益は経済の命令ほど重要ではない」と論じている (Meny.)。ギャラガーその他の人々は、キリスト教民主主義を中道右派の政党群に属するものと理解しているにもかかわらず、次のように主張する。「キリスト教系の政党は世俗的な保守政党と容易に区別されうる。…というのは、前者の民衆的基盤・社会的関心および社会的紛争にいたる可能性のある政策を促進することに消極的な姿勢は常に、これらの政党をより中道主義的・親福祉的綱領へと向かわせるからである」 (Gallagher et al.)。

明らかに、キリスト教民主主義の特異性は社会的教義との関わりを何かしらもっている。すなわち、ある著者が言うように「すべてのキリスト教民主主義者の出発点は、カトリックの社会的教義と社会的回勅の精神に照らして、資本主義と社会主義の中道が見出されうるという信念である」 (Von Beyme.)。彼らを保守主義者と区別し、社会民主主義との一定の共

通基盤をほのめかしているのはキリスト教民主主義者の社会的関心である。

諸原則とプラグマティズム

キリスト教民主主義を中道現象として、本質的にプラグマティックで機会主義的なものとして理解することは誤っているとわたしは論じてきた。それは、仲介者の立場はおそらく特異な政治原則の結果ではありえないとの不当な仮説に基づいている。にもかかわらずそのような原則は現に存在している (Irving.)。第一に、基本的人権への忠誠を包含するキリスト教の教えがある。第二に、自由民主主義および自由民主主義的価値への関与はキリスト教民主主義の遺産の本質的部分である。最後に、統合あるいは社会的協調は「階級協調…および脱国家的協調への関与という二重の意味で」キリスト教民主主義の特異性の主要な構成要素である (Irving.)。

キリスト教民主主義を理解するためのカギとなる概念は統合・(階級)協調・調整および多元主義である。キリスト教民主主義を特異なものとしているのはまさに、対立する利益をもつ多元的な社会集団を統合し調和させる絶え間ない試みである。キリスト教民主主義は、社会的不和を仲裁し調整する取り組みのなかで、それ自らの内部にある社会的紛争を表出し、解釈し、体系化し、再構成する。社会主義と資本主義は一少なくともキリスト教民主主義の解釈では一、社会的相違・不一致・紛争の対立する極の政治的表出である傾向にある。階級の協調と協働は、キリスト教民主主義の特異性を規定する核心である。

プラグマティズムと機会主義はともに、統合・調和・調整および多元主義の効果—おそらく不可欠でさえある効果—である。キリスト教民主主義の相違の明細が意味するのは、この運動が常に原則として(自己に課した政治的立場から、またその立場から必然的に)二極的(あるいはむしろ多次元的)・弾力的であり、敵対する諸利益の妥協点を設定する自らの責務において、きわめて進化した適応力をもっているということである。この意味でキリスト教民主主義は社会的調整を体現しており、あるいは少なく

ともそのようになることを強く願っている。この主義の明確な定義をきわめて難しくしているのは、この運動のこのような属性である。というのは、いかなる社会的休戦がいかなる時に成立するのかはまったく明らかではないからである。その上、この運動が対内的に派閥あるいは翼に分裂するのがキリスト教民主主義の特殊な点である。確かに、政治運動というものはそのような特質をある程度もっているが、しかし例えば労働運動と雇用者組織双方との組織的連繫を確立する傾向にあるのはキリスト教民主主義だけである。キリスト教民主主義イデオロギーの中心概念は二極性・多次元性および弾力性を反映しているのみならず、見解と利益の多元性の共存をとりわけ促進するものでもある。したがって、この運動の主要な弱点として普通記述されるものは、実際には最大の強みである。

アービングが論じるように、資本主義と自由主義に与するバイアスがあるとすれば、そのような傾斜はある種の永続的特徴としてではなく、偶然の結果として理解されるべきである。それは一定の歴史的条件下で維持される。真に問題なのは、キリスト教民主主義運動内部の、また、その運動が社会を映している限り、国民社会内部の現実的な勢力均衡である。合意の明示的表明のバイアスがいかなるものであれ、利益の多元性は常に存在するであろう。

わたしの考えでは、こうした洞察はまた、西ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の相違を正しく評価するのに重要である。バリエーションはほとんどの場合、運動内部の利益調整構造のバリエーションの結果として生じる。これらの考察が正しいとすれば、キリスト教民主主義を機能させる条件の分析は、政治的活動領域における類似点と位置づけという観点で行う抽象的な議論よりも、ずっと規範的となる。さらに類似点と相違点双方の見地から述べる必要がある。キリスト教民主主義が、その行為の基礎となる構造的・歴史的条件に依存すればするほど、この現象を歴史的に、また国家横断的に固有なものと見ることは道理に合わなくなる。

包括主義 1 : 投票とジレンマ

かくしてここまでのテーゼは (1) キリスト教民主主義は社会的関心という点に関して保守主義よりも明瞭な立場をとる、(2) キリスト教民主主義の中道的立場は特異な原則に基づく、ということである。それでも依然として問題なのは、キリスト教民主主義は選挙競合の圧力のもとで自らのイデオロギー的遺産を薄めるということであろう。キリスト教民主主義はどの程度まで、自らの選挙上の欲望という観点から特異であるに過ぎないような政党をプロデュースする包括的運動であるのか。

厳密に言えば、宗教を選挙上の資産としてもつことは、キリスト教民主主義が成熟した包括政党とは決してなりえないことを意味するとわたしは論じてきた。しかしながら、ここには特殊な何かがある。宗教あるいは宗派への訴えかけは、非宗教的な投票者あるいは少なくとも異なる信条をもつ投票者に脅威を与える結果となろう。人口の30ないし40%がカトリック教会のメンバーであると公表されている国家で、カトリック教徒という資格でカトリックの有権者を排他的に動員しようとする政党は議会の多数派を獲得する望みを決してかなえることはできない。無宗教の有権者あるいは異なる信条をもつメンバーへの誘引を拡大することは、カトリックの支持を弱めるリスクを負う。このようにしてキリスト教民主主義は社会民主主義とまったく同様なジレンマに遭遇するであろう。プツェウォスキー Przeworski の解釈を分かりやすく言えば、このトレードオフは以下のように表現されうる。すなわち、キリスト教民主主義政党が無宗教の有権者の支持を動員しようとするれば、宗教に熱心な有権者の支持を維持することはますます難しくなるということである。

しかしながら、このようなジレンマは主に、選挙の動員要素という宗教の特徴が継続するという条件のもとで、つまり僅かなあるいは制約された世俗化という条件のもとで意味をもつ。それは、キリスト教民主主義政党がまったくの包括政党であると論じることができるとしても、世俗化の過程がもっと明確な形で政治的加盟に影響し始めた1960年代末、70年代初頭

に、このテーゼは重要度を増したに過ぎない、ということを意味している。言い換えれば、キリスト教民主主義の特異性に関する理論は、宗教が政治に突出した影響を与えるということと世俗化の余波の両方を考慮する必要がある。

にもかかわらず、宗教政治については、ありうるジレンマという観点からの分析は、選挙競合という論理の制約のもとで宗教的アピールの効果を精査する限定された方法のひとつに過ぎない。それはもっぱら選挙のアピールという磁石のマイナスの極に焦点を合わせている。一面への注意はプラスの極、すなわち全体的な政治的アピールの手段としての宗教という側面を覆い隠す。キリスト教民主主義は常に、自らの（宗教に触発された）政治的イデオロギーのおかげで強固な統合能力をもっている。まさに、キリスト教民主主義は政治的表出の触媒としての宗教をもっていたゆえに、社会民主主義を悩ましたジレンマとそれに関連する選挙上のトレードオフを避けることができた。政治的民主主義と選挙競合の問題に関して、社会民主主義とキリスト教民主主義の主要な相違のひとつはもちろん、大衆の支持を獲得するための前者の手段が、政治的表出の第一の基盤としての階級へのアピールであるのに対して、後者は階級のクリーヴィジを横断するために宗教的アピールを用いたということである。決定的に重要なのは「基本的に異なる争点に関心をもつ有権者を惹きつけあるいはそうした有権者にアプローチする能力、言い換えれば階級紛争に反対し協調と階級統合に資する決定である」（Von Beyme.）。

社会民主主義にとって脅威に映るものはキリスト教民主主義にとっては有益なものとして表れる。そして社会民主主義政治におけるトレードオフはキリスト教民主主義にとっての報酬を意味するであろう。階級のイデオロギー的突出を希釈することは、まさにキリスト教民主主義が階級の妥協と調和を促進するために必要とするものである。この運動の階級間的性質を強調することによって、キリスト教民主主義は文字通りの意味で理解される普遍性catholicityへ訴えかけることで何とか有権者を惹きつけようと

する。

社会民主主義が「階級統一を確立し、国家立法を通じて権力を動員することを求める運動」(Esping-Andersen.)であるとすれば、キリスト教民主主義は、資本主義に人間の顔を与え、社会政策に資本主義の基準と基盤を与えるポリシーミックスを通じて階級横断的な妥協を確立しようとする政治運動として規定されるであろう。したがって、キリスト教民主主義の選択あるいは問題は、決してもっぱらひとつの階級に支持を求めたり、あるいは多数のないしは非階級的勢力に依存しようとするのではなく、むしろ階級であれ他の方法で規定されるものであれ、いかに社会の多様な階層間の実現可能な仲介を定式化し遂行するかである。以下で提起される議論をいくぶんか予想すれば、多様な利益の実行可能な政治的調停は必ずしも明瞭な宗教的イデオロギーに依存するものではないという考えが直ぐに生じる。キリスト教民主主義は、永続的世俗化のもとにおいてさえ、妥協の能力と提携の潜在力を何とか維持するということは充分ありうる。だとすれば、キルヒハイマーとは対照的に、キリスト教民主主義の包括主義は、西ヨーロッパの政党制の変容および選挙競合の強度の増大がもたらしたのではなく、むしろこれらの政党の性質そのものの現れである。キリスト教民主主義はその名称ができる前の包括政党であった。

包括主義2：社会政策のパフォーマンス

キリスト教民主主義の場合、もともとはキルヒハイマーによって表明されたような包括性テーゼを維持することは困難であると思われる。しかしながら、シュミットSchmidtによれば、包括性テーゼをいくぶん違った方向に展開することはできる。政治システムの入力側に焦点を合わせることよりもむしろ、統治組織の出力に注目することのほうが有意であるかもしれない。西欧民主主義体制における統治政策の性質と内実に関する諸問題は、包括論的観点から言い換えることができよう。すなわち、どの程度まで、それぞれの政党がそれぞれの政策を追求するのか。あるいはどの程度

まで、政策内容は異なる諸政党の体制を通じて収斂するのか（Schmidt.）。

大陸西ヨーロッパのキリスト教民主主義政党がいくつかの側面でキルヒハイマーの基準にきわめて近いとはいえ、知見によれば、これらの政党はプラグマティックな、機会主義的・改革主義的伝統のなかでの特異なプロフィールをもっている。経済成長という条件のもとで、キリスト教民主主義政党は、国家による社会的・経済的介入のなかでキリスト教民主主義の黒字（余剰）を生み出すといわれるが、それは社会民主主義によって生み出される黒字にきわめて接近する（Schmidt,Keman.）。社会政策において、キリスト教民主主義もまた大消費者である。この意味でキリスト教民主主義は保守主義よりも社会民主主義に類似している。シュミットの説明では、キリスト教民主主義者は、彼らの政治的レトリックがそれとは反対の指示を与えるように見えるにもかかわらず、経済に頻繁に介入する。

しかしながら、高いレベルの社会的支出—それは優に社会民主主義のレベルに匹敵する—というこのような外観の背後には、社会民主主義との質的に重要な相違がある。キリスト教民主主義的統治は、高レベルの社会経済的介入を、市場の力学に適合する自明の前提条件、すなわちインセンティブの上支えおよび私有財産の成長あるいは強化と結びつける傾向にある（Schmidt.）。包括性テーゼが福祉国家と資本主義経済のこのような混合を理解するのに有意となるのはこの点である。選挙競合の論理によって、キリスト教民主主義政党は、労働者層の有権者をもっと容易に惹きつけるために、資本と労働間の紛争を穏健化するように強いられる。同時にこれらの政党は、自らにとっては有利である他の社会的・文化的クリーヴィジを安定化させようと試みる。キリスト教民主主義者は伝統的な社会経済的クリーヴィジをとりわけ和らげるように見えるこれらの争点を選択し、社会・文化的な紛争ラインを安定的に保つ傾向にある（Schmidt.）。キリスト教民主主義政党が、一方で労働者と雇用者双方の豊かさを促すことができ、他方でステータスの差異を強化することのできるような社会経済政策を定式化し遂行するのはこの論理のためである。

社会的資本主義

キリスト教民主主義はそれ自らの社会政策モデルをもっているが、それは重大かつ体系的に、自由主義的・社会民主主義的社会政策モデルと異なり、また、保守主義と較べてキリスト教民主主義の特異性を確立するものである。社会的資本主義の概念は、このキリスト教民主主義モデルを記述するために、ハートウィッチHartwich(1970)から借用される。

この社会的資本主義の考え方と上で認識された特異性の他の局面とは明確にリンクしている。すなわちそれは、対立する利益をもつ多元的な社会集団を統合し調停する継続的な試みである。社会的資本主義は、それによってキリスト教民主主義が階級横断的なアピールを確立しようと試みたモデルであり、宗教はその手段であった。社会的資本主義の支持を動員する手段としての宗教は、排他主義particularismおよび社会組織と選挙競合双方のレベルで見られる結果的なトレードオフ傾向のリスクを犯すものではなかった。宗教的アピールは、資本主義者であれ労働者であれ、男であれ女であれ、老年であれ若年であれ、黒人であれ白人であれ、また、都市の居住者であれ田舎の居住者であれ、共通の宗教・信条あるいはキリスト教に強く影響された文化的遺産を共有する人々のすべてを惹きつけるという意味で、原則上普遍的である。宗教は階級を横断し、さまざまな社会集団を統合するように作用するが、それこそ社会的資本主義を確立するための基本条件である。

したがって、キリスト教民主主義のジレンマは社会民主主義の直面するそれとは異なる。キリスト教民主主義者は階級のジレンマをより容易に処理する。彼らは、多様な社会・経済集団から成る広範な社会的支持基盤を作り出す必要性から生ずる、社会民主主義者と同様なジレンマに直面するように見えるが、実際には宗教はこのジレンマを解決する助けとなる。

選挙競合の論理はキリスト教民主主義の性質と政策内容にある特殊な方法で組織化する。この論理によって、中道政党Mittelstandsparteiとしてのキリスト教民主主義は、すべての社会層、とりわけ労働者階級の有権者

を惹きつけるために、社会的クリーヴィジーとりわけ労働と資本の対立—を穏健化しようとする試みに駆り立てられる。同時にキリスト教民主主義は、その支持に有利な効果をもつように見える他の紛争と同様に宗教的クリーヴィジの政治的・イデオロギー的重要性を安定的に維持しようと試みる。キリスト教民主主義の戦略は政策を通じて機能する。社会的資本主義のキリスト教民主主義モデルは、社会内の多様な社会的・経済的・文化的集団を架橋する試みとして理解されなければならない。同時にこのモデルは職業的・経済的・社会的ステータスの差異の強化を考慮に入れている。社会民主主義的な福祉国家発展モデルとは対照的に、キリスト教民主主義のモデルを、普遍的連帯を作り出す試みとして理解することはできず、むしろそれは社会集団と集団のアイデンティティを強化する一方で、社会的クリーヴィジを穏健化する手段のひとつとして理解されうる。社会的資本主義は両方の世界の最善を取ろうとする。この点に関連してきわめて重要なのは、政治的表出と動員の基盤として階級が突出することを希釈しようとする試みである。

要約すると、キリスト教民主主義は二つのジレンマに直面しており、一方を他方によって解決しようとする。第一のジレンマは社会民主主義のそれと比較しうるものであり、より多くの階級の支持を確保することが必要である一方で、このように階級横断的な支持を求めると、それらの階級のうちのひとつの支持が減少するリスクを負うというジレンマである。第二のジレンマは、このような階級横断的妥協を確立するために、キリスト教のイデオロギー的アピール（宗教的信念あるいはもっと一般的にキリスト教へのアピール）を用いる一方で、非宗教的支持を失う危険を冒すというジレンマである。宗教的アピールは、階級の一般的・イデオロギー的突出を希釈する一方で、社会的差異を維持することによって、社会的資本主義モデルの階級横断的支持を確立する手段のひとつとして解釈されるであろう。しかしながら、このようにすることは、宗教の一般的なイデオロギー的・政治的突出が減退している時期にはとりわけ、非宗教票に脅威を与え

て、それを締め出すという効果をもつ可能性がある。社会的資本主義は、それを通じてブルジョア的政治勢力の支持をすり減らすことなく、キリスト教民主主義が労働者の要求を社会経済政策の策定と遂行へと集約しようとし、また、それを通じて社会内の多様な社会的・経済的・文化的集団を架橋しようとしてきたモデルである。宗教は、選挙競合の論理という制約のもとで、社会的資本主義の階級横断的支持を確立するための強力・重大な手段である。

かくして社会的資本主義は、資本主義的市場関係への基本的関与とその有害な効果を矯正する備えを総合する。社会政策は主に一種のセイフティ・ネットであると認識されている。社会政策は、市場の諸勢力の衝突によって脅威にさらされる人々を救済するものである。キリスト教民主主義の社会政策モデルは社会民主主義のモデルとは異なる。一方で前者は、市場関係の社会的結果を変化させるために、国家にたいして強力な介入主義的能力を付与するが、また他方で、市民権を拡大するよりもむしろ、社会的権利を家族あるいは集団に結びつける。それは、個人を社会の基本的単位と見することを否定するという点で、また、それが、市場と家族双方の不備と取り組む機能に限定されるとはいえ、国家に一定の安定化機能を付与するという事実において、自由主義モデルとも異なる。

社会的資本主義は市場・国家および家族間の特殊な制度配置であり、それによって私経済のなかで生み出される資源が、独力では十分な所得を確保できない家族へと向けられるという仕組みである。国家は、当然の義務を遂行するだけでは自らを助けることにはならない人々を援助する。このようにして、キリスト教民主主義は特異な政治現象であり、その運動について特異であるのは、社会的であり資本主義的でもある、宗教的に動機付けられた社会改革モデルに関連するというのがわたしの主張である (van Kersbergen.)。

結論：世俗化・適合およびキリスト教民主主義的選択肢のダイナミクス

これまでのわたしの議論の要約を提示するよりもむしろ、わたしは世俗化の増大する世界におけるキリスト教民主主義の継続的誘引力の逆説を議論したいと思う。これは実際にひとつの逆説であるというテーゼに与する議論をわたしは提供しようと試みる。わたしは三つの前提から始める。

（a）戦後期の政治的競合の圧力の増大は、諸問題のなかでも、社会内の重要な宗教的クリーヴィジを穩健化した継続的世俗化に影響を受けた（Schmidt.）

（b）「社会構造の変容は、選挙での強みを維持するためにそのような変容に適合する必然性を政党にもたらす」（Lane and Ersson.）。

（c）キリスト教民主主義は環境の変化に適合する比類のない能力をもつ政治運動のひとつである。

キリスト教民主主義が、宗教の統合力に基づいてそれ自ら内部の多元的な諸利益を以前には調停しえたとしても、この技量は宗教の政治的重要性が減少した場合には枯渇するであろうことが予期される。したがって世俗化はキリスト教民主主義的妥協を崩壊に導いてしかるべきである。西欧のキリスト教民主主義運動がある程度分解し、その政党が1980年代にかなりの支持を失ったとはいえ、キリスト教民主主義（自体）はまったく崩壊していない。世俗化が継続する条件のもとでのキリスト教民主主義の粘着力はどのように説明されるか。

この逆説の可能なそれらしいすべての説明のうち、わたしは世俗化に関する説明に的を絞りたいと思う。おそらく最も普通のパースペクティブによれば、世俗化は基本的には、人間行為にたいする宗教の絶対的インパクトの衰退である。すなわちそれは「人類が宗教なしで済ます傾向の増大」（Chadwick.）である。世俗化は世俗の問題に関して組織的宗教の無力さが増大することに関連するが、それは世界の宗教的解釈のもっともらしさが失われていくことと対を成している（Martin.）。それは「社会と文化の諸部門が宗教的な制度とシンボルから離れる」過程であり、「以前はキ

リスト教会の統制と影響下にあった地域から教会が撤退することに現れる」(Berger.)。

しかしながら、世俗化のこのような一次元的見方は、西欧諸国家におけるキリスト教の衰退の勢いに関する他の重大な局面であるとわたしが見ているものを軽視する傾向にある。世俗化は別の視角から研究されるべきであり、それはまた宗教的道義性が世俗的倫理へと凝縮されたことあるいはそれに転移したことを示している。世俗化は、宗教の内実が世俗の内実へと変容することから成るものと見なされうる。すなわちキリスト教の価値はますます世俗の見地から表明される。世俗化をもっぱら宗教の縮小過程あるいは社会における教会のプレゼンスの縮小として理解することはできない。それはまた、基本的に宗教的な価値体系の、世俗的倫理への同化・転換過程に言及するものと理解されるべきである。ここで問題であるのは、世俗的問題・利益への宗教的理想主義の適合である。宗教的価値の変容についてのひとつの考え方は、それを世俗的倫理体系への同化あるいは完全な変容による統合過程として見ようと試みつつある。

このような変容過程の結果として、世俗的信念体系の中心的価値のいくつかに関するそもそものキリスト教の内実を識別することはますます困難である。キリスト教の諸価値はある点でそうした価値の世俗の状態へと凝固する。この世俗化の局面は、政治へのオープンな宗教的影響を消滅させ、「社会中に満ちる散漫な道徳主義」(Mead.)がそれに取って代わる。現代西欧社会は依然としてそれ自らの宗教的遺産によって形成されているが、しかしそのことはますます認識しにくくなっている。言い換えれば「伝統的宗教制度内の意識の世俗化があるのみならず、従来の制度的文脈の外側で、宗教意識の多少なりとも伝統的な主題が継続してもいる」(Berger.)。しかしながら、このように言ったとしても、われわれは究極的には、キリスト教が現代社会の性質と緊密に織り合わされているというテーゼで終わるのである。そのような主張はおそらく真実であるが、同時に浅薄である。われわれは陳腐な汎神論に取り残されるかもしれない。

キリスト教民主主義の特異性は資本主義の特殊な統合理論のなかに、また、資本主義改革の特定の見解のなかに具現されているということを承認するとすれば、もっと人は明確でありうるしそうあるべきである。われわれは、社会政策に具現されているいかなる重大な価値がキリスト教倫理に基本的に根付くものであるかを問うことができる。ひとつの議論としてありうるのは、「宗教的価値の物質化」は結局のところ、キリスト教の暗黙の一形態と称されるものに終わる」（Kaufmann.）ということである。基本的・普遍的人権という考え方は、神の姿による人間の創造およびイエス・キリストによる贖罪に基づく神の前の全人類の平等というキリスト教の原理にまで遡ることができる。このようなキリスト教の普遍的倫理は、社会の諸制度に参画する機会の増大に具体化されている。例えば、福祉国家の諸制度のなかに見られるこのような倫理的要素の物質化は今ではキリスト教的要素を失っているが、しかしそれは依然として機能している。福祉国家は、暗黙裡に社会的包摂のキリスト教的形態のひとつであるといわれるかもしれない。

また、キリスト教の義務は諸利益の公的な供給にたいする宗教的側面を生み出すという意味で、基本的に神学的次元を含むものとしての社会政策について考えることもできる（Mead.）。例えば、形式的には国家と教会の区別は明らかである。しかし、主として伝統的な宗教的価値は社会政策に影響する。社会政策のこうした神学的次元は、政府が社会的支出を削減しようと試みる際に明らかとなる。実際にそうすることの難しさは、「神学的な不均衡」と取り組まなければならない（という点）であろう。「貧困者に物を与えることを正当化することは、直接間接に社会的善に関する西洋の観念を形成してきた宗教的理念に照らしてそれを与えないことを正当化することよりもずっと容易である。政策策定者は自分を宗教的であるとは考えないであろうが、しかし彼らは他者に善を施すという聖書のイメージを数世紀にわたって尊重してきた文化の産物である」（Mead.）。(社会的支出を)抑制することに与する合理的・分析的議論の強さがいかなるも

のであれ、「それらの議論のいずれも、それ自らの根拠に基づいて福祉あるいは集産主義の宗教的擁護に反論できるものではない。社会的支出を抑制する政策は、その他のメリットがいかなるものであれ、貧者にたいする無制限の給付を命ずる道徳的伝統という見地からすれば依然として非難に値せざるをえない」(Mead.)。このような明確化は経験的に意味を成すように見えるし、例えばオランダにおける経費節減政策に関連して、義務・責任および保護という観点での、基本的に道徳的な議論のいくつかを説明するであろう (van Kersbergen and Becker.)。

キリスト教民主主義者は、世俗化が一次元的過程ではないことを十分に把握している。キリスト教倫理の世俗的道徳性への変容を、キリスト教民主主義政治の可能性を阻害するものと見るよりもむしろ、彼らは社会構造のこうした多次元的進化を、さらなる動員の重要な条件であると見ている。宗教はキリスト教民主主義に統合の能力を付与するということ、キリスト教の道徳はいまや伝統的な宗教制度の外部にもっと全体的に拡散していること、および調和と安定の探求は、利害対立が政治の核心にあり続ける世界では稀であることが認識されるとすれば、キリスト教民主主義の天性の適応力は不変のままである。

かくして、ベルギーのキリスト教人民党の議長によれば、キリスト教民主主義のイデオロギーは、社会主義・共産主義および自由主義の競合的な価値体系よりも長続きする。この理由は (a) キリスト教民主主義だけが人間の根本的な多次元性を認識している、(b) キリスト教民主主義だけが断固として調和の考え方を大事にしている、そして (c) 調和と安定の探求は、当該運動の第二の性質となっているということである (van Rompuy.)。またさらに、ティンデマンスLeo Tindemansによれば、誠実で社会的責任を自覚している人々はいまや、神の存在を引き合いに出さなくても、自らをキリスト教民主主義者であると規定することができる。ポイントはティンデマンスによって十分に表明されている。すなわち、
「古代ローマは、若く強く健康な人間を明確に占有しているという強固な

イメージをわれわれにもたすが、そうした人間は貧しくなかったし、自分を何らかの道德律に拘束されているとは考えなかった。キリスト教の偉大さとはまさに、病人も弱者も老人も価値ある人々と見なされたということであり、この精神で人は社会の道義性を変えようと試みた、すなわちそれをもっと人間的に、キリスト教的にしようと試みたことであった」（Tindemans.）。

言い換えれば、キリスト教民主主義者の主張によれば、社会における憐れみの成熟はキリスト教精神の具現化である。したがって、人間の尊厳・人権・憐憫・公的正義および道義性を擁護し拡大しようとする用意のある人々は、進んでキリスト教のメッセージを擁護し表明しようとする。これらの人々が神を信じていないとしても、彼らは事実上キリスト教民主主義者である。社会と人類のキリスト教民主主義的イメージでは、キリスト教は宗教が存在していなくても普遍的である。世俗化は、教会への、あるいは組織的宗教全体への脅威でありうるが、いや応なしにキリスト教的価値への脅威ではないし、必然的にキリスト教民主主義的選択肢の永続的吸引力への障害でもない。

かくしてキリスト教民主主義者は、われわれは自由民主主義の最終的勝利によって歴史の終りに到達したというフクヤマの主張を否認するであろう（また現に否認している）（Fukuyama, van Stokkom.）。全体主義およびとりわけその共産主義形態の崩壊は必ずしも自由民主主義の優位性を証明するものではなく、少なくとも東欧において、西欧の（キリスト教）倫理が再度それ自体の位置づけを探し求めるような、そのような道德的真空を産み出したというのが議論の焦点である。歴史の終焉よりもむしろ、われわれは、おそらく暗示的ではあるが、寛容と憐憫というまったくキリスト教的・ヨーロッパ的文化の強度と優位性を立証しようとするような歴史の局面に入ろうとしている（Zijderfeld, Saleminck.）。これが、われわれが次の十年ほどの間にキリスト教民主主義者から聞くであろうメッセージである。

4 歴史についての素材－W・ベッカー「政治的カトリシズムからキリスト教民主主義へ：近代ドイツにおけるキリスト教政党の発展」

Winfried Becker, "From Political Catholicism to Christian Democracy: The Development of Christian Parties in Modern Germany," in Thomas Kselman and Joseph A. Buttigieg eds., *European Christian Democracy: Historical Legacies and Comparative Perspectives*, 2003. pp.93-120.

伝統的社会はその宗教的基盤によってしばしば特徴付けられる。対照的に、西ヨーロッパに広く見られるような近代社会は、マスメディアと娯楽産業のプリズムを通して社会を見る人々にとって明らかなように、高度な世俗化を典型的に示している。世俗化への強固な傾向がドイツ、とりわけ東側になかったとすれば、1998年9月27日の連邦議会選挙で、同盟政党the Union partiesの1949年以来最も深刻な敗北を説明することは不可能であろう。キリスト教民主同盟(CDU)とキリスト教社会同盟(CSU)の伝統的領分であった文化政策に関わる争点は、伝統的価値の腐食、それに伴う混乱および新たな方向性へのニーズの拡大が、両政党の政治的議論に盛られる価値があるという事実にもかかわらず、この選挙運動期間中に一定の役割をほとんど果たさなかった。この特殊な制約は教会それ自体の行為によって加速されさえした。このような議論に宗教的次元で貢献する代わりに、教会は、政府の財政容量を超えつつある社会福祉国家の改革に関する議論で、私的・社会的需要を強調した。

明らかに、1998年のほとんどの有権者は、カトリック教会によって以前主張された立場は、政党のスペクトラムから消えたという事実を受け入れていた。実際に、教会がキリスト教民主主義から、またおそらくより高い存在感を示そうとする望みからさえ距離を置いたという徴候があった。注目すべきことに、同盟政党とその最も重要な先行現象であった政治的カト

リシズムの歴史を年代順に記録しているつい最近の出版物は、このおそらく不可逆的な世俗化傾向を否定している。キリスト教政党の編制に関するごく初期の取り上げ方—政党の仕事に積極的に参加した個人の回想録は別として—はしばしば論争的であったとはいえ、事情は変わった。1980年に、フランスの歴史家メイヤーJean-Marie Mayeurは、彼のヨーロッパキリスト教民主主義政党史に、王政復古と大革命の時代にまで遡るそれらの政党の起源に関する研究を組み入れた。アンダーソンMargaret Lavinia Andersonは、19世紀ドイツの歴史研究、とりわけ帝国ドイツ史を取り扱う研究に、彼女によるヴィントホーストWindthorstの伝記(1981年初版)を並置した。政治的カトリシズムはドイツ国民のほぼ三分の一を代表していたとはいえ、国民的-自由主義的伝統は、政府およびそれによる唯一実行可能な選択肢である社会民主主義を取り上げる際に、それを無視した。カトリシズムは成長する能力を欠いているものとして描かれた。事実、それは封建的なあるいはせいぜい後ろ向きの中産階級のイデオロギーとひと括りにされた。アメリカの歴史家キャリーNoel Caryは、「もう一つのドイツ」の発展をより精密に跡付けた。彼は、中断と同様に継続の時期を通じて織り成されたひとつの軌道—ヴィルヘルム二世時代にビスマルクと対立したヴィントホーストから、連邦共和国の立案者アデナウアーへといたる—を指摘した。挫折した帝国時代におけるキリスト教的・自由主義的起源と成功した連邦共和国の民主的な政治構造との関連性を確定することによって、彼もまたドイツの「特別の道」Sonderwegテーゼを掘り崩した。

キャリーの目的は、1945年以後にはじめてわれに返ったドイツ史の真の発展をほのめかすことであった。他方、「特別の道」論は国家社会主義の独裁を、ずっと以前に定着した権威主義的・非自由主義的展開の最終段階と見なし、ドイツの発展の「特別の道」と他の西欧社会が従った民主主義への通常の道の間の矛盾を衝いた。実際のところ、多くの歴史家は、第三帝国を、多くの点であらかじめ決められた、ドイツの異常な発展の悲惨な最終段階であると見なした。しかし歴史はアウシュビッツの恐怖に直面し

て停止したのではなかった。この地獄の遺産を克服する過程は、多様な視角と立脚点を用いてアプローチされねばならなかった。この過程は、国家社会主義者が雌伏し、驚くべき巧妙さと一貫性をもつ戦術を狡猾に比較考量しながら、一方で宗教団体ではなく宗教それ自体を攻撃しつつあった時に、決定的に重要な段階に達した。ヒトラー敗北後に続くキリスト教民主同盟とキリスト教社会同盟の創設は後に、一定の歴史家によって、20世紀の他の全体主義的運動と同様に、とりわけ国家社会主義者の反宗教活動へのアンチテーゼとして理解される。国家社会主義のもとでの経験から、それ以後のメッセージと使命を引き出した同盟政党の創設集団の影響力あるメンバーは、前政治的、宗教的、従ってキリスト教的価値への関与を念頭に置いた政治的アジェンダを追求するということをこれらの歴史家は例証した。かくして、人類の尊厳が第一の精神であったことは驚くに当たらない。CDUとCSUによる共産主義の断固とした絶対的な拒絶さえ、決して冷戦の産物ではない。それはむしろ、これらの政党が創設された時代にあらかじめ決められていた起源のなかに堅く据え付けられていた。

しかしながら、二つの同盟政党がドイツのカトリシズムから有機的に成長したのではなかったということは、この序論ではっきりとっておく必要がある。それらの政党は1933年におけるドイツ・カトリシズムの終焉から12年たって生まれた。それらは、あらかじめ決められていた綱領という点だけでなく、組織構造および党員と有権者の社会的背景という点においてもドイツ・カトリシズムとは異なっていた。それにもかかわらず、両集団は重要な共通するものをもっていた。すなわち、世俗の諸概念についての(両者の異なる歴史的文脈にとっては特殊な)両者の議論は、人間存在の政治的・社会的・文化的形成という点をめぐって展開される。

I

ドイツ・カトリシズムの起源は三月前期、すなわち1815-48年の期間に遡る。ドイツ史は、フランスにおける革命と比肩しうる偉大な革命を経験

したことがないとして中傷されてきた。しかしこの批判はひとつの重要な修正を必要とする。すなわち、三月革命は1803-6年の旧帝国を廃止し、小公国・貴族階級およびとりわけカトリック教会を収用した。4つの大司教職、19の司教職、大体8つの大修道院およびさらに多くの男女の修道院が、強化された世俗の諸君主の手に握られた。絶対主義の時代は、決定的なやり方で、文化的・宗派的発展と同様に、政治的・経済的発展にとってきわめて重要であったこのような広範な世俗化への道を準備した。17世紀・18世紀には早くも、ドイツ諸侯は、教会の自由だけではなく、自らの権威を依然として中世的根拠から引き出した自治的な制度・団体のような、中間的諸機関の自由をも制約した。しかしながら、イギリス国教会やフランスの教会と比較した場合、ドイツの世俗的諸政府によって支持された国家教会システムは、前帝国に起源をもつ司教職との均衡を保っていた。世俗化の大きな波はそれらの独立を奪い、聖職者の所有した領土を結果的に消し去った。教会には権力も財産もなくなり、教会が権力と権威への世俗的要求に抵抗することはほとんどできなかった。国家はその支配領域を拡大し、宗教的問題に無謀に介入し、司祭の職責問題を仔細な点まで規制しえした。その上、これらの行為は、プロテスタントの統治者によってしばしば着手され、そのことはとりわけ、世俗化の結果としてカトリックの統治者あるいは土地所有者を失い、1803年以後、非カトリック当局の臣民となったカトリック教徒に影響した。

このような不満な状況によって、いくらかの個々の代表が、それぞれの地方議会において、教会的あるいはカトリックの諸利益を代弁する勢いが生まれた。例えば、ババリア・バーデン・ヴュルテンブルクおよびヘッセン・ダルムシュタットでなされた要求は、教会に対する政府の権威を制限し、宗教を教え実践する自由を獲得し、また、教会および革命時代を生き抜いた教会資産に関する諸問題を宗教団体・位階が自ら管理できることを求めた。

数少ない代表のみによって発せられたこれらの不満は、国家構造上の不

利な諸条件のために当初は解消されなかった。依然としてそれらはまったく顧みられなかった。1837年に、国家と教会間の紛争は、異宗結婚の争点をめぐってひとつの頂点に達した。ケルンの大司教ヴィッシャリンク Clemens August von Droste-Vischeringが、異宗結婚についての教皇の權威を主張したことで、裁判所の命令なしにプロシヤ当局によって逮捕されたとき、民衆の怒りは頂点に達した。ミュンヘン大学の歴史・文学の教授であったゲレスJoseph Görresは、1838年に公刊された「アタナシウス」 Athanasiusと題された広く読まれた論文で、国家教会体制に対する大司教のほとんど望みのない戦いを擁護した。ゲレスの論文は、公衆の多大な反応を引き出した。

また1838年は、19世紀のおそらく最も重要なカトリック系の雑誌である「カトリック・ドイツのための歴史・政治雑誌」 Historisch-politische Blätter für das katholische Deutschlandが出現した年であった。それはミュンヘンでゲレスを支持する集団から生まれた。後にそれは、政治と歴史・文学と美術史、地理、神学、教会と国家に関連する諸問題および国際法を真剣に取り上げた野心的な出版物に発展した。1839年までには、その出版部数は1900にまで増えたが、しかしそれは、徐々に自らを意識するようになったカトリシズム—当初は分散され分断され、後に多様な出版物を通じ、また私的集団のなかで力を得たカトリシズムの成果に過ぎなかった。ミュンヘンにおけるゲレスのサークルは三月前期で最も影響力があった。その集団はゲレスGuido Görresのような作家および、ヤルッケ Karl Ernst JarckeおよびフィリップスGeorg Phillipsのような敬虔なカトリックの法律家を統合したが、彼らは、デリンガーIgnaz Döllinger級の教会の歴史家によって招集された。それはまた、有力なフランスのカトリック教徒との連繫を確立することを要求した。同時期に出現した他のサークルには、ヴェルツブルクのツィルケルGregor Zirkel司教の周りに集結した、ババイアにおける「同盟者」サークル、ウィーンのホフバウアー・サークル、アマーリエ王女の周辺に集結したミュンスター・サークルおよ

びアルザスのリーバーマンLeopold Bruno Liebermannの周囲に集結した教皇至上主義の神学者のマインツ・サークルがある。1821年に、マインツの神学校に基づいたこの集団は、教会の諸権利を擁護するために、それ自らの出版物「カトリック」Der Katholikを創刊した。

教会の法的地位に関する諸問題に厳密に取り組むことを越えて行くことによって、このように別々に生じるカトリック政治は、その時代の自由主義的精神と好対照をなしていた。理想主義的な宗派間的な思想に基づいて、保守主義者ミュラーAdam Müllerは、キリスト教の内部に、ヨーロッパ史の形成に役立ってきた勢力そのものを発見した。彼は、それぞれに化石化した、官僚的な、制度的な警察国家を、純粋な自己利益を捨て、国家の存在に先立つ道徳的な法・権利にたいする義務を意識した真の共同体の権力に関する主張と対照させた。バーダーFranz von Baaderと同様にミュラーは、社会的争点に基づくカトリシズムの基盤、すなわち、産業化の負の結果が明らかになった時に、純粋に経済指向の自由主義のマンチェスター派の方法をカトリック教徒が批判できる基盤を提供した。他の一定の著作家とともに、彼らは国家と社会の文化的・社会的・政治的および法的諸問題にたいする—キリスト教の永続的なあるいは再発見された価値から引き出された—解決策を探求した。同時に、うわべは二重の戦略が認識されるようになった。一方で、カトリックの著作家と議会代表は、革命の成果に随伴した自由そのものを自らのために要求した。他方、革命の時代がヨーロッパに与えた衝撃の波を念頭に置いて、彼らは、公正・平等な正義および政治的場における道徳的原理の尊重といった、キリスト教の脱世俗的・和解的諸価値を呼び戻した。

当初、1848年革命期の三月運動は国家による操作の足かせからカトリック教徒を解放した。ピウス協会Pius-Vereineは、大いなる希望をかき立て多くの場所に現れた新教皇ピウス9世(Mastai-Ferreti)の名をとって命名された。ババリアでは、「立憲君主制と宗教的自由のための協会」が創立された。この前議会的環境において、自由な議会への新たに獲得された権利

に関する四つの重要な利益が現れた。第一に、選挙委員会は、宗教の自由に加えて自由な地方憲法と同様に、言論・報道の自由および集会の自由の要求を満たした。第二に、信徒団の多くのメンバーは牧師の指示に注意し、ドイツ国民議会へ宛てた諸請願に署名した。この運動はほとんど国民運動に近いものとなった。第三に、1848年のマインツで、ドイツ・カトリック協会全体会議が創設された。これは、いまでも全国カトリック会議の年次集会として続いている伝統を産み出した。第四に、運動の新たな自由を利用して、最初のドイツ司教会議が1848年に開かれた。そこで彼らは、一個の集団として、教会に関連する当時の大きな争点を議論し、強力な布告を公表した。彼らの指導者であったケルンの大司教ガイセルJohannes von Geisselもまた、教会の自由のために合同で提起される要求は国家のためになることを認識していた。彼の推定によれば、宗教的価値に関する教会の教義に対立する規則の緩和は等しく市民教育の利益になるはずであった。

フランクフルトのセントポール教会の会議でカトリックの代議員は、このような複合的な争点をもっと包括的に取り上げた。教会と国家の関係という争点が議論された際、多様なドイツ諸州から推計40名の議会人が勢力を結集した。最初のドイツ国民会議を取り扱っている多くの信頼すべき歴史は、カトリックの幹部集会caucusを周辺的なものとして扱っている。それらの歴史はこうした集会を、他の議会集団と比較した場合には重要ではないと見なしている。しかしながら、そうすることで、国家の性質(共和政的、君主制的あるいは立憲的)と向き合う代議員の立場、新たな領土の規模あるいは貴族による狩猟特権の廃止は、教会と国家の関係よりもより重大であるべきであるということをそれらの歴史は含意している。

カトリックの幹部集会は、とりわけ二つの傾向に反対することによって、議会討論の間に自らの立場を発展させた。旧来の国家教会体制の何人かの支持者は、行政命令と特別な教会立法という手段による、諸教会に対する継続的な政治的統制に賛成した。カトリックの発言者たちは、教会の独立および国家によって認められる基本的権利のひとつとしての、自由な宗教

実践への権利を要求することによって、これらに反対した。当然のことながら、このことは、ドイツの支配権と緊密に結びついていたプロテスタントよりも、教会構造が本質的に独立していたカトリックにずっと適合した。しかしながら、急進的な自由主義者と民主主義者は、新たな自由主義的・民主主義的原則がカトリック教会にも適用されるべきであると要求した。このことは、教会の位階制の解体および新国家に命じられたやり方で権利・義務を行使するようメンバーに義務付ける、ある種の国家教会の創造に等しいであろう。かくして、左派のこのような国家的自由主義者・民主主義者は、例えば忠実な信者は、彼らの自治体の首長を選出するのとまさに同じように、彼ら自身の牧師を選出すべきであり、あるいは国家的要請に従って彼らの信仰の範囲と内実を決定すべきであるという前提のもとに事を進めた。彼らは教会を超国家的な制度と見なすのではなく、人間の主体的裁量に従って構成される必要のある宗教的共同体あるいは協会と見なしている。急進派はまた、宗教団体の諸特権である宗教的位階・男女の修道院を奪うことを求めたが、その理由はそれらの非民主的な内部構造と「迷信」であった。

これらの論争は、国家に関する二つの重大に異なる概念を際立たせた。国家統一を熱望したために、多くの自由主義者と民主主義者は、国家の制御外にある領域の存在に反対した。いくらかのプロテスタントの支持を得たカトリック幹部集会の成員は、国家と社会との区分線を引いた。彼らは、社会的な集団分け・教会・家族・団体および地方自治体さえ、それらが相互に独立している(しかも政治的影響力を行使するより多くの可能性を享受する)ような前政府的な領域のなかに位置づけようとした。結局、彼らは、1848年憲法における基本権を取り扱う多様な条項のなかに、教会の独立を盛ることに成功しなかった。教会は宗教的共同体と同一視された。しかしながら、教会は自らの問題を独立して管理する諸特権を認められ、国家の一般的な法律にのみ従った。その上、私的・公的に宗教を実践する自由は保障された。フランクフルト憲法(Reichsverfassung)は施行されず、

革命とともに頓挫したが、宗教を取り扱う条項は有効であると証明された。それらの条項は、1919年のワイマル憲法および後に1949年のドイツ連邦共和国基本法に不可欠なものとして組み入れられた。

1848年の革命は、重要であるとはいえ単にドイツ史のひとつのエピソードのままであった。同様なことはドイツの政治的カトリシズムの歴史にも当てはまる。すなわち、1848年には、後の組織化のための最初の輪郭が素描された。カトリック運動(それはいくらかのプロテスタントによって支持されていた)は国家と基本権に関する観念の発展に貢献した。カトリック運動の諸観念は自由主義者によって主張された諸観念と対立し、当該運動は市民的自由の運動と合体しなかったとはいえ、それにもかかわらず、この運動は市民的自由を宗教的自由の観念と結合することによって、市民的自由の理解を拡大した。かくしてそれは、19世紀を通じたローマ教会の歴史に行き渡ったひとつの傾向の一部となった。

ナポレオンのイタリア支配—それ自体がフランス革命の結果である—の時代以来、教皇の世俗的権力は脆弱であった。しかしながら、このことは信仰心の篤い人々にたいする教皇の霊的権力を強化することに役立った。すなわち、彼の世俗的権力の縮小は信徒間に新たな忠誠を生み出した。長期的には、教皇は教会に忠実な平信徒を動員することができた。そうするなかで、教皇は人々のなかに存在する運動に期待をかけ、それゆえに教皇は時代の民主主義的傾向に参画した。霊的使命およびキリスト教的メッセージの公布という普遍主義に教皇が新たに焦点を合わせたことは、ある点で、カトリック協会の成員が解放を獲得しようとする試みに反響した。それはまた、代用宗教に近似した熱情をもった多くの自由主義者によって促進されたこの世紀のナショナリズムと見合っていた。カトリシズム内部の部分的に民主的な現象について語ることは正当であるとはいえ、教皇庁が(例えば1864年のSyllabus errorumにおけるように)民主主義的運動への反対意見をはっきりと述べたという事実を見過ごしてはならない。教会は、しばしば見境のない反教権的な自由主義的観念を退けようと試みた。非民主

的で、時代遅れで、反自由主義的であるとして教会を非難した多くの自由主義者は、宗教的(霊的)位階制が世俗的な政治世界とは無関係であることがよく考えることができなかった。

1848年から1871年にかけての過渡期を通じて、カトリシズムはその意味をよりはっきりさせるようになったが、その輪郭は流動的なままであり、時代の全体的状況に依存したままであった。革命後の反動期は、実験的のためらいがちではあったが、政党制の始まりが見られた。一定の自由主義者は、1864年・66年この方のビスマルクの国政運営を無条件に歓迎した。左派自由主義者は、1861年にドイツ進歩党(Deutsche Fortschrittspartei)を結成した。プロシヤに現れた保守党はビスマルクの統一政策に直面してまもなく分裂した。1860年代の労働運動は、当初ラサールFerdinand Lassalleの影響下にあり、徐々にではあるが、マルクスKarl MarxとエンゲルスFriedrich Engelsの諸観念を吸収した。プロシヤ議会の第二院に1852年には存在していたカトリックの議会集団は、カトリック教会の利益を擁護することを超えて、国家内の立憲的権力分立を支持した。それは、1862-66年のプロシヤの憲法闘争期に、自由主義者とビスマルクへの二極化の結果として、忘却へと追いやられた。

カトリックの政党政治の新たな始まりは、議会集団から生じたのではなく、主に文化的・政治的動員から浮かび上がった人々内部の運動から生じた。国家教会体制の継続に対する防衛戦略、教育の能率化と世俗化の試みに対する闘争および自由主義に対する闘争は、カジノ運動および(1864年以来の)バーデンにおけるカトリック人民党を支持する人々だけではなく、ババイアにおける愛国党(Patriotenpartei)を支持する人々すべてのレベルで支持を得た。

プロシヤその他の諸国において集会権を制限した規則にもかかわらず、カトリック諸協会は、1850年代・60年代に一時的な勢力回復を経験した。1848年に確立された非政治的なコルピング協会は、カトリック労働者協会と合流した。早くも1848年には、ケッテラーWilhelm Emmanuel von

Ketteler(彼は1850年にマインツの司教となった)は、貧困層、とりわけ勃興しつつある工業労働者階級の諸条件を改善するよう要求した。1864年の「労働問題とキリスト教」“Die Arbeiterfrage und das Christentum”のなかで、ケッテラーはこれらの労働者を社会的に軽視しているとして自由主義者を特に批判した。彼は、政府の社会政策の問題に取り組むために、貧困者へのキリスト教的配慮という争点を踏み越える決定的な一步を踏み出した。彼の具体的な要求—労働者の保護・充分な賃金・連合体や協会を結成する権利—は、それらを基礎付けている経験的事実にも増して革新的であった。彼の主張によれば、政府には人間存在と人格的發展への独自の前政治的な権利を労働者に保障する義務があった。国家は、それに先行する諸権利を認めるように義務付けられているとするケッテラーの理論は、ドイツにおけるカトリックの政治・社会理論のその後の発展に貢献した。

1864年から66年にかけてのゾエスト(ウェストファリア)での会議は、1870-71年におけるプロシャ・ドイツ中央議会集団を形成するための予備的調整の場となった。ここに、マリンクロット Hermann von Mallinckrodt のサークルの成員が、教会政治のみならず、プロシャの国内・国際政治を処理する問題を討議するために集結した。バーデンとババリアにおけるのと同様に、この地に彼らを集結させたのは、ビスマルクの反オーストリア政策およびケーニッヒグレッツの戦いに続いてオーストリアを統一ドイツに編入できなかったことに衝撃を受けた彼らの反応であった。彼らの失望にもかかわらず、ケッテラーのような有力な指導者は、人々に現実的になるように促した。1850年のプロシャ憲法に含まれていた、宗教に関する豊富な条項がドイツ中に適用されることをケッテラーは期待していたが、それはひどい失望に終わった。

1870年12月に開会されたプロシャ議会で、48人の中央議会団代表の綱領が、かなり一般的な観点から表明された。依然としてそれは、旧来の要求をきわめて最近の変化に結びつける、政治の新たな、独立した理解に基づいていた。綱領は主に立憲性およびとりわけ教会の自由と独立を主張した。

より大きなドイツへの初期の指向性は、連邦主義への綱領的要求へと転換した。これはまた、南部ドイツ人を新たな「立憲党」に進んで加わせようとする条件でもあった。ゾエスト会議の遺産は同格性parityへの関与であった。すなわちそれは文化闘争Kulturkampfに関するその後の議論を通じて繰り返し表明された。そもそもこの同格性は、宗派に拡大すべきだけではなく、ドイツのエスニック集団・個々の州および社会階層にまで拡大すべきものであった。社会的には、まさに当初から、中央党はすべての階層の福祉および国家内部の社会的調和に努める綱領を支持した。

中央党は、政治的課題—それは教会に忠誠を尽くすカトリック教徒によって支持されていたとはいえ—をもつ一つの政党として成立した。しかしながら、党は決してカトリック教会そのものと混同されてはいなかった。党とそれを取り巻く大集団は社会的相互作用の枠組内で、すなわち政治的・社会的抱負と取り組んでいるカトリックの枠組内で構成されていた。党は時代の特殊な環境に起源をもっており、明確に国家的形状を示していた。アレキサンダーEdgar AlexanderとフォガーティMichael P. Fogartyの言葉を借りれば、これらのキリスト教政党、それらの関連団体および投票者の予備軍は、ある特殊な国と時代に典型的な、政治的・社会的な「文明の現象」と同様に、「文明の表明」として言及されうる。ドイツ中央党という形態で、1870年に重要な議会集団を生み出したドイツの政治的・社会的カトリシズムは、歴史的・社会学的・政治学的分析を必要としている。しかしながら、(ニッパーダイThomas Nipperdeyを引用すれば)このカトリシズムが、主にあるいはもっぱら、「カトリック政治」として言及される論争的な立場、すなわち、保守的・民主的・自由主義的あるいは社会的指向性をともなう立場を引き出すある種の「政治的神学」という観点から説明されるべきであるとすれば、それは誤解であろう。「神学的」決定要素へのこのような還元は、政治的・社会的カトリシズムの依存する社会的基盤のみならず、キリスト教政党によって示される立憲の意図に基づいて連立を形成する政治的意思と能力をも見誤らせる。それはまた、政治的・

社会的カトリシズムを、純粹に政治的・社会的集団とは距離を置くものとして描いている。後者のみが政治的行動主義に命ぜられると主張する人はすべて、単に世俗的関心事に関与する集団が理想主義的な政治課題・根拠および綱領によって同じように動機付けられることを理解しそこなっている。

なるほど、当初の意図が新帝国に反対することではなく、そのなかで有力であろうとすることであった中央党は、特殊カトリック的な諸利益(牧師の自由、司祭の訓練その他)および攻撃にさらされていた司教・聖職者・宗教的秩序の擁護の訴え以外の選択肢をもっていなかった。というのは、ビスマルクは、彼の権力を制約するものと恐れていたカトリック政党に戦いを挑むために、文化闘争に意図的に着手したからである。フランスに敗北することによって新たなホーエンツォレルン帝国もまたローマ・カトリシズムに敗北したと確信しており、国家教会を確立することによってドイツの宗教改革を完遂することを求めていた多くの国家的自由主義者の助力をビスマルクは得ていた。文化的プロテスタンティズムは、来世および教皇職で頂点に達する「中世的な」位階制への信念を理由に、カトリック教会を攻撃した。すなわちそれは、国家に免じて、つまり国家的な文化と教育という目的によって全体的進歩を促進するために克服されねばならない、それ自体生きながらえていた、一個の権力としてのカトリック教会を解体した。

中央党はこの種の宗教戦争に対して自らを防衛するために政治的手段に訴えた。今日、新たな国家的・世俗的文化に与する国家的自由主義者による運動は、われわれにはほとんど代用宗教のように思える。決して正式には党の議長に選出されなかったものの、中央党の指導者であったヴィントホーストLudwig Windthorstは、自由主義者を相手の得意なやり方で打ち負かそうと試みた。彼の理由は戦術的なものではなかった。彼はあらかじめ決められた意図をもっていた。市民の権利と人格的尊厳と等しく国家内の人々と集団を保証するキリスト教の自然法によって表明されるような

価値基盤を彼は主張した。彼は寛容の諸原則と立憲国家を擁護した。そうすることで彼は同時に、教会の諸権利にも介入していた「全能の」国家に対して多元主義を擁護した。この種の国家に対して戦いを挑むことは自由主義者のそもそもの課題でもあった。不正な迫害と自由の制限に直面して、選択肢はひとつしか残っていなかった。すなわち公衆の良心に訴えることである。報道機関とともに議会はこの目的のための公開討論会を用意した。1871年から1890年にかけて、中央党関連の新聞の数は126から221に増えた。発行部数は322,000から626,000とほぼ倍となった。ビスマルクは確かにこの新党を従属させ、あるいは強制的に解体させようとする取り組みに失敗した。むしろ、最高の器量をもった議会の敵手であったヴィントホーストが、帝国議会においてビスマルクに対抗して立ち上がった。文化闘争立法を廃止する時期が到来したとき、帝国議会内の小規模な反対派は、立憲的スタンスを採用することによって議会はドイツの民主主義を進展させ、代替的政治文化に貢献したと主張することができた。

帝国の存続期を通じて、中央党は人間のキリスト教的イメージおよび信仰深い人々によって共有された諸価値に関与し続けた。党はまた保守主義的でもあった。というのは、党の使命は、国家と社会が直面している諸問題とキリスト教の教義のつながりを認識している層の諸集団を代表することが求められているという確信によって生命を吹き込まれていたからである。こうした見解は、革命以前から広く、実際ほとんど普遍的に受け入れられていた。しかしながら今や、他党が価値の世俗的石板を提供したために、また、ドイツ諸宗派間の反感のために、潜在的支持者の共同資金はより小規模であった。補充は人口のカトリック区画に限定されていた。従って、一定の緊張関係にもかかわらず、カトリック教会との結びつきは、文化闘争および基本的なキリスト教の諸原則のために、依然として強固であった。

1872年から1876年までレーヴェンシュタイン皇太子Karl zu Löwensteinに率いられたドイツ・カトリック協会(マインツ協会)の禁止と迫害の後、

カトリック・ドイツ国民協会が1890年に創立された。その社会政治的・弁護の部門によって、カトリックの有権者大衆を教育し組織化する特別の任務が遂行された。

中央党の品質証明は、近代性の指標としてのすべての宗教加盟の放棄を宣言した好戦的・反教権的世俗主義によって特徴付けられる近代への歩みを拒否するということであった。このことは、党が政治・社会生活の多くの領域に果敢かつ協調的に巻き込まれるようになることを妨げはしなかった。中央党が、諸宗派の保持あるいはヴィルヘルム帝国下の行政・司法システムないし名高い大学におけるカトリック求職者の平等な雇用機会に関与したのは言うまでもない。宗教的寛容のための闘争を超えて、党の成員は立憲国家におけるその種の同格性の受任parity mandatoryを要求し続けた。確かにこれは自己批判の機会でもあった。かくして例えば、カトリックの人口区画にある自ら課した教育上の欠陥を減少させようと取り組むなかで、ミュンヘン大学の哲学教授であったヘルトリックGeorg von Hertlingは、教育の観点からもっと多くを要求するようにカトリック教徒に呼びかけた。

中央党は、1877年3月19日に、ウェストファリアの議長を長く務めたガーレンFerdinand Heribert von Galenが工業労働者の包括的保護を要求した法案を帝国議会に初めて上程した際に、きわめて重要な政治的争点を背負った。「歴史の建設者」(Geschichtsbaumeister)と同様に、国家の歴史の推定上客観的な進歩にコミットしていた国家自由党その他は、改革のそのような試みにためらいがちに、あるいは単に拒絶的に反応した。当該法案は、自らが最初の帝国議会の代表であったケッテラーが、ドイツ帝国におけるカトリック教徒に関する彼の論文(1873年に公開されたDie Katholiken im Deutschen Reich)のなかで、初めて設計した社会政治綱領から直接的に引き出された。まことに、中央党は当初、労働者保護に関する党の諸観念を実現できなかったが、1883年、84年および89年に通過した、衛生・事故および老齢保険を取り扱う立法に協力した。これらの立法基準は広く

他の諸国における社会政策のモデルと見なされている。ビスマルクの社会政策が、社会民主党の勢力拡大を封じ込める取り組みとして正当に解釈されているとはいえ、帝国議会における多様な政治集団によってなされた建設的な貢献を過小評価していることに注意しなければならない。中央党は自らの創意を社会政策に挿入し、それは後に税・財政および関税立法にも挿入された。実践的な政治的・経済的争点が検討される場合にはいつでも、中央党はいわゆる事実に基づく政治(Sachpolitik)に従事した。すなわち、党はすべての事実を公平に比較考量することによって正しい解決を求めた。しかし党はまた、党内に重きを成していた農民・中産階級の諸利益にも注意を払った。

ドイツ国民と外交政策への中央党の態度を見れば、カトリック教徒を帝国に統合しようとする努力とともに、党がドイツの外に帝国の権力を投影しようとしていたことは疑いない。第一次世界大戦期に、政治的カトリシズムの有力な議会代表はイギリスのような他の世界的パワーと伍するドイツの将来のグローバルな役割と権力を支持している。にもかかわらず、この目標は、汎ドイツ人(Alldeutschen)およびその他のそれほど急進的ではない国家主義的集団の野心的観念と比較すると、中央党のなかではあまり言明されなかった。しかしながら、この時期までには、ゲレス協会によって出版された政治学事典(Staatslexikon)を共同執筆したイエズス会士カスラインVictor Cathreinおよびヴィントホーストのような他の声は既に静まっていた。教皇の普遍主義と新スコラ主義に影響されて、彼らは国際法によって決定され、国際的理解を目的とした政治課題を支持していた。他方、中央党の有力な代表であったエルツベルガーMatthias Erzbergerは、1917年・18年に諸国民間の平和共存および一種の国際連盟を支持していた。ドイツの外交政策を再規定しようとする彼の試みは、当時ドイツの敗北が不可避免的となっていたために、成功しなかった。ドイツはすべての有意な諸権力とともにその信用性を失った。実際ドイツはいまだ十分に強力であった時期に平和を目指す政治への転換をしこなかった。

中央党は、1933年の解散に至るまで、一個の宗派政党としての事実上の性格を維持した。党を宗派的・政治的および社会的に拡張することを目指した多くの個々の試みがあった。文化闘争の時代の初期に、中央党は敬虔なキリスト教徒に、「無宗教の物質主義的観念」に対して共同歩調をとる機会を提供した。同時に、党は党に進んで加わろうとするすべての宗派に門戸を開いていた。党は、1906年の有名な「塔(擁護者)」論文の公刊までこの戦略に固執した。その論文のなかで、バッヘムJulius Bachemは、それ自体の防衛がほとんど不可能であった区域で、党がプロテスタントの候補者を指名するよう求めた。さらに、中央党における多様な集団が、論争的な政策上の争点は宗派的線に沿って解決されえないと主張した。党の主張によれば、原則問題として、党は中道を行き、人口の最大区画の正義を達成するという目標によって決定を作成する方針を取るべきである。中央党は、階級差別を拒否するという政策に固執したのみならず、真にそれを実践したと言っても差し支えない。だが、国民政党となるための準備と能力は——一定の資格要件をもつ——カトリック教徒の間でだけ功を奏した。中央党はすべての社会階級に開かれていたが、その宗派的限界を決して超えることはできなかった。

実践的には、カトリックとプロテスタントの労働者の(多元的な)非宗派的併合を達成したのはキリスト教労働組合であった。1899年、マインツで、彼らは本部がケルンに置かれることになる協会を設立した。その精力的な傑出した総書記であったシュテガーバルトAdam Stegerwaldは、ホワイトカラー労働者のドイツ全国雇用者協会のような組織を入会させることによって、この協会をキリスト教全国労働者連合へと拡大した。中央党のケルン支部に支持されたシュテガーバルトは、宗派的に閉じられていたカトリック労働者諸協会に対してキリスト教労組を正当に位置付けることに成功し、拡大闘争の後の1906年には、彼はドイツの司教とローマ教皇庁による正式な承認を得ることができた。彼の目には、この運動は政治的・社会的必要性によって規定されていた。彼の推定によれば、反教権的・社会

主義的傾向をもつ自由労働組合と急進的な手段にこだわるそれらの傾向をかわすことができるのは彼の組織だけであった。

中央党の全国委員会(Reichsausshuss)が従来の独立系キリスト教全国労働者を1914年に党の傘下に加わるように招聘した後、シュテガーバルトはキリスト教諸労組を改革のテコとして使おうと試みた。こうして彼は自ら、戦争中に動員された広範な人口区画を解放するためのスポークスマンとなった。マルティン・シュバーンPeter Spahn・マルクスWilhelm Marx・ヒッツェFranz Hitzeその他の指導的人物との集会のなかでと同様に、会話やメモのなかで、中央党は労働者大衆を統合することによって、真の国民政党となることをシュテガーバルトは要求した。プロシャにおける普通選挙権の目前に迫った導入に直面して、彼は中央党に、最強の既存政党である社会民主党と競合するための手段を与えようとしていた。ドイツ国民の構成を反映させるために、中央党は国民内部の保守・農民集団の役割を再評価しなければならないと彼は述べた。言い換えれば、彼は労働者・農民および中産階級間の対内的妥協を求めた。その上、中央党の宗教的・カトリックの性格が再度要求されねばならず、またその政治的(国政的)目標が力強く再確認されなければならなかった。最後にシュテガーバルトは、彼がある種民衆の皇帝として心に描いていたウィリアム二世の統治にたいする国民的基盤を提供しようとしていた。1918年11月、シュテガーバルトは中央党を、54万の成員から成るキリスト教諸労組および彼が最近再構成したより広範な基盤をもつ100万の強力なドイツ労働組合民主連盟に基礎付けられた新たなキリスト教政党に置き換えようと計画した。保守的・市民-民主的諸勢力がそれに参画するように期待されていたものの、核は労働者から構成されることになっていた。プロシャにおいてホフマンAdolf Hoffmannによるドイツ独立社会民主党(USPD)の反教権的な文化政策が旧中央党を再動員したために、この短命なプランは破綻した。ドイツが共和国になると直ぐ、シュテガーバルトは1920年のエッセン綱領において、ブリューニクHeinrich Brüningとともに諸勢力を結集し、中央党のさ

らなる発展という考えに回帰した。いまや彼は中央党を、多数派を勝ち取る可能性があったワイマール共和国内でひとつの勢力を生み出すために、大規模な、国民的、キリスト教的、民主的および社会的な人民党へと変化させようとした。彼の考え方は、宗派的の區別を退け、同類の志向をもっていたルター派キリスト教徒と政治的に協調するために、ドイツのカトリック教徒を求めているアデナウアーKonrad Adenauerの考え方と重複していた。

II

シュテガーバルトの意図は、ワイマール共和国に蔓延する危機状況および既存の政党制の融通の利かない実践のために、実現されえなかった。宗派を横断した主要政党となる代わりに、中央党は、政治的領域の中道という立場上、不遇なワイマール共和国の誠実なブローカーとして奉仕するという割の合わない歴史的役割をあてがわれたに過ぎなかった。ホーエンツォレルン帝国の終焉に続いて国家教会体制が消滅した後、プロテスタンティズムによる社会的支配は縮小した。宗教的自由が憲法的に保障されたことによって、これは、中央党にとって政治的受任の時であり、また試金石の時であるはずであった。再三再四、その指導的な個性、すなわちヴィルヘルム・マルクス、ハインリッヒ・ブリューリンク、ヨーゼフ・ヴィルスJoseph Wirth、ハインリッヒ・ブラウンスHeinrich Brauns、ヨーゼフ・ヨースJoseph Joos、シュテガーバルトその他の人々は、ヴェルサイユ条約の諸条件を満たし、インフレを克服するというような割の合わない課題に直面していたとしてもなお、統治責任を引き受けるように義務付けられていると感じていた。第一次世界大戦終結時に当たっての彼らの最初の業績は、共和国の政治生活に参画することであった。彼らの留意点は主に、君主制のあるいは共和制的統治形態の相対的メリットに関する議論によりむしろ、社会的な秩序・目標の諸問題に向けられていた。同時に彼らは、市民秩序を危機に陥れるとして革命を拒否した。彼らは、第一次大戦期に

非党派的委員会においてそうしたように、他党と妥協し、協調し続ける用意があった。換言すれば彼らは、可能な限りいつでも、自由主義諸政党および社会民主主義者と連立を形成する道を見つけ出そうとしていた。

中央党によるこれらのしばしば試行され、また挫折した連立は、アングロ-アメリカ型の二党制の基準によっては充分判断されえない。むしろこれらの連立は、ドイツの状況とドイツの過去という特別な条件の背景と対照して理解されなければならない。1914年に、諸政党は政党休戦に合意した。第一次大戦期に、戦争という急迫した事情によって、本質的に異なる制度と政治集団間の調整を行おうとする注目すべき試みがなされた。この危機的環境が、1918年から33年にかけて、中央党が共同体の政治を追求したのは何故かを説明する助けとなる。戦間期の継続的危機と絶え間ない国際的緊張は、中央党の党員に、国民への彼らの固着を取り除くための機会をほとんど与えなかった。ワイマル共和国における政党連合は、それらが機先を制すると仮定していたもののまさに反対の結果、すなわち不安定に終始した。諸政党内の政治派閥の形成によって問題は一層悪化した。中央党内部でさえ、1906年と14年の改革の試行にもかかわらず、最終的に、中立的な聖職者であったトリーアのカースLudwig Kaasが最後の議長に選出されるまで、緊張は増大した。

共和国を脅かしたこの緊張は、中央党の党員に影響を与え、ワイマル国家を救うためのさまざまな、部分的には矛盾した計画を刺激し、内部分裂にいたらしめる。ブリューニクよりも精力的でさえあったパーベン Franz von Papenは、権威主義的な、期待に反して独裁的な傾向にあった憲法の変化を促した。しかし彼がこれを行ったのは、彼が「背教者」となり、中央党を脱党した後に過ぎなかった。中央党と国家社会主義ドイツ労働者党(NSDAP)との連立交渉もまた、議会集団のメンバーの間でしばしば議論された。交渉がもたらしたのは、政治的義務に従って行動し、国家に奉仕する「国家的反対派」を強制的に生み出そうとする努力にたいする深刻な考慮であった。また、この点では、政府を形成するNSDAPの能

力が検証に付されていた。あらゆるケースで、その交渉は成功しないことが分かった。中央党は立憲国家に固執した。1933年3月24日の授権法への同意と引き換えに、カースは、帝国議会委員会の継続というような、最小限の憲法的保証を依然として要求した。ヒトラーはこうした要求を瞬時に退けた。

ある点で、中央党はワイマール民主主義から利益を得た。すなわち党はワイマール期に、帝国期の場合よりもずっと多くの党員を政府の役職に就かせることができた。ヒトラーが権力を掌握した1933年、中央党は、公務員や政府雇用者であった党員に配慮することを余儀なくされていると感じていた。結果的には、授権法と対決するコースを追求すること、あるいは新権力に挑戦することを党は考えていなかった。ここでは、中央党の立場を決定する政治的利害関係と事象が作用した。調整の政策は、ローマ教皇庁の政策の線に沿っていた。教皇庁は、教会政治にとって不可欠な諸要素、すなわち司祭の自由・聖職者の訓練および宗教教育を擁護するために設定された誓約を1933年に取り決めていた。政教条約の署名をしなかったとすれば、中央党は他のドイツ諸政党すべてと同様に禁止されていたであろうことはきわめてありうることである。国家社会主義者による支配権奪取直後に教皇ピウス11世によって署名された政教条約にはまだ二つの重大な問題があった。第一に、ヒトラーの立場は随所に勢いがつき、条約の諸制約を突き進み、またそれを超えて事を巧みに処理するより多くの権限をもたらした。第二に、条約は、独裁の初期段階で政治的存続を賭けて闘争していたドイツ中道の懸念に取り組まなかった。結果として、ドイツの個々の地域でくまなく立憲的公約を表明していたドイツ・カトリシズムは、勃興する国家社会主義の暴力的方法とイデオロギーへの反対闘争によって当然受けてしかるべき信任を得られなかった。その代弁者と報道機関は特に、神の前のすべての人々の平等およびすべての人々の救いにたいするキリスト教的関与を主張することによって、国家社会主義の人種理論を攻撃した。

支配権奪取直後に、国家社会主義者は、ワイマールの嫌悪すべき「体系

政党」群を監視下に置き始め、それらを迫害し始めた。その全体主義的性質、またそれが人間全体にたいする支配権を獲得しようと望んでいたゆえに、国家社会主義は、宗教の実践—礼拝への参加・礼拝行進・宗教教育—さえ、その主義と表面对立していた「政治的カトリシズム」への退行と見なした。国家社会主義者はそのような非同調者の活動を注視し、それらを処罰し、それらに制裁を課した。この行動は「レジスタンス」の形態を成すが、この用語は、それに最も値しているとはいえ、1944年7月20日の人々だけに留保されるものではない。むしろレジスタンスは、非同調者によるそれほど劇的ではない行為も含まなくてはならない。彼らはそれにもかかわらず国家社会主義に対する犯罪者と見なされた。これらの例は、相似的な精神をもつ人々・ヒトラーの独裁への代替案についての議論・隠れたあるいは公然とした抵抗と、最終的には独裁を排除する真の試みへの(稀な)参画との精神的交換である。非同調者的思考のすべての表明は抵抗する準備があることを証明する。それらは個人的行為の機微に富んだ形態で表明される。

個人的・倫理的理由による迫害に静かに耐えた教会、殉教者によって提起された真のレジスタンスは、当然のことながら政治の領域を超えて進んだ。しかしながら、私が関心をもつのは、ほとんどの人々が生活を送る灰色の領域である。そこで、多くの人々は、普遍的に強制されたイデオロギーに対する瑣末な違反でさえ、罰すべき犯罪として類別した体制との、必ずしも意識ではない、隠然あるいは公然たる紛争を経験した。自らの宗派に敬虔な一般信徒がレジスタンスに従事する方法は、彼らの以前の経験・社会的習慣・家族背景および受け継がれた政治的・宗教的指向性に依存していた。政府による権力の過剰な追求に反対意見をはっきり述べることを教えられてきた人々は、国家社会主義が世俗の政治的イデオロギーをはるかに超えていることを素早く認識した。彼らは、民族共同体Volksgemeinschaftおよびその新組織の致命的な支配を逃れようとした。かくしてカイザーJakob Kaiserは、キリスト教労組内の諸集団との旧来の連繫を復活させ

た。すなわち彼は、ハーバーマンMax Habermannのみならず、ゲシュタポによって反政府活動の嫌疑をかけられ、今や禁止された自由組合のメンバーであったロイシュナーWilhelm Leuschnerとの接触も求めた。1933年以前に存在していた諸環境が国家社会主義の支配によって直ぐ排除されたわけではなかった。それらの環境は、国家社会主義者の全体主義体制に対してある程度の免疫をもつメンバーと参加者を提供した。

これらの展開に加えて、多くの心ある人々が国家社会主義に批判の眼を向け始めた。これらの初期の疑いを経験的に立証することは、反政府的傾向の表示に内在する危険のために、困難である。しかしもっと公然と、ドイツ的なものおよび過去のドイツ的伝統に基づく代用宗教を促進した国家社会主義者が蔑んだ、政治のキリスト教的基盤に諸個人が注意を集中するにつれて、宗派的境界は埋め合わされた。一定の関心は恐怖から生じたが、しかしそれらの関心は国民と国家の存続について深く配慮されていた。国家社会主義独裁のイデオロギーと実践にたいする知的・宗教的および政治的嫌悪は、当該体制に対立する多様な宗派的・政治的陣営(彼らはお互いの存在に気付いていなかった)からの反対派を統合した。そこには、告白教会Bekennende Kircheの北ドイツのメンバーであったシュテルツァーTheodor SteltzerとティルマンズRobert Tillmans、カトリックのラインラント人であったシュヴァーリンクLeo SchweringとアルベルスJohannes Albers、初期中央党のツィンマーマンKarl Zimmermann、前ドイツ国家人民党のレールRobert Lehr、ドイツ民主党のシュライバーWalther SchreiberとフリーデンプルクFerdinand Friedenburg、ともにキリスト教社会人民サービス「福音センター」とも呼ばれた一の前メンバーであったヴルテンブルクからのバウシュPaul BauschとウェストファリアからのシュミットAlbert Schmidt、ババリア人民党のミュラーその他のメンバー、プロテスタントの前大使であったプリットヴィッツFriedrich von Prittwitzがいた。

これらの人々はすべて、体制によって規定された方針から離れた覚書を

起草し、書簡を書き、ヒトラー後のドイツの再建に関する見解を取り扱った。あるいは彼らは友人の親密なサークル内部で、体制に批判的な見解を交換した。これらの人々は潜伏を余儀なくされた。すなわち彼らの静かな反対は対外的な反響をもたなかった。国家社会主義体制が、連合軍による進攻と成功を待たなければ敗北しなかったのは疑いない。だが、この静かなあるいは「知的レジスタンス」なしには、時代の事象に関する徹底的な省察なしには、また、体制崩壊後の新体制に進んで積極的に関わろうとする意思なしには、東あるいは西、北あるいは南を問わず、ドイツのきわめて多くの場所で、同盟政党の創設集団が1945年5月に活気づいたのは何故かを説明することはできない。同盟政党の創設者たちは、人口のすべてのレベルに利益をもたらし、基本的なキリスト教的価値に基づいた民主政治こそ、時代の要請に応えるとの確信で糾合された。

深く根付いた宗派・政党の相違にもかかわらず、市民-キリスト教的志向をもつ諸勢力を、新たな政治的取り組みに糾合することは、ドイツに物質主義的な、生物学に基づく、反ユダヤ的な、また反教権的な独裁を導入しようとする国家社会主義的国家の試みの劇的終息を待たなければ不可能であった。死の直前、ヴェルツブルク・ババリアでのCSU創設に決定的な役割を果たしたシュテガーバルトは、これらの新党と政治的始まりを、過去の精神異常からの一種の回復と解釈した。しかしながらシュテガーバルトは、この凱旋の時代をほとんど祝福しなかった。彼の政治的良心を検討すれば、彼はこの悲劇的結末の些少とはいえない責めを、宗教的相違に基づくドイツ国民内部の宿命的な分裂に求めている。「同盟」としての集合政党を抛り所にするという決定が正当化されたのは、ドイツ史の経緯を方向付け直すための悲惨な要求に関するこれらの諸省察の背景に対してであった。新たな宗教的共同体も、一様に宗派的な実体の導入も一切意図されなかった。むしろ、「同盟」という用語は、歴史的塹壕を取り除くために、ドイツ国民の真の政治的共同体を達成するために、そしてドイツ国家の発展を通じてあまりにも弱々しく掲げられてきた民主主義の理念を支えるた

めに設計された政治綱領の正体を示していた。その上、中央党とキリスト教社会人民サービスの前メンバーは、価値と基本的な政治的観念の共通基盤に合意することが可能である限り、保守あるいは自由主義陣営の前メンバーと合流することを望んだ。

事実、政治的カトリシズムから非宗派的な同盟へといたる継続性の有機的過程というようなものは存在しない。相互に関連しているとはいえ、二つの現象は、1933-45年の鋭い中断によって分離される。CDUもCSUも新しく生まれた政党であった。それらの政党は、数々の挫折と、それらの最も重要な先行者であった中央党とババリア人民党が捉えそこなった機会を認識していた。過去の教訓を心に刻むそれらの政党は、広範な基盤をもつ国民政党を形成するために、とりわけ国民の少数派のみによって代表され維持された民主主義の理念の悲運を避けるために出発した。それらは多様な陣営間にあったあまりにも大きな疎外を再度容認するような準備はしていなかった。対照的に、中央党は、ほとんど分派政党ではあったが、強固なカトリックの伝統をもつ地域(北ラインーウェストファリア、低地ザクセンの一部およびラインラント-プファルツ)に再度出現した。党は1950年代中葉にいたるまで、優位を失わなかった。政治的カトリシズムの政党の限定的な復活は、同盟内でカトリックとプロテスタントを統合しようとするなかで、克服されねばならなかった障害を示していた。この統合は、ドイツ帝国とワイマル共和国の政治的カトリシズムを破棄するために取らなければならなかった決定的な方法であった。

戦後の展開を考慮に入れる、より歴史的な見解は、シュテガーバルトが1945年という破滅的な年に行ったものよりも、より冷静な評価に到達することを求められている。この見解は、初期の層に遡る刷新の原点を跡付け、批判者が、既に存在していた政治文化の背景に対する国家社会主義革命をいかに判断できるかを理解するであろう。1945年以後、そのような分析は政治的共存の新たな道の選抜に帰結した。

宗教・文化・社会および政治間の関連性の検討は、国民あるいは社会的

発展の歴史研究と同様に少なくとも歴史家にとってはやりがいのあるものでありうる。このような歴史研究方法のパースペクティヴは、もっぱら世俗的境遇に基づくアプローチを避けるという利点をもっている。カトリシズムと同盟の起源に関する歴史は、革命以前の世界に既に存在していた政治文化内部の宗教的・道徳的動因の併行的存在に注意を向ける必要性を明らかにし、従って歴史研究家の配慮に値する。

1945年、多くの人々は宗教に慰めと強さを求めた。生命を脅威にさらすような過去の挑戦以後、キリスト教的価値によって告げられた文化の覚醒は、充分に強力であることが証明され、政治へと投射された。キリスト教諸政党への対内的脅威は、継続的な宗派間の相違から生じたというよりも、キリスト教徒、とりわけプロテスタントの投票者の投票参加が散漫であったことから生じた。同時に、教会とより密接に結びついていたカトリック階層は、同盟政党に、数十年にわたる最も信頼しうる投票者群を提供した。しかしながら、1960年代初頭、大規模なアイデンティティの危機が明らかになったのは、まさにこれらの集団においてであった。1945年の悲劇的結末から半世紀たって、宗教的無関心と対になった享楽主義的・物質主義的性質をもつ文化的選好がドイツに広がっている。国民の大きな諸集団が物質文化の道徳的基盤への感受性を失ったように見える。ここは、このような趨勢が、他の諸国にも等しく認められる基礎的な技術的・経済的および社会的変化に根差しているのかどうか、あるいはまた、このような展開の基盤は大衆の継続的世俗化—アデナウアーが帝国の最後のあがきにその出所を遡って突き止めた、そのような種子—に求められるのかどうかを決定する場所ではない。このような展開に弾みがつくかどうかを示す方法はない。しかしながら、次のことは確実である。すなわち、明らかになった法的・政治的現実への回帰、および伝統的な宗派の諸価値によって特徴付けられる文化の歴史的基盤への回帰は、もはやいかなる制度的結びつきももたない大方非合理的な変動する原理主義の誘惑よりも、この趨勢を阻止するより良い立場をもたらすであろう。

5 理論についての素材－P. アルベルティ・R. レオナルディ 「キリスト教民主主義の多極共存的構造」

Paolo Alberti and Robert Leonardi, “The Consociational Construction of Christian Democracy”, in Steven Van Hecke and Emmanuel Gerald eds., *Christian Democratic Parties in Europe since the End of the Cold War*. Leuven University Press, 2004. pp.21-41.

多くのヨーロッパ諸国の政治システムにおける永続的な影響と優位にもかかわらず、キリスト教民主主義に関する研究文献のほとんどは、それがいかなるものであるのかを説明するという点で難点を抱えている。しかしながらつい最近になって、きわめて重大な改善がなされた。それは主に Kalyvas の『ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の勃興』と Van Kersbergen の『社会資本主義：キリスト教民主主義と福祉国家の研究』のおかげである。この政治現象の理解に貢献するというに加えて、これら二つの研究は、キリスト教民主主義研究を基礎付ける二つの最も典型的な代替的アプローチである合理主義的アプローチと内省的アプローチの顕著なサンプルを提供しているために、とりわけ関心を引くものである。これら二つの古典的アプローチの間にある見解を把握しようとする第三の見地を採用することで、本稿の目的は、この政治現象の特異性と形成過程に関するさらなる理論的理解を促す可能性のある分析枠組みを導入することによって、カリバスとケルスベルゲンの両テーゼ間にある溝を架橋することである。

序 論

キリスト教民主主義に関する既存の研究文献のほとんどは通常、個々の存在論に基づく「合理主義」アプローチあるいは「内省的」reflexiveアプローチのどちらかを示す傾向にある。とりわけ、合理主義的説明はキリス

ト教民主主義を、所与の選好と利害関係をもち、主に費用便益問題によって規定される単一のプレーヤーとして扱っている。結果的に、この説明はキリスト教民主主義のアイデンティティおよびその規範的枠組みの形成過程に見られる内生的力学を見過ぐす傾向にある。実際には、合理主義アプローチを採る研究者は、諸理念がキリスト教民主主義に影響を及ぼすことを否定するものではない。しかしながら、これらの理念は概して等閑に付され、「目的－手段関係についてのプレーヤーの明確な位置づけ」を強化する単なる独立変数であると見なされている。したがって、それがキリスト教民主主義の利害関心を現実の規定するとした場合でも、それらは物質的な能力と制約に基づく「事後的」な機能主義的説明からしばしば単に演繹されるに過ぎない。

対照的に、内省的説明は、いかなる政治的プレーヤーが利益の極大化という目的によって動かされるかということにかかる合理的仮説を否定する。一般的に彼らの作業仮説は、キリスト教民主主義をその政治的アイデンティティに本来的に反映されている一貫した価値のセットをもつ特異な政治現象の一つと見る点にある。したがってこれらの研究によれば、この現象の適正な理解をもたらしうるのは、本来的にもっている規範的価値と政治的経験の間の内省的関係の認識以外にはない。しかしながら、こうした主張は、信念と政治的経験の間の内省的関係を基礎付ける厳密なメカニズムの理論的説明のなかに位置づけられておらず、あるいはそのような説明と結び付けられていない。結果としてこれらの研究者は次のことに気付き損ねている。すなわち、そのような関係はまさに一義的ではなく、むしろこれら二つのレベルの間には相互的・継続的な乗り入れinterchange があるということである。実際に、理念が決定的に重要であるとはいうものの、それらの理念は真空状態から生ずるのではなく、それゆえにそれらの形成も説明される必要がある。

われわれの意見では、これら二つのアプローチは、キリスト教民主主義の真のDNAを浮かび上がらせ、理論的に説明するには十分ではない。わ

れわれの見地は政治学における近年の社会学的転回を是認するものであり、それにしたがえば、より有益なアプローチは、社会現象のひとつとしての社会的相互作用を強調することによって、また、それに伴って、個別の存在論から、無秩序よりもむしろ相互依存こそ人間行動を実際に特徴付けるものであるとする間主観的存在論inter-subjective ontologyへと移行する必要性を強調することによって提供される。こうした文脈では、相互依存は、相互理解のパターンを創造し行動を形成する位置にある有効な「制度」の存在を必要とする。

しかしながら、旧来の制度論とは対照的に、新制度論者は制度の「相関的性格」に力点を置く、より広範な意味で諸制度を規定している。この見解では、制度はゲームのルールを提供し、関係者の行動の要因を確立するものであると理解される。カギとなる仮説は、「ある制度的枠組み内で行為することは個人的価値以外の価値にコミットするということを含み、したがって明確な規範的要素をもつ」ということである。このため、「諸制度が解釈と行為の道徳的あるいは認知的鋳型を提供するので」プレイヤーの行動はまったく戦略的とはならず、世界観を共有する。

この見解は、合理主義的アプローチと内省的アプローチの「中間地点を把握すること」を求める社会構成主義によってさらなる展開を見せている。実際に、構成主義者は伝統的な内省論者と一定の議論を共有しているが、理論構築と経験的論拠に関しては合理主義者と問題関心をともにしている。チェックルCheckelの表現によれば、合理主義理論と彼らの論争は「認識論的なものではなく存在論的なものである」。

社会構成主義は「規範と代理人の構成が相互的になっているという観念」に基づいている。構成主義者は「政治的代理人のアイデンティティ、利益および行動は世界についての集合的な意味・解釈および仮説によって社会的に構成されている」と信じており、したがって彼らはそのような代理人が規範的諸制度のなかに埋め込まれているということを理解する必要性を強調する。しかしながら、構成主義者によれば、社会的事実は社会的

に構成されているだけではなく、それらの「重要性」は意味の社会的相互作用と社会的構成に関するひとつの過程の帰結でもある。実際に、構成主義者は「それ自らのなかで構成されているような'向こうにある'out there世界と同様に、過程を通じて構成されるような間主観的知識」を前提としている。

このような見地から距離を置いて、本稿では、キリスト教民主主義は政治的穩健性によって特徴付けられる明瞭な現象であり、時間的・空間的に多少なりとも制度化されてきた「多極共存型」の相互作用パターンに起源を有するということが論じられる。さらに本稿では、そのようなパターンはキリスト教民主主義の組織次元・観念化次元の社会的構成を理論的に明らかにすることが主張される。まったく興味深いことに、このような見地はまた、キリスト教民主主義者の規範的な自己規定と合致している。事実、第二次大戦後イタリアのキリスト教民主主義政党の創設者であるガスペリ Alcide De Gasperi が言ったように、キリスト教民主主義は「ひとつの教義、すなわちあるひとつの社会・政治哲学に起源をもつのではなく、ある歴史的経験およびわれわれがその客体でも主体でもあるこの歴史の経験に起源をもっている」。同様に、ヨーロッパ人民党の前事務局長であったジャンセン Thomas Jansen にしたがえば、「キリスト教民主主義のアイデンティティはその哲学によって単に形成されているのではない。それはキリスト教民主主義の歴史を反映している」。言い換えれば、フォガーティ Michael Fogarty が適切に述べたように「餅は餅屋」“en forgeant on deviant forgeron” ということである。それゆえにわれわれの仮説は二重となる。

- (1) キリスト教民主主義は、政治的カトリシズム内部に本源的にある競合的な多元主義の穩健化と総合の多極共存的な発展過程から生ずる特異な政治現象である
- (2) この多極共存の形状はキリスト教民主主義の（集合的）アイデンティティとイデオロギーの社会的構成にたいして一定のインパクトを与え

てきた

こうした点を考察するうえで、われわれはキリスト教民主主義の研究に、先ずレイプハルト Lijphart によって精巧に作り上げられた多極共存型民主主義の分析枠組みを適用することを示唆する。われわれの意見では、そのような手法はわれわれがキリスト教民主主義の特殊な発展パターンを強調することを可能とし、その比較的・理論的理解の基礎を設定することを可能とする。1976年にサルトーリによって最初に提言された考え方を適用すれば、政党は(規模は小さくとも)「政治システム」と似ており、したがって同様な見地から分析され解釈されうというのが議論の前提である。

合理主義的アプローチ

キリスト教民主主義研究にたいする合理主義的アプローチの最近の確信的支持者は『ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の勃興』の著者であるカリバスである。カリバスは一種の合理的選択モデルを採用し、一個の宗派政党としてのキリスト教民主主義とカトリック教会との有機的連携を問題にしている。カリバスの指摘によれば、教会とキリスト教民主主義との間に完全な重複があるとすれば、「同じ選挙区、同じ平信徒を代表する」二つの制度間には基礎的な契約があるはずである。実際には、教会の信頼しうる機関であるどころではなく、「宗派政党が形成されたのは、しばしば推定されるような教会の意図と行為からではない。それらは教会の諸制約のもとでなされた戦略的選択の予期せざる、不必要な、しかも究極的には有害な副産物として現れた。保守的な政治エリートが宗派政党を形成するべきであると意図していたわけでもなかった。事実、宗派政党の形成へと到る過程を主導した両アクターは、これらの政党の創造を排除する、双方が納得できるような選択肢のセットをもっていた」。

キリスト教民主主義が、不本意ながら教会の直接的外延として自らを演出したということは、ほとんどの研究文献において広く認識されてきたという点で、カリバスの分析はとりわけ革新的でもなければ独創的でもな

ということに注意する価値はある。さらには、1901年の教皇の回勅 *Graves de Communi Re* のなかで、また、1902年に教会非常時に関連する問題を審議する枢機卿委員会によって書かれた *Instrument* のなかで公的に表明されたヴァチカンの明確な立場を想起すればよい。しかしながら、カリバスによる分析の否定しえないメリットは、キリスト教民主主義の当初の進化に関する確信的な、しかも方法論的に精緻な理論を提供することによって、この現象の理論的理解を深めたということである。残念なことに、彼の理論的取り組みは、それ自らの特異性をもつ一個の政治現象としてのキリスト教民主主義の印象的な勃興よりもむしろ、この現象の発生期の局面に限定されている。彼の理論的アプローチの弱点は、「社会的カトリシズム・キリスト教社会主義とキリスト教民主主義とにある相違といった術語上の争点を避ける」という彼の意図を鮮明にしている、そもその始まりにある。「そのような議論は早々と果てしない、ほとんど認識不可能なニュアンスの記録へと進展する。それはまた、政党の形成という観点からは有意とはいえない傾向にある」。対照的に、プライダム Pridham が強調するように、キリスト教民主主義運動内部の論争は、それが「単に術語をめぐる論争ではない」ことを明らかにしている。結果的に、カリバスは「キリスト教民主主義」という概念と、この概念がひとつの流れを構成しているに過ぎない「政治的カトリシズム」というより広範なカテゴリーを混同している。このように、自らの意図とは逆に、彼は種よりもむしろジャンルの進化を説明することに終始している。

実際のところカリバスは「政治的カトリシズムはカトリシズムそれ自体の自然な子どもである」ということに正当にも異議を唱えているが、しかし翻って彼は不運にも、キリスト教民主主義は「政治的カトリシズムの自然な子どもである」と推定しているように思われる。実際には、カトリシズムの存在それ自体が必ずしも政治的カトリシズムの展開を説明するものではないのとまさに同じように、政治的カトリシズムの単なる展開が、その可能な結果のひとつであるに過ぎないキリスト教民主主義の展開を自

動的に説明するものではない。より正確には、「キリスト教民主主義の理論はカトリックの政治的アイデンティティの構造を説明しなければならないであろう」ということは否定しえないが、しかしカトリックの政治的アイデンティティの構造は、それ自体ではキリスト教民主主義の勃興と特殊な性質を説明するものではない。というのは、キリスト教民主主義の構造は政治的カトリシズムの胎内から発展する他の経験に先立つものであるからである。

事実、カリバスは全体のうち221頁をカトリックの政治的アイデンティティの形成に関する細心の理論を展開することに充てており、キリスト教民主主義を指向するこのアイデンティティの一層の進化については最後の42頁を充てているに過ぎない。結論部でカリバスはカトリックの運動を「その形成期およびその直後に生じた」世俗化の「内生的過程」の結果として描きながら、この運動のさらなる進化を暗示している。しかしながら彼はこの過程をさらに掘り下げるのではなく、その効果を次のように要約しているに過ぎない。すなわち「…教会の圧力と内部の不満にもかかわらず、この運動は宗教を格下げし、政党組織の脱教会化を図り、政治的穏健化の驚くべき精神を示した」と。残念なことに、カリバスはそのような「政治的穏健化の驚くべき精神」がどこで生ずるのかを説明していない。そのような結果はまさにキリスト教民主主義の特異性を規定するものであることを考慮すれば、この説明は明らかに第一義的な重要性をもっている。

同様に、カリバスの研究の最後の数ページはキリスト教民主主義政党に関するきわめて重要な別の問題を提起する。「宗教的動員の産物として、それらの政党は社会的に雑多であった。したがってそれらの政党は（対立陣営からしばしばオポチュニズムと見なされる）包括的性質と中道の指向性を獲得し、調停の技術のみがき、穏健な外観を発展させ、しかも大まかなあるいはラディカルな綱領・政策を避けた」。だが、それらの政党がどのようにそれらの傾向を達成したのかはいまだに明らかではない。すなわち、そのような「社会的に雑多な」産物がどのように「中道の指向性を獲

得したのか」、どのように「穏健な外観を発展させたのか」、またどのように「急進主義を避けたのか」。こうした過程はどのように説明されうるのか。カリバスの結論はこの難題を解いていない。「これらの政党は異質な社会的基盤を維持するために宗派的アイデンティティに依存したが、このアイデンティティは、自らが自律的に存続し選挙で勢力を拡大するために宗教と教会から距離を置く必要性と衝突した。このような宗派的ジレンマを解決するために、これらの政党は、重要な予期せざる方法で政治と社会を形成する方向に動いた。彼らは自由民主主義に与したものの、カトリシズムを捨てるのではなく、それを世俗化するという方法で自らの宗派性を再規定することで独自のアイデンティティを構築した」。

ここでも問題はこうである。これらの政党はそれをどのように管理したのか。その結果は誰かの賦課がもたらしたものなのか、それとも組織的に配列された過程の結果であったのか。後者である場合、そのような発展は惰性的なものであったのか、それとも何らかの確定的条件を必要としたのか。さらに、これは唯一の可能な結果であったのか、それとも何らかの「空間と時間によるバリエーション」があったのか。そうだとすれば、これらの相違はどのように説明されうるのか。この政治現象に及ぼしたそれらの影響は何か。不幸にも、カリバスの理論はキリスト教民主主義を、その特異性という点に関しても、理解のしにくさという点に関しても、その運動内外の周期的あるいは力学的進化という点に関しても、さらに分析するための解釈上のツールあるいはパターンをなんら提供していない。ヨーロッパ政治の過去と将来にとっての重要性から考えて、キリスト教民主主義的現象のダイナミクスは十分に解明され説明されなければならない。

内省論的アプローチ

カリバスとはまさに反対に、ケルスベルゲンVan Kersbergenの『キリスト教民主主義と福祉国家の研究』は、キリスト教民主主義とは厳密にはいかなるものであるのかに関するきわめて明確・適切な規定で始まる。最

初にケルスベルゲンは伝統的な研究文献がキリスト教民主主義現象の特異性の誤解に導く傾向を問題にしている。このような文献のレビューを要約して、次のように彼は論じる。キリスト教民主主義について浮かび上がると思われるのは、「それが中道において作動する運動であり、それ自らの基礎理論をもたないということである。むしろそれは自由主義・保守主義・社会主義思想の諸要素を思うままに借用することを選択するのであるが、それはこれらの思想をイデオロギーのごった煮へと混ぜ合わせるためである」。逆に言えば「キリスト教民主主義は保守主義の代用品でもないし、社会民主主義の複製でもない。それは特異な政治的アクターのひとつである」と彼は正当にも主張する。明らかに、ケルスベルゲンはキリスト教民主主義の保守主義への同化を否定する。「保守主義とキリスト教民主主義との間に多くの類似点があるというのが実態であろう。… (しかしながら) 保守主義とキリスト教民主主義の類似性を指摘することによって特異性を否定する人々は依然として、キリスト教民主主義と他の政治的イデオロギー、とりわけ社会民主主義・自由主義との間にそのようなアナロジーが存在しないことを示すという課題に直面する」。

同様に彼はまた、キリスト教民主主義の特殊・特異な性質を調整の政治という観点で示すことによって、その実践的・階級横断的アプローチのために、この主義があいまいな外観を呈するということを否認する。「宗教的インスピレーションは現実的にあらゆる政策問題に影響する。明瞭な社会的資本主義論は社会組織の不可欠な役割および国家の補完的役割を強調している。特殊な政治倫理は紛争の調整と社会的統合の達成を指向している。社会政策にとって特に有意であるのは仲介の政治である。すなわち、利益の衝突を招く、宗教的にかき立てられ、イデオロギー的に濃縮され、政治的に実践される確信は、社会の自然的・有機的調和を復活させるために、政治的に調整されうるし、調整されなければならない。調停の政治は西ヨーロッパのキリスト教民主主義運動に共通する特質のひとつである。しかしながら、これらの運動内部での利益代表・調整の正確な形状は、社

会政策のパフォーマンスという観点からすればそれぞれ異なる結果とならざるを得ない」。

不幸なことに、この点はまさに彼の研究の限界でもある。実際にはケルスベルゲンは政策策定への最終的效果に関する綿密な分析の予備的仮説としてキリスト教民主主義の特異性を前提にしているに過ぎないが、しかし彼はそのような仮説を発展させる際の理論的背景を充分には強調していないように思われる。上の引用で強調されたように、彼の研究課題は、いかにして「これらの運動内部での利益代表・調整の正確な形状は、社会政策のパフォーマンスという観点からそれぞれ異なる結果とならざるを得ない」かである。そのような考察は、これらの運動内部での利益代表・調整の正確な形状およびこれらの運動のダイナミクスと相互作用が社会政策よりも先にキリスト教民主主義自体の成熟と進化の過程に影響するという事実を見過ごしているように思われる。

まことに、最終的效果へと急ぐことで、ケルスベルゲンはキリスト教民主主義の淵源を解明することに十分な注意を払っていないように思われる。事実、重大な問題は単に「キリスト教民主主義の特異性とは何か」あるいは「われわれはそれをどのように描くことができるか」ではなく、もっと適切には「それはどこから来るのか」であり「それはどのように説明・解明されうるか」である。ケルスベルゲンによるキリスト教民主主義の描写を注意深く読めば、彼がこの難問を解いていないのは明らかである。事実、彼の主要な議論は次のようなものである。「キリスト教民主主義が、競合する考え方と異なるのは、社会・経済政策の特殊なモデルのためであり、宗教がこの運動に環境変化に適合するための比類なき機会を与えるからである」。

しかしながら、第一の側面（政策モデル）は「原因」であるよりもむしろ「効果」であり、それに対して第二の側面（宗教）は本質的には「手段」（唯一の手段であるかどうかはともかく）である。したがってこの議論は、政治にたいするキリスト教民主主義の特異なアプローチ（とそれに伴う政

策モデル) がどのように生じ展開するか、あるいはそのような「比類のない機会」がどのように有効利用されるかを解明していない。続くパラグラフでケルスベルゲンはキリスト教民主主義の形成過程に、その多様な特徴に繰り返し触れることによって言及しているが、それはそれらの特徴を形成過程との相互的な作用を説明する理論枠組みのなかに位置づけることなく行われている。「キリスト教民主主義の特異性は三つの要素によって確認される。第一に、精巧な(カトリックの)社会的教義をもっていることによって、キリスト教民主主義は保守主義と歴史的に区別される。第二に、政治システムにおけるキリスト教民主主義の典型的に中道の立場は、政治的紛争が推移するなかで、基本原則を実践的側面から緩和することから生ずる単なる効果ではなく一対照的に一、社会統合・(階級の)妥協・政治的調停・調整および多元主義を指向する特殊な政治的プロジェクトとして現れるような一貫した政治倫理を適用する結果である。特に論点となるのは、キリスト教民主主義は社会的不和を調停し和解させようとする試みのなかで、それ自体の内部にある社会的紛争を表出し、解釈し、組織化し、再編するという点にある。階級の調和と協調はキリスト教民主主義の特異性を規定する際の核心にある。したがって、キリスト教民主主義の"本質"は、それが常に社会的・政治的合意の構築を"体现"しようとした点にある。キリスト教民主主義の政治は調停の政治である。すなわち、社会的利益をめぐる紛争は、社会の自然的・有機的調和を復活させるために政治的に和解されうるし、和解されなければならないという、宗教的に靈感を吹き込まれ、イデオロギー的に濃縮され、政治的に実践される確信である。第三に、キリスト教民主主義の宗教的靈感は、この運動に、ある特殊なタイプの選挙戦略上の包括性アイデンティティ an electoral catch-all identity を提供してきたが、それは、まさに宗教が階級の政治的ウェイトを抑制する程度にまで、多様な社会的背景から投票を掘り起こす能力をもっていたからである」。

このパラグラフで何度となく著者はキリスト教民主主義の形成過程の間

題に、ついに充分その問題に取り組むことなく触れている。例えば仮に「キリスト教民主主義政党の典型的に中道の立場が…一貫した政治倫理の適用の結果である」とすれば、誰がどのようにそれを適用したのか。同様に、厳密にはどのようにして「キリスト教民主主義はそれ自体の内部にある社会的紛争を表出し、解釈し、組織化し、再編」するのか。さらに、どのようにして宗教は「階級の政治的ウェイトを抑制する程度にまで、多様な社会的背景から投票を掘り起こす能力」をもつのか。それは自動的な過程であったのか、それとも誰かの関与および／あるいは好都合な条件を必要としたのか。実際のところ、キリスト教民主主義による調整の政治をこの主義の「本質」そのものであると指摘する点でケルスベルゲンは正しい。しかし彼はそのこととキリスト教民主主義の特異性との因果関係を明確に定式化することに失敗している。事実、彼が指摘していることとは異なって、キリスト教民主主義の特異性は立証されておらず、それは厳密には、社会的・政治的合意の構築を体现するために、社会的紛争をその運動内部で融和するための継続的取り組みに基礎付けられるものである。

多極共存論の説明

1960年代の終りに、レイプハルトは分断化した民主主義体制はそれにもかかわらずいかにして政治的穏健化を発展させうるかに着目し始めた。われわれが例証しようとしているように、彼の多極共存型民主主義とキリスト教民主主義は多くの共通点をもっている。両者には同じ創始者と誕生の地があるということから始めよう。興味深いことに、それはまさに、ヨーロッパ連合の政治を特徴付けている多極共存的取り組みの開拓者でもあった、キリスト教民主主義者をかかえるヨーロッパ大陸諸国である。そのような符合は、両者ともアングロ・アメリカ的システムにも、われわれの考えではスカンジナビア諸国にも典型的に欠けているという事実によってさらに増幅される。

もっと特殊化すれば、キリスト教民主主義と多極共存型民主主義は、柱

状化された枠組み内部での同じエリート的起源、すなわち「政治的下位文化に分断された」多元主義的文脈を共有している。その上、この現象の背後にある基礎的「精神」あるいは動因もまた同じである。レイプハルトが要約するように「多極共存型民主主義の本質的特徴は、当該システムを安定化させるエリートによる慎重な協調的努力としての、何らかの特定な制度配置ではない」。実際このモデルは「反対派の"自覚的な連合"」にかかっており、これはキリスト教民主主義による管理の捉え方ときわめて近いものと思われる、また、「部外者を友人へと変える」ことを目指す一種の公式である。フォガーティが論じるように、キリスト教民主主義者は「精神の交流に価値を置く明瞭な信念をもっている」。さらにレイプハルトにしたがえば、多極共存型民主主義は、最小限の過半数支持をもつ'最小勝利連合'に依存するアングロ・アメリカ的システム（いわゆるウェストミンスター・モデル）の傾向とは逆に、「共通の善」を強調し、'すべてを包括する連合'への傾斜をもつ。

レイプハルトによる多極共存型の枠組みの重要な特徴は政治的エリートと柱状化した多元主義の役割である。彼の理論によれば、多極共存システムの確立あるいは存続は、エリートレベル、一般議員レベルおよび彼らの相互作用など数多くの条件によって促される。しかしながら、その成功は究極的には政治エリートの共同努力を必要とする四つの主要な要素にかかっている。

【多極共存型の枠組み】

多極共存型民主主義を促す要因

1. 下位文化からの多様な利益・要求を調整するエリートの能力
2. クリーヴィジを乗り越え、共通の取り組みのなかで、敵対する下位文化のエリートと合同するエリートの能力
3. システムの維持およびシステムの結合・安定へのエリートの関与
4. 政治的分断の危機に関するエリートの理解

その確立あるいは存続に好都合な条件

第一のレベル：エリート・レベルでの下位文化間関係（下位文化のエリート間関係）

1. 対外的脅威の存在
2. 下位文化間の複合的な勢力均衡
3. 決定作成装置への相対的に低い全体的負荷

第二のレベル：マス・レベルでの下位文化間関係

1. カプセル化された文化的単位間にクリーヴィジの明確な線引きが存在すること
2. 折衝と統合の均衡（敵対的な下位文化間の折衝を最小限に保つのに望ましいような均衡）

第三のレベル：下位文化内のエリート・マス関係

1. 下位文化の内的な政治的結合（エリートは大衆の忠誠と支持を失うことなく協調し妥協しなければならない）
2. 下位文化の諸利益の充分な表出（エリートは自らが属す下位文化の諸利益の政治的表出を果たす）
3. エリート連合による統治原則の広範な承認

（出典：レイプハルト「多極共存型民主主義」、

World Politics, 21(1969), 207-225.)

キリスト教民主主義に関する多くのモノグラフを一瞥すれば直ちに分かるように、ヨーロッパにおけるこの政治現象の展開は前記の枠組みにおおむね見合っている。程度こそ異なるが明確に、キリスト教民主主義政党の発展は一致して、各集団が「固有の文化的アイデンティティを経済的な自己利益と結びつけている」、多元性をもつ自律的集団がエリートレベルで結束しているものとして説明される。例えばイタリアの場合には、「DC [Democrazia Cristiana：キリスト教民主党]は、カトリック世界からのさまざまな勢力・集団が単一政党へと収束することを通じて1942・43年に設

立された」とジョバノーリ Giovagnoli は回顧している。同様にオランダでは、クールKooleによれば「KVP[Katholieke Volkspartij]:カトリック人民党]内の多様な社会組織の圧倒的プレゼンスこそまさに、他党とKVPを区別したものである。もちろん、他党も他の社会組織との関係をもっていたが、…しかしこうした接触が党の執行部・評議会に組み込まれており、国政選挙の候補者リストに指定席をもっていた政党は他になかった」。フォガーティによれば「政治的領域では、キリスト教民主主義政党それ自体の団結と有効性は、それらの諸政党を構成するさまざまな階級と要素間の絶え間ない意見交換に基づいていると見られている。政党のほとんどは、多様な集団あるいは急進派が自らの分派を組織することに反対するといわれている。しかしそれらの政党は意見のインフォーマルな表明を奨励し、他のキリスト教民主主義運動との接触を保つために、通常フォーマルな機関—合同委員会あるいは諮問委員会—をもっている」。

事実上、総じて中央集権的でトップダウンの発展を示す共産党あるいは社会民主主義政党とは対照的に、キリスト教民主主義は、典型的に多元的・分権的外観を示すのであるが、それは通常それがボトムアップと連合を起源とするからである。ベッカーBeckerにしたがえば「とりわけカトリックの伝統の結果として、キリスト教民主主義政党は、それ自体の組織を離れて、ある程度社会に足場を置き続けている。このことは社会集団あるいは宗教集団との国際的連繋のなかに示されるのと同様に、政党のより狭い政治目的を超えるイデオロギー的・社会的見解のなかに示されている」。したがって、キリスト教民主主義政党内部の下位文化は、大幅に、顕著なほどの区画の自治および政党内政党それ自体として行動することにしばしば寛容である。一定の場合には、オーストリア・スイス・ベルギーにおけるように、キリスト教民主主義政党は異なるキリスト教団体（農民・労働者・雇用者）によって共同で設立され、間接的な党員資格を長期にわたって維持した。往々にしてこの状況を複雑にしたのは地方主義と地域の要求であった。フォガーティがわれわれに思い起こさせるように「中央党

[Zentrum] と CDU [Christlich Demokratische Union] は、ベルギーとスイスにおける同胞政党と同様に、その歴史を通じて、自らの立場と多様な社会階級利益のみならず地域的利益の衝突をも調整しなければならなかった」。

にもかかわらず、これらの付随的連繋と多様性に富む構成は、キリスト教民主主義の横断的魅力と穏健化の追求に明らかなインパクトをもった。しかしながら、フォガーティが注記したように「特殊化されたキリスト教運動はしばしば（常にとはいかないが）トップの段階ではうまくいったとはいえ、底辺ではほとんど存在を確認できないというのは（近年の）かなり一般的な観察であった。階級組織間の正しいバランスと協調が見出されるという主張はどこにおいてもほとんど稀であろう」。同様に、つい最近カリバスは「団結はマスレベルよりもトップレベルでより効果的である」と強調した。マスレベルでは、常に統合と自律のバランスをとるそのような収束現象はこれらの集団を編成するのに決して効果的ではなかった。実際コンウェイ Conway によれば、「キリスト教民主主義の陣営内には、専従の集団と部門的なロビー集団との間に影響力をめぐる継続的な争いがあった」。例えばイタリアの場合には、「党を特徴付けていた極端な派閥主義は権力の相当な分散に導いた。派閥のインパクトは、いくつかのケースでは、キリスト教民主党の他派閥にたいしてよりも他党の集団にたいしてより身近であった」。にもかかわらず、キリスト教民主主義を構成する勢力は事実上、それぞれの相互的なクリーヴィジを乗り越え、敵対する下位文化のエリートとの共同の取り組みに参画し、もろい新たなヨーロッパの民主主義体制のために政治的分断の危機を克服することができることを証明した。エリートレベルとエリート・マスレベル双方で見られる多くの伝導力ある要素と好条件がそのような成果を説明する。

事実エリートレベルでは、キリスト教民主主義者はとりわけ、自らの政治的脆弱性と彼ら自身の間での「一匹狼」的分裂がヨーロッパにおけるナショナリズム高揚への軌道を開いた原因のひとつであったという事実に気

付いていた。その上、対外的脅威（ラディカルな共産主義・社会主義ブロック）の増大と結び付けられて考えられている、下位文化（それらのうちのいずれも他方の「転向」を目指したり、あるいは他方に広く行き渡ったものはない）間の注目すべき多様な勢力均衡は、カトリック指導者間の共同努力を促すのにとりわけ影響し効果的であることが分かった。

だが、このような展開はまた、キリスト教民主主義の政治エリートが一般党員の忠誠と支持を失うことなく協調・妥協する能力を必要とした。言い換えれば、彼らは、内部の政治的結束が究極的には、異なる利益と要求を調整するキリスト教民主主義のリーダーの能力に依存する、彼ら自身が属する下位文化にたいする拘束的決定を下す権限をもたなければならなかった。実際のところ、党内の「水平的」多元主義（マスレベル）とは対照的に、エリート・マスレベルでは、これらの下位文化は強固な垂直的結束と、エリート連合による統治原則の広範な承認を示していた。イタリアのキリスト教民主主義との関連で強調されるように、「キリスト教民主党的の派閥は通常、諸個人を同様なイデオロギー的指向性・経験あるいは社会経済的・地理的背景に束ねるインフォーマルな対面的組織として始まり」、その後この組織は進化し、「リーダーが当該集団にたいして諸決定を下し強制する能力をもっていると認識されるような、全体に受け入れられる階層的にパターン化された関係を基礎にして機能する」。時間の経過とともにこの多極共存型構成はますます制度化されるようになった。このような進化は、多極共存型民主主義の一層の進展はそれが機能する時間の長さによってもたらされるとするレイブハルトの分析に見合っている。

レイブハルトの理論のきわめて興味深い別の側面は、それがキリスト教民主主義の特異性のみならず、その把握のしにくさあるいは変容をも説明できるということである。ピーターズPetersが強調しているように、制度の「変容は戦略的計画のなかで見出される合理的・計画的実践であることは稀であり、むしろ突発的でもっと有機的である傾向にある」。事実。レイブハルトによれば、多極共存主義は緩慢な過程でも不可避な過程でもな

い。むしろそれは、社会的多元主義と協調行動という二つの主要な要素の現実的組み合わせに究極的にかかっている動的な過程である。これらの要素のうちのひとつがもつ多様性は、この現象の国家的ニュアンスへの洞察をもたらす。ケルスベルゲンが正しく観察しているように「総じてカトリック政治は、全カトリック人口を単一の運動に統合する試みによって特徴付けられた。この試みが成功するか失敗するかによって、ヨーロッパのカトリック政党の強度と様相のクロスナショナルな多様性が説明される」。

【民主主義体制のタイポロジー】

	内 的 構 造	
[エリートの行動]	[区画化した民主主義]	[均 質 的]
協 調 的	多極共存型民主主義	脱政治化した民主主義
敵 対 的	遠心的民主主義	求心的民主主義

出典：レイプハルト『多元社会の民主主義：比較論的探求』

1979年、106頁

しかしながら、ヨーロッパのキリスト教民主主義諸政党の間にある相違は「程度」の問題であって「タイプ」の問題ではないということの重要性を示すことは時宜に適っている。その上、このようなバリエーションは比較のレベルでより明らかである。実際レイプハルトが概説するように「エリートによる競合的行動の程度はひとつの連続体として理解されるべきである。多極共存型民主主義体制でも一方が他方よりもよりコンソシエーションナルである場合がある」。例えば、ドイツのキリスト教民主主義には他のヨーロッパ諸国よりも多くの均質性が疑う余地なく見られる。これは部分的にはこれらの国々における諸社会それぞれの特徴の反映である。ルカー

ディLucardieが観察するように「ドイツ社会はベルギー・オランダあるいはイタリアほどには決して柱状化されていない。…かくてCDUはキリスト教諸組織のネットワークの一部ではない」。

しかしそれはまた、組合化された労働者階級の間での支持が低いレベルにあり、中産階級上層部が過剰に代表されていることに示されるように、異なる歴史的進化と内部構成の結果でもある。さらに、ドイツのキリスト教民主主義政体のこのような構造的特徴はまた、特異なエリート行動と対をなしている。事実、他のヨーロッパの場合と較べて、CDUの当初の立ち上げはずっと競合的な取り組みによって特徴づけられており、このことがいくつかの遠心的断層に導き、CDUの内的均質性を一層促進した。その後の段階でさえ、党のリーダーシップは内部の'少数派'にたいする非協調的態度を典型的に示している。ドイツの宰相システムの結果として、そのような対立は、党内の首相の影響力と支配権の増大によって、漸進的に周辺化され中立化されてきた。このように、これらふたつの特徴の組み合わせは、ヨーロッパの他のキリスト教民主主義政党とは対照的に、CDUが求心的進化を典型的に示し、また、エリートの協調行動の程度が低いにもかかわらず遠心的傾向にそれほどさらされない理由を説明できるが、しかしこのことはまた、この党が首相の支持のもとで凝集的な「ボスの支配機構」へと官僚的に進化したために脱政治化を増大させたということをも説明する。ドイツの場合におけるように、これらふたつの要素の組み合わせから来るバリエーションは「空間」的に生ずるだけでなく、「時間」的にも生ずる。

事実、フォガーティが観るように、これらの諸国の各々において、キリスト教民主主義が示すのは直線的進化ではなく循環的進化である。この進化は不可逆的なものではなく、これらの諸国すべてにおいて、キリスト教民主主義のリーダーは多様な多極共存的傾向を表出させてきた。すなわち、カトリックの境界線を横断しそれを政治システムへと拡張することに熱心なリーダーもいれば、キリスト教民主主義のプロジェクト自体を掘り崩す

ほど弱体なリーダーもいる。その上、これらの諸要素に具体的に影響するのは他の要素・条件の多元性である。例えば、「間接的メンバーシップ」（個々人が政党に参加している組織のメンバーである場合）のシステムは、多極共存システムの創造を困難にする。というのは、有効な包括的忠誠（これは通常、多極共存型民主主義では共通の市民であることによって表象される）の欠如が統合と自律の間に要求されるバランスを崩し崩壊可能性があるからである。また、同様な状況は、キリスト教系労働者を代表する個別の宗派的労働組合の代わりに単一の独立した労働運動が存在することによって規定される。

最後に、「多極共存型の解決策は政治的凝集力を増大させるものの」、レイブハルトにしたがえば、このコインの裏側は「この解決策は一定の閉塞状況immobilismに陥る明確な傾向をもつ」ということである。フォガーティによれば、この傾向はイタリアのキリスト教民主主義に影響し、そこでは「キリスト教民主主義の中央部すなわち'統一戦線'部門と党の左派・右派の間の絶え間ない論争が、“一定の主要な社会改革”を妨げただけでなく、“一定の閉塞状況”に導いた」。実際に、キリスト教民主主義政党のリスクのひとつは、真の総合にたいして妥協を優先し、社会の活力ある多元主義との接触を徐々に失う、このような多極共存システムの機械的な、自己にしか基準をもたない行いに依存しているということでもある。とりわけイタリアでは、長年にわたって制度化され改善されてきた調停・政治的調整の伝統的な熟練したシステムによって、社会からの離反が大きくなるにもかかわらずそれ自らの存続を確保する手段を与えた、国家との「共生的」関係のなかでキリスト教民主党は一個の「政党カルテル」へと、また、環境をコントロールし政治変動の圧力から自らを防衛する政党へと徐々に変容した。しかしながら、レイブハルトが説くように「多極共存型民主主義はエリートが進んで協調するということだけではなく、当該諸国の政治問題を解決する能力をも前提としている」。そして事実、政治的解決策を案出できないことが、第四共和政期のフランスおよび1990年代初頭のイ

タリアにおけるキリスト教民主主義の退化と衰退の原因のひとつであった。そこでは、キリスト教民主主義の多極共存的な結末が事実上、絶え間ない遠心的混乱の渦への軌道を開いたのである。

結 論

キリスト教民主主義に関する研究文献が通常採用する二つの主要な代替的アプローチの批判から出発して、本稿は社会現象の間主観的性質に力点を置いている。ここで論じているのは、キリスト教民主主義は政治的穏健化によって特徴付けられる特異な政治現象のひとつであるということである。この特異なアイデンティティは、規範的な自己理解（すなわちイデオロギー）と同様にキリスト教民主主義のアイデンティティ（すなわち党の輪郭・組織・政策）を形成してきた多極共存の路線に基づく社会的相互作用の過程から生ずる。フォガーティがまさしく観察するように、社会的構成はキリスト教民主主義の理解にとって、教会の教義よりも重要である。「というのは、それはキリスト教民主主義のしっかりとした排他的な属性であるからである」。事実、「キリスト教民主主義の目指す統合は抽象的思想あるいはそれ自らによる何らかの運動によって達成されるものではない。主要要因は、具体的問題に関して、相互に影響を与え合うような、組織と利益集団の相互作用である」。キリスト教民主主義の政治的パースペクティブを特徴付けると通常言われている特異な性質のすべて（穏健なアプローチ・中道指向・階級協調・補完性など）は、この主義がそれ自体の内部で「代弁し、体現し、体系化し」調整する、多元的な利益・傾向・経験に関する不断の闘争の産物である。

例えば補完性subsidiarityに関して、フォガーティは次のように適切に観察している。「'水平的'であるよりも'垂直的'でさえある多元主義の原則は、キリスト教民主主義の精神にきわめて深く根差している。というのは、単なる知的な受容は別にしても、その価値は苦い経験をもつ世代によって意識に焼き付けられてきたからである…。過去の三世代あるいは四世代の

なかで、それが少数派であり、あらゆる初歩的な正義が否定されるような、しばしば外見上は恒久的な少数派であったことを知らないキリスト教民主主義の運動をひとつ挙げることも事実上困難であろう…。こうしたことすべてにキリスト教団体内部の反対派が付け加わる。キリスト教民主主義はキリスト教徒それ自体の間でいくつかの世代にわたって展開された闘争と論争から成長した」。同様にジャンセンによれば、「ある既存の国家あるいは社会において、彼ら（キリスト教民主主義者）は、あらゆる階級・集団の多様な利益と関心を統合するある種の合意作りに関与している。多様な目標の、またおそらく対立し合っている原則間の均衡と合意を見出す不断の営みこそ、政治問題の解決にたいするキリスト教民主主義的アプローチの基礎的要素を成している」。そのような均衡は、有意な研究文献によって、絶え間ない「左派と右派の間の闘争」、ロマン主義者対現実主義者、「原則に忠実な立場対柔軟な立場」、急進派対聖職権支持者の間の闘争として記述されてきた。今なお、キリスト教民主主義は「'団塊化' massificationsと原子化双方の危険を避け」、「中央集権化へのあらゆる傾向」と同様に「極端な連邦主義者と分離主義者の見解に常に反対する」「堅固ではあるが柔軟な」原理を形成してきた。したがって、「そのような政党は歴史的にのみ理解されうる」。事実ジャンセンが述べるように「キリスト教民主主義を抽象的な何ものかとして理解することはできない。その'純粋な'形態など存在しない」。その上、「個々のヨーロッパ諸国におけるキリスト教民主主義者はそれぞれ異なる歴史的経験をしてきたので、彼らのアイデンティティもまた多様な内容をもっている」。

最後に「キリスト教民主主義の綱領は経験によって形成されてきたものであり、現在も経験によって形成されつつあるから、それらが最終形態に達する瞬間はありえない」。かくて結局ここで提起される枠組みは単なる発見的なモデル以上の存在を目指している。社会的相互作用は、組織レベル・観念レベル双方での特異な社会現象から構成されているので、この枠組みはキリスト教民主主義、とりわけこの政治現象の特異性と編成に關す

る理論的理解を促進することを約束する。さらに、この枠組みはヨーロッパにおけるさまざまなキリスト教民主主義の間にある微妙な差異にたいする一層の比較的探求の基礎を提供しうる。それでも、次の点は既に生じつつあるように思われる。

(1) 1990年代末の時点で、ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の命運は依然として、政治的エリートが多様な多元主義の垂直的な凝集性を保持し、それらの間のクリーヴィジを克服し、しかも共通の協調的取り組みに参画する能力に著しく依存していた。

(2) これらの要素の程度と組み合わせのパリエーションは、キリスト教民主主義政党の個々の相違と現在の進化を説明することができた。

とはいうものの、疑いなくこの枠組みは、さらなる検証と修正の結果として、若干の改善を必要とするが、しかしこれは多極共存型民主主義と同様にキリスト教民主主義にとっても当てはまる。事実、いくらかの研究者、とりわけボガーズBoogardsの論じているところでは、レイブハルトのモデルは、キリスト教民主主義への適用性に不可避免的に影響する多くの不完全さをもっている。それにもかかわらず、異議を申し立てられるべきもの、それはそのような分析上の枠組みではなく、われわれのテーゼそのもの、すなわち、キリスト教民主主義の特異性は多極共存的な相互作用の特殊なパターンに本質的に依存しているというテーゼである。

6 多極共存論の概観—アンデベークによる整理

R・B・アンデベーク「多極共存主義」

R.B. Andeweg, “Consociationalism,” in *International Encyclopedia of the Social and Behavioral Sciences*, Vol.4, 2001, pp.2631-33.

「多極共存的」consociationalという用語の起源は少なくとも、ドイツの学者であり政治家であったアルトジウスAlthuisusがいくつかの社会の連合体から構成される政治体を表示するためにそれを用いた1603年まで遡る。現代の政治学では、「多極共存型民主主義Consociational democracyは、分断された政治文化を抱える民主主義体制を安定した民主主義体制に転換するためのエリート連合による統治を意味する」(Lijphart,1969,p.216)。この状況を指す多様な表示があるが（「調整の政治」、「権力の分有」、「講和民主主義」（オランダ）、「比例民主主義」あるいは「一致民主主義」（ドイツ））、最も広く使われる用語は多極共存型民主主義（あるいは多極共存主義）である。多極共存主義は、経験的には深く分裂した社会における安定した民主主義を説明するために、また、規範的には社会的な区画化のために民主主義が危機に瀕している社会にたいする解決策を処方するために用いられる。本稿では、この理論に認められる諸批判のいくつかを議論する前に、これら二つの用法が検討される。

1. 多極共存的説明

図 1

		【社会の構造】	
		同質的	多元的
【エリート の行動】	協調的	脱政治化された民主主義	多極共存型民主主義
	敵対的	求心的民主主義	遠心的民主主義

深い社会的亀裂cleavagesは、それがイデオロギー・宗教・言語あるいはエスニシティのいずれに基づくものであれ、安定した民主主義にとって不利な条件であると見なされる。亀裂が横断している場合（すなわちある特定のエスニック集団の成員がさまざまな社会階級に所属している場合）には、亀裂のリスクは限定される。というのは、この場合には社会的紛争の穏健化効果をもつ交差圧力が生ずると仮定されるからである。このリスクが最大となるのは、社会的亀裂が相互に一致しお互いを強化する場合（すなわちある特定のエスニック集団のすべての成員がひとつの社会階級に所属している場合、また、それとは別のエスニック集団のすべての成員がそれとは別の社会階級に所属している場合）である。しかしながら、亀裂が一致しているにもかかわらず、政治的安定を維持する民主主義体制がある。1960年代後半および1970年代初頭において、そのような国々のいくつかに関する事例研究はある共通のパターンを示した。すなわち、社会的紛争は大衆レベルで亀裂を横断することによって穏健化されるのではなく、社会的区画間のエリートレベルでの協調によって穏健化される（Lehmbruch, Lijphart, Steiner.）。

大衆レベル・エリートレベル双方に着目することによって、図1に示されるように4つの民主主義体制のタイポロジーが展開される。同質的社会と競合するエリートの状況は、安定した民主主義にきわめて導きやすい。アメリカとイギリスはこのような「求心的民主主義」の例に当てはまる。社会的同質性とエリートの協調の組み合わせはより多くの安定を保証するが、そのような「脱政治化された民主主義体制」における民主的選択の欠如は、システム自体に対立する反対勢力を導きやすいと論ずることができる。安定した民主主義にとって最も危険な状況は、社会が深く分断され、社会区画のリーダーが競合している場合である。この「遠心的民主主義体制」の古典的事例はワイマール・ドイツとフランス第四共和制である。多極共存型民主主義は、深い社会的分断があってもエリートの協調によって民主主義の不安定化を免れる状況を表している。

多極共存型民主主義体制である、あるいはかつてはそうであったと主張される国々のリストは次第に拡張し、いまやオーストリア（1945-66）、ベルギー（1918年以降）、カナダ（1840-67）、コロンビア（1958-74）、キプロス（1960年と1963年）、チェコスロバキア（1989-93）、インド（1947年から1960年代後半まで）、レバノン（1943-75および1989年以降）、ルクセンブルク、マレーシア（1955-1969および1971年以降）、オランダ（1917-67）およびスイス（1943年以降）を含み、現代のカナダとイスラエルも準多極共存型として分類される。ヨーロッパ連合もまた多極共存型として記述されてきた。年代から理解されうるように、多極共存主義が多くの事例で消滅している理由は、それが挫折したか（レバノンとキプロスのようにしばしば国際的な干渉から）、あるいは社会的亀裂の調整にあまりにも成功したので、不必要になったか（オーストリアとオランダのように）のどちらかである。後者の理由から、多極共存主義はよく体制移行期の一段階と見なされている。

このような事例研究から一般化して、多極共存型民主主義論は形成されている（例えばNordlinger Lijphart.）。レイプハルトの貢献はきわめて大きかったので、多極共存主義はよく彼の業績と同一視される。彼は四つの特徴を識別し、その各々が、多極共存的と分類されるべき国々に備わっている必要がある。すなわち（a）大連立による統治（すべての社会区画の代表者を含む）、（b）分断区画の自治（下位文化が地理的に集中している場合の連邦的制度配置）、あるいは学校などと関連する下位文化の自治、（c）選挙制度の比例性のみならず公務員の任命、学校などへの公的資金の配分における比例性、および（d）少数派の拒否権（しばしば一定の立法のための特定多数決要件という形態での）である。

後に多極共存主義から派生させて、レイプハルトは、多数派の手中に権力を集中させる10の制度的特徴によって規定される多数者民主主義と、すべての有意政党あるいは集団の可能な限り包括的な決定作成をもたらす同数の特徴によって規定される合意型民主主義との区別を精緻化した

(Lijphart.)。合意型民主主義の特質が主に制度的であるのに対して多極共存型民主主義の特質は主に行動論的であり、また、多極共存主義は深い社会的亀裂の存在によって規定されるとはいえ、この両概念は明らかに重複しており、したがって多くの多極共存型民主主義体制はまた合意型民主主義体制として分類される。

2. 多極共存的処方

多極共存的制度設計engineeringは、安定した民主主義体制の達成と維持を求める深く分断された国々にとって唯一実行可能なオプションとして推奨される。この提言が影響力をもったと考えられる二つの事例は北アイルランドと南アフリカである（南アの事例についてはLijphart,1985を参照のこと）。北アイルランドとアイルランド共和国の国民投票によって支持された、北アイルランドにおける「1998年の善き金曜日協定」は、明らかに多極共存的特徴のいくつか（二重の首相職、比例代表的選挙制度(STV)、立法部における'平行的同意'の要件など）を含んでいる。南アフリカでは、アパルトヘイトからの移行は多極共存的な暫定憲法（国民統一政府と比例代表の選挙制度を含む）によって促進されたが、1996年の憲法には多極共存的要素はほとんど残っていない。

多極共存主義を処方箋として用いるということについて、この解決策を成功裏に採用することに有利な、また不利な条件に関する議論が巻き起こった。第一に、エリートは、競合の利益がそのコストに見合わないと認識すれば、区画間競合を差し控えるということは十分考えられる。これは、多数を制する社会区画あるいは多数を制する何らかの希望を抱くことのできる社会区画が存在しない事例である。しかしながら、ある区画が多数（に近い数）を制しているとしても、その区画のリーダーは、ある少数派が多数派に被害あるいは経済的損害を与える場合、あるいは確実にそのような脅威を与えることができる場合、あるいは何らかの外的脅威に立ち向かうのに少数派の支持が不可欠である場合、当該少数派と権力を共有すること

を選ぶ可能性がある（Nordlinger.）。第二に、何らかの多極共存の解決策は、それに従う者が区画間協力に関するリーダーの選択に合意する場合、あるいはリーダーが区画内競合から比較的に免れている場合に成功するということは十分考えられる。後者はエリートがマスメディアを統制している場合、あるいは下位文化組織の濃密なネットワークあるいはパトロンクライアントのネットワークによって、競合者が現職のエリートに挑戦することが困難となる場合である（Nordlinger.）。

多極共存主義の出現にとって有利であると言われている他の一定の要素はそれほど自明ではない（同等な規模の社会区画、小国、区画の地理的集中など；Lijphart.）。残る重要な問題は、一定の社会的亀裂は他にもましてエリートの調整の影響を受けやすいかどうかである。現に深く分断された諸国にとっての多極共存主義のポテンシャルという観点では、人種の亀裂は有利な条件なのか不利な条件なのかという問題は特に重大である（例えばBarry.）。

3. 多極共存主義の批判

多極共存主義の中心を成す信条（すなわち政治的安定は大衆レベルでの亀裂の横断によって保護される必要があるだけではなく、区画間のエリート協調によっても維持されうるという信条）は、比較的に異議を申し立てられないままであった。有利・不利な要因をめぐる論争に加えて、多極共存主義にたいしてなされた批判のほとんどは、いくつかの国々の多極共存型民主主義体制への分類およびとりわけレイプハルトがカギとなる諸概念を規定し操作化する方法に向けられている（例えばBarry, Halpern, Lustick.

多極共存型であるとの信任に最も異議を唱えられてきた国はスイスである（例えばBarry.）。議論の中心におかれているのは、宗教と階級の亀裂が言語の亀裂を横断しており、言語上の諸区画が相互に対立し合うような野望をほとんどもってこなかったようなスイス社会が、深く分断されているかどうかという問題である。

このような論争は、区画化といった多極共存主義の重要な概念が規定される際の曖昧さと融通性から生ずると論じられる（例えばHalpern 1986）。例えば、多極共存主義の四つの特質のうちの一つである大連立は、すべての政党による統治（スイスにおけるように）を含むのみならず、過大規模連合・全政党による諮問委員会・ある包括政党に結集した諸勢力（例えばインドの国民会議派）あるいは1958年から74年までのコロンビアにおけるように、権力の交替制が見られる「通時的連合」をも含んでいる。しかしながら、これらのさまざまなメカニズムは依然として、すべてがエリート協調を促進する同等の機能をもつものと理解されうる。より重要な問題は、エリートはいつでも、あらゆる争点について、またあらゆる領域で協調しそうにはないということである。多極共存型民主主義体制においてさえ、エリートは例えば選挙で競合する。したがって、エリート行動を敵対的あるいは協調的と分類することは、争点と領域を横断したエリート行動のしばしば主観的な集約に依存している。

最後に、多極共存主義の民主的質はしばしば、エリートの優位および反対派の欠如を理由に批判される。民主主義を、エリートが大衆にたいして説明責任を果たし応答することを保つ方策のひとつと見る観点からすれば、これは適切な批判である。しかしながら、多極共存主義によって解決策を与えられる、深く分断された社会においては、最も突出した差異は、エリートと大衆の間にあるのではなく、多少なりとも起因的の性質をもつ諸社会区画の間にある。そのような状況下では、包摂性を相対的に強調する民主主義体制はより良く機能する可能性があり、またこの観点では、多極共存型民主主義（および合意型民主主義）は敵対型あるいは多数者民主主義に優っている。

7 おわりに―研究文献について

今後の研究課題としては、この研究ノートで取り上げた素材のなかで、とくに歴史的・理論的分析を比較政治分析の観点から深めていきたいと考えている。さらに、可能であれば、キリスト教民主主義の思想的源泉のひとつであるとされるローマ教皇の歴史的回轍をテーマとして、この現象の政治思想的側面にも踏み込みたいというのが個人的課題である。

他方における大きな課題は、キリスト教民主主義を支える制度的装置の問題を、「歴史的制度論」の分析枠組のなかに位置づけて少しでも解明したいということである。そもそもこのような分析視角が成立するのかどうか自体が問題であるが、この方法論に関する理解を深めながら、政治史の理論的把握に向けて、篠原一のいう「歴史政治学」的分野の裾野を広げることができればと願っている。

以下、主に研究室にあるこの分野に関する研究文献を紹介する。

- (1) Zig Layton-Henry ed. *Conservative Politics in Western Europe*. 1982.
- (2) Richard A. Webster. *The Cross and Fasces: Christian Democracy and Fascism in Italy*. 1960.
- (3) Ellen Lovell Evans. *The Cross and the Ballot: Catholic Political Parties in Germany, Switzerland, Austria, Belgium and the Netherlands, 1785-1985*. 1999.
- (4) Roberto Papini(trans. Robert Royal). *The Christian Democrat International*. 1997.
- (5) Hans-Joachim Veen hrsg. *Christlich-demokratische und conservative Parteien in Westeuropa 5*. 2000.
- (6) Michael Gehler, Wolfram Kaiser, Helmut Wohnout hrsg. *Christdemokratie in Europa im 20. Jahrhundert*. 2001.

- (7) Hans Maier. *Revolution and Church: The Early History of Christian Democracy 1789-1901*. 1965.
- (8) Ellen Lovell Evans. *The German Center Party 1870-1933: A Study in Political Catholicism*. 1981.
- (9) Rudolf Morsey. *Die Deutsche Zentrumspartei 1917-1923*. 1966.
- (10) Jay P. Corrin. *Catholic Intellectuals and the Challenge of Democracy*. 2002.
- (11) Geoffrey Pridham. *Christian Democracy in Western Germany: The CDU/CSU in Government and Opposition, 1945-1976*. 1977.
- (12) Michael P. Fogarty. *Christian Democracy in Western Europe 1820-1953*. 1957.
- (13) Carolyn M. Warner. *Confessions of an Interest Group: The Catholic Church and Political Parties in Europe*. 2000.
- (14) Stathis N. Kalyvas. *The Rise of Christian Democracy in Europe*. 1996.
- (15) David Hanley ed. *Christian Democracy in Europe: A Comparative Perspective*. 1996.
- (16) Kees van Kersbergen. *Social Capitalism: A Study of Christian Democracy and the Welfare State*. 1995.
- (17) Thomas Kselman and Joseph A. Buttigieg eds. *European Christian Democracy: Historical Legacies and Comparative Perspectives*. 2003.
- (18) Steven Van Hecke and Emmanuel Gerald eds. *Christian Democratic Parties in Europe since the End of the Cold War*. 2004.

- (19) Emmanuel Mounier, *Personalism*. 2001(1950).
- (20) Paul Furlong and David Curtis eds. *The Church Faces The Modern World: Rerum Novarum and its Impact*. 1994.
- (21) Wolfram Kaiser and Helmut Wohnout eds. *Political Catholicism in Europe 1918-45*. 2004.
- (22) Michael Gehler and Wolfram Kaiser eds. *Christian Democracy in Europe Since 1945*. 2004.

研究ノート

国際組織の責任

—2005年国際法委員会の審議を中心として—

吉 田 拓 也

はじめに

I 国際義務の違反（第三章）

【本条文草案における第三章の位置】

【国家責任条文草案とのパラレルリズム】

【国際組織が負う義務の多様性

——「不作為による」義務違反——】

【義務内容の多様性

——構成員の行為に関する国際組織の責任——】

【義務違反の範囲 ——負っている義務の相手側——】

【国際組織の規則法的性格】

【国際組織の規則が規定する特別法の効力】

II 国又は他の国際組織の行為に関連する国際組織の責任（第四章）

【国際組織の行為に関連する国の責任】

【本条文草案の第四章の構成】

【国際組織の決定、勧告及び容認 15条の内容】

A 〈本条文草案15条の構造〉

B 〈拘束的決定(1項)〉

C 〈勧告及び容認(2項)〉

【16条の例外条項】

は じ め に

2005年、国連国際法委員会（以下、ILC）は、国際組織の責任（以下、国際組織責任）に関する条文草案（以下、本条文草案）の第一部の第三章（国際義務の違反）および第四章（国又は他の国際組織の行為に関連する国際組織の責任）について審議し、8条～16条までの9ヵ条を採択した。本稿では、2005年のILC審議を素材として、国際組織責任の「国際義務違

反」および「国又は他の国際組織の行為に関連する国際組織の責任」について、特別報告者の報告書¹、ILCの採択した各条文並びに注釈および起草委員会議長³の声明において取り上げられた論点を整理する。

I 国際義務の違反 (第三章)

第三章は、「国際義務の違反」について扱っている。本章は、8条から11条までの4ヵ条で構成され、「国際違法行為に対する国の責任」に関する条文草案（以下、国家責任条文草案）の12条から15条までの4ヵ条に対応する条文が設けられている。本条文草案9条、10条および11条は、国家責任条文草案の対応するそれぞれの条文にある「国」という文言を「国際組織」に変更したのみの条文となっている。本条文草案8条については、同条1項は、国家責任条文草案12条の条文をもとにしており、「国」という文言を「国際組織」という文言に置き換えたのみであるが、同条2項は本条文草案において新たに設けられた条文である。また、ILCの条文草案は、8条2項を除けば、特別報告者の提案した条文と同一の条文を採択している。

ILCが採択した第三章の4ヵ条（8条2項については特別報告者の提案した条文）は、次のような条文になっている。

8条 (国際義務違反の存在)

- 1 国際組織の行為が国際義務により当該国際組織に要求されていることに合致しない場合には、当該義務の淵源及び性格にかかわらず、当該国際組織による当該国際義務の違反が存在する。
- 2 1項は、国際組織の規則によって確立された国際法上の義務の違反

1 Third report on responsibility of international organizations, A/CN.4/553. (以下、第三報告書)

2 Report on the work of its fifty-seventh session, Supplement No. 10, A/60/10, pp. 86-105. (以下、ILC Report 2005)

3 Statement of the Chairman of the Drafting Committee,
http://untreaty.un.org/ilc/sessions/57/dc_responsibilityofintlorgs.pdf.
 (以下、議長声明)

にも適用する。

特別報告者の提案した 8 条 2 項

- 2 前項は、原則として、組織の規則によって設定された義務の違反にも適用する。

9 条（国際組織に対して効力を有する国際義務）

国際組織の行為は、当該行為が行われた時点で当該国際組織が国際義務に拘束されていない限り、当該義務の違反とはならない。

ILCの採択した本条文は、特別報告者の提案のとおり採択し、国家責任条文草案13条をもとにして作成された。変更点は、「国」という文言を「国際組織」に変更したのみである。

10 条（国際義務の時間的範囲）

- 1 継続的性格を有しない国際組織の行為による国際義務の違反は、たとえその行為の効果が継続するものであっても、当該行為が行われた時点で生じる。
- 2 継続的性格を有する国際組織の行為による国際義務の違反は、当該行為が継続しかつ当該国際義務と合致しない状態にあるすべての期間に及ぶ。
- 3 特定の事態の発生を防止することを国際組織に要求する国際義務の違反は、当該事態が発生した時に生じ、当該事態が継続しかつ当該義務と合致しない状態にあるすべての期間に及ぶ。

11 条（集積的行為からなる違反）

- 1 一連の作為及び不作為が集積して違法とされる国際組織による国際義務の違反は、他の作為又は不作為とあいまって違法行為を構成するのに十分な作為又は不作為が生じた場合に生じる。
- 2 そのような場合には、当該違反は、当該一連の作為又は不作為の最

初のものに始まるすべての期間に及び、これらの作為又は不作為が繰り返されかつ当該国際義務と合致しない状態にある限り存続する。

【本条文草案における第三章の位置】

本章は、「国際義務の違反」について扱う部分である。本条文草案は、国家責任条文草案と同様に国際組織責任の発生の要件として「国際義務の違反」と「行為の国際組織への帰属」の二要件を規定している⁴。もう一つの要件である「行為の国際組織への帰属」については、すでに本条文草案の4条から7条において扱っている。

【国家責任条文草案とのパラレリズム】

第三章の4ヵ条は国家責任条文草案の12条から15条に対応する。国家責任条文草案の当該諸条文は、国際組織による国際義務の違反にも適用可能な一般的性質をもった原則を表している。したがって、国際組織責任に関する実行が稀少であるが、国家責任条文草案の該当条文と異なるアプローチを採用する理由はないであろうとされ、国家責任条文草案とのパラレリズムが採用されている。

【国際組織が負う義務の多様性—「不作為による」義務違反—】

本条文草案3条2項で規定しているように、国際義務違反は、「作為又は不作為」によって構成される。しかし、第六委員会において、国際組織の不作為による義務違反の存在に関する疑問が提起された。この点に関して、特別報告者は、報告書の中で不作為の行為による国際組織責任の発生について特に取り上げて次のように説明した。国際法委員会に寄せられた意見書のなかのいくつかは、不作為の行為に基づく国際組織責任についての見解を示していた。それらによれば、不作為による違反とは「国際組織

4 国際組織責任条文草案3条2項。

が国際義務の下で特定の積極的行為をとることを要請されているが、当該行為をとらなかった場合」とあるが、国際組織にとって、この種的不作為義務を遵守することは、国際組織が積極的行為する場合には当該組織内の政治的機関における特定の多数が一致しなければならないということから困難を生じさせるというものであった。たとえば、IMFは「組織の責任を生じさせることに『作為』とともに『不作為』も含めることは、国の責任を処理する際には必ずしも適用可能ではないいくつかの問題を生じさせるかもしれない。そのような不作為は、設立文書における組織の意思決定過程の適用から生じる。国際組織は、不作為がその構成国の権限の合法的な行為の結果である場合に、当該不作為について責任を負うのであろうか⁵」という疑問を提起している。この点に関して特別報告書は「政治的意思決定過程によって遵守が困難になることは、国際組織に特別のことでない」ということ、「同様の困難は要求されていることが不作為の場合においても生じうる」こと、また実際に国際組織が当事者である条約や一般国際法の下で不作為の義務を課されていることを指摘して、不作為による義務違反も本条文草案の対象となるという⁶。

【義務内容の多様性—構成員の行為に関する国際組織の責任—】

不作為による義務違反との関係で特別報告者は、ヨーロッパ共同体（又はヨーロッパ連合）のような国際組織について取り上げている。このような国際組織は非構成国と条約を締結するが、その条約の実施が構成国によって行われる国際組織の場合に問題が生じるとする。前年度のILCで議論されたように、上記の状況においては構成国の行為は国際組織に帰属すると考えることもできる。実際に、ヨーロッパ連合は、行為の国際組織への帰属の部分に関して、構成国の行為が国際組織に帰属するという特別法を本

5 A/CN.4/545, pp. 12-13.

6 第三報告書, p. 4, paras. 9-10

条文草案に設けることを提案している⁷。また、WTOのパネルにおいても、構成国の行為は、ヨーロッパ共同体の「事実上の機関」であり、その行為が共同体に帰属するとの見解が示されている。

しかしながら、特別報告者は、これを「帰属」の問題ではなく、「義務の内容」の問題として考えることもできるとして議論を展開する。「義務の内容」としての一つの考えは、「国際組織は、構成国側の特定の行為を確保するために必要な手段をとる義務(obligation to take the necessary steps to ensure a certain conduct on the part of its Member States)を負っている」というものである。この場合、構成国の行為それ自身が条約上の国際組織の国際違法行為であるとされるのではなく、国際組織が上記の義務を履行しなかったことが違法とされる（もちろん、構成国の行為それ自身が構成国の国際義務違反を構成する可能性は残されうる）。特別報告者は、このような考え方は、国際組織がコルフ海峡事件におけるアルバニアと同様の立場にあるとしている。コルフ海峡事件では、アルバニアは、他国によってなされる行為を防止する（少なくともそのような行為から生じる害を防止する）義務を負っていた。すなわち、本件におけるアルバニアの責任の根拠は、第三国によって敷設された自国領海内の機雷の存在をイギリスに警告しなかったことにある。この場合、アルバニアの責任は、独自のものであり、他国による行為の違法性から生じているではなかった。これを国際組織に適用すると、国際組織は構成国の行為を防止しなかったことについて責任を負わされることになる⁸。

「義務の内容」に関するもう一つの考え方は、国際組織が「特定の結果を達成する義務」(obligation to reach a result)を課されているというものである。その場合、その目標（結果）にとって必要な行為をとる実体は関係ない。したがって、たとえば、ヨーロッパ共同体は構成国によって達

7 A/C.6/59/SR.21, para. 18.

8 第三報告書, p. 5, para. 13.

成される結果を到達する義務を負うと考えられ、組織の規則に下でその結果の達成に必要な措置をとる権限をもつ機関が構成国でしかない場合であっても、ヨーロッパ共同体は結果の義務に違反したとされ責任を負う⁹。

以上の点を踏まえつつ、特別報告者は、国際組織の義務は多様であるが、国家責任条文草案における扱いと同様に、義務の多様な存在を明確に規定する必要はないと考えた¹⁰。

ILCも、8条の注釈において、国際組織が負う義務が当該組織及び構成国の行為について多様な方法で関連している点を指摘しつつ、特に、構成国が特定の行為をとることを防止する義務（その場合には構成国の行為自身が国際組織の義務違反を構成するのではない）、特定の結の達成する義務（その場合には、必要とされる行為が国際組織又はその構成国のいずれによってとられるか無関係である）の二つに言及する。しかしながら、特別報告者の見解と同様に、義務の内容を明確にする規定を設けることはしなかった¹¹。

【義務違反の範囲——負っている義務の相手側——】

誰に対して国際組織が義務を負っているかに応じて本条文草案の対照範囲を限定すべきか否かという、国際組織が負っている義務の相手側に関する議論があった。この点に関しては、2004年の国際法委員会によって提起された質問に対する回答という形で各国から意見が寄せられた。その質問とは「国際組織とその構成国の関係及び国際組織とその行為者(agent)との関係は、大部分、国際組織の規則によって規律されている。国際組織の規則は、本条文草案4条4項において『特に設立文書、決定、決議及びそれらの文書に従って当該組織によってとられるその他の行為並びに組織の確立した慣行』と定義される。国際法との関係における組織の規則の法的性

9 第三報告書, pp. 5-6, para. 14.

10 第三報告書, p. 6, para. 15.

11 ILC Reports 2005, p. 90, para. 9.

質は論争的である。いずれにしても、国際法委員会は、国際法上の国際組織の責任の研究にあたって、国際組織がその構成国又は行為者に対して負っているかもしれない義務の違反を、どの範囲まで、検討すべきであるかは議論されうる。この点に関して、どのような範囲に委員会は本研究を絞るべきであるか?¹² というものである。

国際組織が負っている義務の中で構成国に対する義務¹³と行為者に対する義務¹⁴を本条文案案の対象とすることについて疑問又はそれらを対象から除くべきであるという見解がそれぞれなされた。

この点に関して、特別報告者は、上記の見解を受け入れれば、「組織の規則に関係しない規則の下で行為者又は構成国に対して国際組織が負っている義務」(報告者は、例として「人権に関する一般国際法上の義務」を挙げる)が本条文案案の対象外になってしまうという理由から、国際組織の義務の相手方を基準として本条文案案の範囲を限定することはしないとする¹⁵。

ILCの本条の注釈においても、「国際組織も、国際社会全体に対して、一又は複数の国(構成国であるか非構成国であるかを問わず)に対して、他の国際組織又は複数の国際組織に対して及びその他のいかなる国際法主体に対して義務を負いうる」として特別報告者の見解に受け入れていると思われる(しかしながら、国際組織の規則の国際法との関係における議論

12 ILC Report 2004, para. 25(a). なお、本条文案案における「行為者」の定義は、4条2項に規定されている。

13 シンガポールは、第六委員会において構成国に対する国際組織の義務を対象範囲にすることについて疑問を表した。その理由は、「国際法との関係における組織の規則の法的性質についての国際的コンセンサスがない」ことと、さらに「さまざまな組織の性質や機能はそのような研究(構成国に対する国際組織の義務の研究)を有益なものにしない」ということである(A/C.6/59/SR.22, para. 56)。結局のところ、この主張は、国際組織の規則の法的性質に関する問題に帰着するのであり、国際組織の義務の相手側の問題として提起されたのではないと思われる。

14 行為者に対する国際組織の義務を本条文案案の対象から排除すべきであるという立場の見解が2004年の第6委員会において示された。行為者に対する義務を除外すべきである立場のオーストリアの根拠は、その義務は「内部的な行政

において再びこの問題は提起される)。

【国際組織の規則法的性格】

次の論点は、「国際義務」の意味、特に義務の「淵源(origin)」に関するものである。国家責任条文草案においては、国際義務とは、「その淵源…に関わらず」国際法上の義務のすべて、具体的に「国際法秩序における国際法上の慣習規則、条約及び法の一般原則」を意味している¹⁶。これに対して、国際組織の負う国際義務の大半は、当該組織の規則から生じるものである（「組織の規則」の定義については本条文草案4条4項に規定されている）。

8条2項は、「国際組織の規則によって確立された国際法上の義務」も含まれうるということを明示的に規定する。この規定に関する第一の議論は、そもそもこの規定が必要なのかという点であった。起草委員会の議長声明において次のように示されている。条文草案は、8条1項においてすでに「国際義務」という文言を用いている以上、国際組織の規則であっても、それが国際法上の義務であるならば、8条1項の下で国際義務違反の存在を確認できるのである。したがって、8条2項を設けることは、8条1項の内容を繰り返しているに過ぎない。起草委員会議長の声明によれば、委員会の多数は、上記のような見解を認めつつも、国際組織の規則につい

法の事項(matter of internal administrative law) (A/C.6/59.SR.22, para. 22)あるとし、同様の立場を表明したベルギーは「国際公務員法(international civil law)」にある問題（おそらく「国際組織とその職員との間の関係を規律する法」のことを指していると思われる）は、法典化の作業をさらに複雑せざるおえないことから除外するべきであるとした(A/C.6/59.SR.22, para. 73)。オーストリアは、「内部的な行政法の事項」というのみであり、それがなぜ除外されるべきであるかという積極的な理由は述べておらず、またベルギーは単に法典化作業を困難にするということを理由としているのみであって、行為者に対する義務を排除するべきであると理論的に主張しているのではないと思われる。

15 第三報告書, pp. 7-8, para. 19.

16 国家責任条文草案12条の注釈を参照.

ては、特別の規則を設けることが有益であるという見解であったとされる。¹⁷

また、本条文草案8条1項、さらに同条2項は、国際組織による義務違反は「国際義務」の違反であるとする。そこで問題となるのは、国際組織の規則によって創設された義務が「国際義務」なのかという点である。つまり、この問題は従来から議論されてきた国際組織の規則の法的性格の問題、すなわち、国際組織の規則と国際法と関係をめぐる問題が問われることとなった。(なお、ILCは、特別報告者の提案した8条2項にある「原則として(in principle)」という文言を削除して、「国際法上(under international law)」という文言を付け加えるという変更を行った。起草委員会委員長の声明によれば、この変更は、「原則として」という文言をより明確にするために「国際法上の」というに置き換えるべきであるという判断からなされたのであって、本条は国際組織の規則が「国際法上の」義務を創設している場合に適用されることを明確にする意図があったからである。)¹⁸

さて、本条は、国際組織の規則の法的性質、特に国際法との関係における法的性質についての議論を生じさせる。それは、本項の適用が「国際法上の義務」に限定されていることである。すなわち、国際組織の規則によって確立された義務が国際法上の義務でなければならないからである。したがって、国際組織の規則によって確立した義務の国際法との関係は、理論的問題にとどまらず、実際上の問題として提起される論点である。ILCの注釈によれば、国際組織の規則の法的性格について、「国際法の一部」とみなす見解とそれを否定する見解があるという従来からの理論的な議論があった。特別報告者によれば、第六委員会においてもフランスやロシアの見解は、国際組織の規則が国際法の一部であるという立場を反映してのものであるとする。¹⁹ またWIPOは、国際組織の規則が国際法の不可分の一部で

17 議長声明, pp. 5-6

18 議長声明, p. 4.

19 第三報告書 para. 18.

あるという見解を示した。²⁰他方で、国際組織の内部法は、国際法から独立した法体系を形成し、国の国内法に類似するものであると明確に示した見解は、第六委員会においては存在しなかった。ただ、このような見解は、上述したような、国際組織が行為者又は構成員に対して負う義務を本条文案書の適用範囲から除外するとの見解の中に反映されている。

以上の見解を踏まえつつ、特別報告者は「国際組織の規則の法的性質は、関係する組織に依存する」という見解を示す。そして、多くの国際組織において、国際組織の規則は国際法上の文書と関連づけさせられているが、ヨーロッパ共同体のような国際組織においては、国際法とは区別される法体系を形成しているものもあるとする。²¹

また、本条文案書8条の注釈によれば、国際組織の法的性格をめぐる議論とは別に、より実証的な議論として、国際組織の統合度を基準として判断すべきであるという見解、²²国際組織の規則の法形式(source)及び主題事項(subject matter)を基準とすべきであるという見解がILC委員の中から示された。

しかしながら、最終的にILCは、一義的に、国際組織の規則が国際法上の義務を生じさせる場合について明確な規定することはなかった。

20 A/CN.4/556, pp. 39-40.

21 第三報告書, p. 8, para. 21.

22 ILCの報告書によれば、この見解は、ヨーロッパ共同体について同裁判所の下したCosta v. ENEL事件の判決が念頭に置かれている。この事件において、裁判所は「EEC条約は、その条約の効力発生に伴い構成国の法制度の不可分の一部となり、構成国の裁判所が適用しなければならない独自の法制度をつくりだした。恒久的で、それ自身の機構、それ自身の人格、それ自身の法的能力や国際平面において代表する能力、そして特に、主権の制限又は国から共同体への権限の移譲から生じる現実の権能をもつ共同体をつくり出すことによって、構成国は、限定的な分野ではあるが自国の主権を制限し、したがって国民及び自国の双方を拘束する一連の法体系を創設した」と判示した。(Case 6/64, Judgement of 15 July 1964, E.C.R. 1964, p. 585, at pp. 1158-1159.)

【国際組織の規則が規定する特別法の効力】

ILCは、国際組織の規則が義務違反について特別の規則(special rule)を設けている場合については、本条文草案の最後に例外条項を設けることによって対処することにした。しかしながら、ILCは、そのような特別の規則によって、本条文草案の原則が常に排除されることにはならないという点を留意している。それは、そのような特別の規則は、国際組織が非構成国に負っている義務の違反には影響を与えないとされているからである。²³

II 国又は他の国際組織の行為に関連する 国際組織の責任 (第四章)

第四章は、12条から16条までの5ヵ条によって構成される。その中の12条から14条までの3ヵ条は、国家責任条文草案の16条から18条に相当する部分であり、それらの条文は国際組織にも適用可能であるとする。そして、上記の3ヵ条については、「支援又は援助」する国、「指揮及び命令」する国、「強制」する国の「国」という文言を「国際組織」という文言に変更し、それらを受ける「国」に加えて、新たに「他の国際組織」という文言を付け加えて、「国又は他の国際組織」という文言にした。

また、15条は、国際組織責任について特別に本条文草案に設けられた規定である。そして、16条は、国家責任条文草案の19条に相当する条文であり、本章の規定の効果についての条文である。

ILCは、12条、13条および14条については、特別報告者の提案した条文

23 この点に関しては、2004年に採択された国際法協会の「国際組織の説明責任 (Accountability of International Organizations)」に関する委員会の議論が参照される。「国際組織の行為の国際法上違法との性格付けは、国際法によって規律される。そのような性格付けは、同一の行為が国際組織の内部法秩序によって合法と性格付けによって影響を受けない。」

どおりのものを採択した。ILCは、15条及び16条については、特別報告者の提案する15条と16条の条文の順序を入れ替えた。したがって、ILC草案15条は報告者の提案した16条に相当し、ILC草案16条は報告者の提案した15条に相当する規定である。また、ILC草案15条および16条は、報告者の提案する対応する条文から変更を加えている。ILCの採択した条文は次のとおりである。

12条（国際違法行為の遂行における支援又は援助）

1 国又は他の国際組織による国際違法行為の遂行において当該国又は他の国際組織を支援又は援助する国際組織は、次の場合には、当該支援又は援助について国際法上の責任を負う。

(a)当該組織が当該国際違法行為に関する事情を知りながらこれらを行い、かつ、

(b)当該行為が、当該組織により行われたならば国際法上違法である場合

13条（国際違法行為の遂行の指揮及び命令）

国又は他の国際組織による国際違法行為の遂行において当該国又は他の国際組織を指揮しかつ命令する国際組織は、次の場合には、当該行為について国際法上の責任を負う。

(a)当該組織が、当該国際違法行為の事情を知りながらこれらのことを行い、かつ

(b)当該行為が、当該組織により行われたならば国際法上違法である場合

14条（国又は他の国際組織の強制）

ある行為の遂行を国又は他の国際組織を強制する国際組織は、次の場合には、当該行為について国際法上の責任を負う。

(a)当該強制がなかったならば、強制された国又は他の国際組織の国際違法行為であり、かつ

(b)強制した国際組織が、当該行為の事情を知らながらこれを行う場合

15条（構成国及び構成国際組織にむけられた決定、勧告及び容認）

1 国際組織は、当該国際組織によって遂行されていれば国際法上違法となるであろう及び当該国際組織の国際義務を回避するであろう行為を構成国又は構成国際組織が遂行するように拘束的決定を採択した場合には、国際法上責任を負う。

2 国際組織は、次の場合には、国際責任を負う。

(a)当該国際組織が、当該国際組織が遂行すれば国際法上違法となるであろう及び当該国際組織の国際義務を回避するであろう行為を構成国若しくは構成国際組織が遂行することを容認する又は構成国若しくは他の国際組織がそのような行為を遂行することを勧告し、かつ

(b)当該構成国又は構成国際組織が、当該容認又は勧告に依拠して問題となっている行為を遂行した場合

3 1項及び2項は、問題となっている行為が、決定、容認又は勧告がむけられた当該構成国又は構成国際組織にとって国際法上違反であるかにかかわらず適用する。

特別報告者の提案した16条（構成国及び構成国際組織にむけられた決定、勧告及び容認）

1 国際組織は、次の場合には、国際責任を生じさせる。

(a) 国際組織が当該国際組織によって直接的に遂行されるならば国際法上違法である行為を遂行するように構成国又は構成国際組織を拘束する決定を採択し、かつ

(b) 問題となる行為が遂行される場合

2 国際組織は、当該国際組織によって直接的に遂行されるならば国際法上違法である行為を遂行すること当該国際組織が構成国

若しくは構成国際組織に容認した場合又はそのような行為を勧告した場合には、次の条件のもとで、国際責任を生じさせる。

- (a) 当該行為が当該組織の利益を満たすものであり、かつ、
- (b) 問題となる行為が遂行されるとき

- 3 前項の規定は、構成国又は構成国際組織がその国際義務の一つを違反せずに行動し、したがって国際責任を生じさせない場合にも適用される。

16条（本章の効果）

本章は、問題となっている行為を遂行した当該国若しくは他の国際組織又はいかなる国若しくは国際組織の国際責任を妨げるものではない。

報告者の提案した15条（前諸条の効果）

12条から14条は、問題となっている行為を遂行した当該国若しくは他の国際組織又はいかなる国若しくは国際組織の国際責任を妨げるものではない。

【国際組織の行為に関連する国の責任】

国家責任条文草案では、国が国際組織による国際違法行為の遂行を支援又は援助する（指揮及び命令する又は強制する）場合について規定していない。国家責任条文草案の審議において、国が国際組織による国際法行為の遂行を支援することについて検討されたが、最終的には国家責任条文草案の適用範囲からは除外された。本条文草案においても、第四章において、国際組織の国際違法行為に関連する国の責任については具体的な規定をおかなかった。しかし、特定の場合については、次年度に審議される予定である。その特定の場合とは、「国は自国が構成員である国際組織の行為に関して負う責任」、すなわち「国際組織の行為に関連する構成国の責任」のことである。

したがって、本条文草案は、構成国の責任についてという特定の場合を

除いて、国際組織の行為に関連する国の責任の問題を対象外とした。この点について特別報告者は、国際組織の行為に関連する国の責任の問題は、国家責任条文草案の類推によって解決されるとする。²⁴

【本条文草案の第四章の構成】

本条文草案12条から14条までの規定は、基本的に国家責任条文草案16条から18条とバレルアルになっている。先にも指摘したように、本条文草案における変更は、たとえば12条に関しては、「支援又は援助」する主体が「国」から「国際組織」に変更され、「支援又は援助」(aid or assistance)を受ける主体は「他の国」だけでなく「他の国際組織」が加えられた点のみである。²⁵ 同様の変更は、13条の「指揮及び命令」(direction and control)と14条の「強制」(coercion)においてもなされている。

他方で、本条文草案15条は、国際組織の責任に関する特別法であるといえる。それは、国際組織とその構成員(members)の間にある特別の関係から設けられたものである(「構成員」には、国と国際組織の双方が含まれる。前者を「構成国」(Member State)とするならば、後者は「構成国際組織」(Member international organization)となるであろう。条文上では、Member States and international organizationsと表記されている。ここでは、両者を特に区別する必要がない限り、構成国と構成国際組織の双方を含むものとして「構成員」とする)。この国際組織とその構成員との関係は、国家間の関係では存在しない特別の関係である。この特別の関係の下で、拘束的決定(binding decision)を下す権能を認められた国際組織もあり、また非拘束的(non-binding)ではあるが勧告(recommendation)や「容認」(authorization)によって構成員の行為に影響を与える国際組織もある。このような場合に、国際組織がその構成国の行為について責任が

24 第三報告書, pp.10-11, para. 26.

25 ILCReport 2005, pp. 92-93, paras. 1-2.

生じうる。これについて規定するのが本条文草案15条である。²⁶

そこで、本条文草案の12条から14条と15条の適用関係が留意される。たとえば、13条の「指揮及び命令」に関しては、仮に拘束的決定が13条の「指揮及び命令」に含まれると考えられるならば、13条と15条には重複する部分が存在することになる。しかし、本条文草案においては、そのような重複する部分が存在していても、そこに矛盾はないとされている。本章において国際組織の責任は、13条又は15条のいずれかに基づいて成立すればよいのであり、各条文は責任成立について異なる要件を定めているのであるから問題はないとした。²⁷ また、このことは、15条の「強制」についても同様であるとした。²⁸

すなわち、15条は、12条から14条までの規定の特別法であるといえる。一つは、12条から15条までの「国又は他の国際組織」については、「構成員」についてと限定され。さらに、国際組織の拘束的決定若しくは勧告又は容認という手段をとった場合に限定されている。²⁹

【国際組織の国際責任に関する特別法としての15条】

以上のように本条文草案12条から14条は、国家責任条文草案16条から18条を基にして規定されている。特に国家責任条文草案17条は、「指揮及び命令」が事実上のコントロール(factual control)のものであるとされた。³⁰ しかし、国際組織責任については、指揮及び命令という概念を、事実上のコントロールのみならず、規範的コントロール(normative control)にまで拡大する必要があるとされた。³¹

26 ILCReport 2005, p. 93, para. 3.

27 ILCReport 2005, p. 99, para. 4.

28 ILCReport 2005, p. 100, para. 3.

29 議長声明, p. 5.

30 国家責任条文草案17条注釈を参照。

31 第三報告書, pp. 15-16, para. 35.

国際組織の中には、構成員に対して拘束的決定を下し、その決定の拘束力を確保することができるものもある。この場合には、事実上のコントロールとして説明できるかもしれないが、すべての国際組織がその決定の拘束力を確保することができるとは限らない。そこで、国際組織が決定若しくは勧告又は容認を採択したことそれ自体を構成員に対する規範的コントロールとして、当該国際組織の責任が成立する必要があるとした。

また、本条文草案15条は、13条とは次のような異なる性格を有している。13条においては、指揮及び命令された国又は他の国際組織の行為は、当該国又は他の国際組織にとって国際違法行為であるのみならず、指揮及び命令した国際組織にとっても国際違法行為でなければ、当該国際組織の責任は成立しない。すなわち、13条(a)において「当該組織が当該違法行為に関する事情をしりながら」という要件が課されている。

国際組織が直接に行うならば違法な行為であっても、当該行為が違法行為とはならない構成員によって遂行することを要請することによって間接的に自己の目的を達成することができる。つまり、国際組織が自己の義務を回避する(*circumvent its obligation*)ために、構成国に特定の行為の遂行を要請する場合である。すなわち、指揮及び命令する国際組織にとっては違法であるが、指揮及び命令される国又は他の国際組織にとっては違法ではない。したがって、本条文草案13条の下では、指揮及び命令する国際組織の責任は成立しない。

しかし、国際組織がその構成員を通して自己の責任を回避することは認められるべきではないという判断から、15条において、13条(a)の要件は削除され、新たに15条3項が挿入された。

【国際組織の決定、勧告及び容認 15条の内容】

A 〈本条文草案15条の構造〉

15条は、特別報告者の提案16条と同様に、1項に拘束的決定(*binding decisions*)、2項に非拘束的行為(*non-binding acts*)として、二つに区

別して構成されている。

B 〈拘束的決定(1項)〉

議長声明によれば、起草委員会における本条1項の定式化にあたって次のような議論があった。特別報告者や本起草委員会の前に開かれた作業部会の提案によれば、国際組織の責任が生じる要件として、拘束的決定の内容が「当該国際組織によって遂行されていれば国際法上違法となるであろう行為」と規定されている。しかし、起草委員会では、国際組織は、実際に、それ自身なし得ないことを構成員がするように拘束的決定を下すことがある。すなわち、国際組織は、自己が能力を持っていないことを構成員がするように拘束的決定を下す場合である。そこで、本条の目的が国際組織が自己の義務を回避するために構成員に対する拘束的決定を用いることを規律することであるという点を確認した上で、「当該国際組織の義務を回避するであろう³²」という文言を付け加えた。また、自己の義務を回避する際に国際組織側の特別の意思(intention)は必要とされないとされる。そして、国際組織は、回避する意思がないことを示しても責任を負うとされている³³。

次に、ILCが採択した15条1項は、2項と比較した場合に、拘束的決定について特徴的なのは、構成員が実際に拘束的決定を履行して行動することを前提条件としていない点である。すなわち、国際組織の責任は、決定を採択した時点で生じるのである。特別報告者は、報告書の中で特に議論してはなかったが、彼の提案する16条1項(b)は「問題となる行為が遂行される」ことを要件として課していた。しかし、ILCは、次のように根拠から構成員によって実際に行為が遂行されるということを要件とはしない。すなわち、拘束的決定が構成国によって遂行されるものとみなされている以上、それによって第三者が被害を蒙る可能性は高い。

32 議長声明, pp. 5-6.

33 第三報告書, p. 16, para. 37; ILC Report 2005, p. 102, para. 4.

したがって、問題となる行為が遂行される前であっても国際組織の責任を成立させて、第三者に救済の認めたほうが好ましい。さらに、構成員による実行を待たずに国際組織の責任を認めることによって、国際組織が自己の責任を問われそうな状況に構成国をおくことを慎むであろう。³⁴

次に、構成員は、国際組織によって下された拘束的決定の実施に関して裁量が認められている場合がある。この場合、構成員は義務の違反をせずに、拘束的決定を履行することが可能となる。その場合には、拘束的決定を下したこと自体から直接的に国際組織の責任が生じない。しかしながら、ILC注釈は、拘束的決定が構成国に裁量を与えているとして、1項のものとて当該決定を下した国際組織の責任は成立しない場合であっても、責任の回避が実際に行われた場合には同条2項の適用によって当該国際組織の責任が問われるであろうとしている。³⁵

C 〈勧告及び容認(2項)〉

国際組織が非拘束的行為である勧告及び容認を下した場合に、当該国際組織の責任が生じる一つの要件は、前項の拘束的決定の場合と同様に、その勧告及び容認の内容が「国際組織が遂行すれば国際法上違法となるであろう及び当該国際組織の国際義務を回避するであろう行為」であることである(同項a)。

特別報告者は、彼の提案した条文草案16条において、1項の拘束的決定と勧告又は容認の法的効果が異なることから、勧告又は容認について国際組織の責任が成立するためのもう一つの要件を付け加えている。特別報告者によれば、容認又は勧告は、拘束的決定とは異なり、構成国はそれに従うか否かの自由を有しているが、そのような非拘束的なものを下した国際組織が責任を負う可能性は残されているとする。特別報告者は、彼が提案した条文草案16条2項(a)において、国際組織による容認又は勧告に基づいて構成員がとった行為が「当該行為が同一の組織の利益を満たすもの」であるという要件を付け加えた。容認に関して特別報告

34 ILC Report 2005, p. 102, para. 5. 同様の見解は、議長声明, p. 6.

35 ILC Report 2005, p. 103, para. 7.

36 第三報告書, pp. 16-17, para. 39.

者は、「容認は、構成国がそれ自身の利益を追求すること許可するという」という意味で国際組織から与えられるとして次のような実行を例としてあげる。安保理決議687にもとで権限を有する対イラク制裁委員会によって、イラクへのフロンガスを提供することが容認された。しかし、フロンガスを提供することは、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の違反を構成する。特別報告者によれば、この容認は、フロンガスの提供国とイラクの利益のみを反映するものであって、組織全体の利益を反映するものではない。したがって、この場合には国連の責任は成立しないとする。³⁷

これに対して、特別報告者は、容認又は勧告が国際組織の利益を追求するためになされたのであれば、当該国際組織の責任が生じうる。それは、国際組織は、非拘束的ではあるが容認又は勧告をすることによって、当該国際組織は、構成員がそれらに積極的に対応することを期待しているのであるからであるとする。すなわち、特別報告者によれば、この場合は、国際組織が関与している場合であり、当該国際組織の責任が生じる場合である。しかし、非拘束的な容認又は勧告の場合に関して、特別報告者は、容認又は勧告を行った国際組織の責任が常に成立するわけではないという点留意している。第一に、責任の成立には、構成員に対して容認又は勧告された行為の性格に依存する。第二に、責任が成立するためには、更なる要件として、構成員が容認又は勧告された行為を実際に行った場合に限定される必要がある。第三に、国際組織の責任が成立したとしても、その責任の程度については別の問題がある（第四章は、国際組織の責任の存在のみを扱うのであって、責任の程度については責任の内容の問題であり、第四章の対象外とされた）。³⁸

しかしながら、特別報告者の設けた「国際組織の利益を反映しているか否かの」区別は、ILCが採択した16条において採用されなかった。

他方で、前項とは異なり2項では、構成員によって問題となっている

37 第三報告書, p. 17, para. 40.

38 第三報告書, p. 17, para. 41.

行為が実際に遂行されることが必要である（同項b）という要件は残された。これは、その行為の実行は、決定、容認及び勧告に依拠されている(in reliance on)ことが必要とされるからだとされる。ILC注釈によれば、その依拠は、非合理的なものであってはならないとされる。すなわち、勧告又は容認が採択された時点から根本的变化が生じたために、その勧告に依拠することが時宜を逸していたり、現在の状況に適用することが意図されていなかったりする場合には、国際組織の責任は生じないとされる。³⁹この点について、議長声明によれば、起草委員会において、構成員によって勧告又は容認が濫用又は非合理的利用がなされる可能性を排除する必要があるという見解が示された。これに対して、本項の規定の適用においては、「合理性」及び「信義誠実」の概念が関連してくるとされる。⁴⁰

【16条の例外条項】

特別報告者は、国家責任十分草案19条を下に、15条（特別報告者提案）の例外条項を提案した。報告者提案では、この例外条項(without prejudice clause)は本条文草案12条から14条の範囲に適用され、報告者提案15条については、同条3項の規定によって規律することになっていた。しかし、起草委員会は、例外条項が本章全体に適用可能な一般的なものとして規定することとし、条文の位置を本章最後の16条とした。

ここで留意しなければならないのは、国家責任条文草案19条のとの違いである。同19条は、国家責任条文草案の他の規定に基づく国際責任にのみ影響を与えないのであるが、本条文草案16条は、本条文草案上の他の規定に基づく国際責任のみならず、国家責任条文草案の規定およびその国際法の他の規則にしたがって生じる国の責任にも影響を与えないという点である。⁴¹

39 ILC Report 2005, p. 104, para. 12.

40 議長声明, p. 7.

41 議長声明, pp. 8-9

資料

力や報告書	国際法委員会 第一號	国家責任条文案
Article 9 Existence of a breach of an international obligation 1. There is a breach of an international obligation by an international organization when an act of that international organization is not in conformity with what is required of it by that obligation, regardless of its origin and character. 2. The preceding paragraph also applies in principle to the breach of an obligation set by a rule of the organization.	1. There is a breach of an international obligation by an international organization when an act of that international organization is not in conformity with what is required of it by that obligation, regardless of its origin and character. 2. Paragraph 1 also applies to the breach of an obligation under international law established by a rule of the international organization.	Article 12 Existence of a breach of an international obligation There is a breach of an international obligation by a State when an act of that State is not in conformity with what is required of it by that obligation, regardless of its origin or character.
Article 9 International obligation in force for an international organization An act of an international organization does not constitute a breach of an international obligation unless the international organization is bound by the obligation in question at the time the act occurs.	An act of an international organization does not constitute a breach of an international obligation unless the international organization is bound by the obligation in question at the time the act occurs.	Article 13 International obligation in force for a State An act of a State does not constitute a breach of an international obligation unless the State is bound by the obligation in question at the time the act occurs.
Article 10 Extension in time of the breach of an international obligation 1. The breach of an international obligation by an act of an international organization not having a continuing character occurs at the moment when the act is performed, even if its effects continue. 2. The breach of an international obligation by an act of an international organization having a continuing character extends over the entire period during which the act continues and remains not in conformity with the international obligation. 3. The breach of an international obligation requiring an international organization to prevent a given event occurs when the event occurs and extends over the entire period during which the event continues and remains not in conformity with that obligation.	1. The breach of an international obligation by an act of an international organization not having a continuing character occurs at the moment when the act is performed, even if its effects continue. 2. The breach of an international obligation by an act of an international organization having a continuing character extends over the entire period during which the act continues and remains not in conformity with the international obligation. 3. The breach of an international obligation requiring an international organization to prevent a given event occurs when the event occurs and extends over the entire period during which the event continues and remains not in conformity with that obligation.	Article 14 Extension in time of the breach of an international obligation 1. The breach of an international obligation by an act of a State not having a continuing character occurs at the moment when the act is performed, even if its effects continue. 2. The breach of an international obligation by an act of a State having a continuing character extends over the entire period during which the act continues and remains not in conformity with the international obligation. 3. The breach of an international obligation requiring a State to prevent a given event occurs when the event occurs and extends over the entire period during which the event continues and remains not in conformity with that obligation.
Article 11 Breach consisting of a composite act 1. The breach of an international obligation by	1. The breach of an international obligation by	Article 15 Breach consisting of a composite act 1. The breach of an international obligation by a State

an international organization through a series of actions and omissions defined in aggregate as wrongful, occurs when the action or omission occurs which, taken with the other actions or omissions, is sufficient to constitute the wrongful act. 2. In such a case, the breach extends over the entire period starting with the first of the actions or omissions of the series and lasts for as long as these actions or omissions are repeated and remain not in conformity with the international obligation.	an international organization through a series of actions and omissions defined in aggregate as wrongful, occurs when the action or omission occurs which, taken with the other actions or omissions, is sufficient to constitute the wrongful act. 2. In such a case, the breach extends over the entire period starting with the first of the actions or omissions of the series and lasts for as long as these actions or omissions are repeated and remain not in conformity with the international obligation.	through a series of actions or omissions defined in aggregate as wrongful, occurs when the action or omission occurs which, taken with the other actions or omissions, is sufficient to constitute the wrongful act. 2. In such a case, the breach extends over the entire period starting with the first of the actions or omissions of the series and lasts for as long as these actions or omissions are repeated and remain not in conformity with the international obligation.
Article 12 Aid or assistance in the commission of an internationally wrongful act An international organization which aids or assists a State or another international organization in the commission of an internationally wrongful act by the State or the latter organization is internationally responsible for doing so if: (a) that organization does so with knowledge of the circumstances of the internationally wrongful act; and (b) the act would be internationally wrongful if committed by that organization.	Article 16 Aid or assistance in the commission of an internationally wrongful act An international organization which aids or assists a State or another international organization in the commission of an internationally wrongful act by the State or the latter organization is internationally responsible for doing so if: (a) That organization does so with knowledge of the circumstances of the internationally wrongful act; and (b) The act would be internationally wrongful if committed by that organization.	Article 17 Direction and control exercised over the commission of an internationally wrongful act A State which directs and controls another State in the commission of an internationally wrongful act by the latter is internationally responsible for doing so if: (a) That State does so with knowledge of the circumstances of the internationally wrongful act; and (b) The act would be internationally wrongful if committed by that State.
Article 13 Direction and control exercised over the commission of an internationally wrongful act An international organization which directs and controls a State or another international organization in the commission of an internationally wrongful act by the State or the latter organization is internationally responsible for that act if: (a) that organization does so with knowledge of the circumstances of the internationally wrongful act; and (b) the act would be internationally wrongful if committed by that organization.	Article 14 Coercion of a State or another international organization An international organization which coerces a State	Article 18 Coercion of another State A State which coerces another State to commit an act is

or another international organization to commit an act is internationally responsible for that act if: (a) the act would, but for the coercion, be an internationally wrongful act of the coerced State or international organization; and (b) the coercing international organization does so with knowledge of the circumstances of the act	or another international organization to commit an act is internationally responsible for that act if: (a) The act would, but for the coercion, be an internationally wrongful act of the coerced State or international organization; and (b) The coercing international organization does so with knowledge of the circumstances of the act.	internationally responsible for that act if: (a) The act would, but for the coercion, be an internationally wrongful act of the coerced State; and (b) The coercing State does so with knowledge of the circumstances of the act.
Article 15 Effect of the preceding articles Articles 12 to 14 are without prejudice to the international responsibility of the State or international organization which commits the act in question, or of any other State or international organization	Article 16 * Effect of this chapter This chapter is without prejudice to the international responsibility of the State or international organization which commits the act in question, or of any other State or international organization.	Article 19 Effect of this chapter This chapter is without prejudice to the international responsibility, under other provisions of these articles, of the State which commits the act in question, or of any other State.
Article 16 Decisions, recommendations and authorizations addressed to member States and international organizations 1. An international organization incurs international responsibility if: (a) it adopts a decision binding a member State or international organization to commit an act that would be internationally wrongful if taken by the former organization directly; and (b) the act in question is committed. 2. An international organization incurs international responsibility if it authorizes a member State or international organization to commit an act that would be internationally wrongful if taken by the former organization directly, or if it recommends such an act, provided that: (a) the act fulfils an interest of the same organization; and (b) the act in question is committed.	Article 15 Decisions, recommendations and authorizations addressed to member States and international organizations 1. An international organization incurs international responsibility if it adopts a decision binding a member State or international organization to commit an act that would be internationally wrongful if committed by the former organization. 2. An international organization incurs international responsibility if: (a) It authorizes a member State or international organization to commit an act that would be internationally wrongful if committed by the former organization and would circumvent an international obligation of the former organization, or recommends that a member State or international organization commit such an act; and (b) That State or international organization	

3. The preceding paragraphs apply also when the member State or international organization does not act in breach of one of its international obligations and therefore does not incur international responsibility.	commits the act in question in reliance on that authorization or recommendation. 3. Paragraphs 1 and 2 apply whether or not the act in question is internationally wrongful for the member State or international organization to which the decision, authorization or recommendation is directed.	
---	--	--

翻 訳

Kathleen Thelen, “How Institutions Evolve: Insights from Comparative Historical Analysis.” in *James Mahoney and Dietrich Rueschemeyer eds., Comparative Historical Analysis in the Social Sciences*. 2003. pp.208-40.

K・セーレン「制度はいかに進化するか: 比較歴史分析からの洞察」

吉 野 篤

I. 序 論

本稿はフォーマルな制度がどのように変化するかという問題を解明する。政治生活の構造化に果たす制度の役割を多くの研究者が認めているにもかかわらず、これらの制度が時とともにいかに形成され、また再構成されるかという争点は正当な注意を受けていない。1970年代および80年代に、相当量の比較制度論者の作業は比較静力学に集中し、異なる制度配置が政治・政策結果の分岐の要因となる、その道程を例示することに関心を注いだ(例えばKatzenstein 1978)。加えて、比較歴史学の伝統的学識は、分岐の(通常は国家規模の)軌道への洞察を産み出した。こうした性質の業績はジャーシェンクロンGerschenkron(1962)、ムーアMoore(1966)およびシェフターShefter(1977)のようないくつかの古典を含み、コリアーとコリアー Collier and Collier(1991)、スコッチポルSkocpol(1992)、スプリイトSpruyt(1994)、アートマンErtman(1997)、グールドGould(1999)およびフーバーとスチーブンスHuber and Stephens(2001)のような重要な最近の貢献も含んでいる。

最後に、われわれは、時の経過とともに多様な制度・政策軌道を再生産する原因である「フィードバック・メカニズム」の問題に取り組む数多く

の分析をもっている(例えばPierson 1993; Skocpol 1992; Weir1992b)。

マホーニーMahoney、ピアソンその他の人々による経路依存の概念を中心とする現在進行中の理論的作業は、「決定的瞬間」“critical junctures”と「歴史的軌道」“historical trajectories”という二つの概念に基づく従来の定式化にきわめて大きな厳密さを付け加えた(Mahoney 2000; Pierson 2000a)。これらの著者が示したように、比較歴史分析における主要な業績のいくつかは、社会的・政治的發展における経路依存の例証として読まれる。マホーニーは、功利主義・機能主義・権力および正統性の諸議論を引き合いに出し、またそれらを区別しながら、異なる諸制度をおそらく維持しつつある再生産の多様なメカニズムを類別することによって、分析の明晰さに貢献した(Mahoney 2000)。経路依存に関する彼の取り上げ方は、ある制度の起源の原因となる諸要素は時とともにそれを維持する諸要素と同じではない可能性があることを注記するスティンチコンベArthur Stinchcombeの洞察に回帰している(Stinchcombe 1968)。

しかし、現在概念化されている経路依存は、制度革新・制度再生産の争点のむしろ厳格な分離を奨励する傾向にある。この概念を引き合いに出す業績の多くは、長期にわたる制度の均衡状態あるいは「固定化」の結果として引き起こされる「開放性」と急激な革新の諸契機を強調する中断される均衡モデルを前提にしている(例えばKrasner 1988)。ひとたび創造された制度は、存続するかあるいはある種の外因性ショックに直面して崩壊するかのだろうかであるというのが、そこに含まれている意味である。確かに、この種の中断される均衡モデルは政治生活におけるひとつの重要な変化様式を捉えている。わたしは(主として制度革新についての)決定的瞬間の分析および(主として制度再生産についての)フィードバック効果の研究を、より持続的な対話にもちこむことができることを示唆した(Thelen 1999)。特定の制度配置の背後にある再生産の特殊なメカニズムを検討することによって、われわれは、制度の崩壊あるいは衰退をもたらす可能性がきわめて高いような外因性の事象あるいは趨勢への洞察を得るであろう。

しかし、崩壊に至らない制度変化についてはどうなのか。われわれが制度研究に引きつけられるひとつの理由はまさに、しばしば特定の制度配置は巨大な歴史的断絶(革命、戦争の敗北)、言い換えれば従前のパターンを崩壊させ、制度革新を引き起こすと予期される、まさにその種の外因性ショックに直面してもなお、信じがたいほどに弾力性があり抵抗力があるということだとわたしには思われる。しかしこれはわれわれが経験的に見出すことではない。少なくとも常に見出せるものではない。例えば、第二次大戦後のドイツと日本において、被用者調整を促進する特殊な制度が、それを阻止しようとする連合国の明示的な取り組みにもかかわらずいかに再々出現したかを考えよう。あるいは、共産主義支配以前の、またそのもとの東欧で発展した制度配置が、1989年の分裂以後でさえ顕著なままであり、脱共産主義期に特異な軌道を形成し続けているという点を考えよう。あるいは、政治的・経済的景観を完全に再構成した産業化・民主化といった主要なマクロな歴史的変容を通じた利益調停の特定様式(アメリカの「自由主義型」、いくつかの北欧諸国の「コーポラティズム型」、フランスの「国家主導型」)の存続を考えよう。

逆にわれわれはまた、長期にわたって存続する制度配置の、進行中ではあるがしばしば微弱な変化の累積的效果にも印象付けられる。例えば、イギリスの上院は途方もない耐久力を示しており、いくつかの点で、制度の「粘着性」あるいは「固定化」の強力な例示である。しかし、これは二世紀前とはまったく異なる制度であり、従って政治学者・社会学者は、それを維持してきた諸勢力に関心をもつのも同様に、それが時とともに変化した、その道筋に興味をもちそうだということもまた明らかであると思われる。アメリカの最高裁は、その核となる特質の多くを保持している一方で、それにもかかわらず過去数十年にわたって巨大な変容を経験したもうひとつの制度である。19世紀に、最高裁は、連邦主義事例・商業をめぐる論争および場合によっては大統領権限を取り扱う、アメリカ政治におけるきわめて異なる一ずっと限定的な一役割を演じた。20世紀の進展とともに、ア

メリカ政治内部の最高裁の役割と機能は、とりわけ最も重大にそれが少数派の権利と個人の自由を擁護するための重要なフォーラムとして立ち現れたことを通じて、実質的に変容した。

事実、制度について考えるとすれば、われわれが今日それらに着目する場合に、われわれは、それらの制度が時とともにいかにほとんど変化しないか、また、いかに大きく変化するかということを同時に印象付けられるために、まさに興味深い多くの政治制度がある。発展途上の民主主義体制におけるジェンダー関係を調停する制度のいくつかが心に浮かぶし、さらなる例は、多くの連邦システムにおいて下位国家的統治と国家的統治間の関係を規定する諸制度のなかに見出される。中断される均衡モデルの見地からすれば、歴史における推定上の中断点を貫くあまりにも多くの継続性があるだけではなくて、明らかに安定した制度配置の表面下にもあまりにも多くの変化がしばしばあるように思われる。

制度に関する現代の研究文献はこれらの現象に取り組むきわめて優れた概念的あるいは理論的ツールをまだ提供していない。多様な国家的軌道に関する初期の文献のいくつかは、制度を決定的瞬間の「凍結した」残滓として、あるいは以前の政治闘争の静態的・粘着的遺産として考えることによって、この争点を覆い隠す傾向にあった(例えばLipset and Rokkan 1968)。経路依存と収獲逡増に関する最近の研究文献は、長期間にわたって制度を持続させるダイナミックな過程を類別することによって、この議論を拡大させている(例えばPierson 2000a)。しかし収獲逡増論は説明の一部しか語っていない。すなわちそれらは、制度の進化と変化の論理を表現することよりも、特定の制度の背後にある再生産のメカニズムを表出することに長けている。その上、いくつかの事例では、制度の存続自体を説明することは、われわれに収獲逡増に関する議論を超えて進むことを要求する。これは、われわれが政治的・政治経済的景観を精査するにつれて、制度の存続は、社会的・政治的・経済的条件に沿った制度にするための制度変容の諸要素としばしば強くより合わされていることが見出されるから

である。

本稿は次のように進行する。わたしは制度に関する多様なパースペクティブの概観から始め、それらのさまざまな前提が、制度が時とともにいかに出現し進化するかに関する多様な見解に導くかを説明する。わたしは先ず三つの支配的なアプローチ—功利的-機能主義的・権力配分的・文化的-社会学的アプローチ—を考察するが、これらのアプローチは制度を、特定の特殊化された因果要素—機能的要件のセット、社会権力あるいは政治権力の基礎的バランス、あるいはいかなる組織形態が正当であり妥当であるかに関する共有された文化的理解のいずれにせよ—によってもたらされ、また持続するものと見ている。これらのパースペクティブの各々は変化に関する理論を暗示的に含んでいる。すなわち、制度が特定の基盤(効率ベースであれ、権力ベースであれ、あるいは文化ベースであれ)に依存し、またそれを反映するとすれば、それらの制度はそのような基礎的諸条件の変化の結果として変化しなければならない。

経路依存のパースペクティブは先の三つの観点と同様な因果関係論を利用しているが、しかしこの見地の異なるところは、時と場初を通して「不変の原因」に必ずしも注目していないという点である。マホーニーが指摘するように(2000, p. 515)、経路依存の見地は、ある制度の創生の原因となる要素は時とともにそれを持続させる要素と異なることは充分ありうると仮定している。そのような見地は制度を、その後の展開に制約を課す形状を結果的に生み出す歴史的エピソードあるいは転換点の産物と見ている(とりわけ Collier and Collier 1991, pp. 35-8)。制度の創生と変化という問題へのこうしたアプローチの観点では、経路依存に関する現代の議論は、作因・選択および偶発がそこで重要な役割を果たす制度革新の諸契機をしばしば強調する。そのような諸契機は、戦略と選択の重要性が制度の誘因と制約への適合過程に比例して後退する制度再生産の時期を導き出す。この見解では、制度変化は、以前に安定していた配置を崩壊させ、再度制度革新へのドアを開く外因性ショックの機能であるとしばしば理解される。

経路依存と政策フィードバックに関する文献の重要な洞察は、「歴史の重要性」および政治的軌道が国家ごとに永続的に異なることの一定の抗しがたい説明を生み出す、その方法から引き出される。しかしながら、その最も正確な概念は、過去はいかに現在にとって重きをなすかに関するいくぶん狭い見解を生み出す。ハイドゥ Haydu が「転換点」と「固定化メカニズム」とよぶものの焦点は、「選択点」のあまりにも偶発的な見解および制度再生産のむしろ決定論的見解をしばしば示唆している(Thelen 1999)。この考え方によれば、制度は存続し、ますます堅固になるか、あるいは廃止されるかのどちらかであるように思われる。ここには、制度自体が時とともにより巧みな、また時折より興味深い方法で、いかに変化し進化するかという問題へのヒントあるいは洞察はほとんどない。

過去の因果的重みを充分正しく評価するために、われわれは、制度の進化と変化の論理を捉えることのできる概念上のツールをもつ経路依存と中断される均衡モデルの分析を補足する必要がある。特にわれわれは、従前の転換点の論理の作用も含めて、危機あるいは転換点が内因的に生み出されうる、その道筋に配慮する必要がある。われわれはまた、想像される新たな問題および求められる解決策は、それ自体歴史的偶然よりもむしろ過去の産物であるという点を考慮する必要がある(Haydu 1998)。これは、歴史的に進化した構造は決定的選択点でさえ政治的アクターの選択肢を制約するという点に注意を払うことによって一ほとんどの経路依存論よりも、制度発展分析の「最初の処理」“front end”でより多くの構造を導入する要求に等しい。それはまた、制度が、新たな機会を提起し新たな挑戦を噴出させる政治経済的文脈の変化に対応するにつれて、まさに制約としてではなく、アクターにとっての戦略資源として作動する、その道筋を強調することによって一そのような議論の「最後の処理」“back end”でいくぶん多くの作用因と戦略を導入することを要求している。

制度変化の問題はきわめて複雑であり、従って本稿におけるわたしの目的は比較的控えめである。わたしは制度の進化の問題を概念化する二つの

方法を導入するが、それは、今までのこの領域における文献の多くに特徴的である、制度革新「対」制度再生産という現在のゼロサムの見解を克服する。(議論の)層化と転換を通じた制度変化についての議論は、経路依存の文献からの収穫逦増論の諸要素を統合するが、しかしそれらの議論はこれらの諸要素を、制度の結果をめぐる現在進行中の政治的論争の分析に組み入れる。そうすることで、それらの議論は、制度配置が、制度の形態と機能を改変する道筋のなかで、時期的に再交渉される過程を強調する。

ここで唱道されるアプローチが経路依存の見地と共有するのは、それが強力な「歴史主義的」・時間的次元を支持し、制度配置が時とともに、その設計者によって当初意図されていたのとはまったく違った機能を果たようになるのは何故か、それらが社会集団間の広く行き渡っている勢力均衡(を単に反映するあるいは強化するよりもむしろ)にいかに関与を与えうるか、また、それらが、どのように妥当なあるいは望ましいものとしてコード化される実践の諸類型をめぐる争いに関わっているアクターの(まさに制約というよりもむしろ)資源となりうるかを理解する方法を提供するということである。しかし、現代のほとんどの経路依存の枠組とは異なり、ここで提供されるパースペクティブは、制度が時とともにいかに進化したし続け、変化し続けるかという問題に取り組む正の強化と収穫逦増の論理を乗り越えるものである。わたしは、比較歴史的・制度論的文献からわたしの議論の説明を提供し、制度の進化と変化を理解するためにそのようなパースペクティブがもつ利点に関する簡潔な考察で締めくくる。

II. 制度と制度変化へのアプローチ

この分野の研究文献には、制度を理解する数多くの一般的アプローチがあり、その各々は、制度がどのように創造され、再生産され、変化するかという核心的問題へのいくぶん異なる解答のセットを示唆している。きわめて卓越したいくつかのパースペクティブの諸前提と論理がこの節で簡潔に素描される。わたしは、「不変の原因」の論理に依存する議論と、制度

の創生と変化に関する経路依存的説明ととの間の区別を確立する。不変の原因に基づく説明にはいくつかの種類—機能主義的説明・政治的説明・文化的説明—がありうるが、それらはすべて、ある制度の創生を説明する同じ諸要素が同時に時の経過とともに見られる制度変化を説明するということを示唆している。対照的に、経路依存の見地は、諸制度はそれらを存在させる諸勢力よりも長く存続する可能性があるということ、すなわち、ある制度の再生産の原因となる諸要素は最初に制度の存在を説明する諸要素とはまったく異なる可能性があるということを示唆している。

不変の原因に基づく説明

制度の起源と変化に関する不変の原因のパースペクティブは、機能主義・功利主義論、権力政治論および文化論を含む多様な原因論に基づいている。機能主義/功利主義的パースペクティブは、政治制度をそれらが遂行する諸機能という観点から、とりわけ集合行為問題を解決し、協調と交換を通じて相互利益をアクターが達成することを可能とする上でのそれらの役割という観点から見る。この見解は一定の社会的選択の理論家の研究で突出しており、彼らにとって制度は、不確実さを減らし、関与を引き受け、結節点を提供し、トレード・オフを促進し、強制的メカニズムを提供する等々の点で重要である。例えば、ワインガスト Weingast とマーシャル Marshall (1988) は、アメリカ議会における委員会制を、それがなければ立法者がトレード・オフを交渉し、相互に行う約束—彼らの各々が自らの選挙区に利益を届けるために必要とするもの—を強制することが困難となるような、不確実性の諸問題を処理するために設計されているものと見ている。国際関係の研究知見は一層の例を提供している—例えば、国際体制あるいは国際組織は、無政府的な国際システムにおける協調を通じて諸国が相互利益を達成することを可能とするために立ち上げられていると示唆する諸研究がそれである (Keohane 1984)。

制度の進化に関してこの文献が示唆するところでは、制度は、個々人が

「自ら直面する反復される状況の構造を改善するために、規則を含むツールを精巧に作り上げる」(Ostrom 1999, p.496)のと同様に、繰り返される相互作用と学習効果の結果として進化する可能性がある。これは包括的な安定した制度的文脈内の漸増的变化に等しいであろう。しかしながら、変化は漸増する必要はなく、功利的/機能主義的議論によってわれわれは、現存する諸制度を機能不全にする環境上あるいはその他の条件の移行の結果として制度が崩壊すると予期できよう。そのような崩壊はおそらく調整その他の問題への新たな解決策を探求する要因となるであろう。

機能主義的・功利的説明はまったく強力でありうる。ピアソンが指摘するように「目的的アクターの世界では、ある制度の効果はその出現と存続の説明と何か関係がある」(Pierson 2000a, pp.13-14)。しかしながら、ある所与の制度の起源が事実上、一定の機能を実現ための、その設計者による取り組みにまで直線的に遡るかどうかは究極的には経験的問題である。ナイトKnightが論じるように「制度変化の合理的選択論からの説明の支持者が犯す最も重大な過ちのひとつは、確認しうる制度の効果から遡って、制度化過程に含まれるアクターの当初の選好を決定しようとする研究慣行である」(Knight 1999, pp.33-4)。あるいはピアソンが主張するように、われわれは効果と意図の結びつきを仮定できない。その代わりに「われわれは戻らなければならない、調べなければならない」(Pierson 2000a, p.14)。

権力配分的説明は、制度の配分的効果を分析の前線と中心に置く、制度創造と変化への代替的アプローチを提供する。この見解では、社会制度は協調を通じて相互利益を達成することへの共有される関心から出現するのではなく、社会的アクター間の政治闘争と戦略的交渉から出現する。すなわち「制度の発展は、諸アクターが彼らにとって最も有利な均衡へと諸結果を構造化する規則を確立するための、アクター間の競争である」(Knight 1999, p.20)。要するに社会制度はある社会における権力の非対称性(不均衡)を反映している。というのは、より強力なアクターがそれほど強力でないアクターに彼らの制度的選好を課すことを可能にするのはそのような

非対称性であるからである。ナイトの研究成果は合理的選択アプローチ内部のそのようなパースペクティヴを例証しているが、しかしマルクス主義の伝統の多くもまた、このような基盤の上に築かれている。ある例を挙げれば、コルピWalter Korpiは福祉国家の相違—国家ごとの多様性および時間経過とともに進む諸国内の多様性の双方—を、労働と資本の相対的強度に遡って調査している(Korpi 1983)。

制度が政治闘争から創り出され、またそれらが取る特定の形状が社会における広く行き渡った勢力均衡を反映するとすれば、このパースペクティヴは、制度は多様な社会集団間の勢力均衡の変化あるいはきわめて強力なアクターの選好ないし利益の変化に応じて変化しなければならないということを示唆している。かくして例えば、福祉国家の制度配置へのグローバリゼーションの効果に関する多くの現代の議論は労働者階級の相対的強度についての議論にかかっている。というのは、労働と資本(あるいは左と右)の間の勢力均衡は、それまでの利得を防衛する左派の能力に影響を及ぼすものであるからである(Garret 1998; Kurzer 1993; Stephens, Huber, and Ray 1999)。

機能主義の説明と同様に、権力配分のパースペクティヴはきわめて強力で儉約的でありうる。しかしながら、この説明は機能主義論に対して以前に向けられたものと同じような警告を促す批判にさらされている。ある特定の勢力均衡に依存するように見える現代の制度は、それらの制度からいま利益を得ている顧客層によって創造されてきたのかもしれないし、あるいは創造されてこなかったのかもしれない。前に引用されたアメリカの最高裁の例では、最高裁が女性と少数派の諸権利を擁護する手段となった(なるほど確かにそれらは他にもまして裁判所のもとでより多く擁護された)という事実は、(最高裁という)制度がそれらの顧客層あるいは関心に配慮して創造されたということを意味するものではない。時折権力は権力を生み、制度はその創造者の立場を強化し拡大する。しかし時折制度は、周辺集団が明らかに貧弱な権力資源を充分超えて勢力を行使する興味深い意

図されていない機会をもたらす(例えばClemens 1993; Skocpol 1992)。

社会学における新制度論は、制度の創生・再生産および変化に関する第三の文化的・社会的パースペクティブを生み出した。先に引用された功利的モデルが制度を共有される物質的利益を追求する合理的アクターの創造物と見るのに対して、このパースペクティブは制度を世界の機能の仕方に関する集的に規定された文化的理解を体現するものと見る(Meyer and Rowman 1991; Scott 1995)。この伝統では、制度化は「行為の一定の方法が、物事を行う唯一の方法ではないにせよ『正しいこと』として当然視されるような、そのような社会的に規定された現実の、時の経過に伴う構築」(Scott and Meyer 1994, p.234)として理解される。

この学派の社会学者は、包括的な文化的筋書きscriptsを強調し、特殊な組織形態を、そのような諸制度によって生み出され維持されるものと見ている。ここでは(機能主義的/功利的説明と同様に)、組織形態は集合行為のジレンマへの解決策を反映しておらず、(交渉・配分モデルと同様に)社会における権力配分を反映してもいない。むしろそれらの組織形態は効果的あるいは道徳的あるいは正統的あるいは「近代的」であるものに関する共有される文化的理解を反映している。ここから導き出されるのは、広く行き渡った「筋書き」が別の筋書きに置き換えられあるいはそれによって破棄される場合に変化は生じるということである。そのような過程は数多くの領域で観察されてきた。例えば、フリグスタインNeil Fligsteinは、企業慣行の変化(例えば傾斜生産技術の拡散あるいは株主価値の新たな力点)を、事業を導く近代的あるいは合理的方法についての支配的考え方の変化にともなう機能として説明している。こうした技術革新は広く普及し、企業の多くによるそれらの採用は、彼が示すように、それらの真の能率効果とはまったく独立して進行する(Fligstein 1991)。

このアプローチは、社会的行為の認知的・規範的側面への注目を引き出し、先に概説された他の二つのパースペクティブが見落とした制度的継続の原因への重要な洞察を生み出している。しかしながら、共有される筋書

きという制度の捉え方は集団間の戦略と紛争を覆い隠す傾向にある。この研究で最も共通して引用されるメカニズムは模倣と置換である。これらの過程は明らかに重要であるとはいえ、それらはより政治的なアプローチと提携して最もよく働くものであろう。というのは、結局、権力関係の変化は多くの場合、新たな筋書き(あるいは組織領域の末端に関してのみ以前当てはまった筋書き)がより中心的となるような、その始まりを創造するカギを握っていることになるからである(例えばPowell 1991, pp.27, 31)。

経路依存の説明

ここで考察されたパースペクティブの各々は、制度の起源・存続および消滅を、すべて単一の基本的因果過程(効率ベースであれ、権力配分であれあるいは文化的であれ)から引き出されたものとして扱っている。これらの議論の注意深さに欠ける適用はしばしば、制度の起源はそれらの現在の機能や特徴から「逆に読み込」まれうるということを示唆する。しかしこれはそれぞれのアプローチに本来的に備わっているものではなく、実際には各アプローチはまた変化に関する暗示的な理論を含んでいる。すなわち、制度は(機能主義の理論にとっては)それをめぐる政治が組織化されるような、そのような基本的目的の変化に対応して、(権力配分の理論にとっては)勢力均衡あるいは強力なアクターの目標の移行に対応して、また(文化的理論にとっては)何が正統なあるいは近代的な組織形態とルーティンを構成するかを規定する文化的筋書きの変化に対応して、進化するであろう。

経路依存のパースペクティブは先の三つの立場と結び付けられる議論を必ずしも否定していないし、事実このパースペクティブは制度の創生と存続を説明するために機能的・功利的・政治的および文化的議論を利用している。しかしながら、経路依存の研究者は制度革新の瞬間での何らかの偶然を強調し、従ってある特定の制度の創造の背後にある諸勢力は、時間の経過とともにそれを維持する諸勢力とはまったく異なるということを示唆

する(特にMahoney 2000を参照のこと;またStinchcombe 1968, pp.101-29)。

経路依存の理論家は全体として、制度の創生・進化および変化の「歴史主義的」見解への傾向をもつとはいえ、経路依存の概念をどのように理解し適用するかについては重要な相違がある。例えばシーウェルWilliam Sewellはきわめて広範な観点から、経路依存を、「時間の初期の時点で生じるものは後期の時点で生じる諸事象の連鎖の可能な結果に影響する」というように規定する(Sewell 1996, pp.262-3)。この規定は明らかにまったく広く、議論されるべき他の経路依存概念のほとんどとは異なり、与えられた方向の初期の動きが、同じ道に沿ってさらに進む圧力を生み出すというような、展開に関する見解を必ずしも示唆していない。

概念領域の他の端で、J・マホーニーは、興味深いがまったく稀な現象のセットに適用するずっと厳密な(またずっと限定的な)規定を提供している。すなわち「経路依存はとりわけ、偶発的事象を決定論的属性をもつ制度的パターンあるいは事象へと踏み出させるような歴史的連鎖を特徴付けている」(Mahoney 2000, p.507)。マホーニーその他の人々(特にPierson 2000aを参照のこと)にとって、経路依存過程の最初期の何らかの偶然と、最後期の一定の決定論の組み合わせは、経路に依存する社会・政治過程のきわめて興味深い特徴を引き出すものである。これらは予測不可能性(すなわち結果は事前に予見されえない)、当初の条件への敏感な依存(すなわち初期の事象は後期の事象よりも重要である)、非エルゴード性(すなわち偶発的事象は必ずしも打ち消されない)および慣性(すなわち、ひとたび動き始めれば、ある均衡ないし最終結果が達成されるまで、諸過程は動き続ける傾向にある)を含んでいる(Mahoney 2000)。

このような経路依存の概念の背後にある核心的観念は、経済史家、とりわけ技術の軌道に関心を抱く人々の仕事によって靈感を吹き込まれた。QWERTYのキーボード(配列)が範例であるが、デビッドDavid(1985)およびとりわけアーサーArthur(1989)によってなされた議論の主張によれば、一定の技術は、特異な予見しえない理由から、代替的技術にたいする当初

の利益を達成し、長期的には他の選択肢がより有効であったかもしれないという事実にもかかわらず、流布することができる。この研究では、ひとたびある技術が選択されると、その技術は重大な収穫逦増効果に従うゆえに、「最初に門から出る」ことが決定的に重要である(Kato 1996; Krasner 1988; North 1990; Pierson 2000a)。こうした過程は初期の(おそらく特異的に誘発された)利益を、企業が当初の選択を強化する方法でそれに投資し、流布している基準に適合するにつれて、安定した発展軌道へと転換する(例えば、人々はある特定の方法でタイプすることを学び、会社は工業基準に適合する生産物を作るなど)。これらの展開を通じて、ある競合する技術がより効果的な技術であったことが明らかにされてもなお、当該基準を変えることは困難となり、当初の選択は固定するにいたる。

政治学者がここから得るのは、技術と同様に政治は機会(媒介、選択)の一定の要素を含むが、ひとたびある経路が採られると、有意なアクターすべてが自らの戦略を調整し、流布しているパターンに合わせるにつれて、かつて実行可能であった選択肢がますます遠のくようになるという直観的に魅力のある観念である(Levi 1997; Pierson 2000a)。ノースNorthは収穫逦増の概念をイギリスとスペインの分岐する軌道に適用し、イギリスにおいて議会が早期に出現したことは、スペインとは基本的に異なる経路(確実な財産権などの観点から)を設定したと示唆した。ひとたび場所を得れば、それぞれの制度は独自の内的論理に従って発展し、期待を安定化させかくして特殊な行動と戦略の永続化に貢献する調整・学習効果を通じて堅固となった。制度発展は収穫逦増に従うことをノースは強調する。かくして、「特殊な短期的経路は予見しえない(可能性がある)ものの、…全体的方向は…より予測可能であり、それを逆転させることはより難しい」(North 1990, p.104)。

歴史的制度論的文献の多くに見られる決定的瞬間と発展軌道の強調は、多くの研究者が引き合いに出しつつある経路依存の概念の吸引力を説明する。しかし、先に言及されたように、この用語は多くの異なる方法で使用

されており、しばしば期待するよりも注意を欠いた状態で引き合いに出されている。事実上すべての歴史的制度論的分析が経路依存のシーウェルによる広い規定に(いくぶん空虚にはあるが)容易に合致するとはいえ、それらのうちでマホーニーによるずっと特殊なバージョンに適合するものはほとんどない。比較歴史制度論の伝統のなかでの経験的分析は確かに、特定の歴史状況のなかで築かれた制度は当初それらの制度の置かれていた条件セットを改変する展開に直面してさえ、相当の「持続力」を見せる可能性があることを示している。しかしながら、ある種の決定的瞬間のように見えるものにおいてさえ、制度がまったく「簡単に入手できる」ような単一の事例を考えることは困難であるし、これらの決定的瞬間の後で意義深い状態で制度が固定されるような事例を考えることも困難である。むしろ、ほとんどの経験的研究は、ひとつの構図を描いているのであり、そこでは、政治(および制度)は一事前に予測しえないとしても—「次の段階」が不可避免的に交渉されるような制度的文脈の背景にたいしてのみ意味をもつ特定の論理に従う。言い換えれば、ほとんどの歴史的制度論的研究はワイアー Margaret Weir が「制限された革新」“bounded innovation”と呼んだもの(Weir 1992a)の分析を中心にして組織化されており、そこでは発展の通路は変化(制度変化を含む)を導くが妨げない継続性の諸要素によって特徴付けられる。

われわれはそのような現象を特徴付けるためのきわめて優れた概念的ツールをもっておらず、ただそのような現象を説明するツールをもつだけである。発展の通路および歴史的軌道の概念は、何が変化しつつあり何が変化しないで同じ状態のままなのかを正確に解読することなくその問題を言い直している。この問題を処理するひとつの方法は、広いバージョンと狭いバージョンの間に位置する経路依存の規定を受け入れることかもしれない。しかしながらマホーニーは、より緩やかな規定は概念上の水(われわれはその線をどこに引くのか)を濁らせるだけであり、またそうすることで分析的「咬合」“bite”の概念を奪うと強く訴える。他にとるべき方針は経

路依存論の特殊な部分、例えば収穫逦増効果に焦点を合わせることであり、またそのような過程に従う(従わない)経験的現象を識別することである(例えばPierson 2000a)。ここで支持される第三のアプローチは、経験的レベル・分析的レベル双方で、再生産のメカニズムと特定事例で働く変化の論理をもっと明確に区別することであり、また、中断される均衡モデルに含まれる「崩壊」あるいは大規模な交換というお馴染みではあるがおそらく究極的には経験的にまったく稀な事例を超えて進む変化様式を示唆することである。

制度の再生産の理解にとって、収穫逦増論は優れた出発点を提供する。わたしが別のところで論じたように(Thelen 1999)、特定の制度の背後で働くフィードバック・メカニズムを識別することによって、われわれは、これらの制度の安定した再生産を妨げ、そのことによって変化の可能性を切り開く特殊な外因性の事象と過程への重要な洞察を得るであろう。さまざまな制度がそれぞれの基盤に依存している以上、それらの制度を維持する特殊なフィードバック過程は、制度のいかなる局面が再交渉可能であり、またどのような条件のもとでそれが可能であるかの洞察をもたらすであろう。この種の考察はまた、共通の国際的趨勢あるいは事象が、一定の諸国におけるそれまでの安定したパターンを妨げ、一方では見かけ上効果なく他の諸国を素通りし、あまり影響を与えないというような、多様な国内的帰結をもつのは何故かを説明する助けとなる(Locke and Thelen 1995も参照のこと)。

しかしながら、そのような分析は制度が変化を被りやすいのは「何時か」に関する糸口をもたらすことはできるものの、制度が「どのように」変化する可能性があるかへの洞察をもたらすことのできる他の分析方針によって補完される必要がある。言い換えれば、ノース・ワイアーその他の人々が注意を向けた「制限された変化」を理解するために、われわれは、経路依存の見地からの制度再生産に関する洞察と、制度の進化と変化を生じさせる様式とメカニズムを理解するための新たなツールとを織り合わせる必

要がある。この第二の争点はより多くの注意を引き始めてはいるが、比較歴史研究が総合的洞察という観点からもたらす教訓の価値を高めるためになされなければならない多くの作業が残っている。

わたしは、この議論を接地させることのできる具体的事例のためのわたし自身の仕事を利用して、わたしが心に描く経験的難題を素描することから始める。この基盤に基づいて、わたしは問題となっている争点を枠付ける方法を示唆し、わたしの見解では制度の進化と変化の議論を前進させる実りある方法を表す二つの概念—制度の階層化と制度の転換—を提示する。

III. 簡潔な経験的事例

先進工業国の民主主義体制の政治経済に関する研究文献において、ドイツの職業訓練制度は、民間部門の訓練体制を例によって悩ます数多くの困難な調整問題への模範的解決策としてたいてい引き合いに出される。ドイツのシステムは、会社が労働者訓練に投資することを奨励し(例えば引き抜きから会社を保護することによって)、見習い工が高度な訓練を受けることを保証している(監視・強化メカニズムを通じて)。より一般的には、職業訓練制度は、中央集権化された団体交渉・銀行と産業の強い結びつきおよび経営者団体と労働組合の包囲とともに、ドイツの高技能・高賃金・高付加価値(“すべてに高い”)経済を下支えするより大きな制度的パッケージの一部として理解される。

このシステムは、前に素描された最初の三つのパースペクティブの各々の古典的例示として引き合いに出されてきた。かくして例えば、功利的/機能主義的見地からすれば、ドイツの職業訓練制度は「高技能の均衡」をめぐる経営者調整を促進するものと理解される(Finegold and Soskice 1988)。権力配分の見地からすれば、この制度は労働者階級の強度の当然の反映であると考えられる(Gillingham 1985)。そして文化的見地からすれば、それは、この国の社会的パートナーを通じて、また国家からの多くの指示なく機能する特殊ドイツ的な自己統治様式を具体化する多くの制度

のひとつと理解されてきた(Lehmluch 2001)。

今日の有利な位置からこれらの制度に着目すれば、これらの特質化の各々が真理の重要な要素を含んでいることをわれわれは理解できる。しかしながら歴史的に言えば、それらはすべての的がいくぶんか広い。ドイツのシステムを立ち上がらせるにいたった核となる制度改革は、ドイツの大規模な、またきわめて多様な職人部門を安定させるために企画された、1897年に通過した一片の法律—いわゆる熟練工保護法Handicraft Protection Law—であった。当時の権威主義的政府の側の重要な政治的動機は、急激に増大する急進的な労働者階級の運動に対する防壁として機能する反動的な職人階級を支えることであった。このように、機能主義的議論に反して、これらの制度は工業部門の利益に留意して設計されたものではなかった(事実この法律は産業をまったく無視していた)。権力配分の見地に反して、労働者はこれらの制度の創生にまさに何らの役割も演じなかった(事実、社会民主党は当初の立法に反対した)。さらに文化的見地に反して、これらの制度がそうであったような社会的パートナーシップは(今や)、現実には視野のどこにもなかった部分であると理解される。

どのようにしてわれわれはそこからここに到達したのか。それは、旧制度の大規模な崩壊と新たな制度への転換を通じてではないように思われる。実際のところ、当該システムの顕著な特徴のひとつは、いくつかの体制変動・労働者の編入・二度の世界大戦の敗北およびファシズムを含む20世紀にかけての巨大な混乱に直面してもなお発揮された、核心的要素の弾力性である。これらは厳密には、ほとんどの中断される均衡モデルが仮説の中心に置く崩壊点である。変化は確かにこれらの重大な場で生じたとはいえ、事実上顕著で、また説明する必要があるのは、これらの崩壊状態にもかかわらず、このシステムの核となる特徴のいくつかの驚くべき継続性である。要するに、この事例はこれらの制度を維持した再生産のメカニズムと、時間の経過にともなうこれらの機能的・配分的変容の背後にあるメカニズム双方の分析を要求する。

継続性を理解するために、ピアソンその他の人々によって進められた正のフィードバックと収獲逓増論は有益な出発点をもたらす。というのは、それらの議論は重要なアクターがどのように構成されるか、また、それらのアクターが追求する戦略について多くのことをわれわれに示すことができるからである。例えば、初期産業化期における職人部門を中心とするドイツの技能形成システムの存在は、後に出現する労働運動を具体化した。それは他でもない、技能で市場を制御する何らかの希望—職人協会に特殊的・権威的に(国家によって)委譲された機能—を否定することによって、技能ベースの労組の廃止を急ぐことによってなされた。しかしながら、職人システムのもとで保証された熟練労働者の数が増加するにつれて—また特にこれらの労働者が社会民主主義的労組に参画するにつれて—、ドイツ労働運動は、第二次世界大戦以後にいたるまで実現しなかったとはいえ、このシステムを解体するよりもむしろ民主化する強力な利害関心を発展させた。

しかし、これを純粹に正のフィードバックの展開として語るとすれば、これらの制度が政治を通じて変容した、とりわけ当該システムにおけるその役割が創設時には予期されていなかった集団の編制を通じて変容した、その道筋に関する実際に興味深い重要であるものの多くを見失うことになる。例えば、もともとのシステムは職人部門だけをカバーしていたが、その存在は、自前の訓練制度の国家による認知を発展させ求める、主要な産業部門間の圧力を生み出した。1897年法は熟練工部門の訓練システムを設けたが、それによって、またそれをめぐって産業は以後展開を強制された。機械建築、金工業といった主要産業は職人システムと並んで、またそれとの相互作用で自らの訓練慣行を発展させた。結果として生じた産業システムは熟練工システムのいくつかの特徴をまねたが、そのシステムを厳密に再生産することはなかった。事実、二つのシステムの相違、とりわけ相互作用は、システム全体の軌道を改変し、それを地方分権化したシステムから、今やドイツ的システムの特徴を規定するものと見なされている中

央集権化・標準化および統一性へと向かわせた。

おそらくもっと重要なことに、ドイツ政治経済における職業訓練制度の機能と役割は、労働者の、結果として生じた編制を通じて変容した。社民党は、社民的労組の一般組合員がこのシステムを通じて技能を保証されていた労働者で満たされるにつれて、1897年の立法に反対したものの、労働運動はそのシステムを解体するのではなく、それに参画する強力な利害関心を発展させた。ワイマール共和国の初期における労働者階級の政治的編制およびとりわけ第二次大戦後の一職業訓練制度を含む一労働組合の多様な準公的な「コーポラティズム」的制度への後期の編制は、当該システムを新たな政治経済的条件の線に沿わせることによって制度の再生産に貢献したとしても、これらの制度の目的を捉え直した。全体的指摘は、制度の存続は正のフィードバックだけに依存しているのではなく、新たなアクターを調整し、政治と経済双方の新たな命令に取り組むための制度の変容過程にも依存しているということである。

IV. 制度変化のいくつかの共通様式の類別に向けて

この例は、制度の安定と変化を明確に区別することはきわめて有益であるとはいえないということを示唆している。というのは、制度の文脈が劇的に変化する場合—19世紀後半と現在の間のドイツが(何度か)そうであったように—、制度の安定は主要な制度の適用を含んでいる可能性があるからである。われわれは制度の再生産の背後にあるメカニズムの意味を理解するための有益な概念のいくつか—例えば収獲逓増—をもっている。しかしわれわれは制度の変化を理解するための同様なツールを欠いている。しかしながらこの分野の研究文献はいくつかの有望な出発点を含んでおり、従ってこの節はこの議論を前進させる実りある方法を構成する可能性のある二つの概念を導入する。ひとつは、他の要素はそのままにするとはいえ、制度の一定セットのいくつかの要素の部分的再交渉を含む制度の「階層化」“layering”という概念である(Schickler 2001)。もうひとつは、われわ

れが制度の「転換」“conversion”と呼ぶものであり、これは既存の制度が、それらが遂行する役割および/あるいはそれらが果たす機能の変化を促す新たな目的に向けて方向付けなおされることである。さらに言わせてもらえば、変化のこれら二つの様式は多くの可能性のうちの二つの可能性でしかなく、その意味では、以下の議論はきわめて複雑な争点セットへの最初の一步でしかない。

制度の階層化

階層化を通じた制度の進化過程は、E・シックラー(1999, 2001)の研究成果のなかに顕著に見られるが、彼のアメリカ連邦議会に関する研究は、固定化と革新の要素を結合する制度変化のパターンを例示している。シックラーの議論によれば、連邦議会の諸制度は「以前から存在する構造のトップでの新たな配置の緊迫した階層化」を通じて進化した。彼が言うように「新たな連立は目新しい制度配置を設計する可能性があるが、他の目的を追求するために確立された以前から存在する制度を置き換えるための支持、あるいはおそらく傾向を欠いている」(Shickler 1999, p.13)。いくつかの局面は、経路依存の理論家が創造した顧客層の権力によって、彼らが強調する道筋で固定化される可能性がある。しかし連邦議会の場合には、制度の建設者は「古い制度を解体するよりもむしろ新たな制度を加えることによってこの反対を回避して機能した」(ibid)。その原動力はドイツの職業訓練の例で先に述べたそれ—とりわけ熟練工の訓練システムへの産業界の反応—と同類である。両事例で、制度の革新者は以前から存在するシステムの論理を調整し、また多くの点でそのシステムに適合した。しかしながら、両事例で一—そしてこれが決定的に重要であるが—、彼らの行為は、収穫増論によって示唆されるように、同じ通路に沿ったさらなる発展を後押しするものではなかった。

同様な変化様式は、いくつかの発展した民主主義国の福祉国家体制の現代の展開のなかで観察されうる。ピアソンが示唆したように、公的年金制

度(とりわけ現金払い制)は、その削減効果に対する並外れた政治的障害を投げかける顧客層と利害関係者を創造する重大な固定化効果を被りやすい(Pierson 1994)。しかしながら、保守政党が古いシステムを解体する能力がない(あるいは解体することに関心がない)場合でさえ、いくつかの事例ではそれらの政党は公的システムと併行して私的に資金供給された年金の発展を積極的に促進することによって社会保障の全体的軌道の変化に影響を与えることができる。既存の公的システムへの代替的な私的システムの「階層化」は一定の国における社会保障の全体的軌道にとって甚だしい含意をもつ主要な顧客層の利益に影響を与えることができる。ロススタイン Rothstein(1998)は、北欧における標準化された一律のプログラムと併行して出現した、個別化された私的部門の社会サービスのもつ潜在的な変容効果について同様の議論をしている。私的代替案の成長は、中産階級—この人々の「臨時の合意」に全システムが依存している一間の、一律のプログラムへの支持を掘り崩す可能性がある。

階層化の要素は、東欧における民主主義体制への移行に明らかに見てとれるように思われる。前共産主義期・共産主義期および脱共産主義期を通じた重要な継続性を数多くの研究が指摘している(例えばEkiert and Hanson in press)。キャンベルCampbellその他の人々は、1989年以後の時期における制度建築を「ブリコラージュ」という観点から特徴付けたが(Campbell 1997)、そこでは、主要なアクターは無から制度を築き上げるのではなく、むしろ「手中にある制度的素材を改訂」している(Stark and Bruszt 1998, p.7)。スタークとブラストが強調するように、1989年の制度革新は、一定の人々が期待した制度的真空に直面したのではなく、一定の人々が恐れた「過去の重荷」に完全に占領されていた景観に直面したのでもなかった。革新は可能であったが、革新の担い手は既存の制度によって、またそれをめぐって作業しなければならなかった(Stark and Bruszt 1998, pp.6-7)。かくして例えば、行政(とりわけ公務員改革)の事例では、アナリストは「共産主義の過去から積み残された時代遅れの組織構造ある

いは統治'機関'」によって、多様な点で相互に「接ぎ木された」新旧の制度によって作動し続ける国々を見出す(Nunberg 1999, pp.237-8)。同様に社会政策の分野では、多くの脱共産主義諸国は、現時点での「統治行為の機会を形作る」「新旧の構造・制度および政策遺産の混合」を示す新たな制度と慣行を構築している(Inglot in press, p.6)。

階層化を通じた制度の進化過程は普及しており、一層の例を識別することは困難ではない。例えば多くの憲法は、受け継がれた制度と慣行を出現しつつある新たな環境に適用する階層化過程を通じて時とともに進化する。事実、憲法は、例えば超多数を要件とする修正過程が変化に対する偏向を組み込んでいるというような、多くの著者が意図的な制度的粘着性と規定したものの主要な事例であるように思われる(Moe 1990; Pollack 1996)。しかし、制度の存続を望むその設計者が制度の変化を困難にすることに成功するとしても、彼らが制度の変化を不可能にすることに成功するとはいえない。というのは、ある制度の存続はある程度の弾力性と適用可能性にも依存しているからである。このようにして、憲法はしばしば、核心的部分の多くを保持する一方で、過去から受け継がれた規則と構造を規範的・社会的および政治的環境の変化と同調するようにもって行くことのできる修正箇条を付加する階層化過程を通じて進化する。

制度の転換

制度が変化するもうひとつの道筋は、留意される一セットの目標によって設計された制度が他の目的に向けて方向付けなおされるというような、制度の転換の過程を通じた道筋である。この過程は、新たな方法であるいは新たな目標に奉仕させるように既存の制度を利用することによって、アクターを彼らが行き組む新たな問題と直面させる環境の変化によって、設定される。あるいは一先に引用されたドイツの職業訓練のコーポラティズムの監視へと労働者を編制する事例におけるように一それは、現存のあるいは受け継がれた制度を新たな目的に転用する、以前は周辺に位置づけ

られた集団の編制の結果でありうる。

転換を通じた制度の進化の例示はアルゼンチンの連邦主義の歴史のなかに見出されうる (Gibson and Falletti in press)。E・ギブソンとT・ファレーティは、連邦主義を、対外的脅威を共同で防衛する地方政府の要請への、交渉によって得られた解決策と見る通例の機能主義的見解に異議を唱えた(例えばRiker 1964)。代わりに彼らの説明は、予見できない道筋で時とともに連邦的諸制度を形成し再形成した地方的利害間の現在進行中の争いを強調する。アルゼンチンの連邦主義はもともと、ひとつの州―ブエノスアイレス―が内務を支配できるようにするための制度的インフラとして創造された。しかしながら、ひとたびそれが定着すると、弱小な州は、それらが究極的にはブエノスアイレスそれ自体を服従させることを可能にするような道筋で、連邦的諸制度によって、またそれを通じて機能した。ギブソンとファレーティが言うように、ブエノスアイレスは、他の諸州にたいする支配を強化する手段のひとつとしての「支配的連邦主義」というシステムの製作者であったが、しかし最後には、「多元的連邦主義」の勝利がそのシステムを逆の立場に置いた。「強力な中央の権威を、連邦の巨人による支配機関と見ていた連邦主義の諸州は、今やその権威をそのような支配からの解放者と捉えていた」(Gibson and Falletti in press, p.19)。

アメリカにおける貧困・雇用プログラムのM・ワイアーによる特徴付けは、同様な転換力学、この場合には既存の社会政策の制度・手段の新たな目的への再方向付けの例を提供する。ワイアーはリンドン・ジョンソンの偉大な社会プログラムの出現を例解し、市民権運動の出現との予期せぬ交差が、どのようにこのプログラムの政治的運命を形成したかを示している。当初の構想としての貧困プログラムは性格上人種的なものではなかったが、その施行は人種的不安の急増と符合した。ワイアーが書くように「暴動が北部の諸都市を揺るがし始めるにつれて、ジョンソン大統領は、その影響を受けていた黒人社会へ資源を送り込む方法として貧困プログラムに期待した」(Weir 1992a, p.205)。前節で取り上げられた私的年金の「階層化」

事例におけるように、この事例における転換過程は、以前の制度と政策を基礎付けていた再生産メカニズムを強化せず、事実上掘り崩した。貧困プログラムがアフリカ系アメリカ人の苦境と結び付けられるようになればなるほど、また、それらのプログラムが、それらをより広範な顧客層に結びつけることができた経済・雇用政策から分離するようになればなるほど、それらのプログラムは、後にレーガンのもとで勝利する反政府的イデオロギーにたいして、ますます脆弱となった。

先進工業諸国の政治経済に関する文献から他の例を選び出すことができる。例えば、戦時状況のもとで発展した制度配置が、平時の目的への転換を通じて存続するような多くの事例がある。例えば、第二次大戦期に軍需生産のために発展した諸制度は、いくつかの事例では大戦後のアクティヴな産業政策へと転換した。同様な脈絡で、ジョンフィールド Andrew Schonfield は、イタリアにおいて国家と経済を連携させる制度配置のいくつかを、戦後民主主義のもとで「積極的な目的へと転換されたファシズムの痕跡」として特徴付けた (Shonfield 1969, p.179)。同様に、サッチャー政権下のイギリスにおける政治経済的インフラの多くの局面の変化に関するヴォーゲル Steven Vogel の分析は、既存の諸制度が当初その制度創設の基になった目標からまったく離れた目標に向けて方向付けなおされている多くの例を含んでいる (Vogel 1996)。

最後に、労働に関する研究文献は、諸制度が機能的・政治的に逆の立場に置かれる追加的事例を提供する。例えば、帝国期ドイツにおけるいくつかのきわめて父権的温情主義的(また反組合的)会社に起源をもつ労働評議会制が、ヨーロッパにおける工場意思決定の際の組合代表・権限の最強システムへと時の経過とともに変容した事例がそうである (Thelen 1991)、あるいはまた、一定の大規模なアメリカの経営者が、国内労働市場にたいする一方的な経営上の支配権を行使するためのツールとして、1920年代に導入した職業分類制度が、後に現場労働者に関する人事政策への組合の影響力を支える重要な制度となった事例がそうである (Lichtenstein

1998)。政治的・政治経済的帰結へのこの種の制度のインパクトに関心を抱く誰もが、このような変化を無視して済ますことはほぼできない。

V. 結論とこれからの研究課題

これらの例はすべて、固定化の要素と、政策と政治の全体的軌道を同じ方向にさらに推し進めるのではなくむしろそうした軌道を改変する新たな展開と結びつける。ひと括りに捉えれば、それらは制度形態があらゆる率直な意味で機能に従って作動するような世界を示唆するものではない。その上、それらの多くは、主要な社会経済的変容(工業化・民主化)あるいは政治的中断(革命・征服)を生き延びるほとんどあらゆる制度にとって、制度再生産の物語は制度変化の要素—階層化・転換あるいは何らかの他のメカニズム—と強く織り成されているらしいということを示唆している。この理由のために、フォーマルな制度はしばしば、その創造者の「硬直した嗜好」を正確に反映するものではないし(Riker 1980)、現に行き渡っている権力配分を映すものでもないであろう(Knight 1992)。さらに、既述の例が明らかにしているように、制度を、ピアソンとスコッチボルが推奨するようにそれらの展開を枠付ける事象と過程の連鎖を含むより大きな時間的枠組のなかで注視することによってのみ、ひとはこれらの制度がもつ形態と機能の意味を理解することができる。

われわれはここからどこへ行くのか

われわれが制度変化の研究をどのように導くかということによってこれが意味するのは何か。ピアソンその他の人々は収穫逡増を強調し、先の例はこれが有望な出発点であることを確信させる。しかしそれらはまたもっと先に進む必要性を示唆している。収穫逡増論は主として勝者およびある特定の軌道を強化する適応効果(ある制度が「選択」された後の)に焦点を当てている。しかしこの強調は、(しばしば遠ざかる)決定的場面で築かれ

た制度の形態と機能をめぐる進行中の政治的争いを覆い隠す。収穫逡増は全ストーリーを語ることはできない。というのは、政治においては、敗者は必ずしも消え去るのではなく、従って広く行き渡る制度への彼らの「適応」は、技術と市場の世界におけるように、制度に「乗じ、またそれを再生産すること」とはきわめて異なる何ものかを意味するからである。まさに政治的領域では、われわれは制度が進行中の争いの遺跡だけではなく対象でもあることを想定すべきである(例えばAlexander 2001を参照のこと)。

かくして、収穫逡増効果に基づく経路依存モデルは明らかに、われわれが制度発展の研究に携える分析上の「道具箱」のなかに入っているとはいえ、われわれはこのモデルの限界についての健全な理解とそれと併行するいくつかの他のツールをもたなければならない。従って、ひとつの分析課題は、個々の新たな顧客が、利害当事者stakeholdersの数を増加させ、そのことによって顧客を守るシステムに加わる(社会保障とそれに関連する制度のような権利付与のプログラムのような)事例と、制度の顧客あるいは「有効範囲」の拡大がその目標・目的をめぐる紛争に充分道を開く可能性があり、そのことによって変化への新たな圧力を導入する可能性がきわめて高いような他の事例(産業政策の諸制度がひとつの例でありうる)をもっと明確に区別することであろう。加えて、特定の制度あるいは政策が収穫逡増と固定化を被りやすいとしても、われわれはこれが併行する制度(階層化)を「締め出す」のか、あるいは既存の制度の転換を阻止するのかわかを問う必要がある。

もうひとつの補完的課題は異なる変化様式と結び付けられて考えられる経験的現象のタイプを識別することであろう。例えば、制度の階層化は文脈を変化させ新たな異議申し立てを出現させる状況と結び付けられて考えられるが、しかし主要なアクターは概して一ピアソンが言うように一、制度革新の一ラウンドでの敗者が次のラウンドを争う周囲に留まると同じ状況に留まる。例えばアメリカ連邦議会(シックラーの事例)は、勝者が敗者を征服し、後者が消え去るような場所ではない(Schickler 2001, p.255)。

同様に、しかしきわめて異なる文脈で、東欧における制度の革新者はしばしば、以前の共産党は変容したが決して排除されてはいないような状況に直面した。

対照的に、転換過程は、新たにあるいは以前に締め出された集団(異なるが、おそらく必ずしも完全に矛盾しない目標を追求する)の、以前から存在する制度枠組への編入とより多く結び付けられて考えられる。この可能性はわれわれに、制度と制度発展の研究は周辺に広がっている過程と調査される必要があることを想起させる。シュナイバーグSchneibergとクレメンスClemensが指摘するように、制度は正のフィードバックを生み出すだけでなく、それらはまた「(政治的排除を通じた)苦情を生み出す。…[また]不満を抱くが相互に味方とはならないアクターは制度変化への圧力の重要な原因である」(Schneiberg and Clemens in press, p.35)。行き渡っている制度が、それに不満を抱く人々の間に重大な正のフィードバックを生み出さないところでは、それらの人々の後の権限増大は制度の崩壊に導くように見える。しかしながら、先の職業訓練と連邦主義の例が示すように、当初は周辺にいるアクターが自ら、流布している制度の利害関係者となる場合に、またそうだとはいかなる道筋でそうなるかに注意することが重要である。そのような場合には、うまく運んでいる勢力均衡の変化が、結果として制度の崩壊よりもむしろ転換に導く可能性がある。

全体的指摘としては、われわれは制度の進化と変化の過程を理解するために、いくぶんかもっと分化した概念ツールのセットを発展させる必要があるということである。大量の歴史的制度論的な作業を組織化している決定的場面と発展通路という概念は、長期に及ぶ制度発展についての重要な何ものかを捉えている。しかしながら、それらが引き合いに出されるようなきわめて集約されたレベルでは、これらの概念はまた時折、明確な制度安定期における「隠れている」がきわめて重大な変化と同様に、明確な崩壊点に耐えた驚くべき制度の継続性に関する、すべてにうちで最も興味深い問題のいくつかを覆い隠す。

先の議論と例は、制度発展を、制度の革新の時期と静止の時期の鋭い二分法という観点から考えることはそれほど有益ではないことを示唆することによって、われわれに、流布している中断された均衡モデルを超えさせる。これと同じ理由で、「固定された(清算済みの)」時間と「固定されていない(清算されていない)」時間の、歴史上あまりにも鋭い区別をすることは賢明とはいえないであろう(Katznelsonを参照のこと)。代わりに、制度がいかに進化するかを理解するために、特殊な制度的形状のいかなる局面が再交渉可能なのか(あるいは不可能なのか)、またいかなる条件のもとでそれが可能なのかを識別しようとする、よりきめの細かい分析を目指すことのほうがもっと実り多いであろう。エキールトEkiertとハンソンHansonが指摘するように、このことはさまざまな分析レベルで継続性と変化を区別することを含むであろう(Ekiert and Hanson in press-b)。わたしがここで強調したように、それはまた、安定した制度の再生産を妨げる可能性が極めて高く、そうすることで変化への扉を開く事象と過程への洞察を得るために、収穫逓増効果とフィードバック・メカニズムの分析から立ち上げることができる。(Pierson 2001; Thelen 1999)。最後に、とりわけ後者にとって、制度の進化を理解することは、古典的な崩壊あるいは置換モデルに合致しない変化様式への監視をわれわれに要求するであろう。これらの変化様式は、先に議論された制度の階層化と転換の過程を含むが、それに限定されない。従って、今後の重要な分析課題は、以前に示唆された仮説の線に沿ったさまざまな変化様式を促進する諸要素あるいは諸条件を識別することであろう。

要 約

エルスターElsterによって「事を生じさせるしばしば繰り返される道筋」と規定された、政治分析における「メカニズム」の探求に関する多量の討議が近年展開されている(Elster 1989; Sharpf 1997)。ポール・ピアソンは収穫逓増の概念を政治に有益に適合させ、また適用し、これは確かに、

制度再生産の分析にまったく有益でありうる（エルスター的意味での）メカニズムと見なされる。しかしながら、われわれは制度の進化と変化の意味を理解するためのツールをごくわずかしかもっていない。階層化と転換を通じた制度の進化という二重の考え方は、政治における制度を変化させる共通の道筋を構成するように見える漸増的あるいは制限された変化の意味を理解するための出発点を提供する可能性がある。これらの概念はともに、いつ、またいかに特定の制度配置が変化すると予期されうるか、また、一定の局面が他の局面よりも変化を被りやすいのは何故かに関するより機微に富んだ分析への扉を開く。そのようなものとして、これらの概念化は、一方の決定論的な固定化モデルと他方のあまりにも流動的な「次から次に非難する」“one damn thing after another”モデルの中間の経路に舵を取る、制度の再生産と変化についての思考方法をもたらす。

ここで提起されたパースペクティヴはいくつかの利点をもっている。第一に、それは制度の起源をそれらが遂行する機能からすらすら読み込む手軽な機能主義のアプローチを回避する。事実、制度転換の概念は、一セットの目的のために創造された制度が時とともにいかに他の目的に転用されるようになりうるかを理解するための分析上の出発点を提供する。この意味で、この考え方は「意図せざる結果」問題への展性のあるアプローチの枠組を提供する。そうすることでそれは、ピアソンその他の人々によって提起された、「困惑した」特定のアクターが必要とする回顧的判断以上のものを刺激するこの問題について考える方法を案出するための仕事に取り組む(Pierson 2000c)。

第二に、階層化あるいは転換を通じた制度の進化という概念は、スコッチボールドが正当に主張するような意味で「真に歴史的」であり、時間とともに、また他の過程との関連で明らかになるような社会過程に着目している。経済学から充当された経路依存のモデルは、ある単一の過程に孤立的に焦点を合わせる傾向にあり、歴史をブックエンドとしてのみ一決定的場面の瞬間で、また再生産の時間的連鎖の最後で一取り入れる。対照的に、ここ

で示唆される制度変化のモデルは、制度の創造と再生産の分析の間に通常引かれる明確な区別を克服する。それらのモデルは、(過程それ自体によって生み出される正のフィードバックだけではなく)他の進行中の過程への適合が、きわめて長期にわたる制度と政治の継続性に貢献する、その道筋にとりわけ着目することによってそれを果たす。

第三に、そのようなパースペクティブは、社会が組織領域を横断し、また長期的に一定の結合力を見せるように思われる理由へのいくつかの洞察をもたらす。ドビンDobbin(1994)のような制度論的社会学者が示す社会に関する見解(文化と異種同形isomorphismが組織領域を横断して収束を促す)と、オーレンOrrenとスコロネクSkowronek(1994)のような他の理論家によって支持される社会に関するきわめて流動的な見解(きわめて異なる政治的解決策を体現するさまざまな歴史的めぐり合わせで創造された制度は共存し、継続的に衝突しすり減る)の間には明らかに深い矛盾がある。わたしの考えでは、これらの見解の双方に一理があり、そしておそらく、オーレンとスコロネクの見解が予想する衝突と矛盾が、実際にはひとつが想定するほど普及したり衰弱したりしないひとつの理由は、転換の過程が、過去に創造された組織形態を、現在普及している権力関係と文化的規準と広く同調させるということである。

引用・参考文献

- Alexander, Gerald, 2001. "Institutions, Path Dependence, and Democratic Consolidation." *Journal of Theoretical Politics* 13: 249-70.
- Aoki Masahiko. 1988. *Information, Incentives, and Bargaining in the Japanese Economy*. New York: Cambridge University Press.
- Aoki Masahiko and Hugh Patrick, eds. 1994. *The Japanese Main Bank System*. Oxford: Oxford University Press.
- Arthur W. Brian. 1989. "Competing Technologies, Increasing Returns, and Lock-in by Historical Events." *Economic Journal* 99: 116-31.

- Campbell, John. 1997. "Mechanisms of Evolutionary Change in Economic Governance: Interaction, Interpretation and Bricolage." Pp. 10-32 in *Evolutionary Economics and Path Dependence*, edited by L. Magnusson and J. Ottoson. Cheltenham, UK: Edward Elgar.
- Clemens, Elisabeth. 1993. "Organizational Repertoires and Institutional Change: Womens Groups and the Transformation of U.S. Politics, 1890-1920 ." *American Journal of Sociology* 98: 755-98.
- Collier, Ruth B. and David Collier. 1991. *Shaping Political Arena*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- David, Paul. 1985. "Clio and the Economics of QWERTY." *American Economic Review* 75: 332-7.
- Dobbin, Frank. 1994. *Forging Industrial Policy: The United States, Britain and France in the Railway Age*. New York: Cambridge University Press.
- Ekiert, Grzegorz and Stephen Hanson, eds. In press-a. *Capitalism and Democracy in Central and Eastern Europe: Assessing the Legacy of Communist Rule*. New York: Cambridge University Press.
- In press-b. "Time, Space, and Institutional Change in Central and Eastern Europe." In *Capitalism and Democracy in Central and Eastern Europe: Assessing the Legacy of Communist Rule*, edited by G. Ekiert and S. Hanson. New York: Cambridge University Press.
- Elster, John. 1989. *The Cement of Society: A Study of Social Order*. New York: Cambridge University Press.
- Ertman, Thomas. 1997. *Birth of the Leviathan: Building States and Regimes in Medieval and Early Modern Europe*. New York: Cambridge University Press.
- Finegold, David and David Soskice. 1988. "The Failure of Training in Britain: Analysis and Prescription." *Oxford Review of Economic*

Policy 4: 21-53.

Fligstein, Neil. 1991. "The Structural Transformation of American Industry." Pp.311-36 in *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, edited by W.W.Powell and P. DiMaggio. Chicago: University of Chicago Press.

Garrett, Geoffrey. 1998. *Partisan Politics in the Global Economy*. New York: Cambridge University Press.

Gerschenkron, Alexander. 1962. *Economic Backwardness in Historical Perspective*. Cambridge, MA: Harvard University Press.

Gibson, Edward L. and Tulia Falleti. In press. "Unity by the Stick: Regional Conflict and the Origins of Argentine Federalism." In *Federalism: Latin America in Comparative Perspective*, edited by E.L.Gibson. Baltimore: Johns Hopkins University Press.

Gillingham, John. 1985. "The 'Deproletarianization' of German Society: Vocational Training in the Third Reich" *Journal of Social History* 19: 423-32.

Gould, Andrew. 1999. *Origins of Liberal Dominance*. Ann Arbor: University of Michigan Press.

Grzymala-Busse, Anna. 2002. *Redeeming the Past: The Regeneration of the Communist Successor Parties in East Central Europe after 1989*. New York: Cambridge University Press.

Haydu, Jeffrey. 1998. "Making Use the Past: Time Periods as Cases to Compare and as Sequence of Problem-Solving." *American Journal of Sociology* 104: 339-71.

Herrigel, Gary. 2000. "American Occupation, Market Order, and Democracy: Reconfiguring the Steel Industry in Japan and Germany after the Second World War." Pp.340-99. in *Americanization and Its Limits: Reworking U.S. Technology and Management in Post-War*

- Europe and Japan*. edited by J. Zeitlin and G. Herrigel. New York: Oxford University Press.
- Huber, Evelyne and Jihn D. Stephens. 2001. *Development and Crisis of the Welfare States: Parties and Policies in Global Markets*. Chicago: University of Chicago Press.
- Ingolot, Tomasz. In-press. "Historical Legacies, Institutions, and the Politics of Social Policy in Hungary and Poland, 1989-1999." In *Capitalism and Democracy in Central and Eastern Europe*, edited by G. Ekiert and S. Hanson. New York: Cambridge University Press.
- Kato, J. 1996. "Path Dependency as a Logic of Comparative Studies: Theorization and Application." Paper read at the 92nd annual meeting of the American Political Science Association, at San Francisco, August 29 to September 1.
- Katzenstein, Peter J., ed. 1978. *Beyond Power and Plenty*. Madison: University of Wisconsin Press.
- Keohane, Robert. 1984. *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy*. Princeton. NJ: Princeton University Press.
- Kitschelt, Herbert, Zdenka Mansfeldova, Radoslaw Markowski, and Gabor Toka, eds. 1990b. *Post-Communist Party Systems: Competition, Representation, and Inter-Party Cooperation*. New York: Cambridge University Press.
- Knight, Jack. 1992. *Institutions and Social Conflict*. New York: Cambridge University Press.
1999. "Explaining the Rise of Neo-Liberalism: The Mechanisms of Institutional Change." Unpublished manuscript, Washington University in St. Louis.
- Korpi, Walter. 1983. *The Democratic Class Struggle*. London: Routledge

and Kegan Paul.

Krasner, Stephen D. 1988. "Sovereignty: An Institutional Perspective."

Comparative Political Studies 21: 66-94.

Kurzer, Paulette. 1993. *Business and Banking*. Ithaca, NY: Cornell University Press.

Lehmbruch, Gerald. 2001. "The Institutional Embedding of Market Economies: The German 'Model' and Its Impact on Japan." Pp.39-93 in *The Origins of Nonliberal Capitalism: Germany and Japan*, edited by W. Streek and K. Yamamura. Ithaca, NY: Cornell University Press.

Levi, Margaret. 1997. "A Model, a Method, and a Map: Rational Choice in Comparative and Historical Analysis." Pp.18-41 in *Comparative Politics: Rationality, Culture, and Structure*, edited by M.I. Lichbach and A.S. Zuckerman. New York: Cambridge University Press.

Levy, Jonah. 1999. *Tocqueville's Revenge*. Cambridge, MA: Harvard University Press.

Lichtenstein, Nelson. 1998. "The Unions Early Days: Shop Stewards and Seniority Rights." Pp.65-74 in *Choosing Sides: Unions and the Team Concept*, edited by Mike Parker and Jane Slaughter. Boston: South End Books.

Lipset, Seymour Martin and Stein Rokkan. 1968. "Cleavage Structures, Party Systems, and Voter Alignments." Pp.1-64 in *Party System and Voter Alignments: Cross-National Perspectives*, edited by S.M. Lipset and S. Rokkan. New York: Free Press.

Locke, Richard M. and Kathleen Thelen. 1995. "Apples and Oranges Revisited: Contextualized Comparisons and the Study of Comparative Labor Politics." *Politics and Society* 29: 507-48.

Mahoney, James. 2000. "Path Dependence in Historical Sociology."

Theory and Society 29: 507-48.

- Manow, Philip. 2001. "Social Protection, Capitalist Production: The Bismarckian Welfare State and the German Political Economy from the 1880s to the 1990s." Habilitationsschrift, University of Konstanz, Konstanz.
- McDonald, Terrance J., ed. 1996. *The Historic Tune in the Human Sciences*. Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Meyer, J. W. and B. Rowan. 1991. "Institutionalized Organizations: Formal Structure as Myth and Ceremony." Pp.41-62 in *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, edited by W.W. Powell and P. DiMaggio. Chicago: University of Chicago Press.
- Moe, Terry. 1990. "The Politics of Structural Choice: Toward a Theory of Public Bureaucracy." pp.116-53 in *Organizational Theory*, edited by O. Williamson. Oxford: Oxford University Press.
- Moore, Barrington. 1966. *Social Origins of Dictatorship and Democracy*. Boston: Beacon Press.
- Myles, John and Paul Pierson. 2001. "The Comparative Political Economy of Pension Reform." pp.305-33 in *The New Politics of Welfare State*, edited by P. Pierson. New York: Oxford University Press.
- North, Douglass C. 1990. *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*. New York: Cambridge University Press.
- Nunberg, Barbara. 1999. *The State After Communism, World Bank Regional and Sectoral Studies*. Washington, DC: The World Bank.
- Orren, K. and S. Skowronek. 1994. "Beyond the Iconography of Order: Notes for a 'New' Institutionalism." Pp.311-30 in *The Dynamics of American Politics*, edited by L.C. Dodd and C. Jillson. Boulder, CO: Westview.

2000. "History and Governance in the Study of American Political Development." Paper presented at the annual meeting of the American Political Science Association. Washington DC.
- Ostrom, Elinor. 1999. "Coping with Tragedies of the Commons." *Annual Review of Political Science* 2: 493-537.
- Pierson, Paul. 1993. "When Effect Becomes Cause: Policy Feedback and Political Change." *World Politics* 45: 595-628.
1994. *Dismantling the Welfare State? Reagan, Thatcher, and the Politics of Retrenchment*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 2000a. "Increasing Returns, Path Dependence, and the Study of Politics." *American Political Science Review* 94: 251-68.
- 2000b. "The Limits of Design: Explaining Institutional Origins and Change." *Governance* 13: 475-99.
- 2000c. "Not Just What, but When: Timing and Sequences in Political Processes." *Studies in American Political Development* 14: 72-92.
2001. "Explaining Institutional Origins and Change." Manuscript, Harvard University.
- Pierson, Paul and Theda Skocpol. 2002. "Historical Institutionalism in Contemporary Political Science." Pp.693-721 in *Political Science: The State of the Discipline*, edited by H. Milner and I. Katznelson. New York and Washington, DC: W.W. Norton and the American Political Science Association.
- Pollack, Mark. 1996. "The New Institutionalism and EC Governance: Promise and Limits of Institutional Analysis." *Governance* 9: 429-58.
- Powell, Walter W. 1991. "Expanding the Scope of Institutional Analysis." Pp.183-203 in *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, edited by W.W. Powell and P. DiMaggio. Chicago: University of Chicago Press.

- Powell, Walter W. and Daniel L. Jones, eds. In-press. *How Institutions Change*. Chicago: University of Chicago Press.
- Riker, William H. 1964. *Federalism: Origin, Operation, Significance*. Boston: Little-Brown.
1980. "Implications from the Disequilibrium of Majority Rule for the Study of Institutions." *American Political Science Review* 74: 432-46.
- Rothstein, Bo. 1998. *Just Institutions Matter: The Moral and Political Logic of the Universal Welfare State*. New York: Cambridge University Press.
- Scharpf, Fritz. 1997. *Games Real Actors Play*. Boulder, CO: Westview.
- Schickler, Eric. 1999. "Disjointed Pluralism and Congressional Development: An Overview." Paper read at the 95nd annual meeting of the American Political Science Association, Atlanta, September 2-5.
2001. *Disjointed Pluralism: Institutional Innovation and the Development of the U.S. Congress*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Schneuberg, Marc and Elisabeth Clemens. In-press. "The Typical Tools for the Job: Research Strategies in Institutional Analysis." In *How Institutions Change*, edited by W.W.Powell and D.L. Jones. Chicago: Chicago University Press.
- Scott, W.R. 1995. *Institutions and Organizations*. Thousand Oakes, CA: Sage.
- Scott, W.Richard and John W. Meyer. 1994. "The Rise of Training Programs in Firms and Agencies." Pp.228-54 in *Institutional Environment and Organizations: Structural Complexity and Individualism*, edited by W.R. Scott and J.W.Meyer. Thousand Oakes,

CA: Sage.

- Sewell, William H. 1996. "Three Temporalities: Toward an Eventful Sociology." Pp.245-80 in *The Historic Turn in the Human Sciences*, edited by T.J. McDonald. Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Shefter, Martin. 1977. "Party and Patronage: Germany, England, and Italy." *Politics and Society* 7: 403-51.
- Schonfeld, Andrew. 1969. *Modern Capitalism: The Changing Balance of Public and Private Power*. London: Oxford University Press.
- Skocpol, Theda. 1992. *Protecting Soldiers and Mothers: The Political Origins of Social Policy in the United States*. Cambridge, MA: Belknap
- Spruyt, Hendrick. 1994. *The Sovereign States and Its Competitors*. Princeton, NJ: Princeton University Press..
- Stark, David and Laszlo Bruszt. 1998. *Postsocialist Pathways: Transforming Politics and Property in East Central Europe*. New York: Cambridge University Press.
- Stephens, John D., Evelyne Huber, and Leonard Ray. 1999. "Welfare State in Hard Times." Pp.164-93 in *Continuity and Change in Contemporary Capitalism*, edited by H. Kitschelt, P. Lange, G. Marks, and J.D. Stephens. New York: Cambridge University Press.
- Stinchcombe, Arthur. 1968. *Constructing Social Theories*. New York: Harcourt, Brace and World.
- Thelen, Kathleen. 1991. *Unions of Parts: Labor Politics in Postwar Germany*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
1999. "Historical Institutionalism in Comparative Politics." *The Annual Review of Political Science* 2: 369-404.
2002. *How Institutions Evolve: The Political Economy of Skills in Comparative Historical Perspectives*. Book manuscript,

Northwestern University. Evanston.

- Thelen, Kathleen and Sven Steinmo. 1992. "Historical Institutionalism in Comparative Analysis." pp.1-32 in *Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Analysis*, edited by S. Steinmo, K. Thelen, and F. Longstreth. New York: Cambridge University Press.
- Vogel, Steven K. 1996. *Free Markets More Rules: Regulatory Reform in Advanced Industrial Countries*. Ithaca. NY: Cornell University Press.
- Watts Ronald L. 1987. "The American Constitution in Comparative Perspective: A Comparison of Canada and the United States." *Journal of American History* 74: 769-91.
- Weingast, Barry R. and William J.Marshall. 1998. "The Industrial Organization of Congress; or, Why Legislatures, Like Firms. Are Not Organized as Markets." *Journal of Political Economy* 96: 132-63.
- Weir, Margaret. 1992a. "Ideas and the Politics of Bounded Innovation." Pp.188-216 in *Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Analysis*, edited by S.Steinmo,K.Thelen, and F.Longstreth. New York: Cambridge University Press.
- 1992b.*Politics and Jobs: The Boundaries of Employment Policy in the United States*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Zeitlin, Jonathan. 2000. "Introduction: Americanization and Its Limits: Reworking U.S. Technology and Management in Post-War Europe and Japan" pp.1-50 in *Americanization and Its Limits: Reworking U.S. Technology and Management in Post-War Europe and Japan*, edited by J. Zeitlin and G. Herrigel. New York: Oxford University Press.

(キャスリーン・セーレンはノースウェスタン大学教授)

翻 訳

Kathleen Thelen, “How Institutions Evolve: Insights from Comparative Historical Analysis.” in *James Mahoney and Dietrich Rueschemeyer eds., Comparative Historical Analysis in the Social Sciences*. 2003. pp.208-40.

K・セーレン「制度はいかに進化するか: 比較歴史分析からの洞察」

吉 野 篤

I. 序 論

本稿はフォーマルな制度がどのように変化するかという問題を解明する。政治生活の構造化に果たす制度の役割を多くの研究者が認めているにもかかわらず、これらの制度が時とともにいかに形成され、また再構成されるかという争点は正当な注意を受けていない。1970年代および80年代に、相当量の比較制度論者の作業は比較静力学に集中し、異なる制度配置が政治・政策結果の分岐の要因となる、その道程を例示することに関心を注いだ(例えばKatzenstein 1978)。加えて、比較歴史学の伝統的学識は、分岐の(通常は国家規模の)軌道への洞察を産み出した。こうした性質の業績はジャーシェンクロンGerschenkron(1962)、ムーアMoore(1966)およびシェフターShefter(1977)のようないくつかの古典を含み、コリアーとコリアー Collier and Collier(1991)、スコッチポルSkocpol(1992)、スプリイトSpruyt(1994)、アートマンErtman(1997)、グールドGould(1999)およびフーバーとスチーブンスHuber and Stephens(2001)のような重要な最近の貢献も含んでいる。

最後に、われわれは、時の経過とともに多様な制度・政策軌道を再生産する原因である「フィードバック・メカニズム」の問題に取り組む数多く

の分析をもっている(例えばPierson 1993; Skocpol 1992; Weir1992b)。

マホーニーMahoney、ピアソンその他の人々による経路依存の概念を中心とする現在進行中の理論的作業は、「決定的瞬間」“critical junctures”と「歴史的軌道」“historical trajectories”という二つの概念に基づく従来の定式化にきわめて大きな厳密さを付け加えた(Mahoney 2000; Pierson 2000a)。これらの著者が示したように、比較歴史分析における主要な業績のいくつかは、社会的・政治的發展における経路依存の例証として読まれる。マホーニーは、功利主義・機能主義・権力および正統性の諸議論を引き合いに出し、またそれらを区別しながら、異なる諸制度をおそらく維持しつつある再生産の多様なメカニズムを類別することによって、分析の明晰さに貢献した(Mahoney 2000)。経路依存に関する彼の取り上げ方は、ある制度の起源の原因となる諸要素は時とともにそれを維持する諸要素と同じではない可能性があることを注記するスティンチコンベArthur Stinchcombeの洞察に回帰している(Stinchcombe 1968)。

しかし、現在概念化されている経路依存は、制度革新・制度再生産の争点のむしろ厳格な分離を奨励する傾向にある。この概念を引き合いに出す業績の多くは、長期にわたる制度の均衡状態あるいは「固定化」の結果として引き起こされる「開放性」と急激な革新の諸契機を強調する中断される均衡モデルを前提にしている(例えばKrasner 1988)。ひとたび創造された制度は、存続するかあるいはある種の外因性ショックに直面して崩壊するかどちらかであるというのが、そこに含まれている意味である。確かに、この種の中断される均衡モデルは政治生活におけるひとつの重要な変化様式を捉えている。わたしは(主として制度革新についての)決定的瞬間の分析および(主として制度再生産についての)フィードバック効果の研究を、より持続的な対話にもちこむことができることを示唆した(Thelen 1999)。特定の制度配置の背後にある再生産の特殊なメカニズムを検討することによって、われわれは、制度の崩壊あるいは衰退をもたらす可能性がきわめて高いような外因性の事象あるいは趨勢への洞察を得るであろう。

しかし、崩壊に至らない制度変化についてはどうなのか。われわれが制度研究に引きつけられるひとつの理由はまさに、しばしば特定の制度配置は巨大な歴史的断絶(革命、戦争の敗北)、言い換えれば従前のパターンを崩壊させ、制度革新を引き起こすと予期される、まさにその種の外因性ショックに直面してもなお、信じがたいほどに弾力性があり抵抗力があるということだとわたしには思われる。しかしこれはわれわれが経験的に見出すことではない。少なくとも常に見出せるものではない。例えば、第二次大戦後のドイツと日本において、被用者調整を促進する特殊な制度が、それを阻止しようとする連合国の明示的な取り組みにもかかわらずいかに再々出現したかを考えよう。あるいは、共産主義支配以前の、またそのもとの東欧で発展した制度配置が、1989年の分裂以後でさえ顕著なままであり、脱共産主義期に特異な軌道を形成し続けているという点を考えよう。あるいは、政治的・経済的景観を完全に再構成した産業化・民主化といった主要なマクロな歴史的変容を通じた利益調停の特定様式(アメリカの「自由主義型」、いくつかの北欧諸国の「コーポラティズム型」、フランスの「国家主導型」)の存続を考えよう。

逆にわれわれはまた、長期にわたって存続する制度配置の、進行中ではあるがしばしば微弱な変化の累積的效果にも印象付けられる。例えば、イギリスの上院は途方もない耐久力を示しており、いくつかの点で、制度の「粘着性」あるいは「固定化」の強力な例示である。しかし、これは二世紀前とはまったく異なる制度であり、従って政治学者・社会学者は、それを維持してきた諸勢力に関心をもつのも同様に、それが時とともに変化した、その道筋に興味をもちそうだということもまた明らかであると思われる。アメリカの最高裁は、その核となる特質の多くを保持している一方で、それにもかかわらず過去数十年にわたって巨大な変容を経験したもうひとつの制度である。19世紀に、最高裁は、連邦主義事例・商業をめぐる論争および場合によっては大統領権限を取り扱う、アメリカ政治におけるきわめて異なる一ずっと限定的な一役割を演じた。20世紀の進展とともに、ア

メリカ政治内部の最高裁の役割と機能は、とりわけ最も重大にそれが少数派の権利と個人の自由を擁護するための重要なフォーラムとして立ち現れたことを通じて、実質的に変容した。

事実、制度について考えるとすれば、われわれが今日それらに着目する場合に、われわれは、それらの制度が時とともにいかにほとんど変化しないか、また、いかに大きく変化するかということを同時に印象付けられるために、まさに興味深い多くの政治制度がある。発展途上の民主主義体制におけるジェンダー関係を調停する制度のいくつかが心に浮かぶし、さらなる例は、多くの連邦システムにおいて下位国家的統治と国家的統治間の関係を規定する諸制度のなかに見出される。中断される均衡モデルの見地からすれば、歴史における推定上の中断点を貫くあまりにも多くの継続性があるだけではなくて、明らかに安定した制度配置の表面下にもっとも多くの変化がしばしばあるように思われる。

制度に関する現代の研究文献はこれらの現象に取り組むきわめて優れた概念的あるいは理論的ツールをまだ提供していない。多様な国家的軌道に関する初期の文献のいくつかは、制度を決定的瞬間の「凍結した」残滓として、あるいは以前の政治闘争の静態的・粘着的遺産として考えることによって、この争点を覆い隠す傾向にあった(例えばLipset and Rokkan 1968)。経路依存と収獲逡増に関する最近の研究文献は、長期間にわたって制度を持続させるダイナミックな過程を類別することによって、この議論を拡大させている(例えばPierson 2000a)。しかし収獲逡増論は説明の一部しか語っていない。すなわちそれらは、制度の進化と変化の論理を表現することよりも、特定の制度の背後にある再生産のメカニズムを表出することに長けている。その上、いくつかの事例では、制度の存続自体を説明することは、われわれに収獲逡増に関する議論を超えて進むことを要求する。これは、われわれが政治的・政治経済的景観を精査するにつれて、制度の存続は、社会的・政治的・経済的条件に沿った制度にするための制度変容の諸要素としばしば強くより合わされていることが見出されるから

である。

本稿は次のように進行する。わたしは制度に関する多様なパースペクティブの概観から始め、それらのさまざまな前提が、制度が時とともにいかに出現し進化するかに関する多様な見解に導くかを説明する。わたしは先ず三つの支配的なアプローチ—功利的-機能主義的・権力配分的・文化的-社会学的アプローチ—を考察するが、これらのアプローチは制度を、特定の特殊化された因果要素—機能的要件のセット、社会権力あるいは政治権力の基礎的バランス、あるいはいかなる組織形態が正当であり妥当であるかに関する共有された文化的理解のいずれにせよ—によってもたらされ、また持続するものと見ている。これらのパースペクティブの各々は変化に関する理論を暗示的に含んでいる。すなわち、制度が特定の基盤(効率ベースであれ、権力ベースであれ、あるいは文化ベースであれ)に依存し、またそれを反映するとすれば、それらの制度はそのような基礎的諸条件の変化の結果として変化しなければならない。

経路依存のパースペクティブは先の三つの観点と同様な因果関係論を利用しているが、しかしこの見地の異なるところは、時と場初を通して「不変の原因」に必ずしも注目していないという点である。マホーニーが指摘するように(2000, p. 515)、経路依存の見地は、ある制度の創生の原因となる要素は時とともにそれを持続させる要素と異なることは充分ありうると仮定している。そのような見地は制度を、その後の展開に制約を課す形状を結果的に生み出す歴史的エピソードあるいは転換点の産物と見ている(とりわけ Collier and Collier 1991, pp. 35-8)。制度の創生と変化という問題へのこうしたアプローチの観点では、経路依存に関する現代の議論は、作因・選択および偶発がそこで重要な役割を果たす制度革新の諸契機をししばしば強調する。そのような諸契機は、戦略と選択の重要性が制度の誘因と制約への適合過程に比例して後退する制度再生産の時期を導き出す。この見解では、制度変化は、以前に安定していた配置を崩壊させ、再度制度革新へのドアを開く外因性ショックの機能であるとししばしば理解される。

経路依存と政策フィードバックに関する文献の重要な洞察は、「歴史の重要性」および政治的軌道が国家ごとに永続的に異なることの一定の抗しがたい説明を生み出す、その方法から引き出される。しかしながら、その最も正確な概念は、過去はいかに現在にとって重きをなすかに関するいくぶん狭い見解を生み出す。ハイドゥ Haydu が「転換点」と「固定化メカニズム」とよぶものの焦点は、「選択点」のあまりにも偶発的な見解および制度再生産のむしろ決定論的見解をしばしば示唆している (Thelen 1999)。この考え方によれば、制度は存続し、ますます堅固になるか、あるいは廃止されるかのどちらかであるように思われる。ここには、制度自体が時とともにより巧みな、また時折より興味深い方法で、いかに変化し進化するかという問題へのヒントあるいは洞察はほとんどない。

過去の因果的重みを充分正しく評価するために、われわれは、制度の進化と変化の論理を捉えることのできる概念上のツールをもつ経路依存と中断される均衡モデルの分析を補足する必要がある。特にわれわれは、従前の転換点の論理の作用も含めて、危機あるいは転換点が内因的に生み出されうる、その道筋に配慮する必要がある。われわれはまた、想像される新たな問題および求められる解決策は、それ自体歴史的偶然よりもむしろ過去の産物であるという点を考慮する必要がある (Haydu 1998)。これは、歴史的に進化した構造は決定的選択点でさえ政治的アクターの選択肢を制約するという点に注意を払うことによって一ほとんどの経路依存論よりも、制度発展分析の「最初の処理」“front end”でより多くの構造を導入する要求に等しい。それはまた、制度が、新たな機会を提起し新たな挑戦を噴出させる政治経済的文脈の変化に対応するにつれて、まさに制約としてではなく、アクターにとっての戦略資源として作動する、その道筋を強調することによって一そのような議論の「最後の処理」“back end”でいくぶん多くの作用因と戦略を導入することを要求している。

制度変化の問題はきわめて複雑であり、従って本稿におけるわたしの目的は比較的控えめである。わたしは制度の進化の問題を概念化する二つの

方法を導入するが、それは、今までのこの領域における文献の多くに特徴的である、制度革新「対」制度再生産という現在のゼロサムの見解を克服する。(議論の)層化と転換を通じた制度変化についての議論は、経路依存の文献からの収穫逓増論の諸要素を統合するが、しかしそれらの議論はこれらの諸要素を、制度の結果をめぐる現在進行中の政治的論争の分析に組み入れる。そうすることで、それらの議論は、制度配置が、制度の形態と機能を改変する道筋のなかで、時期的に再交渉される過程を強調する。

ここで唱道されるアプローチが経路依存の見地と共有するのは、それが強力な「歴史主義的」・時間的次元を支持し、制度配置が時とともに、その設計者によって当初意図されていたのとはまったく違った機能を果たようになるのは何故か、それらが社会集団間の広く行き渡っている勢力均衡（を単に反映するあるいは強化するよりもむしろ）にいかに関与を与えうるか、また、それらが、どのように妥当なあるいは望ましいものとしてコード化される実践の諸類型をめぐる争いに関わっているアクターの(まさに制約というよりもむしろ)資源となりうるかを理解する方法を提供するということである。しかし、現代のほとんどの経路依存の枠組とは異なり、ここで提供されるパースペクティブは、制度が時とともにいかに進化したし続け、変化し続けるかという問題に取り組む正の強化と収穫逓増の論理を乗り越えるものである。わたしは、比較歴史的・制度論的文献からわたしの議論の説明を提供し、制度の進化と変化を理解するためにそのようなパースペクティブがもつ利点に関する簡潔な考察で締めくくる。

II. 制度と制度変化へのアプローチ

この分野の研究文献には、制度を理解する数多くの一般的アプローチがあり、その各々は、制度がどのように創造され、再生産され、変化するかという核心的問題へのいくぶん異なる解答のセットを示唆している。きわめて卓越したいくつかのパースペクティブの諸前提と論理がこの節で簡潔に素描される。わたしは、「不変の原因」の論理に依存する議論と、制度

の創生と変化に関する経路依存的説明ととの間の区別を確立する。不変の原因に基づく説明にはいくつかの種類—機能主義的説明・政治的説明・文化的説明—がありうるが、それらはすべて、ある制度の創生を説明する同じ諸要素が同時に時の経過とともに見られる制度変化を説明するということを示唆している。対照的に、経路依存の見地は、諸制度はそれらを存在させる諸勢力よりも長く存続する可能性があるということ、すなわち、ある制度の再生産の原因となる諸要素は最初に制度の存在を説明する諸要素とはまったく異なる可能性があるということを示唆している。

不変の原因に基づく説明

制度の起源と変化に関する不変の原因のパースペクティヴは、機能主義・功利主義論、権力政治論および文化論を含む多様な原因論に基づいている。機能主義/功利主義的パースペクティヴは、政治制度をそれらが遂行する諸機能という観点から、とりわけ集合行為問題を解決し、協調と交換を通じて相互利益をアクターが達成することを可能とする上でのそれらの役割という観点から見る。この見解は一定の社会的選択の理論家の研究で突出しており、彼らにとって制度は、不確実さを減らし、関与を引き受け、結節点を提供し、トレード・オフを促進し、強制のメカニズムを提供する等々の点で重要である。例えば、ワインガスト Weingast とマーシャル Marshall (1988) は、アメリカ議会における委員会制を、それがなければ立法者がトレード・オフを交渉し、相互に行う約束—彼らの各々が自らの選挙区に利益を届けるために必要とするもの—を強制することが困難となるような、不確実性の諸問題を処理するために設計されているものと見ている。国際関係の研究知見は一層の例を提供している—例えば、国際体制あるいは国際組織は、無政府的な国際システムにおける協調を通じて諸国が相互利益を達成することを可能とするために立ち上げられていると示唆する諸研究がそれである (Keohane 1984)。

制度の進化に関してこの文献が示唆するところでは、制度は、個々人が

「自ら直面する反復される状況の構造を改善するために、規則を含むツールを精巧に作り上げる」(Ostrom 1999, p.496)のと同様に、繰り返される相互作用と学習効果の結果として進化する可能性がある。これは包括的な安定した制度的文脈内の漸増的变化に等しいであろう。しかしながら、変化は漸増する必要はなく、功利的/機能主義的議論によってわれわれは、現存する諸制度を機能不全にする環境上あるいはその他の条件の移行の結果として制度が崩壊すると予期できよう。そのような崩壊はおそらく調整その他の問題への新たな解決策を探求する要因となるであろう。

機能主義的・功利的説明はまったく強力でありうる。ピアソンが指摘するように「目的的アクターの世界では、ある制度の効果はその出現と存続の説明と何か関係がある」(Pierson 2000a, pp.13-14)。しかしながら、ある所与の制度の起源が事実上、一定の機能を実現ための、その設計者による取り組みにまで直線的に遡るかどうかは究極的には経験的問題である。ナイトKnightが論じるように「制度変化の合理的選択論からの説明の支持者が犯す最も重大な過ちのひとつは、確認しうる制度の効果から遡って、制度化過程に含まれるアクターの当初の選好を決定しようとする研究慣行である」(Knight 1999, pp.33-4)。あるいはピアソンが主張するように、われわれは効果と意図の結びつきを仮定できない。その代わりに「われわれは戻らなければならない、調べなければならない」(Pierson 2000a, p.14)。

権力配分的説明は、制度の配分的効果を分析の前線と中心に置く、制度創造と変化への代替的アプローチを提供する。この見解では、社会制度は協調を通じて相互利益を達成することへの共有される関心から出現するのではなく、社会的アクター間の政治闘争と戦略的交渉から出現する。すなわち「制度の発展は、諸アクターが彼らにとって最も有利な均衡へと諸結果を構造化する規則を確立するための、アクター間の競争である」(Knight 1999, p.20)。要するに社会制度はある社会における権力の非対称性(不均衡)を反映している。というのは、より強力なアクターがそれほど強力でないアクターに彼らの制度的選好を課すことを可能にするのはそのような

非対称性であるからである。ナイトの研究成果は合理的選択アプローチ内部のそのようなパースペクティヴを例証しているが、しかしマルクス主義の伝統の多くもまた、このような基盤の上に築かれている。ある例を挙げれば、コルピWalter Korpiは福祉国家の相違—国家ごとの多様性および時間経過とともに進む諸国内の多様性の双方—を、労働と資本の相対的強度に遡って調査している(Korpi 1983)。

制度が政治闘争から創り出され、またそれらを取る特定の形状が社会における広く行き渡った勢力均衡を反映するとすれば、このパースペクティヴは、制度は多様な社会集団間の勢力均衡の変化あるいはきわめて強力なアクターの選好ないし利益の変化に応じて変化しなければならないということを示唆している。かくして例えば、福祉国家の制度配置へのグローバリゼーションの効果に関する多くの現代の議論は労働者階級の相対的強度についての議論にかかっている。というのは、労働と資本(あるいは左と右)の間の勢力均衡は、それまでの利得を防衛する左派の能力に影響を及ぼすものであるからである(Garret 1998; Kurzer 1993; Stephens, Huber, and Ray 1999)。

機能主義の説明と同様に、権力配分のパースペクティヴはきわめて強力で儉約的でありうる。しかしながら、この説明は機能主義論に対して以前に向けられたものと同じような警告を促す批判にさらされている。ある特定の勢力均衡に依存するように見える現代の制度は、それらの制度からいま利益を得ている顧客層によって創造されてきたのかもしれないし、あるいは創造されてこなかったのかもしれない。前に引用されたアメリカの最高裁の例では、最高裁が女性と少数派の諸権利を擁護する手段となった(なるほど確かにそれらは他にもまして裁判所のもとでより多く擁護された)という事実は、(最高裁という)制度がそれらの顧客層あるいは関心に配慮して創造されたということを意味するものではない。時折権力は権力を生み、制度はその創造者の立場を強化し拡大する。しかし時折制度は、周辺集団が明らかに貧弱な権力資源を充分超えて勢力を行使する興味深い意

図されていない機会をもたらす(例えばClemens 1993; Skocpol 1992)。

社会学における新制度論は、制度の創生・再生産および変化に関する第三の文化的・社会的パースペクティブを生み出した。先に引用された功利的モデルが制度を共有される物質的利益を追求する合理的アクターの創造物と見るのに対して、このパースペクティブは制度を世界の機能の仕方に関する集的に規定された文化的理解を体現するものと見る(Meyer and Rowman 1991; Scott 1995)。この伝統では、制度化は「行為の一定の方法が、物事を行う唯一の方法ではないにせよ『正しいこと』として当然視されるような、そのような社会的に規定された現実の、時の経過に伴う構築」(Scott and Meyer 1994, p.234)として理解される。

この学派の社会学者は、包括的な文化的筋書きscriptsを強調し、特殊な組織形態を、そのような諸制度によって生み出され維持されるものと見ている。ここでは(機能主義的/功利的説明と同様に)、組織形態は集合行為のジレンマへの解決策を反映しておらず、(交渉・配分モデルと同様に)社会における権力配分を反映してもいない。むしろそれらの組織形態は効果的あるいは道徳的あるいは正統的あるいは「近代的」であるものに関する共有される文化的理解を反映している。ここから導き出されるのは、広く行き渡った「筋書き」が別の筋書きに置き換えられあるいはそれによって破棄される場合に変化は生じるということである。そのような過程は数多くの領域で観察されてきた。例えば、フリグスタインNeil Fligsteinは、企業慣行の変化(例えば傾斜生産技術の拡散あるいは株主価値の新たな力点)を、事業を導く近代的あるいは合理的方法についての支配的考え方の変化にともなう機能として説明している。こうした技術革新は広く普及し、企業の多くによるそれらの採用は、彼が示すように、それらの真の能率効果とはまったく独立して進行する(Fligstein 1991)。

このアプローチは、社会的行為の認知的・規範的側面への注目を引き出し、先に概説された他の二つのパースペクティブが見落とした制度的継続の原因への重要な洞察を生み出している。しかしながら、共有される筋書

きという制度の捉え方は集団間の戦略と紛争を覆い隠す傾向にある。この研究で最も共通して引用されるメカニズムは模倣と置換である。これらの過程は明らかに重要であるとはいえ、それらはより政治的なアプローチと提携して最もよく働くものであろう。というのは、結局、権力関係の変化は多くの場合、新たな筋書き(あるいは組織領域の末端に関してのみ以前当てはまった筋書き)がより中心的となるような、その始まりを創造するカギを握っていることになるからである(例えばPowell 1991, pp.27, 31)。

経路依存の説明

ここで考察されたパースペクティブの各々は、制度の起源・存続および消滅を、すべて単一の基本的因果過程(効率ベースであれ、権力配分であれあるいは文化的であれ)から引き出されたものとして扱っている。これらの議論の注意深さに欠ける適用はしばしば、制度の起源はそれらの現在の機能や特徴から「逆に読み込」まれうるということを示唆する。しかしこれはそれぞれのアプローチに本来的に備わっているものではなく、実際には各アプローチはまた変化に関する暗示的な理論を含んでいる。すなわち、制度は(機能主義の理論にとっては)それをめぐる政治が組織化されるような、そのような基本的目的の変化に対応して、(権力配分の理論にとっては)勢力均衡あるいは強力なアクターの目標の移行に対応して、また(文化的理論にとっては)何が正統なあるいは近代的な組織形態とルーティンを構成するかを規定する文化的筋書きの変化に対応して、進化するであろう。

経路依存のパースペクティブは先の三つの立場と結び付けられる議論を必ずしも否定していないし、事実このパースペクティブは制度の創生と存続を説明するために機能的・功利的・政治的および文化的議論を利用している。しかしながら、経路依存の研究者は制度革新の瞬間での何らかの偶然を強調し、従ってある特定の制度の創造の背後にある諸勢力は、時間の経過とともにそれを維持する諸勢力とはまったく異なるということを示唆

する(特にMahoney 2000を参照のこと;またStinchcombe 1968, pp.101-29)。

経路依存の理論家は全体として、制度の創生・進化および変化の「歴史主義的」見解への傾向をもつとはいえ、経路依存の概念をどのように理解し適用するかについては重要な相違がある。例えばシーウェルWilliam Sewellはきわめて広範な観点から、経路依存を、「時間の初期の時点で生じるものは後期の時点で生じる諸事象の連鎖の可能な結果に影響する」というように規定する(Sewell 1996, pp.262-3)。この規定は明らかにまったく広く、議論されるべき他の経路依存概念のほとんどとは異なり、与えられた方向の初期の動きが、同じ道に沿ってさらに進む圧力を生み出すというような、展開に関する見解を必ずしも示唆していない。

概念領域の他の端で、J・マホーニーは、興味深いがまったく稀な現象のセットに適用するずっと厳密な(またずっと限定的な)規定を提供している。すなわち「経路依存はとりわけ、偶発的事象を決定論的属性をもつ制度的パターンあるいは事象へと踏み出させるような歴史的連鎖を特徴付けている」(Mahoney 2000, p.507)。マホーニーその他の人々(特にPierson 2000aを参照のこと)にとって、経路依存過程の最初期の何らかの偶然と、最後期の一定の決定論の組み合わせは、経路に依存する社会・政治過程のきわめて興味深い特徴を引き出すものである。これらは予測不可能性(すなわち結果は事前に予見されえない)、当初の条件への敏感な依存(すなわち初期の事象は後期の事象よりも重要である)、非エルゴード性(すなわち偶発的事象は必ずしも打ち消されない)および慣性(すなわち、ひとたび動き始めれば、ある均衡ないし最終結果が達成されるまで、諸過程は動き続ける傾向にある)を含んでいる(Mahoney 2000)。

このような経路依存の概念の背後にある核心的観念は、経済史家、とりわけ技術の軌道に関心を抱く人々の仕事によって靈感を吹き込まれた。QWERTYのキーボード(配列)が範例であるが、デビッドDavid(1985)およびとりわけアーサーArthur(1989)によってなされた議論の主張によれば、一定の技術は、特異な予見しえない理由から、代替的技術にたいする当初

の利益を達成し、長期的には他の選択肢がより有効であったかもしれないという事実にもかかわらず、流布することができる。この研究では、ひとたびある技術が選択されると、その技術は重大な収穫逦増効果に従うゆえに、「最初に門から出る」ことが決定的に重要である(Kato 1996; Krasner 1988; North 1990; Pierson 2000a)。こうした過程は初期の(おそらく特異的に誘発された)利益を、企業が当初の選択を強化する方法でそれに投資し、流布している基準に適合するにつれて、安定した発展軌道へと転換する(例えば、人々はある特定の方法でタイプすることを学び、会社は工業基準に適合する生産物を作るなど)。これらの展開を通じて、ある競合する技術がより効果的な技術であったことが明らかにされてもなお、当該基準を変えることは困難となり、当初の選択は固定するにいたる。

政治学者がここから得るのは、技術と同様に政治は機会(媒介、選択)の一定の要素を含むが、ひとたびある経路が採られると、有意なアクターすべてが自らの戦略を調整し、流布しているパターンに合わせるにつれて、かつて実行可能であった選択肢がますます遠のくようになるという直観的に魅力のある観念である(Levi 1997; Pierson 2000a)。ノースNorthは収穫逦増の概念をイギリスとスペインの分岐する軌道に適用し、イギリスにおいて議会が早期に出現したことは、スペインとは基本的に異なる経路(確実な財産権などの観点から)を設定したと示唆した。ひとたび場所を得れば、それぞれの制度は独自の内的論理に従って発展し、期待を安定化させかくして特殊な行動と戦略の永続化に貢献する調整・学習効果を通じて堅固となった。制度発展は収穫逦増に従うことをノースは強調する。かくして、「特殊な短期的経路は予見しえない(可能性がある)ものの、…全体的方向は…より予測可能であり、それを逆転させることはより難しい」(North 1990, p.104)。

歴史的制度論的文献の多くに見られる決定的瞬間と発展軌道の強調は、多くの研究者が引き合いに出しつつある経路依存の概念の吸引力を説明する。しかし、先に言及されたように、この用語は多くの異なる方法で使用

されており、しばしば期待するよりも注意を欠いた状態で引き合いに出されている。事実上すべての歴史的制度論的分析が経路依存のシーウェルによる広い規定に(いくぶん空虚にはあるが)容易に合致するとはいえ、それらのうちでマホーニーによるずっと特殊なバージョンに適合するものはほとんどない。比較歴史制度論の伝統のなかでの経験的分析は確かに、特定の歴史状況のなかで築かれた制度は当初それらの制度の置かれていた条件セットを改変する展開に直面してさえ、相当の「持続力」を見せる可能性があることを示している。しかしながら、ある種の決定的瞬間のように見えるものにおいてさえ、制度がまったく「簡単に入手できる」ような単一の事例を考えることは困難であるし、これらの決定的瞬間の後で意義深い状態で制度が固定されるような事例を考えることも困難である。むしろ、ほとんどの経験的研究は、ひとつの構図を描いているのであり、そこでは、政治(および制度)は一事前に予測しえないとしても—「次の段階」が不可避免的に交渉されるような制度的文脈の背景にたいしてのみ意味をもつ特定の論理に従う。言い換えれば、ほとんどの歴史的制度論的研究はワイアー Margaret Weir が「制限された革新」“bounded innovation”と呼んだもの(Weir 1992a)の分析を中心にして組織化されており、そこでは発展の通路は変化(制度変化を含む)を導くが妨げない継続性の諸要素によって特徴付けられる。

われわれはそのような現象を特徴付けるためのきわめて優れた概念的ツールをもっておらず、ただそのような現象を説明するツールをもつだけである。発展の通路および歴史的軌道の概念は、何が変化しつつあり何が変化しないで同じ状態のままなのかを正確に解読することなくその問題を言い直している。この問題を処理するひとつの方法は、広いバージョンと狭いバージョンの間に位置する経路依存の規定を受け入れることかもしれない。しかしながらマホーニーは、より緩やかな規定は概念上の水(われわれはその線をどこに引くのか)を濁らせるだけであり、またそうすることで分析的「咬合」“bite”の概念を奪うと強く訴える。他にとるべき方針は経

路依存論の特殊な部分、例えば収穫逦増効果に焦点を合わせることであり、またそのような過程に従う(従わない)経験的現象を識別することである(例えばPierson 2000a)。ここで支持される第三のアプローチは、経験的レベル・分析的レベル双方で、再生産のメカニズムと特定事例で働く変化の論理をもっと明確に区別することであり、また、中断される均衡モデルに含まれる「崩壊」あるいは大規模な交換というお馴染みではあるがおそらく究極的には経験的にまったく稀な事例を超えて進む変化様式を示唆することである。

制度の再生産の理解にとって、収穫逦増論は優れた出発点を提供する。わたしが別のところで論じたように(Thelen 1999)、特定の制度の背後で働くフィードバック・メカニズムを識別することによって、われわれは、これらの制度の安定した再生産を妨げ、そのことによって変化の可能性を切り開く特殊な外因性の事象と過程への重要な洞察を得るであろう。さまざまな制度がそれぞれの基盤に依存している以上、それらの制度を維持する特殊なフィードバック過程は、制度のいかなる局面が再交渉可能であり、またどのような条件のもとでそれが可能であるかの洞察をもたらすであろう。この種の考察はまた、共通の国際的趨勢あるいは事象が、一定の諸国におけるそれまでの安定したパターンを妨げ、一方では見かけ上効果なく他の諸国を素通りし、あまり影響を与えないというような、多様な国内的帰結をもつのは何故かを説明する助けとなる(Locke and Thelen 1995も参照のこと)。

しかしながら、そのような分析は制度が変化を被りやすいのは「何時か」に関する糸口をもたらすことはできるものの、制度が「どのように」変化する可能性があるかへの洞察をもたらすことのできる他の分析方針によって補完される必要がある。言い換えれば、ノース・ワイアーその他の人々が注意を向けた「制限された変化」を理解するために、われわれは、経路依存の見地からの制度再生産に関する洞察と、制度の進化と変化を生じさせる様式とメカニズムを理解するための新たなツールとを織り合わせる必

要がある。この第二の争点はより多くの注意を引き始めてはいるが、比較歴史研究が総合的洞察という観点からもたらす教訓の価値を高めるためになされなければならない多くの作業が残っている。

わたしは、この議論を接地させることのできる具体的事例のためのわたし自身の仕事を利用して、わたしが心に描く経験的難題を素描することから始める。この基盤に基づいて、わたしは問題となっている争点を枠付ける方法を示唆し、わたしの見解では制度の進化と変化の議論を前進させる実りある方法を表す二つの概念—制度の階層化と制度の転換—を提示する。

III. 簡潔な経験的事例

先進工業国の民主主義体制の政治経済に関する研究文献において、ドイツの職業訓練制度は、民間部門の訓練体制を例によって悩ます数多くの困難な調整問題への模範的解決策としてたいてい引き合いに出される。ドイツのシステムは、会社が労働者訓練に投資することを奨励し(例えば引き抜きから会社を保護することによって)、見習い工が高度な訓練を受けることを保証している(監視・強化メカニズムを通じて)。より一般的には、職業訓練制度は、中央集権化された団体交渉・銀行と産業の強い結びつきおよび経営者団体と労働組合の包囲とともに、ドイツの高技能・高賃金・高付加価値(“すべてに高い”)経済を下支えするより大きな制度的パッケージの一部として理解される。

このシステムは、前に素描された最初の三つのパースペクティブの各々の古典的例示として引き合いに出されてきた。かくして例えば、功利的/機能主義的見地からすれば、ドイツの職業訓練制度は「高技能の均衡」をめぐる経営者調整を促進するものと理解される(Finegold and Soskice 1988)。権力配分の見地からすれば、この制度は労働者階級の強度の当然の反映であると考えられる(Gillingham 1985)。そして文化的見地からすれば、それは、この国の社会的パートナーを通じて、また国家からの多くの指示なく機能する特殊ドイツ的な自己統治様式を具体化する多くの制度

のひとつと理解されてきた(Lehmbluch 2001)。

今日の有利な位置からこれらの制度に着目すれば、これらの特質化の各々が真理の重要な要素を含んでいることをわれわれは理解できる。しかしながら歴史的に言えば、それらはすべての的がいくぶんか広い。ドイツのシステムを立ち上がらせるにいたった核となる制度改革は、ドイツの大規模な、またきわめて多様な職人部門を安定させるために企画された、1897年に通過した一片の法律—いわゆる熟練工保護法Handicraft Protection Law—であった。当時の権威主義的政府の側の重要な政治的動機は、急激に増大する急進的な労働者階級の運動に対する防壁として機能する反動的な職人階級を支えることであった。このように、機能主義的議論に反して、これらの制度は工業部門の利益に留意して設計されたものではなかった(事実この法律は産業をまったく無視していた)。権力配分の見地に反して、労働者はこれらの制度の創生にまさに何らの役割も演じなかった(事実、社会民主党は当初の立法に反対した)。さらに文化的見地に反して、これらの制度がそうであったような社会的パートナーシップは(今や)、現実には視野のどこにもなかった部分であると理解される。

どのようにしてわれわれはそこからここに到達したのか。それは、旧制度の大規模な崩壊と新たな制度への転換を通じてではないように思われる。実際のところ、当該システムの顕著な特徴のひとつは、いくつかの体制変動・労働者の編入・二度の世界大戦の敗北およびファシズムを含む20世紀にかけての巨大な混乱に直面してもなお発揮された、核心的要素の弾力性である。これらは厳密には、ほとんどの中断される均衡モデルが仮説の中心に置く崩壊点である。変化は確かにこれらの重大な場で生じたとはいえ、事実上顕著で、また説明する必要があるのは、これらの崩壊状態にもかかわらず、このシステムの核となる特徴のいくつかの驚くべき継続性である。要するに、この事例はこれらの制度を維持した再生産のメカニズムと、時間の経過にともなうこれらの機能的・配分的変容の背後にあるメカニズム双方の分析を要求する。

継続性を理解するために、ピアソンその他の人々によって進められた正のフィードバックと収獲逓増論は有益な出発点をもたらす。というのは、それらの議論は重要なアクターがどのように構成されるか、また、それらのアクターが追求する戦略について多くのことをわれわれに示すことができるからである。例えば、初期産業化期における職人部門を中心とするドイツの技能形成システムの存在は、後に出現する労働運動を具体化した。それは他でもない、技能で市場を制御する何らかの希望—職人協会に特殊的・権威的に(国家によって)委譲された機能—を否定することによって、技能ベースの労組の廃止を急ぐことによってなされた。しかしながら、職人システムのもとで保証された熟練労働者の数が増加するにつれて—また特にこれらの労働者が社会民主主義的労組に参画するにつれて—、ドイツ労働運動は、第二次世界大戦以後にいたるまで実現しなかったとはいえ、このシステムを解体するよりもむしろ民主化する強力な利害関心を発展させた。

しかし、これを純粹に正のフィードバックの展開として語るとすれば、これらの制度が政治を通じて変容した、とりわけ当該システムにおけるその役割が創設時には予期されていなかった集団の編制を通じて変容した、その道筋に関する実際に興味深い重要であるものの多くを見失うことになる。例えば、もともとのシステムは職人部門だけをカバーしていたが、その存在は、自前の訓練制度の国家による認知を発展させ求める、主要な産業部門間の圧力を生み出した。1897年法は熟練工部門の訓練システムを設けたが、それによって、またそれをめぐって産業は以後展開を強制された。機械建築、金工業といった主要産業は職人システムと並んで、またそれとの相互作用で自らの訓練慣行を発展させた。結果として生じた産業システムは熟練工システムのいくつかの特徴をまねたが、そのシステムを厳密に再生産することはなかった。事実、二つのシステムの相違、とりわけ相互作用は、システム全体の軌道を改変し、それを地方分権化したシステムから、今やドイツ的システムの特徴を規定するものと見なされている中

央集権化・標準化および統一性へと向かわせた。

おそらくもっと重要なことに、ドイツ政治経済における職業訓練制度の機能と役割は、労働者の、結果として生じた編制を通じて変容した。社民党は、社民的労組の一般組合員がこのシステムを通じて技能を保証されていた労働者で満たされるにつれて、1897年の立法に反対したものの、労働運動はそのシステムを解体するのではなく、それに参画する強力な利害関心を発展させた。ワイマール共和国の初期における労働者階級の政治的編制およびとりわけ第二次大戦後の一職業訓練制度を含む一労働組合の多様な準公的な「コーポラティズム」的制度への後期の編制は、当該システムを新たな政治経済的条件の線に沿わせることによって制度の再生産に貢献したとしても、これらの制度の目的を捉え直した。全体的指摘は、制度の存続は正のフィードバックだけに依存しているのではなく、新たなアクターを調整し、政治と経済双方の新たな命令に取り組むための制度の変容過程にも依存しているということである。

IV. 制度変化のいくつかの共通様式の類別に向けて

この例は、制度の安定と変化を明確に区別することはきわめて有益であるとはいえないということを示唆している。というのは、制度の文脈が劇的に変化する場合—19世紀後半と現在の間のドイツが(何度か)そうであったように—、制度の安定は主要な制度の適用を含んでいる可能性があるからである。われわれは制度の再生産の背後にあるメカニズムの意味を理解するための有益な概念のいくつか—例えば収獲逓増—をもっている。しかしわれわれは制度の変化を理解するための同様なツールを欠いている。しかしながらこの分野の研究文献はいくつかの有望な出発点を含んでおり、従ってこの節はこの議論を前進させる実りある方法を構成する可能性のある二つの概念を導入する。ひとつは、他の要素はそのままにするとはいえ、制度の一定セットのいくつかの要素の部分的再交渉を含む制度の「階層化」“layering” という概念である(Schickler 2001)。もうひとつは、われわ

れが制度の「転換」“conversion”と呼ぶものであり、これは既存の制度が、それらが遂行する役割および/あるいはそれらが果たす機能の変化を促す新たな目的に向けて方向付けなおされることである。さらに言わせてもらえば、変化のこれら二つの様式は多くの可能性のうちの二つの可能性でしかなく、その意味では、以下の議論はきわめて複雑な争点セットへの最初の一步でしかない。

制度の階層化

階層化を通じた制度の進化過程は、E・シックラー(1999, 2001)の研究成果のなかに顕著に見られるが、彼のアメリカ連邦議会に関する研究は、固定化と革新の要素を結合する制度変化のパターンを例示している。シックラーの議論によれば、連邦議会の諸制度は「以前から存在する構造のトップでの新たな配置の緊迫した階層化」を通じて進化した。彼が言うように「新たな連立は目新しい制度配置を設計する可能性があるが、他の目的を追求するために確立された以前から存在する制度を置き換えるための支持、あるいはおそらく傾向を欠いている」(Shickler 1999, p.13)。いくつかの局面は、経路依存の理論家が創造した顧客層の権力によって、彼らが強調する道筋で固定化される可能性がある。しかし連邦議会の場合には、制度の建設者は「古い制度を解体するよりもむしろ新たな制度を加えることによってこの反対を回避して機能した」(ibid)。その原動力はドイツの職業訓練の例で先に述べたそれ—とりわけ熟練工の訓練システムへの産業界の反応—と同類である。両事例で、制度の革新者は以前から存在するシステムの論理を調整し、また多くの点でそのシステムに適合した。しかしながら、両事例で一—そしてこれが決定的に重要であるが—、彼らの行為は、収獲逓増論によって示唆されるように、同じ通路に沿ったさらなる発展を後押しするものではなかった。

同様な変化様式は、いくつかの発展した民主主義国の福祉国家体制の現代の展開のなかで観察されうる。ピアソンが示唆したように、公的年金制

度(とりわけ現金払い制)は、その削減効果に対する並外れた政治的障害を投げかける顧客層と利害関係者を創造する重大な固定化効果を被りやすい(Pierson 1994)。しかしながら、保守政党が古いシステムを解体する能力がない(あるいは解体することに関心がない)場合でさえ、いくつかの事例ではそれらの政党は公的システムと併行して私的に資金供給された年金の発展を積極的に促進することによって社会保障の全体的軌道の変化に影響を与えることができる。既存の公的システムへの代替的な私的システムの「階層化」は一定の国における社会保障の全体的軌道にとって甚だしい含意をもつ主要な顧客層の利益に影響を与えることができる。ロススタイン Rothstein(1998)は、北欧における標準化された一律のプログラムと併行して出現した、個別化された私的部門の社会サービスのもつ潜在的な変容効果について同様の議論をしている。私的代替案の成長は、中産階級—この人々の「臨時の合意」に全システムが依存している一間の、一律のプログラムへの支持を掘り崩す可能性がある。

階層化の要素は、東欧における民主主義体制への移行に明らかに見てとれるように思われる。前共産主義期・共産主義期および脱共産主義期を通じた重要な継続性を数多くの研究が指摘している(例えばEkiert and Hanson in press)。キャンベルCampbellその他の人々は、1989年以後の時期における制度建築を「ブリコラージュ」という観点から特徴付けたが(Campbell 1997)、そこでは、主要なアクターは無から制度を築き上げるのではなく、むしろ「手中にある制度的素材を改訂」している(Stark and Bruszt 1998, p.7)。スタークとブラストが強調するように、1989年の制度革新は、一定の人々が期待した制度的真空に直面したのではなく、一定の人々が恐れた「過去の重荷」に完全に占領されていた景観に直面したのでもなかった。革新は可能であったが、革新の担い手は既存の制度によって、またそれをめぐって作業しなければならなかった(Stark and Bruszt 1998, pp.6-7)。かくして例えば、行政(とりわけ公務員改革)の事例では、アナリストは「共産主義の過去から積み残された時代遅れの組織構造ある

いは統治'機関'」によって、多様な点で相互に「接ぎ木された」新旧の制度によって作動し続ける国々を見出す(Nunberg 1999, pp.237-8)。同様に社会政策の分野では、多くの脱共産主義諸国は、現時点での「統治行為の機会を形作る」「新旧の構造・制度および政策遺産の混合」を示す新たな制度と慣行を構築している(Inglot in press, p.6)。

階層化を通じた制度の進化過程は普及しており、一層の例を識別することは困難ではない。例えば多くの憲法は、受け継がれた制度と慣行を出現しつつある新たな環境に適用する階層化過程を通じて時とともに進化する。事実、憲法は、例えば超多数を要件とする修正過程が変化に対する偏向を組み込んでいるというような、多くの著者が意図的な制度的粘着性と規定したものの主要な事例であるように思われる(Moe 1990; Pollack 1996)。しかし、制度の存続を望むその設計者が制度の変化を困難にすることに成功するとしても、彼らが制度の変化を不可能にすることに成功するとはいえない。というのは、ある制度の存続はある程度の弾力性と適用可能性にも依存しているからである。このようにして、憲法はしばしば、核心的部分の多くを保持する一方で、過去から受け継がれた規則と構造を規範的・社会的および政治的環境の変化と同調するようにもって行くことのできる修正箇条を付加する階層化過程を通じて進化する。

制度の転換

制度が変化するもうひとつの道筋は、留意される一セットの目標によって設計された制度が他の目的に向けて方向付けなおされるというような、制度の転換の過程を通じた道筋である。この過程は、新たな方法であるいは新たな目標に奉仕させるように既存の制度を利用することによって、アクターを彼らが取り組む新たな問題と直面させる環境の変化によって、設定されうる。あるいは一先に引用されたドイツの職業訓練のコーポラティズムの監視へと労働者を編制する事例におけるように一それは、現存のあるいは受け継がれた制度を新たな目的に転用する、以前は周辺に位置づけ

られた集団の編制の結果でありうる。

転換を通じた制度の進化の例示はアルゼンチンの連邦主義の歴史のなかに見出されうる (Gibson and Falletti in press)。E・ギブソンとT・ファレーティは、連邦主義を、対外的脅威を共同で防衛する地方政府の要請への、交渉によって得られた解決策と見る通例の機能主義的見解に異議を唱えた(例えばRiker 1964)。代わりに彼らの説明は、予見できない道筋で時とともに連邦的諸制度を形成し再形成した地方的利害間の現在進行中の争いを強調する。アルゼンチンの連邦主義はもともと、ひとつの州―ブエノスアイレス―が内務を支配できるようにするための制度的インフラとして創造された。しかしながら、ひとたびそれが定着すると、弱小な州は、それらが究極的にはブエノスアイレスそれ自体を服従させることを可能にするような道筋で、連邦的諸制度によって、またそれを通じて機能した。ギブソンとファレーティが言うように、ブエノスアイレスは、他の諸州にたいする支配を強化する手段のひとつとしての「支配的連邦主義」というシステムの製作者であったが、しかし最後には、「多元的連邦主義」の勝利がそのシステムを逆の立場に置いた。「強力な中央の権威を、連邦の巨人による支配機関と見ていた連邦主義の諸州は、今やその権威をそのような支配からの解放者と捉えていた」(Gibson and Falletti in press, p.19)。

アメリカにおける貧困・雇用プログラムのM・ワイアーによる特徴付けは、同様な転換力学、この場合には既存の社会政策の制度・手段の新たな目的への再方向付けの例を提供する。ワイアーはリンドン・ジョンソンの偉大な社会プログラムの出現を例解し、市民権運動の出現との予期せぬ交差が、どのようにこのプログラムの政治的運命を形成したかを示している。当初の構想としての貧困プログラムは性格上人種的なものではなかったが、その施行は人種的不安の急増と符合した。ワイアーが書くように「暴動が北部の諸都市を揺るがし始めるにつれて、ジョンソン大統領は、その影響を受けていた黒人社会へ資源を送り込む方法として貧困プログラムに期待した」(Weir 1992a, p.205)。前節で取り上げられた私的年金の「階層化」

事例におけるように、この事例における転換過程は、以前の制度と政策を基礎付けていた再生産メカニズムを強化せず、事実上掘り崩した。貧困プログラムがアフリカ系アメリカ人の苦境と結び付けられるようになればなるほど、また、それらのプログラムが、それらをより広範な顧客層に結びつけることができた経済・雇用政策から分離するようになればなるほど、それらのプログラムは、後にレーガンのもとで勝利する反政府的イデオロギーにたいして、ますます脆弱となった。

先進工業諸国の政治経済に関する文献から他の例を選び出すことができる。例えば、戦時状況のもとで発展した制度配置が、平時の目的への転換を通じて存続するような多くの事例がある。例えば、第二次大戦期に軍需生産のために発展した諸制度は、いくつかの事例では大戦後のアクティヴな産業政策へと転換した。同様な脈絡で、ジョンフィールド Andrew Schonfield は、イタリアにおいて国家と経済を連携させる制度配置のいくつかを、戦後民主主義のもとで「積極的な目的へと転換されたファシズムの痕跡」として特徴付けた (Shonfield 1969, p.179)。同様に、サッチャー政権下のイギリスにおける政治経済的インフラの多くの局面の変化に関するヴォーゲル Steven Vogel の分析は、既存の諸制度が当初その制度創設の基になった目標からまったく離れた目標に向けて方向付けなおされている多くの例を含んでいる (Vogel 1996)。

最後に、労働に関する研究文献は、諸制度が機能的・政治的に逆の立場に置かれる追加的事例を提供する。例えば、帝国期ドイツにおけるいくつかのきわめて父権的温情主義的(また反組合的)会社に起源をもつ労働評議会制が、ヨーロッパにおける工場意思決定の際の組合代表・権限の最強システムへと時の経過とともに変容した事例がそうである (Thelen 1991)、あるいはまた、一定の大規模なアメリカの経営者が、国内労働市場にたいする一方的な経営上の支配権を行使するためのツールとして、1920年代に導入した職業分類制度が、後に現場労働者に関する人事政策への組合の影響力を支える重要な制度となった事例がそうである (Lichtenstein

1998)。政治的・政治経済的帰結へのこの種の制度のインパクトに関心を抱く誰もが、このような変化を無視して済ますことはほぼできない。

V. 結論とこれからの研究課題

これらの例はすべて、固定化の要素と、政策と政治の全体的軌道と同じ方向にさらに推し進めるのではなくむしろそうした軌道を改変する新たな展開と結びつける。ひと括りに捉えれば、それらは制度形態があらゆる率直な意味で機能に従って作動するような世界を示唆するものではない。その上、それらの多くは、主要な社会経済的変容(工業化・民主化)あるいは政治的中断(革命・征服)を生き延びるほとんどあらゆる制度にとって、制度再生産の物語は制度変化の要素—階層化・転換あるいは何らかの他のメカニズム—と強く織り成されているらしいということを示唆している。この理由のために、フォーマルな制度はしばしば、その創造者の「硬直した嗜好」を正確に反映するものではないし(Riker 1980)、現に行き渡っている権力配分を映すものでもないであろう(Knight 1992)。さらに、既述の例が明らかにしているように、制度を、ピアソンとスコッチボルが推奨するようにそれらの展開を枠付ける事象と過程の連鎖を含むより大きな時間的枠組のなかで注視することによってのみ、ひとはこれらの制度がもつ形態と機能の意味を理解することができる。

われわれはここからどこへ行くのか

われわれが制度変化の研究をどのように導くかということによってこれが意味するのは何か。ピアソンその他の人々は収穫逦増を強調し、先の例はこれが有望な出発点であることを確信させる。しかしそれらはまたもっと先に進む必要性を示唆している。収穫逦増論は主として勝者およびある特定の軌道を強化する適応効果(ある制度が「選択」された後の)に焦点を当てている。しかしこの強調は、(しばしば遠ざかる)決定的場面で築かれ

た制度の形態と機能をめぐる進行中の政治的争いを覆い隠す。収穫逡増は全ストーリーを語ることはできない。というのは、政治においては、敗者は必ずしも消え去るのではなく、従って広く行き渡る制度への彼らの「適応」は、技術と市場の世界におけるように、制度に「乗じ、またそれを再生産すること」とはきわめて異なる何ものかを意味するからである。まさに政治的領域では、われわれは制度が進行中の争いの遺跡だけではなく対象でもあることを想定すべきである(例えばAlexander 2001を参照のこと)。

かくして、収穫逡増効果に基づく経路依存モデルは明らかに、われわれが制度発展の研究に携える分析上の「道具箱」のなかに入っているとはいえ、われわれはこのモデルの限界についての健全な理解とそれと併行するいくつかの他のツールをもたなければならない。従って、ひとつの分析課題は、個々の新たな顧客が、利害当事者stakeholdersの数を増加させ、そのことによって顧客を守るシステムに加わる(社会保障とそれに関連する制度のような権利付与のプログラムのような)事例と、制度の顧客あるいは「有効範囲」の拡大がその目標・目的をめぐる紛争に充分道を開く可能性があり、そのことによって変化への新たな圧力を導入する可能性がきわめて高いような他の事例(産業政策の諸制度がひとつの例でありうる)をもっと明確に区別することであろう。加えて、特定の制度あるいは政策が収穫逡増と固定化を被りやすいとしても、われわれはこれが併行する制度(階層化)を「締め出す」のか、あるいは既存の制度の転換を阻止するのかわかを問う必要がある。

もうひとつの補完的課題は異なる変化様式と結び付けられて考えられる経験的現象のタイプを識別することであろう。例えば、制度の階層化は文脈を変化させ新たな異議申し立てを出現させる状況と結び付けられて考えられるが、しかし主要なアクターは概して一ピアソンが言うように一、制度革新の一ラウンドでの敗者が次のラウンドを争う周囲に留まると同じ状況に留まる。例えばアメリカ連邦議会(シックラーの事例)は、勝者が敗者を征服し、後者が消え去るような場所ではない(Schickler 2001, p.255)。

同様に、しかしきわめて異なる文脈で、東欧における制度の革新者はしばしば、以前の共産党は変容したが決して排除されてはいないような状況に直面した。

対照的に、転換過程は、新たにあるいは以前に締め出された集団(異なるが、おそらく必ずしも完全に矛盾しない目標を追求する)の、以前から存在する制度枠組への編入とより多く結び付けられて考えられる。この可能性はわれわれに、制度と制度発展の研究は周辺に広がっている過程と調査される必要があることを想起させる。シュナイバーグSchneibergとクレメンスClemensが指摘するように、制度は正のフィードバックを生み出すだけでなく、それらはまた「(政治的排除を通じた)苦情を生み出す。…[また]不満を抱くが相互に味方とはならないアクターは制度変化への圧力の重要な原因である」(Schneiberg and Clemens in press, p.35)。行き渡っている制度が、それに不満を抱く人々の間に重大な正のフィードバックを生み出さないところでは、それらの人々の後の権限増大は制度の崩壊に導くように見える。しかしながら、先の職業訓練と連邦主義の例が示すように、当初は周辺にいるアクターが自ら、流布している制度の利害関係者となる場合に、またそうだとはいかなる道筋でそうなるかに注意することが重要である。そのような場合には、うまく運んでいる勢力均衡の変化が、結果として制度の崩壊よりもむしろ転換に導く可能性がある。

全体的指摘としては、われわれは制度の進化と変化の過程を理解するために、いくぶんかもっと分化した概念ツールのセットを発展させる必要があるということである。大量の歴史的制度論的な作業を組織化している決定的場面と発展通路という概念は、長期に及ぶ制度発展についての重要な何ものかを捉えている。しかしながら、それらが引き合いに出されるようなきわめて集約されたレベルでは、これらの概念はまた時折、明確な制度安定期における「隠れている」がきわめて重大な変化と同様に、明確な崩壊点に耐えた驚くべき制度の継続性に関する、すべてにうちで最も興味深い問題のいくつかを覆い隠す。

先の議論と例は、制度発展を、制度の革新の時期と静止の時期の鋭い二分法という観点から考えることはそれほど有益ではないことを示唆することによって、われわれに、流布している中断された均衡モデルを超えさせる。これと同じ理由で、「固定された(清算済みの)」時間と「固定されていない(清算されていない)」時間の、歴史上あまりにも鋭い区別をすることは賢明とはいえないであろう(Katznelsonを参照のこと)。代わりに、制度がいかに進化するかを理解するために、特殊な制度的形状のいかなる局面が再交渉可能なのか(あるいは不可能なのか)、またいかなる条件のもとでそれが可能なのかを識別しようとする、よりきめの細かい分析を目指すことのほうがもっと実り多いであろう。エキールトEkiertとハンソンHansonが指摘するように、このことはさまざまな分析レベルで継続性と変化を区別することを含むであろう(Ekiert and Hanson in press-b)。わたしがここで強調したように、それはまた、安定した制度の再生産を妨げる可能性が極めて高く、そうすることで変化への扉を開く事象と過程への洞察を得るために、収穫逓増効果とフィードバック・メカニズムの分析から立ち上げることができる。(Pierson 2001; Thelen 1999)。最後に、とりわけ後者にとって、制度の進化を理解することは、古典的な崩壊あるいは置換モデルに合致しない変化様式への監視をわれわれに要求するであろう。これらの変化様式は、先に議論された制度の階層化と転換の過程を含むが、それに限定されない。従って、今後の重要な分析課題は、以前に示唆された仮説の線に沿ったさまざまな変化様式を促進する諸要素あるいは諸条件を識別することであろう。

要 約

エルスターElsterによって「事を生じさせるしばしば繰り返される道筋」と規定された、政治分析における「メカニズム」の探求に関する多量の討議が近年展開されている(Elster 1989; Sharpf 1997)。ポール・ピアソンは収穫逓増の概念を政治に有益に適合させ、また適用し、これは確かに、

制度再生産の分析にまったく有益でありうる（エルスター的意味での）メカニズムと見なされる。しかしながら、われわれは制度の進化と変化の意味を理解するためのツールをごくわずかしかもっていない。階層化と転換を通じた制度の進化という二重の考え方は、政治における制度を変化させる共通の道筋を構成するように見える漸増的あるいは制限された変化の意味を理解するための出発点を提供する可能性がある。これらの概念はともに、いつ、またいかに特定の制度配置が変化すると予期されうるか、また、一定の局面が他の局面よりも変化を被りやすいのは何故かに関するより機微に富んだ分析への扉を開く。そのようなものとして、これらの概念化は、一方の決定論的な固定化モデルと他方のあまりにも流動的な「次から次に非難する」“one damn thing after another”モデルの中間の経路に舵を取る、制度の再生産と変化についての思考方法をもたらす。

ここで提起されたパースペクティブはいくつかの利点をもっている。第一に、それは制度の起源をそれらが遂行する機能からすらすら読み込む手軽な機能主義のアプローチを回避する。事実、制度転換の概念は、一セットの目的のために創造された制度が時とともにいかに他の目的に転用されるようになりうるかを理解するための分析上の出発点を提供する。この意味で、この考え方は「意図せざる結果」問題への展性のあるアプローチの枠組を提供する。そうすることでそれは、ピアソンその他の人々によって提起された、「困惑した」特定のアクターが必要とする回顧的判断以上のものを刺激するこの問題について考える方法を案出するための仕事に取り組む(Pierson 2000c)。

第二に、階層化あるいは転換を通じた制度の進化という概念は、スコッチボールドが正当に主張するような意味で「真に歴史的」であり、時間とともに、また他の過程との関連で明らかになるような社会過程に着目している。経済学から充当された経路依存のモデルは、ある単一の過程に孤立的に焦点を合わせる傾向にあり、歴史をブックエンドとしてのみ一決定的場面の瞬間で、また再生産の時間的連鎖の最後で一取り入れる。対照的に、ここ

で示唆される制度変化のモデルは、制度の創造と再生産の分析の間に通常引かれる明確な区別を克服する。それらのモデルは、(過程それ自体によって生み出される正のフィードバックだけではなく)他の進行中の過程への適合が、きわめて長期にわたる制度と政治の継続性に貢献する、その道筋にとりわけ着目することによってそれを果たす。

第三に、そのようなパースペクティブは、社会が組織領域を横断し、また長期的に一定の結合力を見せるように思われる理由へのいくつかの洞察をもたらす。ドビンDobbin(1994)のような制度論的社会学者が示す社会に関する見解(文化と異種同形isomorphismが組織領域を横断して収束を促す)と、オーレンOrrenとスコロネクSkowronek(1994)のような他の理論家によって支持される社会に関するきわめて流動的な見解(きわめて異なる政治的解決策を体現するさまざまな歴史的めぐり合わせで創造された制度は共存し、継続的に衝突しすり減る)の間には明らかに深い矛盾がある。わたしの考えでは、これらの見解の双方に一理があり、そしておそらく、オーレンとスコロネクの見解が予想する衝突と矛盾が、実際にはひとつが想定するほど普及したり衰弱したりしないひとつの理由は、転換の過程が、過去に創造された組織形態を、現在普及している権力関係と文化的規準と広く同調させるということである。

引用・参考文献

- Alexander, Gerald, 2001. "Institutions, Path Dependence, and Democratic Consolidation." *Journal of Theoretical Politics* 13: 249-70.
- Aoki Masahiko. 1988. *Information, Incentives, and Bargaining in the Japanese Economy*. New York: Cambridge University Press.
- Aoki Masahiko and Hugh Patrick, eds. 1994. *The Japanese Main Bank System*. Oxford: Oxford University Press.
- Arthur W. Brian. 1989. "Competing Technologies, Increasing Returns, and Lock-in by Historical Events." *Economic Journal* 99: 116-31.

- Campbell, John. 1997. "Mechanisms of Evolutionary Change in Economic Governance: Interaction, Interpretation and Bricolage." Pp. 10-32 in *Evolutionary Economics and Path Dependence*, edited by L. Magnusson and J. Ottoson. Cheltenham, UK: Edward Elgar.
- Clemens, Elisabeth. 1993. "Organizational Repertoires and Institutional Change: Womens Groups and the Transformation of U.S. Politics, 1890-1920 ." *American Journal of Sociology* 98: 755-98.
- Collier, Ruth B. and David Collier. 1991. *Shaping Political Arena*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- David, Paul. 1985. "Clio and the Economics of QWERTY." *American Economic Review* 75: 332-7.
- Dobbin, Frank. 1994. *Forging Industrial Policy: The United States, Britain and France in the Railway Age*. New York: Cambridge University Press.
- Ekiert, Grzegorz and Stephen Hanson, eds. In press-a. *Capitalism and Democracy in Central and Eastern Europe: Assessing the Legacy of Communist Rule*. New York: Cambridge University Press.
- In press-b. "Time, Space, and Institutional Change in Central and Eastern Europe." In *Capitalism and Democracy in Central and Eastern Europe: Assessing the Legacy of Communist Rule*, edited by G. Ekiert and S. Hanson. New York: Cambridge University Press.
- Elster, John. 1989. *The Cement of Society: A Study of Social Order*. New York: Cambridge University Press.
- Ertman, Thomas. 1997. *Birth of the Leviathan: Building States and Regimes in Medieval and Early Modern Europe*. New York: Cambridge University Press.
- Finegold, David and David Soskice. 1988. "The Failure of Training in Britain: Analysis and Prescription." *Oxford Review of Economic*

Policy 4: 21-53.

Fligstein, Neil. 1991. "The Structural Transformation of American Industry." Pp.311-36 in *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, edited by W.W.Powell and P. DiMaggio. Chicago: University of Chicago Press.

Garrett, Geoffrey. 1998. *Partisan Politics in the Global Economy*. New York: Cambridge University Press.

Gerschenkron, Alexander. 1962. *Economic Backwardness in Historical Perspective*. Cambridge, MA: Harvard University Press.

Gibson, Edward L. and Tulia Falleti. In press. "Unity by the Stick: Regional Conflict and the Origins of Argentine Federalism." In *Federalism: Latin America in Comparative Perspective*, edited by E.L.Gibson. Baltimore: Johns Hopkins University Press.

Gillingham, John. 1985. "The 'Deproletarianization' of German Society: Vocational Training in the Third Reich" *Journal of Social History* 19: 423-32.

Gould, Andrew. 1999. *Origins of Liberal Dominance*. Ann Arbor: University of Michigan Press.

Grzymala-Busse, Anna. 2002. *Redeeming the Past: The Regeneration of the Communist Successor Parties in East Central Europe after 1989*. New York: Cambridge University Press.

Haydu, Jeffrey. 1998. "Making Use the Past: Time Periods as Cases to Compare and as Sequence of Problem-Solving." *American Journal of Sociology* 104: 339-71.

Herrigel, Gary. 2000. "American Occupation, Market Order, and Democracy: Reconfiguring the Steel Industry in Japan and Germany after the Second World War." Pp.340-99. in *Americanization and Its Limits: Reworking U.S. Technology and Management in Post-War*

- Europe and Japan*. edited by J. Zeitlin and G. Herrigel. New York: Oxford University Press.
- Huber, Evelyne and Jihn D. Stephens. 2001. *Development and Crisis of the Welfare States: Parties and Policies in Global Markets*. Chicago: University of Chicago Press.
- Inglot, Tomasz. In-press. "Historical Legacies, Institutions, and the Politics of Social Policy in Hungary and Poland, 1989-1999." In *Capitalism and Democracy in Central and Eastern Europe*, edited by G. Ekiert and S. Hanson. New York: Cambridge University Press.
- Kato, J. 1996. "Path Dependency as a Logic of Comparative Studies: Theorization and Application." Paper read at the 92nd annual meeting of the American Political Science Association, at San Francisco, August 29 to September 1.
- Katzenstein, Peter J., ed. 1978. *Beyond Power and Plenty*. Madison: University of Wisconsin Press.
- Keohane, Robert. 1984. *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy*. Princeton. NJ: Princeton University Press.
- Kitschelt, Herbert, Zdenka Mansfeldova, Radoslaw Markowski, and Gabor Toka, eds. 1990b. *Post-Communist Party Systems: Competition, Representation, and Inter-Party Cooperation*. New York: Cambridge University Press.
- Knight, Jack. 1992. *Institutions and Social Conflict*. New York: Cambridge University Press.
1999. "Explaining the Rise of Neo-Liberalism: The Mechanisms of Institutional Change." Unpublished manuscript, Washington University in St. Louis.
- Korpi, Walter. 1983. *The Democratic Class Struggle*. London: Routledge

and Kegan Paul.

Krasner, Stephen D. 1988. "Sovereignty: An Institutional Perspective."

Comparative Political Studies 21: 66-94.

Kurzer, Paulette. 1993. *Business and Banking*. Ithaca, NY: Cornell University Press.

Lehmbruch, Gerald. 2001. "The Institutional Embedding of Market Economies: The German 'Model' and Its Impact on Japan." Pp.39-93 in *The Origins of Nonliberal Capitalism: Germany and Japan*, edited by W. Streek and K. Yamamura. Ithaca, NY: Cornell University Press.

Levi, Margaret. 1997. "A Model, a Method, and a Map: Rational Choice in Comparative and Historical Analysis." Pp.18-41 in *Comparative Politics: Rationality, Culture, and Structure*, edited by M.I. Lichbach and A.S. Zuckerman. New York: Cambridge University Press.

Levy, Jonah. 1999. *Tocqueville's Revenge*. Cambridge, MA: Harvard University Press.

Lichtenstein, Nelson. 1998. "The Unions Early Days: Shop Stewards and Seniority Rights." Pp.65-74 in *Choosing Sides: Unions and the Team Concept*, edited by Mike Parker and Jane Slaughter. Boston: South End Books.

Lipset, Seymour Martin and Stein Rokkan. 1968. "Cleavage Structures, Party Systems, and Voter Alignments." Pp.1-64 in *Party System and Voter Alignments: Cross-National Perspectives*, edited by S.M. Lipset and S. Rokkan. New York: Free Press.

Locke, Richard M. and Kathleen Thelen. 1995. "Apples and Oranges Revisited: Contextualized Comparisons and the Study of Comparative Labor Politics." *Politics and Society* 29: 507-48.

Mahoney, James. 2000. "Path Dependence in Historical Sociology."

Theory and Society 29: 507-48.

- Manow, Philip. 2001. "Social Protection, Capitalist Production: The Bismarckian Welfare State and the German Political Economy from the 1880s to the 1990s." Habilitationsschrift, University of Konstanz, Konstanz.
- McDonald, Terrance J., ed. 1996. *The Historic Tune in the Human Sciences*. Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Meyer, J. W. and B. Rowan. 1991. "Institutionalized Organizations: Formal Structure as Myth and Ceremony." Pp.41-62 in *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, edited by W.W. Powell and P. DiMaggio. Chicago: University of Chicago Press.
- Moe, Terry. 1990. "The Politics of Structural Choice: Toward a Theory of Public Bureaucracy." pp.116-53 in *Organizational Theory*, edited by O. Williamson. Oxford: Oxford University Press.
- Moore, Barrington. 1966. *Social Origins of Dictatorship and Democracy*. Boston: Beacon Press.
- Myles, John and Paul Pierson. 2001. "The Comparative Political Economy of Pension Reform." pp.305-33 in *The New Politics of Welfare State*, edited by P. Pierson. New York: Oxford University Press.
- North, Douglass C. 1990. *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*. New York: Cambridge University Press.
- Nunberg, Barbara. 1999. *The State After Communism, World Bank Regional and Sectoral Studies*. Washington, DC: The World Bank.
- Orren, K. and S. Skowronek. 1994. "Beyond the Iconography of Order: Notes for a 'New' Institutionalism." Pp.311-30 in *The Dynamics of American Politics*, edited by L.C. Dodd and C. Jillson. Boulder, CO: Westview.

2000. "History and Governance in the Study of American Political Development." Paper presented at the annual meeting of the American Political Science Association. Washington DC.
- Ostrom, Elinor. 1999. "Coping with Tragedies of the Commons." *Annual Review of Political Science* 2: 493-537.
- Pierson, Paul. 1993. "When Effect Becomes Cause: Policy Feedback and Political Change." *World Politics* 45: 595-628.
1994. *Dismantling the Welfare State? Reagan, Thatcher, and the Politics of Retrenchment*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 2000a. "Increasing Returns, Path Dependence, and the Study of Politics." *American Political Science Review* 94: 251-68.
- 2000b. "The Limits of Design: Explaining Institutional Origins and Change." *Governance* 13: 475-99.
- 2000c. "Not Just What, but When: Timing and Sequences in Political Processes." *Studies in American Political Development* 14: 72-92.
2001. "Explaining Institutional Origins and Change." Manuscript, Harvard University.
- Pierson, Paul and Theda Skocpol. 2002. "Historical Institutionalism in Contemporary Political Science." Pp.693-721 in *Political Science: The State of the Discipline*, edited by H. Milner and I. Katznelson. New York and Washington, DC: W.W. Norton and the American Political Science Association.
- Pollack, Mark. 1996. "The New Institutionalism and EC Governance: Promise and Limits of Institutional Analysis." *Governance* 9: 429-58.
- Powell, Walter W. 1991. "Expanding the Scope of Institutional Analysis." Pp.183-203 in *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, edited by W.W. Powell and P. DiMaggio. Chicago: University of Chicago Press.

- Powell, Walter W. and Daniel L. Jones, eds. In-press. *How Institutions Change*. Chicago: University of Chicago Press.
- Riker, William H. 1964. *Federalism: Origin, Operation, Significance*. Boston: Little-Brown.
1980. "Implications from the Disequilibrium of Majority Rule for the Study of Institutions." *American Political Science Review* 74: 432-46.
- Rothstein, Bo. 1998. *Just Institutions Matter: The Moral and Political Logic of the Universal Welfare State*. New York: Cambridge University Press.
- Scharpf, Fritz. 1997. *Games Real Actors Play*. Boulder, CO: Westview.
- Schickler, Eric. 1999. "Disjointed Pluralism and Congressional Development: An Overview." Paper read at the 95nd annual meeting of the American Political Science Association, Atlanta, September 2-5.
2001. *Disjointed Pluralism: Institutional Innovation and the Development of the U.S. Congress*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Schneuberg, Marc and Elisabeth Clemens. In-press. "The Typical Tools for the Job: Research Strategies in Institutional Analysis." In *How Institutions Change*, edited by W.W.Powell and D.L. Jones. Chicago: Chicago University Press.
- Scott, W.R. 1995. *Institutions and Organizations*. Thousand Oakes, CA: Sage.
- Scott, W.Richard and John W. Meyer. 1994. "The Rise of Training Programs in Firms and Agencies." Pp.228-54 in *Institutional Environment and Organizations: Structural Complexity and Individualism*, edited by W.R. Scott and J.W.Meyer. Thousand Oakes,

CA: Sage.

- Sewell, William H. 1996. "Three Temporalities: Toward an Eventful Sociology." Pp.245-80 in *The Historic Turn in the Human Sciences*, edited by T.J. McDonald. Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Shefter, Martin. 1977. "Party and Patronage: Germany, England, and Italy." *Politics and Society* 7: 403-51.
- Schonfeld, Andrew. 1969. *Modern Capitalism: The Changing Balance of Public and Private Power*. London: Oxford University Press.
- Skocpol, Theda. 1992. *Protecting Soldiers and Mothers: The Political Origins of Social Policy in the United States*. Cambridge, MA: Belknap
- Spruyt, Hendrick. 1994. *The Sovereign States and Its Competitors*. Princeton, NJ: Princeton University Press..
- Stark, David and Laszlo Bruszt. 1998. *Postsocialist Pathways: Transforming Politics and Property in East Central Europe*. New York: Cambridge University Press.
- Stephens, John D., Evelyne Huber, and Leonard Ray. 1999. "Welfare State in Hard Times." Pp.164-93 in *Continuity and Change in Contemporary Capitalism*, edited by H. Kitschelt, P. Lange, G. Marks, and J.D. Stephens. New York: Cambridge University Press.
- Stinchcombe, Arthur. 1968. *Constructing Social Theories*. New York: Harcourt, Brace and World.
- Thelen, Kathleen. 1991. *Unions of Parts: Labor Politics in Postwar Germany*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
1999. "Historical Institutionalism in Comparative Politics." *The Annual Review of Political Science* 2: 369-404.
2002. *How Institutions Evolve: The Political Economy of Skills in Comparative Historical Perspectives*. Book manuscript,

Northwestern University. Evanston.

- Thelen, Kathleen and Sven Steinmo. 1992. "Historical Institutionalism in Comparative Analysis." pp.1-32 in *Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Analysis*, edited by S. Steinmo, K. Thelen, and F. Longstreth. New York: Cambridge University Press.
- Vogel, Steven K. 1996. *Free Markets More Rules: Regulatory Reform in Advanced Industrial Countries*. Ithaca. NY: Cornell University Press.
- Watts Ronald L. 1987. "The American Constitution in Comparative Perspective: A Comparison of Canada and the United States." *Journal of American History* 74: 769-91.
- Weingast, Barry R. and William J.Marshall. 1998. "The Industrial Organization of Congress; or, Why Legislatures, Like Firms. Are Not Organized as Markets." *Journal of Political Economy* 96: 132-63.
- Weir, Margaret. 1992a. "Ideas and the Politics of Bounded Innovation." Pp.188-216 in *Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Analysis*, edited by S.Steinmo,K.Thelen, and F.Longstreth. New York: Cambridge University Press.
- 1992b.*Politics and Jobs: The Boundaries of Employment Policy in the United States*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Zeitlin, Jonathan. 2000. "Introduction: Americanization and Its Limits: Reworking U.S. Technology and Management in Post-War Europe and Japan" pp.1-50 in *Americanization and Its Limits: Reworking U.S. Technology and Management in Post-War Europe and Japan*, edited by J. Zeitlin and G. Herrigel. New York: Oxford University Press.

(キャスリーン・セーレンはノースウェスタン大学教授)

「紙上法律・行政・税務相談」

この「紙上法律・行政・税務相談」は、秋田経済法科大学の教員が週刊アキタに掲載した「週刊相談室」の内容です（平成16年4月以降掲載分）。大学の地域貢献、ノウハウの社会還元の見点から、週刊アキタ社の了解を得て、本号に再掲するものです。週刊アキタ社には、この場を借りて御礼申し上げます。

【紙上相談者】

小 泉	健	教授・弁護士
道 端	忠 孝	法学部教授
古 田	重 明	法学部教授
渡 部	毅	法学部助教授
木 村	了	経済学部教授

目 次

【秋田経済法科大学教授・総合研究センター長・弁護士 小泉 健】	
自作CDを業者が無断複製	179
消費者金融の借金返済で窮地	180
借金を重ね、暴力を振るう息子	181
「成田離婚」とは何ですか？	182
結婚前に嘘をついた夫	183
一方的な別れ話で精神的苦痛	184
不運な交通事故に遭遇	185
結婚で姓はどうすべき	186
消費者金融からの借入増が心配	187
個人情報サラ金業者に流出	188
社外取締役の損害賠償責任	189
証券会社課長が株式代金を持ち逃げ	191
離婚。旧姓に戻りたい。	193
元請会社が倒産した時	194

【秋田経済法科大学法学部教授 道端 忠孝】

株式交換とは何ですか？	196
旅行業法改正で何が変わる	197
株券不発行制度とは？	198
電子公告制度のメリットとは？	199
自殺と死亡保険金	200
団体保険の支払は？	201
フジテレビVSライブドア	202
独占禁止法改正のポイント	203
共済制度規制のポイントとは？	204
新会社法成立と商法改正	205
新しい“合名・合資会社”	206
駐車車両に対しての責任	207

【秋田経済法科大学法学部教授・

総合研究センター法学研究所長 古田 重明】

離婚時年金分割制度について	208
遺言の書き方と効力について	210
老人の一人暮らしに援助を	212
身内に後見人が要る時	214
保佐人・補助人が要る時	216
任意後見契約	218

【秋田経済法科大学法学部助教授 渡部 毅】

交通バリアフリーとは？	220
公選法改正で何が変わる？	221
地域審議会の役割とは？	222
パブリック・コメント制度とは？	223
義務教育費国庫負担金の行方は？	224
女性天皇の何を議論？	225
個人情報取り扱い	226
平成の市町村合併の動き	227
郵政法案否決と衆院解散	228
県幹部の三セク代表兼務に疑問	229
新春特集 特別寄稿 保護すべき情報は何か	230
「まちづくり三法」とは？	233

【秋田経済法科大学経済学部教授 木村 了】

友人の債務を肩代わり	234
年金制度に対する不安	235
銀行で国債を勧められたが	236
地方交付税の問題点とは？	237
年末調整と定率減税	238
消費税の特例措置とは？	239
ペイオフの正しい意味と注意点	240
なぜ税務調査を受けるのか	242
地方税の重税感について	244

H16. 4. 2

自作CDを業者が無断複製

Q 私は音楽教室を開いている傍ら、作曲をしています。ところが、私の作曲したCDが業者によって複製され、販売されていることに気が付きました。その販売を止めさせ、業者に損害賠償請求することはできないでしょうか？

A あなたがその曲を作曲したということであれば、その曲は著作権法上の著作物にあたります。したがって、あなたは著作権法上の著作権者ということになります。著作権は法律上保護されており、著作権者であるあなたの承諾なくCDの複製を作ったり販売をしたりすることはできません。

あなたはアマチュアの音楽家のようなのですが、著作権が成立するためには単に作曲の事実があれば足り、協会などに登録されたり公表する必要はないのです。著作権者がプロであるかアマであるかも問いません。

この点は、登録などが要求されるアメリカ著作権法とは異なっております。今回のケースはあなたが作曲したCDがあなたの承諾なく業者によって複製され販売されたということですから、著作権の侵害の事実があることは明かです。あなたとしては、その業者に対しCDの複製の製作や販売を止めるよう差し止め請求することができます。また損害があればその損害賠償の請求もできます。

手続的には差し止請求の訴えを提起することになりますが、あわせて販売を差し止める保全処分の申立をすることが必要だと思います。

また著作権法上、著作権の侵害には、三年以下の懲役という刑事罰が科されています(著作権法119条)。ですから、刑事告訴も出来ます。

今日では、著作権は財産権として法律のみならず、条約でも認められており、その侵害を許さないという強い姿勢が必要だと思います。いずれにせよ、著作権法という専門的な分野のことでもあり、このような分野を得意とする専門家に相談することをお勧めします。

弁護士 小泉 健

H16. 5. 28

消費者金融の借金返済で窮地

Q 私は31歳の会社員です。子供の教育費と住宅ローンの支払に追われ、消費者金融から250万円を借りました。その支払以外に毎月のローンが7万円あります。給料は22万円です。どうしたら良いでしょうか。

A 消費者金融に250万円の債務があるというので、その支払金額は月10万円を超えていると思います。大変、難しい状態ですね。この状態を解決するためには、①任意整理②特定調停③自己破産 などが考えられます。

①任意整理は、貸金業者と交渉して返済額を減額し返済する方法です。しかし、毎月の返済額を減額すると支払期間が長期になり、病気などの事情により支払が困難になることも考えられます。

②特定調停は、簡易裁判所で調停委員を介し、返済計画について業者と交渉するもので、裁判所が介入するためにある程度の強制力があります。

③自己破産は、裁判所が総財産を処分・換価して配当し、残債務が生じた場合にはその債務を免責してもらう手続きです。①②とは異なり、業者が異論を出しても法律上の問題がなければ原則的に免責されますが、住宅も競売されることになるので、住宅ローンを支払ってきたことが水泡に帰してしまいます。

そこで、安定した収入がある人には、住宅の競売を阻止するために④個人再生手続があります。①②は支払総額を減額するために債権者の同意が必要ですが、この個人再生手続の場合は不要です。

ただし、最低限の債務額の弁済が決められており、債務総額によっても異なりますが、今回は100万円程度を支払う必要があると思います。

この手続が開始されると、債務者は再生債権について手続意以外で弁済することができなくなります。今回の場合は、この手続を利用されることを検討されてはいかがでしょうか。

いずれにしても、専門家に相談されるほうが良いでしょう。

弁護士 小泉 健

H16. 7. 2

借金を重ね、暴力を振るう息子

Q 27歳の息子は消費者金融などから多額の借金をし、その請求が私にくるようになりました。支払わなければならないのでしょうか。また、息子はときどき小遣いをせびりに来て、断わると私や妻に乱暴します。勘当したいのですが、その方法を教えてください。

A 大変お困りのことだと思います。あなたに請求が来るのは、息子さんが申込書などにあなたの名前と住所を記載したからだだと思います。しかし、あなたが息子さんの連帯保証をしたのであれば話は別ですが、法律的には親子でもあなたに返済義務はありません。

県内で営業している消費者金融に関しては県が、他県にまたがるものについては国（財務部）がそれぞれ監督権限を持っているので、どうしても厳しい取り立てがあるようでしたら、行政指導してもらうという方法があります。また、弁護士会でも消費者金融問題の相談を受け付けているので、代理人として弁護士から内容証明郵便などで請求を禁止する旨の通知をってもらうという方法もあります。これで、ほとんどの問題は解決できると思います。

次に、息子さんを勘当できないかというお話ですが、現行法のもとではこのような制度はありません。息子さんは既に成人し、独立して生活をしているのですから、基本的にはあなたに扶養義務はありません。したがって、小遣いをせびりに来たら毅然と拒否する姿勢が必要です。ただ、心配なのは乱暴をされることですね。あまりに乱暴の程度がひどいようでしたら、警察に相談されてみてはいかがでしょうか。

家族に乱暴するお子さんは気が小さい性格である場合が多く、警察などが間に入ることで収まることが多いと聞いております。また、乱暴を繰り返した息子さんをその相続人から廃除する制度があります。このようなことを繰り返して、あなたの死後、相続権を主張することはあまりにも虫が良すぎるからです。家庭裁判所に申立をする方法や、遺言書の中に息子さんを相続人から廃除する旨の記載をする方法があります。

いずれにしても、専門的な手続きが必要で、間違えてしまうとせっかく遺言しても効力が生じないこともありますから、弁護士や家庭裁判所の窓口に相談したほうが良いと思います。

H16. 9. 3

「成田離婚」とは何ですか？

Q 「成田離婚」という言葉をよく耳にしますが、これは具体的にどういうことなのでしょう。その意味を教えてください。

A これは文字の通り、成田国際空港から新婚旅行に出発して、帰ってくるとすぐに離婚するというもので、結婚後いくらしないうちに離婚してしまうことを指しています。最近、こういう離婚が多いんですよ。離婚件数は非常に増えており、今日の離婚件数は年間20数万件になっています。3組に1組が離婚する時代なんですね。

余談ですが、「成田胃潰瘍」という言葉もあるんです。新婚旅行中のストレスに耐えられなくて、胃潰瘍になってしまい帰ってくるとすぐ病院に駆け込むんです。男性と女性では、どちらが胃潰瘍になると思いますか。実は、その圧倒的多数が男性なんです。男性のほうが、やはりストレスに弱いんでしょうかね。

離婚が増加している理由は、ご承知のように離婚自体が社会に認められるようになったということだと思います。「出戻り」という言葉があるように、昔は離婚して実家に戻るということは肩身の狭いものでした。でも、今はそんなことはありません。離婚が少しも恥ずかしくない時代なのです。また、女性の社会進出もあると思います。昔は離婚すると生活ができないという状況に追い込まれていました。相手がとんでもない人であったとしても、子供が大きくなるまではと思い耐えてきたのです。ところが、今日では離婚しても生活ができるのですから、経済的に離婚に対する恐れがなくなっているのです。

また、安易な結婚ということも言われています。若くして結婚するほど、その結婚には性的な結びつきが強く、結婚して冷静になって初めて相手の性格が分かったという例は枚挙にいとまがありません。

さらに、耐えるという風潮がなくなったため、嫌なものはさっさと別れるということになりがちなのです。

以上、いろいろなことをお話してきましたが、このような理由で離婚率は増加の一途をたどっています。これは日本だけではなく、世界の流れといっても良いかと思います。

H16. 10. 28

結婚前に嘘をついた夫

Q 結婚して初めて分かったことなのですが、実は夫は禿げており、付き合ってる間はカツラで誤魔化していました。そればかりか、勤めていた会社もウソ。おまけに怠け者です。結婚詐欺で訴えようと思っているのですが。

A 大変ショックだったと思います。結婚詐欺で訴えようと考えているくらいですから、もう愛情も冷めてしまったのでしょうか。結婚詐欺で訴えたいとのことですが、警察では受理してくれないと思います。結婚詐欺というのはもともと財産罪で、相手を騙して金品を騙取しない限り、詐欺罪には当たらないのです。

ただ、民事上の責任が夫にあるかどうかは別問題です。しかし、詐欺による結婚ということで、結婚自体を取り消すことができるかどうかは微妙だと思います。だいたい、結婚というのはある意味で大なり小なり欺罔と錯誤によって結ばれるものなのです。恋愛の時期が過ぎて相手を冷静に見られるようになった時に、真実に直面することが多いのですが、それが詐欺だというのは世の中の結婚のほとんどが取り消すことができることになってしまいます。

ケースにもよりますが、禿を隠していたとか勤め先を誤魔化していた程度では、詐欺として結婚を取り消すことはできないのではないのでしょうか。ただし、夫の嘘がキッカケで婚姻関係が破綻し、回復しがたい状態にまで行っている場合には「婚姻を継続しがたい重大な事由」があるとして、離婚原因になるかもしれません。

離婚と結婚の取り消しは根本的に違います。離婚は将来に向かって結婚を解消することですが、取り消しは結婚自体の効力が問題になってくるのです。今、説明したように結婚というのは大なり小なり錯覚があるものですから、その錯覚に陥ったことについては、あなたにも少し責任があるのかもしれません。

法的には以上述べた通りなのですが、道義的な点であなたの夫は問題のある人だと思います。離婚を含めて、今後どう人生を生きていくかについて、よく考えて決断をしてください。

H16. 12. 10

一方的な別れ話で精神的苦痛

Q 私には2年間付き合ってきた彼がいます。最近、彼は冷たくなって私と会うのを避けるようになりました。私は彼と結婚したいと思っていましたが、先日彼から別れ話を持ち出されたのです。彼から慰謝料は取れないのでしょうか。

A このようなご相談は時々ありますが、残念ながら慰謝料は請求できません。相手が違法なことをして、損害賠償責任を負う場合でなければ、慰謝料は請求できないからです。

あなたの場合、長い間交際してきた跡から別れ話を持ち出されたということですから、さぞかし精神的に苦しみを味わったことだと思います。しかし、恋愛は法律的な意味での契約ではありません。したがって、彼があなたとの関係を解消すると言った場合であっても、彼は法律上の債務や責任を履行しなかったわけではないのです。難しく言えば、恋愛とは法律的关系ではなく、単なる社会的関係と考えて良いと思います。

ただ、あなたたちが婚約していたというのであれば話は別です。婚約は法律上の契約ですから、債務不履行という問題が生じ、相手に慰謝料の支払義務が発生してきます。彼が正当な理由もなく婚約を解消したのであれば、あなたはもちろん、彼に慰謝料を請求することができるようになります。

今回のケースは、あなたのほうで彼と一緒にになりたいと思っていたのですが、キチっとした婚約をしていない場合は、法的な保護を受けることは難しいと思います。

彼との口約束による結婚の約束があったとしても、法的な意味での婚約と言えるかは疑問です。まして、あなたが一方的にそう思っただけだとしたら、婚約とは言えません。文面からすると、あなたがたは単なる恋愛関係にあってだけのような感じがするので、慰謝料は請求できないのではないのでしょうか。

むしろ、これをバネにもう一度、人生をやり直すことの方が賢明だと思います。

H17.1.28

不運な交通事故に遭遇

Q 私は24歳の大工です。自宅近くを歩いている時に会社員の車に接触され、重傷を負いました。加害者の車は任意保険未加入で、加害者には支払能力がありません。そこで自分の健康保険で治療を受けようとしたら、病院から「健康保険では治療できない」と言われました。

A 病院が「健康保険では交通事故による傷の治療ができない」と言っているようですが、そのようなことは決してありません。厚生労働省でも昭和43年に「自動車事故でも保険給付が受けられる」という内容の通達を出しています。したがって、あなたは健康保険で治療を受けることができますが、業務の途中で事故に遭ったのだとすると、労災保険による治療も受けることができます。

もちろん、健康保険で治療を受けた場合には、損害賠償額から控除されることになります。加害者に損害賠償を請求する場合には、当然その分を差し引かなければなりません。そして、加害者に対する治療費などの損害賠償請求権は、保険給付を受けた範囲内で、健康保険組合などの保険者に移転することになっています(健康保険法67条)。

一方、もし健康保険を使わないで自費で治療費を支払い、後に治療費も含めて損害賠償を請求した場合には、どうなるかという問題があります。今回の場合には、相手は自賠責保険にしか加入していませんから、保険による支払いは120万円が上限ということになります。そうすると治療が長引いた場合、その自賠責の損害賠償金のほとんどが治療費に消えてしまい、休業損害や慰謝料などの支払いは全くされないことにもなりかねません。

自賠責の120万円の範囲の中には、治療費は含まれないと誤解している方もいますが、その中には治療費も含めて損害賠償の全てが入っています。したがって、治療費で120万円を超えてしまうと、休業損害も慰謝料も自賠責からは支払われないということも生じます。加害者に支払能力があれば良いのですが、ない場合には最終的に治療費のみの支払いで終わってしまうかもしれません。

そこで、加害者の支払能力も含めて考え、このような事情の下にあっては、できるだけ自己の健康保険を使用して治療を受けるほうが賢明と言えると思います。

H17. 4. 1

結婚で姓はどうすべき

Q 私は来月、同じ職場の男性と結婚することになりました。2人でどちらの姓を名乗るかを話し合っていましたけど、結論は出ていません。姓が別々のまま結婚することはできるのでしょうか？

A わが国の現在の婚姻法では、結婚した夫婦はどちらかの姓を名乗ることになっています。もちろん、2人が入籍しなければそのような制限を受けないのですが、それでは単なる内縁の夫婦です。2人が内縁のままでは、生まれてくる子供のことを考えれば問題ですね。

しかし、その人が既に広く社会活動をしている場合に、結婚によって姓を変えることによるマイナスは大きいと思います。また、誰でも自分の姓には愛着を持っているものです。ですから、あなたが言うように、結婚によって姓を変えることにためらいが生じるのもやむを得ないと思います。

法制審議会では、平成8年に民法を改正する法律要綱を答申しました。法律要綱はの中で選択的別姓制を採用しています。それは、結婚に際して、同姓とするか別姓とするか結婚する当事者が任意に選択することができるというものです。選択的とはいえ法律が夫婦別姓を認めるものですから、社会でいろいろな議論呼びました。

外国の立法例を見ると、中国や韓国など別姓制を採用している国もあります。これらはいずれも儒教の国ですね。これに対して、アメリカやイギリスなど主にキリスト教の国の場合は、別姓を認めないところが多いのです。このように同姓にするか別姓にするかということは、ある意味で宗教や文化によって支えられているものなのです。わが国の民法改正案としては既に選択別姓制を認めた要綱が出来上がっていますが、まだ法律としては国会で成立していません。

ですから、現在の段階では結婚に際して、どちらかの姓を使用することにせざるを得ません。

なお、その場合も、旧姓を通称として使うことは差し支えありません。今日では、結婚後もこの通称である結婚前の旧姓を仕事上、使用することを認める会社が多いと聞いています。

H17. 4. 22

消費者金融からの借入増が心配

Q 私はサラリーマンですが、消費者金融からお金を借りて遊びに使っています。

借金は約30万円ですが、意志が弱く増えてしまうのではないかと心配しています。クレジットを使って車なども買っています。将来が心配です。

A 最初毎月の返済額が少額だと返済できると思ってカードを安易に使いますが、段々負担が大きくなり、最後には多重債務者になることがあります。昨年は20万人を超える人が裁判所で自己破産をしました。それ以外にも特定調停の申立をしたり、個人債務再生手続をした人もあり、借入が原因で破産した人の数は膨大な数になると思います。

アメリカの高校では消費者教育が正規の授業として行われています。返済が毎月の収入の10%程度であれば問題ないのですが、返済額が20%を超えると黄信号が点滅します。30%で赤信号です。アメリカの高校では、家を購入するのは年収の何倍まで、車は月収の何ヶ月分まで、そして靴は…というように細かい教育がされているんです。アメリカ人の借入額は驚くべきものがありますが、もともと税制の点で借入について優遇措置がとられているからなのですね。

返済額が少額なために返済が可能であると錯覚に陥っていつしか返済のための借入をするようになります。現在消費者金融の金利は少し安くなっているとはいえ、29%にまで達しているところすらあります。銀行からの借入が数%ですから、消費者金融のそれは銀行の10倍も高いのです。

消費者金融に対する借入を一旦両親などから資金を出してもらって精算をしても、また何年かすると同じように借入額が増えてしまうことが多いのです。一旦借金地獄に入ってしまうとなかなか抜け切れないのです。返済のときは地獄の苦しみだったのですが、のど元すぎればなんとかでまたカードを使って金を借りてしまうのです。

あなたの場合借入額もそれほど多くはないようですので、ここで踏みとどまるよう、強い意志を持ってください。もう使わないと決めてもお金が必要なときは必ずきますね。例えば、人生は失業だ、出産だ、病気だ、交通事故だと金がかかる問題がそれこそ雨の後の竹の子のように生まれてくるものです。その時が正念場なのです。最後は自分との戦いだと思います。

H17. 6. 24

個人情報がサラ金業者に流出

Q 私に、ある知らないサラ金業者からダイレクトメールが届きました。私の承諾なしに私の個人データが流れているような気がします。個人情報保護法ではどうなっているのでしょうか？

A 個人情報取扱業者は本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することを禁止しています（個人情報保護法23条）。あなたのように、最初に個人情報を提供した業者から知らないうちに他の業者に情報が流出していたとすれば、今回のようにその情報が自分の予想のしない目的に使用されたり、さらに点々と情報が流出していく恐れがあるので、法は、このような情報の提供を禁止しているのです。

個人情報とは、「生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（第2条第1項）とされています。これは、資産や病歴などだけではなく、また公になっているかどうかを問わずに、その人の氏名、住所、性別など特定の個人が識別可能なものは全て個人情報に含まれるといわれています。

個人情報保護法23条は、「個人情報取扱業者」に個人データの流出防止義務を負わせています。ここでいう個人情報取扱業者についてはその種類を問いません。小売業やサービス業も含めてあらゆる業種がこれに該当します。また、その事業の用に供する個人情報については、データベース等の個人情報の数が過去6カ月以内のいずれの日においても5千人を超えないものを扱う業者（2条3項5号）は除かれています。ですから、あなたの場合、例えば、特定のサラ金業者から借り入れをし、その業者が情報を他に流していたとすれば、業者は法律に違反していたことになると思います。

あなたの場合は、個人情報保護法違反の疑いがあり、専門家に相談することをおすすめします。

なお、私たちには知る権利があります。特に国政に関連する公務員やみなし公務員などについては、個人情報保護法を盾にすべての情報を遮断することは許されてはおりません。どのような機関に、どのような公務員が所属し、どのような仕事をしているのかについて、国民は知る権利を持っています。もっとも、公務員も個人の面があるので、法律によって保護されなければなりません。どこに線を引くかという点については、大変難しい問題があります。今後の課題だと思います。

H17. 9. 2

社外取締役の損害賠償責任

Q 私は、会社を経営する友人に頼まれて、株式会社の社外取締役に就任しました。ここ2年の間、私の印鑑をその会社に預けっぱなしにしてしまい、取締役会にも出席していませんでした。ところが、その友人は、最近融通手形を乱発し、会社を倒産させてしまったのです。債権者から私も責任があると言われ、会社の債務約2億円について請求を受けています。ただ、そのうち1千万については、友人に頼まれて会社振出の手形の裏書をしています。私の責任はどうなるのでしょうか。

A 一、株式会社の債務について責任を負うのは本来会社自体であり、取締役は対外的な責任を負わなくてよいことになっています。しかし、取締役がその職務を行うについて重大な過失がある場合には第三者に対しても損害賠償責任を負わなければなりません(商法266条の3)。

あなたの場合、あなたの印鑑を会社に預けっぱなしにし、しかも数年間に渡り取締役会にも出席しなかったというのであれば、対外的な責任を免れないのではないかと思います。

あなたは取締役会の一員として、代表取締役が融通手形を乱発するなどの違法な行為をしないよう監督し、これを防止する責任があります。

すると社外取締役の責任は大変重くなり、引き受け手もなくなるので、事前に責任限度額を決めておける制度が平成13年の商法改正で創設されました(責任限度額契約制度)。

それは①定款で定めた責任額の範囲のうち契約によって定められた責任額か、②社外取締役の報酬の2年分の額のいずれか高い方を責任限度額とし、それを超える部分については責任を免除するものです。

しかしこの場合であっても、法令・定款違反について悪意又は重大な過失がある場合は責任を免れることはできません。

したがって、あなたが損害賠償を免れるためには、①あなたに重大な過失がないこと②会社に責任額を限定する定めがあることが必要ですが、あなたの場合には、重大な過失があったかどうか微妙で、その点が問題になると思います。

二、また、あなたは会社名義の融通手形に裏書をしたということですが、その額面の1千万の範囲については責任を免れないと思います。手形の場合は、手形が融通手形であったことや、当事者間のその他の事情については、事情を知らない善意の第三者には対抗（主張）できないからです。

しかし手形を受け取った人が融通手形であることを知っていたなどの場合は、支払を拒絶することも可能なので、専門家に相談することをお奨めします。

弁護士 小泉 健

H17. 10. 28

証券会社課長が株式代金を持ち逃げ

Q 私は、A証券の秋田支店営業課長に、B社の株式1万株を1株500円で買ってくれるよう依頼し、その代金を支払いました。

課長から「1株あたり500円で1万株買えた」との知らせがありました。その後何日経っても本預かり証も株券も来ないので、秋田支店に問い合わせたところ、その課長は私の注文を会社に取り次がず私が課長に支払った約510万円を持ち逃げしてしまったということでした。

その課長は、消費者金融などに多額の負債を抱えており、最初から私を騙して金を取ったのではないかと思います。私にはどのような法的請求ができるでしょうか。

A 500万円といえば大金ですので大変な被害に遭いましたね。

もし、初めから課長があなたを騙して510万円を交付させたのであれば、その課長には刑法上詐欺罪が成立することになります。また、その課長は民法709条によって損害賠償責任を負うことになります。

しかし、課長は多額の借金を抱えているということであり、その損害の回収は不可能ではないでしょうか。

ただし会社では業務上行為として営業課長が違法行為を行ったのですから、民法715条に基づいて使用責任を負わなければなりません。

問題なのは損害額ですが、もし株価が、購入価格の500円を切っていれば手数料も加えた510万円を損害として、請求することが可能だと思います。

これに対して、例えば、600万円に株価が値上がりした場合にはその値上がり部分も得べかりし利益として損害賠償の請求ができます。

会社に対して契約責任を追及することもできます。しかし、このときには、値下がりした場合、請求金額は値下がりした部分を引かなければならなくなります。先ほど書いたように、値上がりしている場合は、その値上がり部分を含めて支払い請求権を有することになりますが、どちらかによって損害が出てくることになりますので注意が必要です。

もし、不法行為の責任を追及するとなれば、その事実を証明する責任は

あなたにあります。契約責任の場合は、故意・過失の問題、つまり責任を免れる事由については、その事実を会社側が証明しなければなりません。

一長一短ですが、むずかしい問題を含んでいますので弁護士などの専門家に相談することをおすすめ致します。

弁護士 小泉 健

H17. 11. 25

離婚。旧姓に戻りたい。

Q 私は前に、夫と協議離婚をしました。その当時小学5年生だった長女を引き取ったのですが、私が旧姓に戻ると子供と私の姓が異なってしまうため、私は離婚後も婚姻中の氏を使用する手続きをしました。

その後長女が成人して結婚し、私は一人になりました。最近になって、私は旧姓に戻りたいと思うようになりました。法的に可能でしょうか。

A 離婚した場合、結婚によって氏を改めた人は、当然結婚前の氏に戻ることになっています。(民法767条第1項)。

しかし、それでは仕事をもっている場合など社会生活を営んでいた人は大変な不利益を受けることになるので、法律は離婚の日から3ヶ月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、婚姻中の氏をそのまま使用することができるになっています。(民法767条第2項)。

あなたは離婚に際してこの届出をしたわけですが、一度届出をした後、また旧姓に戻ることが出来るか否かについては困難な問題があります。

法律的には、家庭裁判所に氏の変更許可の申立をしなければなりません。この場合に戸籍法107条1項に言う「やむを得ない事由」があると認められる場合にその変更が許可されます。

この「やむを得ない事由」は、名前を変更するときに要求されている「正当事由」よりも厳しいものです。それはその人の主観的ないし個人的事情では足りません。客観的な合理性があるものでなければならないのです。

私たちは氏を基本に社会生活をするわけですから、容易に氏の変更が認められるとすれば、社会生活が混乱してしまうからです。

あなたのようなケースで氏の変更が認められるのは、婚氏継続の期間が比較的短く、また改氏しても社会的な弊害がほとんど無いような場合に限られます。あなたの場合すでに10年以上も婚氏を使用していたという点で引っかかるものがあります。

使用期間3年7ヶ月後に旧姓に戻したいという申立を認めた判例がありますが、これと比較しても使用期間が長すぎるのではないかと判断されます。(廣嶋高決昭62・1・4決定)。したがって、あなたの場合は、氏の変更は困難なのではないかと思います。

いずれにせよ専門的な判断が要求される問題ですから、家庭裁判所又は弁護士に相談することをお勧めします。

H18. 2. 10

元請会社が倒産した時

Q 私の会社が工事を受注している元請会社A社が数十億の負債を抱えて倒産しました。私の会社のA社に対する債権額は約5千万です。一方、そのA社の方は、倒産の時点で工事発注者であるBから請負代金債権二億円が未払いのまま残っているそうです。何とか負債を回収したいのですが、どのような手続をしたらよいでしょうか。

A 元請会社が倒産した場合、この質問にあるような問題が発生することがあります。それでは、債権回収のためどのような法的手続が取れるかを考えてみたいと思います。

本来であれば訴訟を提起して、元請先A社の発注者Bからの未払い分の請負代金債権を差し押さえることになりますが、それでは時間的に間に合わなくなることも考えられます。

そこで考えられるのが元請A社のBに対する債権を仮差押する方法です。この場合、債権の存在と保全の必要性という要件が必要ですが、A社が倒産したというのですから、保全の必要性は認められると思います。この場合、裁判所に一定額の保証金を積むことが求められます。この保証金の金額は、債権等が考慮され決定されることになります。しかし裁判所との間で交渉の余地はあると思います。

また、このように裁判所を通す方法ではなく、A社と直接交渉し、A社からBに対する請負代金の受領代理権を付与してもらうのも一つの方法です。A社から代理権が与えられればBから直接5千万円を受領することも可能です。

なお、問題なのはA社が破産をした場合ですが、破産したA社には当然他にも債権者がいると思われます。このときは早い者勝ちではなく、債権者が平等な立場で配当を受けることになります。この場合には債権額に応じた按分比例となりますので、あなたの他に大口の債権者がいる場合には配当額は少なくなります。

仮に、取立代理権の委任を受けて、あなたの会社でBから既に弁済を受けていた場合には、その弁済が管財人によって否認され、結局は按分比例

で配当を受けることに留まることになります。

いずれにせよ請負代金債権があるだけではBから直接払ってもらうことはできません。

建築土木業界では一社が倒産すると、それに引きずられて連鎖的倒産がおきます。そのような事態を防止するために、特別な貸付制度がありますので、所管官庁に問い合わせてください。

弁護士 小泉 健

H16. 4. 23

株式交換とは何ですか？

Q ホームセンター県内最大手のヤマキが国内業界大手の一部上場会社コメリと株式交換をして、ヤマキがコメリの100%子会社になるそうですが、株式交換とは何でしょうか。教えてください。

A 株式交換とは、完全親会社創設のための組織的契約であり、会社間で株式交換契約を締結すると、完全子会社になる会社の株主の株式と完全親会社になる会社の株式が交換されることになります。コメリとヤマキの場合ですと、コメリが完全親会社になり、ヤマキが完全子会社になりますので、ヤマキの株主の株式とコメリの株式の交換ということになります。

株式交換制度は、平成11年度の商法改正で導入され、多数の子会社を抱える持株会社（ホールディング・カンパニー）の創設を可能にします。

株式交換をするためには、当事会社の会社代表者（代表取締役等）間で交換契約を締結し、原則として株主総会の承認を得るだけで成立します。株式交換の場合、会社の合併とは異なり、当事会社の財産に変動がないので、会社債権者保護手続きなどは必要ありません。

株式交換がコメリとヤマキの間でなされると、ヤマキの株主は唯一コメリのみとなり、コメリがヤマキの株式を100%保有する親会社となります。他方、ヤマキの株主は、コメリの株主となります。したがって、ヤマキの株主であった人は、株式交換の後は、ヤマキの株主総会に出席したり、ヤマキの経営に直接かかわったりすることはできなくなってしまいます。

ヤマキの取締役や監査役の選任のほか、会社の合併や会社分割などの株主総会決議事項の決定はコメリが行うことになります。コメリが行うとしても、重要事項については取締役会の承認を経て会社代表者が行うことになります。しかし、完全子会社ヤマキの重要財産の処分・譲受、支店の設置・変更のほか、新株発行や社債の発行などは、完全親会社コメリの支配管理下とはいえ、ヤマキの取締役会が決定して行うことができます。

H16. 6. 18

旅行業法改正で何が変わる

Q 今国会において旅行業法が改正されたそうですが、今後、旅行参加者はどのように保護されることになるのでしょうか。教えてください。

A 確かに、平成16年5月27日に、旅行業法の一部が改正され、6月2日に公布されました。改正法の趣旨は、近年の旅行需要が多様化・高度化し、旅行者の個別の希望に対応しながら旅行計画を作成する旅行形態が増加するとともに、苦情や紛争も、旅行計画の作成から旅程管理に至るまで、幅広く生じていることから、旅行者保護の充実を図るものです。改正点は、①主催旅行や企画手配旅行を「企画旅行」とし、この旅行を旅行業者の計算で行う旅行と法定し、②旅行業務取扱主任者を旅行業務取扱管理者と改め、職務範囲を拡大し、③その他、旅行業者代理業や営業保証金等の見直しです。

今回の旅行業法の改正のポイントは、旅行業者の計算で行う企画旅行に関する改正です。企画旅行とは、パンフレット等で、ホテル代等の個々の料金を明示せず、包括料金のみを示し、参加者を募集して行うパッケージ旅行が企画旅行ですが、この企画旅行では、旅行業者が料金の値付けができます。ホテルの客室や航空機の座席を大量に格安に仕入れ、他の旅行サービスを組み込んでたくさんの方に販売し、儲（もう）けることができます。しかし、企画旅行を行う旅行会社はその提供する旅行商品について一次的責任を負い、旅行商品の質的向上を図る必要があります。従来のように、旅行業者は、代理人や仲立人として旅行サービスの手配だけするので、一次的責任は負わない、とはいえません。このような旅行者保護の強化は、昨年の小泉総理の観光立国宣言にも合致する改正といえます。

なお、この旅行業法の改正にあわせ、旅行業約款も見直されます。例えば死亡補償金が、海外旅行で2500万円に、国内旅行で1500万円に増額されます。通院治療費も補償されます。その他、旅行内容の変更時の旅程保証も拡大されます。

秋田経済法科大学法学部教授 道端 忠孝

H16. 8. 6

株券不発行制度とは？

Q 今年6月の商法改正で株券不発行制度が導入されたそうですが、その概要を教えてください。また、改正商法はいつから施行されますか、その点も教えてください。

A 今年の商法改正は、6月に2度行われています。株券不発行制度の導入のほか、ホームページに公告内容を掲載しておき、インターネットで閲覧できるようにする電子公告制度の導入なども行われています。

株券不発行制度は、株式などのペーパーレス化を図るものです。株券不発行制度を採用するには、その旨の定款の定めが必要です。この定めのある会社を株券廃止会社といいます。株券廃止会社では、株券がないので、株券を前提とする種々の規定は適用されません。株式の譲渡は、当事者の合意だけでできますが、株主名簿の名義書換をしないと、会社や他の第三者に対して株主であることを主張できません。この名義書換は、譲渡当事者が共同申請して行います。名義書換を受けると、株主証明書の発行を請求できます。なお、株式上場会社などでは、5年以内に株券不発行制度を前提とする株式振替制度が導入されます。株式の譲渡は、譲渡人が振替の申請をして、振替機関等に設けられている振替口座に、譲受人の振替株式数の増加の記載ないし記録をして行います。

また、株式の譲渡に取締役会の承認を要する株式譲渡制限会社では、株主の請求時にのみ株券が発行されます。したがって、株主の全員が株券の発行を請求しないと、この会社でも株券がまったく発行されないことになります。しかし、この会社では、株主から請求があると、株券を発行しなければなりません。なお、株券の所持を欲しない場合に、株券不所持の申出ができる会社でも、全株主が不所持の申出をすると、株券がまったく発行されないことになります。しかし、この会社でも、株主から請求があると、株券を発行しなければなりません。

株券不発行制度は、今年の10月1日に施行される予定です。

H16. 10. 1

電子公告制度のメリットとは？

Q 今年6月に電子公告制度が導入されたそうですが、その概要を教えてください。また、その電子公告制度のメリットを教えてください。

A 電子公告制度は、今年6月の商法改正によって導入されたもので、この改正商法は、従来の株式会社の公告方法としての官報公告または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（商法166条5項）による新聞公告に加え、インターネットを利用した電子公告を容認するものです。

電子公告制度は、自社または他社のホームページに公告の情報を一定期間掲載しておき、インターネットを通じて、誰でも無料で閲覧できるようにするものです。法務省でも、電子公告のリンク集を開設し、電子公告会社のアドレスをクリックするだけで、容易にアクセスできるようにします。

この電子公告のメリットは、なんといっても高度情報化社会に適応でき、低廉で、簡便な点です。また、合併や資本減少などの際の会社債権者への異議催告手続では、官報公告のほか、知っている債権者に対する個別催告を要しますが、この個別催告には莫大な費用と期間等がかかります。そこで、改正商法は、官報公告に加えて、新聞公告または電子公告を行った場合は、個別催告を不要として、簡素合理化を図っています。

したがって、電子公告の利用で、この点でも経費の節減を図れるメリットがあります。ただし、会社分割においては、積極財産を一方の会社集中させ、債務を他方の会社集中させ、濫用するおそれがあるので、分割会社の不法行為債権者への個別催告省略は、認められていません。

なお、貸借対照表（大会社やみなし大会社では貸借対照表および損益計算書）の公告（決算公告）については、すでに電磁的公示制度（商法283条5項、商法特例法16条3項）が存するので、これとの調整を図っており、電子公告利用会社は、電子公告によらなければならないものとされています。両制度が実質的には同様の制度であることによるものです。

H16. 11. 19

自殺と死亡保険金

Q 保険外交員の人が契約後1年経過後に自殺しても保険金が支払われると言っていましたが、間違いないでしょうか、教えてください。

A 保険契約により異なりますが、外交員の方が言うのは基本的に間違っていないです。これは、保険契約の約款（契約条項）に、1年内に被保険者（保険をかけられている人）が自殺した場合には保険会社は死亡保険金を支払わない旨の特約（1年内自殺免責特約）があるので、その反対解釈として1年経過後の自殺の場合は、保険会社は保険金の支払を要することになるからです。

このことは、平成16年3月25日の最高裁判所判決で確認されました。

この事件で、東京高等裁判所は、1年経過後に被保険者が自殺した場合でも、保険会社において自殺が専ら又は主として保険金の取得目的であることを主張、立証したときは、保険会社は、保険金の支払義務を免れると判示していました。

被保険者Aは防水工事会社Bの社長でしたが、B社には2億数千万円の借金があり、経営状態は厳しい状態でした。B社（又は社長A）は、保険会社数社と平成6年6月1日から平成7年6月1日にかけてB社を保険金受取人とする生命保険契約などを結び、死亡保険金額の総額は25億円を超え、保険料は月額225万円を超えていました。

社長Aは平成7年10月31日午後2時半ころにマンションの屋上防水工事現場から転落死しました。これが自殺とされたため、平成6年6月1日契約分の保険金6億円の支払を求めたものです。

最高裁は、上記東京高裁判決を破棄しました。1年内自殺免責特約は、自殺による保険金取得目的を長期間持続するのが困難なことなどで設けられたとし、1年経過後の被保険者の自殺に関し犯罪行為等が介在し、自殺による死亡保険金の支払が公序良俗違反（国家社会の利益を害し、道徳観念に反すること）となるなどの特段の事情がある場合を除き、保険会社は、保険金の支払を要すると最高裁は判断したのです。

H17. 1. 14

団体保険の支払は？

Q 友人の勤務する運送会社では全従業員を被保険者とし、会社を保険金受取人とする傷害保険に加入しているそうですが、従業員が事故で死傷したときに支払われる保険金は会社のものでしょうか、教えてください。

A この種の保険は団体保険といわれるもので、一つの契約で団体の構成員全員を一括して被保険者とし、団体自体が保険金受取人となる保険です。

ご質問に類似するケースについて、平成15年11月27日に名古屋高等裁判所は、この種の団体傷害保険契約を有効とし、この保険の目的は従業員の福利厚生に併せ、交通事故で会社が被る損失の補填にあるとしました。そして、会社が受け取った保険金5千万円のうち、交通事故死したトラック運転手Aの遺族は会社に対して災害補償金として3千万円を支払請求できると判示しています。

会社は契約締結に際し、保険会社に対して災害補償金を従業員または遺族に支払う旨の災害補償規程を差し入れていて、これにより会社は従業員または遺族に災害補償金を支払う意思表示をしたと見なしました。これは被保険者の利益に合致するので、被保険者の同意が推認され、契約は有効に成立し、これに基づき災害補償金の支払請求ができるとしたのです。

次に、なぜ3千万円かについては、次の理由から社会的に相当な額であるとしています。①会社は、保険会社に災害補償規程を差し入れたものの災害補償制度を創設していないこと。②保険料は会社が全額支払っていること。③契約の目的に会社の損失補填も含まれていること。④金融監督庁のガイドラインは会社の受取分を従業員の受取分より少なくし、2千万円以下にすべきこととしていること。⑤会社のAに対する安全配慮義務違反による損害賠償金が5千5百万円弱（うち、労災の遺族補償給付金が2千万円弱）であること。⑥会社での勤務歴が3ヶ月余などです。

団体保険の保険金の帰属問題では否定事例もありますが、現在、最高裁判所で係争中の事件もあり、その判断が待たれます。

H17. 3. 4

フジテレビVSライブドア

Q 連日、ライブドアとフジテレビによるニッポン放送株の争奪戦が報道され、世間の注目を集めています。この争奪戦は法律的にどうなっているのでしょうか。簡単に教えて下さい。

A そうですね。ニッポン放送株の争奪戦報道は加熱気味ですね。それどころか、政治家や財界人まで巻き込み、放送法などが改正されそうです。さて、私も、みなさんと同様の情報しかありませんので、2月24日現在までの情報を頼りに、法律面からこの争奪戦を垣間見たいと思います。

2月24日現在、ニッポン放送株の50%超の取得を目指すライブドアは、41%超を取得しています。対して、公開買付け(TOB)を進めるフジテレビは、50%超から変更した25%超の取得目標の達成に自信を示すとともに、23日には、ニッポン放送は、ライブドアの持株比率を16%に引き下げ、フジテレビの子会社になるために新株予約権をフジテレビに発行すると決定しました。

まず、なぜフジテレビは25%の取得目標にしたかです。ニッポン放送はフジテレビ株の22・5%を保有していますが、フジテレビがニッポン放送株の25%超を取得すると、ニッポン放送は、商法の株式相互保有規制により、フジテレビの株主総会で22・5%の議決権を行使できなくなるからです。この規制は、25%超保有された会社が有する支配会社(親会社など)の議決権行使を認めると、議決権行使が歪曲化され、支配会社の意志に沿った議決権行使がなされるなどの弊害からです。

次に、新株予約権ですが、これは新株購入権です。予約権は1株あたり336円で、予約権行使時の購入価額が5950円です。フジテレビは、総額で2967億円の資金が必要です。これに対して、ライブドアは、この予約権発行の差止を裁判所に求めるとしています。ライブドアがニッポン放送に何人の取締役を送り込めるかがポイントになるでしょう。

ニッポン放送傘下の横浜球団や、フジテレビ傘下のヤクルト球団・産経新聞など、私たちに愛着のある企業はどうなるか、目が離せませんね。

H17. 5.13

独占禁止法改正のポイント

Q 今国会において独占禁止法が改正されたそうですが、独占禁止法がどのように改正されたのか、改正のポイントを教えてください。

A 独占禁止法は、今年4月20日に改正されました。独占禁止法は、企業間の自由で公正な競争を促進し、消費者が安くて品質のよい商品を手に入れられるようにします。

この独占禁止法の改正ポイントは4つです。

1つ目は、課徴金の額の引上げ等で、最大の改正点です。価格カルテル(注①)や入札談合などは重犯罪ですが、従来は、カルテル等で企業が得た不当な利益を剥奪し、カルテル等のやり得を阻止すべく、課徴金の納付を命じていましたが、今後は、制裁として課徴金が課せられます。

まず、①課徴金算定率(売上額に乗ずる率)の引上げを行っています。改正後は、大企業で10%(小売業3%、卸売業2%)、中小企業で4%(小売業1・2%、卸売業1%)に引き上げられます。過去のカルテルや入札談合事件の約9割で、不当利益が8%以上であり、平均では不当利益が16・5%に達していることによります。

そして、②繰り返し違反行為をした場合、5割加算されます(違反行為を早期に取り止めた場合、2割軽減されます)。

さらに③課徴金の適用対象範囲を拡大し、市場を支配して価格などを制限する私的独占も対象にしています。

なお、④罰金相当額の半分を課徴金額から控除する調整措置を講じています。

2つ目は課徴金の減免制度の創設です。カルテルや談合に加わった事業者が公正取引委員会の立入検査前に、1番目に違反事実の申告を行った場合は免除し、2・3番目は50%ないし30%減額されます。企業の法令遵守(コンプライアンス)意欲を向上させ、カルテルや談合の発見・摘発を容易にしようとするものです。

3つ目は犯則調査権限の導入で、裁判所の発する令状により、営業所等に臨検・捜索を行い、物件を差し押さえることができます。

4つ目は審判手続の見直しで、審判手続の一層の適正化を図るものです。

(注①) 同種もしくは類似の産業部門に属する複数の企業が、相互の独立を維持しながら、市場を支配するために共同行為を行うこと。企業協定を結ぶこともある。独占禁止法により原則として禁止。企業連合。

H17.6.17

共済制度規制のポイントとは？

Q 保険業法が改正され、共済制度が規制されるようになったそうですが、どのような共済が規制されることになったのか、また、その規制内容はどのようなものか、この2点を教えてください。

A 共済は、同じ職業についている人や、同じ地域に住んでいる人を対象に組合を作り、共済事業を行うもので、保険事業に似た共済もあります。たとえば、生命保険に似た生命共済、医療共済、こども共済、ガン共済等のほか、損害保険に似た自賠責共済、自動車共済、火災共済などです。

この共済には大別して2種類あります。1つは、認可共済（制度共済）です。これは、法令上認められているもので、最も規模の大きい「JA共済」は、農協の共済で、農業協同組合法に基づいています。「県民共済」、「全労済」、「CO-OP共済」などは消費生活共同組合法に基づいています。これらの共済では、監督官庁が共済金の支払い確保のために準備金を積立させたりしていますので、保険業法による規制は必要ありません。

問題なのは、もう1つの無認可共済（任意共済）です。これは、法令に基づかないもので、共済金の支払い準備金のないものや、加入者を何人か紹介するとお金をもらえるマルチ的な手法でお客を増やすものもあります。掛け金が安いなどということだけで加入したりして、共済金をもらえなかったり、共済が破綻してしまって被害を受けた方々がおります。無認可共済は、従来から保険業法違反の疑いがあるともいわれていたもので、今回の保険業法の改正による規制の対象です。

保険業法は、第1に、保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険を引受ける場合も保険業としました。これにより、共済事業も保険業の対象になるものとしました。ただし、特別の法律によるものや、会社が役員を対象にしたり、学校が生徒を対象とする場合等は除かれます。

第2に、小額短期保険業を創設し、保険期間が2年以内で、保険金額が1000万円以下の保険のみを引受ける事業の特例を置きます。登録制度や供託制度のほか、資産運用規制、募集規制などです。施行は1年内の政令で定める日です（原則）。

H17.8.5

新会社法成立と商法改正

Q 先頃、新しい会社法が成立し、商法が改正されたり、有限会社法が廃止されたそうですが、新会社法はどのようなものでしょうか。

また、既存の有限会社はどうなるのでしょうか。この2点について、教えてください。

A ご存知のように、6月29日に新会社法が成立しました。この会社法は、従来の商法第2編(会社編)、商法特例法および有限会社法を統合し、ひらがな交じりの現代語化したものです。内容的にはたくさんの改正がなされていますが、以下の3点で回答できるでしょう。

最初に、新たな有限会社の設立は禁止され、代わりに合同会社が創設されています。

合同会社は、全社員(出資者)有限責任で、原則として全社員で会社経営をする会社で、合名会社や合資会社の仲間とされ、これら3社を持分会社といいます。

なお、合名会社や合資会社でも、原則として責任が無限か否かを問わず、全社員が会社経営をするものと改められ、会社も無限責任社員になれるようになりました。その場合、無限責任社員である会社は職務執行者を選びます。持分会社間の組織の変更は簡単です。合名会社は有限責任社員を入れて合資会社にしたり、全社員を有限責任社員にして合同会社にできます。

次に、株式会社ですが、最低資本金制度が廃止され、1円株式会社も可能となりましたが、株式会社は多様化されました。従来のように取締役会と監査役を置く会社のほか、有限会社のように取締役1人でもよくなりました。この会社の運営は有限会社と同様にできますが、全株譲渡制限(株式の譲渡に会社の承認が必要)のある会社に限られます。

また、資本金5億円または負債額200億円以上の大会社では、取締役会・監査役会および会計監査人を置くか、取締役会・3委員会(執行役)および会計監査人を置く必要があります。大会社以外でも、取締役会を設置すれば大会社のように会計監査人等を置くことができます。

最後に、既存の有限会社は、株式会社として存続します。社員50人制限や最低資本金はなく、社債や新株予約権(株式購入権)の発行のほか、取締役の責任軽減もできます。ただし、名称やいくつかの制限があります。

H17. 11. 18

新しい“合名・合資会社”

Q 今年6月の新会社法の成立で、合名会社や合資会社が生まれ変わったそうですが、どのようになったのでしょうか。また、会社も無限責任社員になれるようになったそうですが、その辺も詳しく教えてください。

A 今年6月に成立した新会社法は、全社員（出資者）有限責任の合同会社を創設するとともに、従来の合名会社と合資会社を合わせて持分会社と称し、種々の改正をして、利用しやすくしています。

まず、業務執行者の改正をしています。持分会社では、原則として全社員が業務執行権（経営権）を有します。そして、業務執行社員は会社代表権を有します。それゆえ、合資会社の有限責任社員も原則として経営権を有します。これは責任と経営権を切り離したものです。もちろん、定款で、別段の定めができます。なお、改正法は、経過措置として合資会社の有限責任社員は業務執行をしない旨の定款の定めがあるものとしています。

次に、業務執行者は取締役と同じ義務・責任を負うものとします。会社への善管義務や忠実義務を課すほか、会社の事業取引と同じ取引を個人として行ったり、個人として会社と取引することを原則として禁止し、違反時の会社への責任を課するとともに、悪意・重過失のあるときは債権者等の第三者に対しても責任を負うものとします。

さらに、業務執行者の会社に対する責任を他の社員が追及する責任追及等の訴え（従来の株主代表訴訟と同様）が認められています。業務執行社員同士の馴れ合いにより会社が責任追及をしないおそれがあるためです。

そして、会社（法人）は合名会社の社員や合資会社の無限責任社員になれるように改められました。大会社同士が出資しあって合名会社を設立して合併企業を行いたいなどとの要望があったためです。会社が業務執行社員となるときは、職務執行者を定めます。この職務執行者は、業務執行社員と同じ義務・責任を負いますが、業務執行社員である会社の役職員である必要はなく、会社外の有能な方でもよいものとされています。

このような改正により、前述の合併企業のほか、株式会社が唯一の無限責任社員となって、合資会社を設立することも可能となったのであり、従来どちらかといえば敬遠されがちであった合名・合資会社が今後活用されるようになると思われます。

H18. 1. 20

駐車車両に対しての責任

Q 月極駐車場では一般に車の盗難等に貸主は責任を負わないそうですが、有料駐車場やホテルの場合も経営者は責任を負わないのでしょうか。この点を教えてください。

A 一般に、有料駐車場の場合、駐車車両について駐車場経営者が責任を負うか否かは、場所貸しか、駐車車両の保管の引受けかで、責任の有無が決められるといえます。すなわち、場所貸しのときは、賃貸借契約の問題であり、保管の引受のときは、寄託契約の問題です。

民法という法律によれば、寄託とは、他人のために物の保管をなすことを目的とする契約であると解されており、物の保管とは、保管を引受けた受寄者が物を自分の所持内（支配下）で、滅失・毀損を防いで現状を維持することと解されています。

したがって、寄託か、賃貸借かの判断基準は、契約でいずれかであることを定めない限り、基本的には、駐車場経営者側に車両に対する支配があるか否かです。駐車場経営者側に車両の鍵（キー）を預けているときや、有料の立体駐車場等のときには、駐車場経営者側に車両に対する支配があり、寄託契約の成立が肯定されると解されましょう。

ホテルの場合も、基本的には同様です。車両のキーをお客さんから預かった場合には、寄託契約が成立し、車両の保管責任が生ずるとされています。ホテルの場合は、たとえ無償でも、場所の提供にすぎないとか、車両のキーの保管は車両の移動のためとかの理由で、車両の盗難や車内物品の盗難等の際に、車両の保管責任を免れることはできません。

ところで、ホテル（館）は場屋（じょうおく）営業とされ、厳しい責任が課せられ、寄託を受けた携帯品については不可抗力によるときにだけ責任を免れることができます。車両のキーを預かると、車両についても、この厳しい責任が生じると裁判所は判断しています。

ただし、高価品（貴重品）はお客が種類と価額を申告してフロントに預けた場合にだけ、この厳しい責任を負います。しかし、高級外車などの場合は、従業員が見ただけで高価品と判断できますので、従業員がそれを知っていて車のキーを預かったときは、申告がなくても厳しい責任を免れないとの裁判例もあります。

なお、政府登録ホテル（館）では、その宿泊約款（あらかじめ宿泊契約の条項を定めたもの）で、高価品や駐車車両についての特別責任を定めています。

H17. 7. 29

離婚時年金分割制度について

Q 私は専業主婦（55歳）です。夫は地方公務員で来年3月定年（60歳）です。夫のわがまま、性格不一致で、夫の定年とともに私の主婦業も定年にし、離婚して自由に暮らしたいと思っています。ところで離婚すれば夫の年金分割できると聞きました。その内容を教えてください。

A 「離婚時年金分割制度」は平成19年4月1日から施行され、これ以降に離婚した人に適用されます。

分割可能な年金は被用者年金といわれる厚生年金、国家・地方公務員共済年金、私立学校教職員共済年金等です。

国民全てが加入を義務付けられている国民年金は分割の対象となりません。

巷では離婚願望の女性達が、時（平成19年4月1日）の来るのをじっと待っているのではないかと囁かれています。

請求すべき按分割合は離婚等（婚姻取消も含むので）により夫婦であった者の一方から社会保険庁長官に対し請求します。分割対象期間（婚姻期間）について被保険者（保険加入者）の標準報酬改定の方法によりなされます。

按分割合は離婚した夫婦の合意で定められるのが原則ですが、合意の協議が調わないか協議できないときは申立により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めます。（家事審判事項となります）。

離婚訴訟の付帯処分としてもできます。

按分割合の上限は50%です。年金分割請求は離婚してから2年経過した後はできません。財産分与請求が離婚後2年とされていることに合わせたものとされています。

離婚した夫婦がまだ年金受給年齢に達していなくても（65歳から支給されます）年金の分割はできます。

相談者の場合、平成19年4月1日以降に離婚し（それまで待つべきです）、年金分割に合意したとき、奥さんは65歳に達すれば年金受給できることになります。若年者の離婚でも婚姻期間に対応する年金分割は可能です。

被扶養配偶者（主に専業主婦たる妻）からの年金分割請求については、

平成20年4月1日以降離婚した場合、20年4月1日から離婚時まで夫の負担した保険料は被扶養配偶者(主として妻)と共同して負担したものとされ、離婚した妻から2分の1の分割請求できることになっています。

具体例では、平成元年4月1日婚姻し、平成25年3月31日離婚した場合。平成20年4月1日から平成25年3月31日までは離婚した妻から2分の1の分割請求が可能です。平成元年4月1日から平成20年3月31日までの期間は合意分割、審判・離婚訴訟の付帯処分の対象となるということになります。

秋田経済法科大学法学部教授・

総合研究センター法学研究所長 古田 重明

H17.9.23

遺言の書き方と効力について

Q 私には長女・春子、二女・夏子、三女・秋子がおります。高齢になり私の世話をしてくれている三女に全財産（宅地、建物、預貯金）をあげたいと思っているのですが、遺言の書き方や遺言の効力について教えてください。

A 質問者に適当と思われる自筆証書遺言と公正証書遺言について説明します。

○自筆証書遺言は一番簡便な方法です。遺言内容の全文、日付、氏名を自分で書き、押印するだけでできます。遺言者の真意を確認する必要がありますから自書することが大事です。テープ、ワープロ、ビデオは改変されるおそれがあります。日付も年月日は吉日と書けば日が特定されないののでだめです。押印は三文判でも拇印でも良いことになっています。

遺言書には遺言執行者を指定しておくことが肝要です。そうでないと家裁へ遺言執行者の選任申請する必要が生じ、手続がやや煩雑になるからです。相続人のうちの誰かとか、信頼のおける友人、知人とか、学校法人○

○大学理事長○○と指定することもできます。遺言書の保管は財産を取得すべき秋子にしておくか、遺言執行者に保管を依頼しておくかです。遺言者が死亡した時は遺言書の保管者が家裁へ届出て「検認」という手続きをとります。遺言者の筆跡に違いがないか否か等を調べます。

全財産を秋子に相続させると言っても、春子、夏子には遺留分と言って法律上最低取得できる割合があります。本事例の場合、春子、夏子二人の遺留分は $1/2 \times 1/3 = 1/6$ 。一人当たり六分の一になります。ただし、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知ってから一年間減殺請求しなければ時効により消滅します。相続開始後10年経過しても消滅します。遺言内容のとおり秋子に全財産をあげるためには、遺言者が生前春子、夏子に因果を含め（何がしか財産を与えるなどして）遺留分放棄の手続きを家裁宛してもらい許可を受けることが必要です。

○公正証書遺言（公証人役場によると）この方式による遺言は紛失のおそれがなく（原本は同役場で保管）、また変造されることなく、家裁の

検認手続不要です。公証人役場(秋田と能代にあり)に出向くか、出張をお願いし、遺言内容を伝えます。準備するものとしては①遺言者の印鑑証明書一通、②遺言者の戸籍謄本一通、③財産を受ける人の住民票一通、④証人二人とその住所、氏名、生年月日、職業、⑤遺言内容に不動産があるときは固定資産評価証明書一通、⑥遺言者の実印、⑦証人は認印持参。こうして遺言公正証書を作成してもらいます。作成手数料は目的物の価額によって定額があります。

秋田経済法科大学法学部教授・

総合研究センター法学研究所長 古田 重明

H17.11.11

老人の一人暮らしに援助を

Q 私は七十五歳、一人住まいの女です。亡夫の年金と自分の国民年金で生活しています。息子は遠隔地に住み、ほとんど没交渉です。最近、ボケ気味で今後の生活が不安です。在宅のまま、どなたか支援、援助してくれる人を頼みたいのですが、いい方法がありましたら教えてください。

A 地域福祉権利擁護事業の活用をすすめます。

これは判断能力が不十分な人（痴呆性高齢者、知的健障者、精神健障者）、一人暮らし高齢者（質問者のような方）、日常生活に不安のある人に対する福祉サービスの利用援助に関する事業のことです。

①相談受付 まずもよりの市町村社会福祉協議会に連絡して下さい。本人はもとより、家族、民生委員、児童委員、福祉サービス事業者、保健師からでも結構です。

②専門員による相談と調査 市町村社福協から連絡を受けた地区福祉生活サポートセンター（大館、秋田、横手の三か所）に配属されている専門員が本人宅を訪問し、この事業の説明をしながら、利用の必要性、生活状況の把握、利用希望の確認をします。

③福祉サービス利用申込書を社会福祉協議会宛出してもらいます（氏名欄は自筆記入です）。

④専門員による「支援計画」の作成と「福祉サービス利用援助契約書」の作成。契約締結は利用申込者と地区の社会福祉協議会です。

⑤支援計画の内容

(1)担当する専門員と生活支援員の氏名を明示します。

(2)援助の詳しい内容

- ・生活支援員の訪問日時
- ・介護保険活用手続代行
- ・苦情解決の相談援助
- ・福祉サービス利用についての相談援助

(3)預金の払戻しお届け

生活支援員が訪問のつど利用者の預金から払戻しを受け届けます。通

帳は社会福祉協議会金庫に厳重保管します。

(4)支払いの代行等

生活支援員は訪問の際、必要に応じ支払手続の代行をします。▽福祉サービス利用料の支払い▽医療費▽税金▽社会保険料▽公共料金▽日用品等代金支払手続

(5)臨時の援助

この他臨時に援助が必要なときは社福協が利用者の意見を確かめた上、計画にない援助や異なる援助もできます。

(6)利用料は一回二時間以内千五百円、超えたときは一時間ごと七百五十円が加算されます。生活保護費受給中は利用料免除されます。

(7)契約の終了

▽本人の解約申入れ▽死亡▽判断能力の著しい低下等によりこの事業の援助を続けられなくなったとき。

(7)契約締結能力の審査を的確に行う「契約締結審査会」があり、また利用者の福祉サービスが適正に行われているか事業運営全般を監視する「運営適正化委員会」がありますので、安心してご利用下さい。

秋田経済法科大学法学部教授・

総合研究センター法学研究所長 古田 重明

H17.12. 9

身内に後見人が要る時

Q 私の父は田舎で一人暮らしをしています。八十歳になり判断力がだいぶ衰えてきました。私は仕事の都合で家へ帰ることができません。よく任意後見とか法定後見という言葉聞きますが、具体的にどうすればいいのでしょうか。

A 質問者の父の判断能力がどの程度低下したかによりますが、ここでは成年後見について説明します。

精神上的の障害、例えば認知症（痴呆）、知的発達障害、自閉症、精神分裂病になり、事理弁識能力、つまり自分の行為の結果を判断できる精神的能力が低下した人を保護する制度のことをいいます。

成年後見には法定後見と任意後見があります。法定後見とは民法に規定する後見、保佐、補助の三つの保護制度をいいます。任意後見とは任意後見契約に関する法律に基づいて委任者と受任者が公正証書によって契約することです。（詳細は次回）精神障害者でない身体障害者や浪費者は対象外です。

▽後見開始の審判の要件

イ、精神障害の程度が重く事理を弁識する能力を欠く状況にあること。

ロ、家庭裁判所への申立権者は本人（事理弁識能力が回復しているとき）、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官です。他に市町村長や任意後見人、任意後見監督人も申請できます。

ハ、医師の鑑定が必要です。5万から10万の鑑定費用がかかります。家裁では本人の陳述も聴きます。

ニ、家裁から後見開始の審判がなされますと、成年被後見人となり、成年後見人が選任されます。複数でも可です。

ホ、家裁が必要であると認めるときは成年被後見人、その親族、成年後見人の請求により成年後見監督人を選任します。

ヘ、成年後見人の職務

▽被後見人の財産管理や全面的な代理権、療養看護、取消権があります。

▽まず被後見人の財産の調査をし、目録を作成します。後見監督人があるときはその立会がなければ効力を生じません。

▽成年被後見人の行為を取り消すことができます。ただし、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」は取消の対象から除外されました。

▽取消すべき行為を追認することもできます。

▽成年被後見人の居住建物敷地を売却、賃貸、解除、抵当権設定等するときは家裁の許可を得なければなりません。

ト、成年被後見人に審判されても、戸籍には記載されません。

秋田経済法科大学法学部教授・

総合研究センター法学研究所長 古田 重明

H17.12.16

保佐人・補助人が要る時

Q 精神障害により事理弁識能力が著しく不十分または不十分な者の保護について教えてください。

A 一、保佐開始の審判

イ、精神上の障害により判断能力が著しく不十分なため、行為の利害得失を十分判断できない場合です。

ロ、家裁への申立権者

本人（事理弁識能力が回復しているとき）、配偶者、四親等内親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人、検察官です。市町村長もできます。

ハ、医師の鑑定の必要

ニ、保佐開始の審判により本人は被保佐人となり保佐人が付けられます。

ホ、保佐人の職務

被保佐人が次の行為をするときの同意権

①元本の領収、利用②借財・保証③不動産他重要な財産の売買④訴訟行為⑤贈与和解仲裁合意⑥相続の承認放棄・遺産分割⑦贈与申込拒絶、遺贈放棄、負担付贈与申込承諾、負担付遺贈承認⑧新築、改築、大修繕⑨一定期間を超える賃貸借。

同意ない場合の取消権、特定の法律行為につき代理権を付与されることもあります。

ヘ、本人の能力 日用品の購入その他日常生活に関する行為については保佐人の同意不要です。

二、補助開始の審判

イ、精神上の障害により判断能力が不十分なため自己に不利益な取引を繰り返すような場合です。

ロ、家裁への申立権者

本人、配偶者、四親等内親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、検察官、市町村長は六五以上の者、知的障害者、精神障害者についてできます。

ハ、本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意が必要です。

ニ、補助開始の審判を受けた人は被補助人となり補助人が付けられます。

ホ、補助人への権限付与

被補助人が特定の法律行為（前記保佐人の同意を得るべき行為の一部に限る）をするときの同意権付与、本人の申立または同意を要件とした代理権付与、例えば本人所有の不動産について売却、賃貸、抵当権設定等の処分行為、預金取引など。ただし、本人の居住用不動産を売却するときは家裁の許可が必要です。また補助人の同意を得なければならない行為につき同意を得ないでした場合の取消権や追認権もあります。

ヘ、補助人を監督する補助監督人制度もあります。

ト、後見登記等に関する法律により、後見、保佐、補助の登記がされます。（次回は任意後見契約についてお話します）

秋田経済法科大学法学部教授・

総合研究センター法学研究所長 古田 重明

H17. 12. 23

任意後見契約

Q 私は70歳单身男性です。土地建物や預貯金が結構あります。認知症になったときに備えて、信頼のおける人と任意後見契約を結びたいと思います。手続や内容について教えてください。

A 一、任意後見契約というのは、委任者（本人）が受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護、財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約をいいます。

二、この契約は公証人の作成する公正証書による必要があります。公証人の関与により適法有効な契約がなされることを担保します。

三、この契約には任意後見監督人が選任されたときから効力を生ずる旨の定めが必要です。任意後見人の事務処理が適正に行われることを担保するためです。

四、任意後見契約の公正証書が作成されると公証人から登記所への嘱託により任意後見契約の登記がなされます。

五、任意後見監督人の選任

イ、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるとき本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者が家庭裁判所へ選任を請求します。

ロ、本人以外の者の請求により任意後見監督人を選任するにはあらかじめ本人の同意が必要です。

六、任意後見人の事務

委任者の具体的必要性により定められます。代理権付与が必要な場合、代理権目録で表示します。任意後見契約公正証書によりますと、例えば①不動産、動産等すべての財産の管理・保存・処分等②預貯金の管理・払戻③遺産分割④賃貸借契約の締結・解除

⑤生活に必要な送金、物品の購入、代金の支払い⑥医療、介護、福祉サービスの利用契約

⑦登記済権利書、預貯金通帳、株券等の預かり、印鑑、印鑑登録カード、

重要な契約書類の保管等。

また、本人死亡の場合、病院等への医療費の支払い。本人生前の委任事務に関する債権の取り立て、債務の弁済、本人の葬儀、埋葬、供養に関することも委任できます。

七、任意後見監督人の職務

任意後見契約法に規定されていますが、おもなものは任意後見人の事務の監督、家裁への定期的な報告、任意後見人についても報告を求め、本人の財産状況調査などです。

八、任意後見人には自然人(個人)、法人(社会福祉法人、学校法人、NPO法人)がなれます。

秋田経済法科大学法学部教授・

総合研究センター法学研究所長 古田 重明

H16. 5. 14

交通バリアフリーとは？

Q このたび秋田市が「交通バリアフリー基本構想」というものを策定するという話を聞きました。「交通バリアフリー」とはどういうことでしょうか。また、この基本構想の意義は何でしょうか。教えてください。

A 国は平成12年にいわゆる「交通バリアフリー法」を制定しました。「バリアフリー」とは、高齢者や障害者の方々が社会生活を営む上での障壁となるものを取り除くことを意味します。

「交通バリアフリー法」は、こうした高齢者や障害者の方々がバスや鉄道などの公共交通機関を利用して移動する際の利便性や安全性を向上させるため、駅やバスターミナルなどの旅客施設、バスや鉄道の車両、あるいは旅客施設周辺の道路や信号機などを、利用しやすい設備や環境に改める施策を行うための法律です。

「秋田市交通バリアフリー基本構想」はこの法律を受けて秋田市が策定するもので、行政がバリアフリー化を実施していく際の基本方針や、行政や事業者が実際に整備を行っていく地域や施設、具体的な内容、目標期限などを明記するものです。これによってバリアフリー化が明示的、重点的かつ一体的に進められていくことになります。

具体的には、秋田駅および土崎駅周辺を重点整備地区に指定し、平成22年を第一の目標に、視覚障害者用誘導ブロックの敷設、歩道内段差の解消、音声式信号機の設置などを行うことや、JRやバス会社の協力を得て、駅やバスターミナルにエレベーターや分かりやすい案内板を設置すること、バスの低床化を推進していくことなどが盛り込まれています。

ただ、こうしたハード面での整備を進めるだけでは真のバリアフリーにはなりません。高齢者や障害者に対する理解を深め、困っている人には手を差し伸べてあげたり、放置自転車などによって自らバリアを作り出しているということを市民が認識して当事者意識を持てるよう啓発するなど、いわゆる「心のバリアフリー」があわせて実現される必要があります。

これによってはじめて、真の意味でのバリアフリーの達成につながっていくといえるでしょう。

H16. 6. 25

公選法改正で何が変わる？

Q 公職選挙法の一部が改正され、今度の参議院選挙から不在者投票制度の内容が改められたと聞きました。どのように変わったのでしょうか、教えてください。

A 今年の3月1日から施行された公職選挙法の改正では、「期日前投票制度」が創設されたこと、および「郵便による不在者投票」について、対象者の拡大や代理投票制度が創設されたことなどが変わりました。

従来の不在者投票は、投票者が記載場所ですいた投票用紙を内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて署名をして提出。投票日に投票管理者が投票用紙を封筒から出し、投票箱に投票するという手続で行われていました。

期日前投票制度はこうした手続を簡素化するもので、基本的に選挙期日の投票所における投票手続と同様の手続で投票できるようになりました。開票も外封筒や内封筒の開封作業がなくなるなど、選挙事務の負担軽減にもつながります。

一方、「郵便による不在者投票」は、身体障害者手帳を持ち、下肢や内臓の障害等で投票所に行くことが困難な人については従来から認められていましたが、寝たきりでも身障者手帳を持っていない人は対象外とされてきました。また、筋委縮性側索硬化症(ALS)のような難病は、病気の進行で手の自由が利かなくなるなどするため、本人が記載しなければならない郵便投票では事実上投票することが困難で、患者団体では代筆による郵便投票を認めるよう求めていました。

今回の改正はこうした人にも投票機会を広げるもので、具体的には、介護保険の被保険者証を持つ要介護5の寝たきりの人やALS患者・全盲の人など、全国で約25万人が、郵便投票や代理記載によって新たに投票できるようになる見込みです。

なお、これらの投票をする場合には、あらかじめ、「郵便等投票証明書」の交付を受けるなど、投票に先立っていくつかの手続がありますので注意が必要です。

H16. 8. 20

地域審議会の役割とは？

Q 秋田市と河辺町・雄和町の合併では、編入される河辺・雄和両町に、地域審議会という組織が設置されると聞きました。これは、どのような機関なのでしょうか、教えてください。

A 秋田市と河辺郡の1市2町の合併は、7月12日に合併協定書への調印も済み、7月26日には寺田知事に対して合併申請書の提出を行いました。手続が順調に進めば、来年1月11日に、県内では美郷町に続く第2号の合併が成立し、新「秋田市」が誕生します。

この合併では、とりわけ、秋田市に編入されることになる河辺町と雄和町は役場がなくなり、住民代表の議員数も大幅に減ることになるため、地域住民の声が行政に十分に届かなくなるのではないかと、という危惧があります。そこで、合併による不安感を解消するひとつの方策として、旧河辺・雄和の両町区域にそれぞれ「地域審議会」を設置することが合併協議で決められました。

地域審議会は、合併特例法によって設置が認められている機関ですが、合併の際に必ず設置しなければならないものではなく、設置する場合でもその組織や運営に関する事項についてはそれぞれの合併協議において具体的な内容が話し合われることになっています。

秋田市と河辺郡の合併では、編入されることになる河辺町と雄和町に、それぞれの区域の住民20人以内で組織される地域審議会を、合併後おおむね10年程度設置することとされました。そして、各区域に関する事項について、市長の諮問に基づいて審議をし、あるいは、必要に応じて意見を述べる権限を有し、市長はそこで示された意見を尊重して意思決定を行うこととされています。

全国の合併先行例では、地域審議会を設置したけれども、周辺部は寂れるばかりだという嘆きの声も一部では聞こえてきています。編入されることになる2町の住民に不満が募らないよう、地域審議会を有効に機能させていく努力が行政には求められることになるでしょう。

H16.10.15

パブリック・コメント制度とは？

Q 最近は行政活動に市民の声を反映させるためにさまざまな手法がとられるようになってきていると聞きました。そうした手法の一つにパブリック・コメントという制度があるそうですが、これはどういう制度ですか、教えてください。

A パブリック・コメントとは、行政が政策等を企画・立案する際に広く国民から意見を求める制度のことです。行政が行おうとしている政策についてあらかじめ国民から意見を聞き、それを行政の意思決定に反映させるために行います。行政活動に市民参加を促進させる手法の一つで、政策形成過程における公正さを確保するとともに、行政活動の透明性を向上させることがねらいとされます。

具体的には、行政が政策を立案したり法令の制定・改廃等を行おうとする場合に、あらかじめ公報やホームページなどを通じて「素案」を公表し、それに対する意見の提出を国民に求めるという方法がとられます。国民からは、郵便、電子メール、ファックスなどの方法で意見を提出してもらいます。そして、寄せられた意見については、それに対する行政の考え方を公表するとともに、それらの意見を考慮しながら最終的な「成案」を決定していくことになります。

国レベルでは1999年3月に、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」が閣議決定され、この制度が導入されました。また、地方自治体においても、これに関する条例や要綱を定める自治体が増えてきており、国と同様の制度が行われるようになってきています。なかには、意見を募集する期間が短かったり意見の募集を行っていること自体が国民に十分に周知されていないかたりするケース、あるいは、寄せられた意見がどのように扱われたのかについての公表が不十分なケースなどもあります。今後は、こうした点にも改善を加え、より実効性のある制度にしていける必要があります。

H16.12. 3

義務教育費国庫負担金の行方は？

Q 三位一体の改革に関して、国から地方へ補助金として出されている義務教育費国庫負担金の廃止や削減をめぐる議論がなされているようです。これはどのような問題なのでしょう、教えてください。

A 憲法は国民の教育を受ける権利を保障しており、すべての自治体で安定した教育の提供が求められます。そこで現在、公立小中学校の教職員の人件費は国と都道府県とで折半する制度が導入されています。国が負担する部分を義務教育費国庫負担金といい、今年度の国家予算では2.5兆円、国から地方への補助金総額の10パーセント以上になります。三位一体の改革では向こう2年間で3兆円の補助金を削減してそれに見合う税源を地方に移すことが構想されていますが、金額の大きい義務教育費の扱いは改革の帰趨に大きな意味を持つことになります。

そもそも、義務教育費国庫負担金のような国から地方への補助金は、あらかじめ使い道が定められているお金で、地方が自由に使えるお金ではありません。また、国が集めたお金を補助金として配ることで、族議員や中央省庁が地方に影響力を持つことにもつながります。そこで、現在は人件費にしか使えないことになっている義務教育費に相当するお金の財源を地方に移して自治体の一般財源とし、教育における自治体の裁量を広げて地方分権にもつなげようとしているのです。中には、一般財源にすると教育以外にお金が回されて教育水準の低下につながってしまうという懸念を指摘する人もいます。しかし、教育問題は住民の最大関心事の一つですから、首長が教育をいい加減に扱うことはできず、むしろ自治体間競争が促されて地域の実情に見合った多様な教育サービスの展開につながるのではないかと考えることも可能です。

今回、2.5兆円のうちの8,500億円を今後2年間で削減することを明記して決着が図られましたが、削減の具体的方法については先送りになるなど不透明なところも残っています。今後も大きな関心を持って見守っていきたいものです。

H17. 1.21

女性天皇の何を議論？

Q このたび政府は、女性天皇の問題を検討するための懇談会の設置を決定したとの報道がありました。女性天皇容認の世論も高まってきているようですが、女性天皇を認めることにはどのような問題があるのでしょうか、教えてください。

A 政府が設置した懇談会の名称は「皇室典範に関する有識者会議」といいます。「皇室典範」とは、皇位の継承など皇室のことについて定めている法律ですが、それによると、皇位は「男系の男子が、これを継承する」と規定しています。

このままですと愛子さまは天皇になることができませんし、秋篠宮誕生以来40年近くにわたって男子が生まれていませんから、将来、皇位継承者がいなくなる可能性も指摘されていました。そこで、法律の改正も視野に入れて女性天皇容認の是非を検討することになったもので、今月25日に初会合が開かれ、今秋をめどに報告書をまとめる予定です。

ただ、女性天皇を認めるにしても難しい問題がいくつもあります。

第一に、女子、男子の順に生まれた場合に、皇位継承の順序を第一子優先とするのか、男子優先とするのかという問題があります。第二に、女性天皇を認めるとなると、民間の男性を皇族に迎え入れることも予想されますが、女性天皇の夫、難しい言葉で「皇配」の存在をどう扱うのかという問題があります。第三に、現在、女性皇族は結婚すると夫の姓を名乗って一般の国民になりますが、女性天皇を認めるとなると、女性皇族を皇族として残す必要があり、民間人を迎え入れて宮家を創設する可能性も出てきます。そうすると皇族の数がどんどん増えて皇室関係予算が膨れ上がる恐れもあり、こうしたことに国民の理解が得られるのかという問題もあります。

このように、皇室典範を改正して女性天皇を認めることには、いろいろと微妙で奥深い問題が出てきそうです。国民に支持されうる天皇制の落としどころがどのあたりにあるのか、難しい議論になる局面も予想されます。

H17. 3. 25

個人情報の取り扱い

Q この4月から個人情報保護法が民間企業に対しても適用されるようになることで、企業活動にも影響が出てきそうです。この法律によって、個人情報を取り扱う際にどのような義務を負うことになるのでしょうか。教えてください。

A 個人情報保護法は、行政機関や民間企業が個人情報をずさんに取り扱ったり悪用したりすることがないようにするためのルールを定めた法律で、2003年5月に成立しました。

個人情報を取り扱う事業者の守るべき義務等を定め、違反行為を改めないなどの場合には罰則を科すなどして個人の利益を守ることを目的としています。これまでは法律の適用が国や自治体に限られていましたが、4月から全面施行されることとなり、企業などの事業者も対象となることになっています。

この法律の施行に伴い、企業は様々な義務を負うことになります。例えば、企業が個人情報を収集する際には、こういった目的のために情報を収集するのかを本人に明示しなければなりませんし、収集した情報を、収集目的以外の目的で利用したり、第三者に提供したりする場合には、本人から同意を得なければなりません。

本人から請求があれば、企業が保有している個人情報を開示する必要があり、その情報が事実と異なる場合には削除や訂正に応じる義務もあります。情報が漏洩したりしないように安全管理を徹底することや、従業員や事務を委託した業者などに対する監督も求められます。

このように、事業者が個人情報を取り扱う際にはこれまで以上に制約がかかり、企業活動にとっては大きな負担になるかもしれません。しかし、個人情報保護に対する国民の目が厳しさを増している現在、この問題に適切に取り組んでいるという姿勢を示すことは、社会における企業の評価を高めることにもつながるといえるのです。

個人情報保護の問題を、企業にとっての新たなリスク要因として捉えるのではなく、企業が社会的責任を果たすためのコストなのだと前向きに考えることが必要でしょう。

H17. 5. 27

平成の市町村合併の動き

Q 3月末の合併特例法の期限に間に合わせるために県内でも駆け込みの合併申請が相次ぎましたが、ここにきて市町村合併の動きも一息ついた感があります。平成の合併はこれで終了ということになるのでしょうか。

A 合併市町村に対して様々な優遇措置を定めていた合併特例法は、事実上この3月で役目を終えましたが、4月から新たに、今後も合併を進める必要が認められる小規模町村の合併を促すための「合併新法」が5年間の時限立法として施行されています。新法の特徴は、旧法が定めていた合併特例債など市町村への「アメ」の部分が廃止・縮減され、合併に関する知事の権限を強化した内容になっている点にあります。

具体的には、国が「市町村合併推進のための基本方針」を定め、今後さらに合併が必要な自治体の基準を明示します。基本方針はまもなく公表される予定ですが、人口1万人未満を1つの目安とするのではないかと予想されています。

次に、この基本方針を踏まえ、都道府県が合併の必要性の認められる市町村の組み合わせを示した青写真である「合併推進構想」を定めます。そして知事がその構想に基づき、対象自治体に対して合併協議会の設置に向けたあせみや調停を行い、場合によっては、協議会設置の勧告などを行うことができるというものです。

このように、「平成の大合併」第2幕は合併せずに残っている小規模町村への「外圧」が一段と強まる可能性をはらんでいます。しかし、はたして知事が強権的な手法を実際に行使しうるのかについては、懐疑的な見方が少なくありません。なぜなら、こうした権限を行行使することは、町村の自己決定権の制約につながり、県と町村の間の対等関係を崩すことにもつながるからです。そのため権限行使には慎重な姿勢を示している知事も多いようです。

秋田県では来年3月末までに25市町村に再編される予定ですが、その場合8町村が1万人未満の人口になりそうです。しかし、単独立町を決めた町村に対し、県が自立計画を提出させてそれを承認していることや、全県的に合併がかなりの程度進んでいるという事情もありますので、再編が遅れている他県とは異なり、県内では大きな動きにはならないのではないかと予想されます。

H17. 8. 12

郵政法案否決と衆院解散

Q 郵政民営化法案が参議院で否決されたことを受けて衆議院が解散されました。参議院が法案を否決したことを衆議院の解散で対抗するのは筋違いだという批判もあるようですが、今回の解散は問題が無いのでしょうか。

A 衆院の解散は国政の重要課題について主権者である国民の意思を問うため、憲法7条に基づいて行われる天皇の国事行為です。どのような場合に解散できるのかについては憲法に明文の規定はなく、解散の実質的決定権は内閣にあると解釈されています。通説では内閣が必要と判断したときはいつでも解散することができると解しますが、それでも内閣の一方的な都合や党利党略による解散は解散権の濫用で許されず、一定の正当事由が必要だと説かれます。

一般に解散が正当化されるのは、①内閣の重要案件が衆院で否決や廃案になった場合、②政界再編などで内閣の基本的な性格が変わった場合、③総選挙の争点とはならなかった新たな重大課題が起きた場合などとされます。

さて今回の解散ですが、参院が法案を否決したので国民の信を問うために衆院を解散したというものです。過去にこうした例はなく、論理的にも極めて分りにくい解散といえます。なぜなら解散した衆院は僅差ながら法案を可決したわけですし、また、総選挙を行っても法案を否決した参院の構成はなんら変わるものでもないからです。

ただ憲法には、参院が法案を否決した場合に衆院が3分の2以上の多数で当該法案を再議決すれば法案が成立する旨の規定があり、仮に総選挙で賛成派が大勝して衆院で3分の2以上の勢力を得ることができれば、法案を再度提出して成立させることが可能になります。

これを期待して、内閣の重要案件が国会で行き詰まったので再議決を目指すために衆院を解散したのだと説明するならば、①の変形として容認される余地があるでしょう。それでもなお、釈然としない人も少なくないと思いますが、これはおそらく、郵政民営化法案成立の是非が、解散総選挙に訴えなければならないほどの内閣の最重要案件だという認識が国民に共有されていないからなのかもしれません。

もしそうだとすれば、今回の解散の違和感は、国民に分りやすい議論をしてこなかった政府や国会の責任であるという批判もできるでしょう。

H17. 10. 14

県幹部の三セク代表兼務に疑問

Q 県の出納長が社長に就任している県の第三セクター「秋田ふるさと村」で500万円余の使途不明金のあることが明らかになりましたが、県の幹部職員が第三セクターの代表に就任することに問題はないのでしょうか。

A 第三セクターは行政と民間企業の長所を互いに発揮するため両者が共同で出資して設立する法人で、通常は株式会社の形式をとります。

1980年代後半に民間活力の活用などをねらいに法制が整備されたことなどから急増し、当初は官の公益性と民の効率性をあわせた弾力的・機動的・効率的な経営を行うことができる経営形態として期待されました。

しかし実際には、行政が主導権を持つことが多く、意思決定や事務・会計処理が硬直化したり、人事においても官に依存する傾向があるなどの現象が見られています。

第三セクターの問題点としては、官民の共同出資であることから経営責任が不明確であることや、公的な性格を持つものでありながら業務の監督機能や情報公開が不十分であることなどが従来からいわれており、今回の問題はまさに社内のチェック機能が働いていなかった典型的な例といえます。

第三セクターの運営には公金が支出されているわけですから、その経営責任は株主のみに責任を負う民間企業以上に重いものといえます。それゆえ第三セクターは、会社の運営や監査の体制を整えることなどによって経営体質の改善を図ることや経営責任を明確にしていくことが必要でしょう。また、県民に対しては業務内容の情報公開を一層進めていくことが求められます。

自治体の幹部が第三セクターの社長等に就任している例は各地でよく見られるものですが、本務を有する者が第三セクターの役員を兼務するのは、どうしても片手間の形式的な関与にならざるを得ません。これでは十分な監督や経営責任の明確化は期待できないでしょう。

まして県の会計事務を担う出納長が県の出資している第三セクターの社長を兼務することは、違法とはいえないまでも論理的に違和感があります。

やはりこうした関与のあり方は見直しが必要かと思われます。

H17. 12. 30・H18. 1. 6 (合併号)

新春特集 特別寄稿 保護すべき情報は何か

2005年4月から個人情報保護法が全面的に施行された。この法律の施行とともに、個人情報保護への関心が飛躍的に高まり、個人のプライバシーへの配慮が社会的要請として認識されることとなった。これまでは、本人のあずかり知らぬところで自己に関する情報がやり取りされ、見知らぬ企業からダイレクトメールが送られてきたりすることに不快、不安の念を持つこともあったが、今後は、企業が個人情報を取り扱う際には、原則として本人からの同意を得ることを前提とする制度になり、国民一人一人が自己に関する情報をコントロールすることが可能になったわけである。この点は高く評価することができよう。

その一方で、個人情報の取り扱いをめぐるのは、時として過剰とも思える反応が全国各地で起こっており、さまざまな現場で混乱が見られるようにもなっている。たとえば、JR西日本の脱線事故では、肉親の安否を気遣う家族からの確認を一部の病院が拒む例があったという。ある小学校では、クラス名簿を作成しなくなったため、生徒間の連絡にも支障が生じているという。いずれも理屈をつけようとすればもっともらしい理屈が見つかるわけであるが、こうした扱いに首を傾げたくなるのは私だけではあるまい。

個人情報保護法が保護の対象とする自己情報コントロール権は、憲法13条に基づくプライバシーの権利の一態様であり、基本的人権として十分に尊重されるべきことは論を待たない。しかし同時に、情報はそれ自体に価値があるものであり、われわれの暮らしを豊かにするために、その効用に従った利用がなされるべきものでもある。個人情報保護法は、個人情報を保護することのみを念頭においている法律ではなく、あくまでも、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」(法1条)ことを目的としているのである。個人情報の保護ばかりを強調し、その取り扱いに必要以上に萎縮して、本来必要と解される情報までもが提供、利用されない状況になってしまうことは、法律本来の趣旨から乖離しているものといわなければならないだろう。社会を匿名化してしまうことが法律の目的ではないのである。

それでは、どのような個人情報であれば、提供されるべき必要性の高い情報といえるであろうか。これについては、一言で定式化することは困難であり、それぞれの分野や個人情報ごとに、情報の持つ公益性や有用性と、個人の権利利益を保護すべき必要性とを比較衡量して決めるべきことになろう。そして、これはまさに、現在、さまざまな現場で試行錯誤が積み重ねられているところでもある。

しかし、ここでぜひとも一般論として確認しておくべきことは、とりわけ公的な領域における個人情報は、われわれの生活に重大な影響を及ぼすことにもなるのだから、国民によるチェック機能を働かせるためにも、ある程度、個人情報の保護が後退することはやむをえないということである。個人情報保護法は、本来的に、情報公開法とセットで組み立てられている法なのであり、十分な検証を行うことの無いまま、個人情報の保護を金科玉条のごとくに掲げ、国民の「知る権利」を担保している情報公開の流れに逆行するような動きが見られるとすれば、それは、法律が本来意図している趣旨に明らかに矛盾する本末転倒の扱いであるとのそしりは免れない。

たとえば、厚生労働省は個人情報保護法の施行を受けて、2006年の医師国家試験合格者の発表から、従来行っていた氏名の発表はせずに、受験地と受験番号だけを公表することとした。しかしこれでは、われわれの命を預かる公共性の高い職業である医師に、一体、どこのだれがなったのかさえ国民は知ることができなくなってしまう。また、内閣府は、幹部職員の人事に関して、これまで公表していた生年月日、最終学歴、採用試験区分などについて、個人情報の保護を理由として、今後は非公表にすることを決めた。公務員を選定し罷免する権利は国民固有の権利であると憲法が謳っているにもかかわらず、これでは、幹部公務員の年齢構成のバランスや特定の学閥に偏っていないかなどの検証もできなくなり、国民の権利行使にも妨げとなろう。こうした例は、個人情報の保護に藉口した明らかな行き過ぎである。公的領域における個人情報の扱いが、国民の「知る権利」を妨げることの無いよう、われわれは強い関心を持って見守っていかなければならないと思われるのである。

ちなみに、医師については、12月になって厚生労働省は、2007年3月をめどとして、全国すべての医師や歯科医師について、同省のホームページ

上で実名、性別、医籍登録年月日、行政処分歴等を公開する方針を決定した。医師であることを国民が検証しうる手段が全く失われてしまうことへの批判が高まったことに配慮した極めて当然の判断である。このように、今後は公共性の高い領域における行き過ぎた個人情報保護に対するゆり戻しの動きが強まっていくことも予想されよう。

秋田経済法科大学法学部助教授 渡部 毅

H18. 1. 27

「まちづくり三法」とは？

Q 秋田市中央街区活性化・再開発が重要課題になっている折ですが、中心市街地の空洞化に歯止めをかけるために「まちづくり三法」の見直しが検討されているという話を聞きました。「まちづくり三法」とはどのような法律なのでしょうか。また、どのように変えようとしているのでしょうか。

A 「まちづくり三法」とは、都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の三法のことで、空洞化が進む市街地を活性化させるために制定された3つの法律を総称したものです。

郊外商業施設への消費者の流出は、三大都市圏や札幌、福岡のようなブロック拠点都市を除くと全国各地に見られる現象ですが、これは市街地への大型商業施設の出店規制を定めた1974年の大規模小売店舗法などによって加速したといわれています。

しかし、旧市街地が急速に寂れる現象が起きたため、2000年に大店法は廃止され、その代わりに市街地への出店規制を一部緩和した法律や市街地を活性化するための施策を盛り込んだ法律が整備されたのです。

これらが「まちづくり三法」になりますが、その後も商業施設のみならず病院や公共施設などの郊外流出にも歯止めがかからず、一向に市街地に賑わいの回復が見られませんでした。

そこで、都市計画法や中心市街地活性化法を改正して市街地の再生を目指すことになったのです。今国会で改正案を可決した上で2007年からの施行を目指しています。

改正の要点は、大型施設の郊外出店や、病院などの郊外移転を制限する規制強化によって都市の拡散を抑えつつ、中心市街地におけるマンションや病院などの建設費の一部を行政が補助するなど、財政面や制度面でのより手厚い支援を行うことで、住居や商業施設を誘導して賑わいを取り戻そうという点にあります。

しかし、地方では車の普及が進み、住宅地も郊外に広がってしまっていますので、利便性で消費者を引き付けていた郊外店の出店規制をすることは、かえって住民の利益を損なうことになるのではないかという批判もあります。

また、いくら郊外立地を規制したとしても、そもそも肝心の中心市街地に「そこにしかない魅力」が無ければ人々が回帰することもないでしょう。

車依存の生活スタイルは簡単には変えられないでしょうし、今回の改正だけでは市街地再生の切り札とはなりそうにありません。

秋田経済法科大学法学部助教授 渡部 毅

H16. 3. 26

友人の債務を肩代わり

Q 私は友人の債務について保証人になっていましたが、友人の事業が倒産し、債務の返済ができなくなりました。その結果、私に返済請求があり、私所有の土地を譲渡して、保証債務を履行しました。この場合の譲渡所得課税の特例を教えてください。

A 保証人が保証債務の履行をするため、資産の譲渡をした場合の譲渡所得の特例について説明します。まず、保証債務の履行とは、本来の債務者が債務の返済をしないときに、保証人が肩代わりをしてその債務を返済することです。例えば、保証人や連帯保証人として債務を弁済した場合や、連帯債務者として他の連帯債務者の債務を弁済した場合などです。

この特例は保証債務の履行のために資産を譲渡した場合において、その履行に伴う求償権の全部または一部を行使することができなくなったときは、その行使することができなくなった金額については譲渡所得の金額計算上、譲渡がなかったものとみなされるというものです。この特例を受けるためには、次の3つの要件をすべて満たす必要があります。

▽本来の債務者が既に債務を弁済できない状態にあるときに債務を保証したものでないこと（保証時の立証資料保管）。▽保証債務を履行するために資産（質問のケースでは土地）を売却していること。▽履行をした債務の全額または一部の金額が、本来の債務者からできなくなったこと。

留意すべき点は、債権者から保証債務の履行を請求される前に資産を譲渡し、その譲渡代金で債務を弁済してしまうと、保証債務の履行に伴う譲渡特例が受けられなくなる場合があるということです。

次に、この特例を適用するためには、求償権の行使が不能かどうかの判断が重要となり、この事実関係の判断が難しいものになります。特に、債務者の債務超過の状態が相当期間継続している場合、求償権を放棄する経済的合理性が問われます。そこでは、他の債権者との関係、債務免除をしてもなお債務超過の状況が続くこと、そして債務超過の判定は時価ベースにより行うなど慎重な判断が求められます。

H16. 5.21

年金制度に対する不安

Q 年金を掛けていても、本当に受給できるのかという声があります。その一方、年金に対する課税が強化されたという話も聞きます。年金課税の改正などによる高齢者への影響は、どのようなものか教えてください。

A これまで、年金課税の現状について、次のような問題が指摘されています。

第一に、社会保険料の支払分は全額所得控除されることから、本来負担すべき税が少なく計算されています。また、年金の給付を受ける段階でも「公的年金控除」などの適用により、実質的に非課税に近い状態となっています。このことから、ますます個人所得税の税収が下がるという点です。

第二に、現実的に高齢者の経済状態はさまざまであるにもかかわらず、高所得者に該当する高齢者まで一律優遇している点です。つまり、年金だけを基準にしていることから、世代間の不公平をもたらすことにもなるのです。

第三に、高齢の就業者の増加とともに給与収入を得ながら年金を受給する人が増加しており、これに給与所得控除と公的年金控除がそれぞれ適用され、その結果ますます税収が減少するというものです。これらの問題点を是正しようというねらいで、年金課税の改正を行ったとされています。この結果、次のように制度が変わりました。

(1)65歳以上の者について、公的年金等控除の最低控除額が140万円から120万円に引き下げられました。(2)老年者控除(50万円)は廃止されました。(1)(2)の適用時期ですが、所得税は平成17年分から、個人住民税は同18年分からとなります。65歳以上の高齢者の増税は、税制改正のスケジュールの影響により、課税最低額が平成15年340万円ー同16年285万円ー同17年205万円と下がります。年金手取額の変化は、概算で表のようになります。

秋田経済法科大学経済学部教授 木村 了

年 金 手 取 額

	平成15年	平成16年	平成17年
A夫婦 夫 120万 妻 80万	200万	199万	199万
B夫婦 夫 240万 妻 80万	320万	319万	316万
C夫婦 夫 360万 妻 80万	438万	432万	422万

H16. 7. 16

銀行で国債を勧められたが

Q 先日、ボーナスが支給されたので、将来に備えるため銀行に預金しました。ところが、窓口の行員から国債を買うよう勧められました。国債とはどのようなものですか。そして、銀行が国債の購入を勧める理由を教えてください。

A 国債とは、国が発行する債権を意味します。国の資金調達の手段のひとつです。債権を発行し、それを不特定多数の投資家に購入してもらうことによって資金を得、国の歳出に対し、租税などで賄えなかった分の財源として使用されます。近年の税収の減少に伴って、国債の発行が急増し、その残高が累積しているのが現状です。

期間や利子などの違いによって、いくつかのタイプに分かれます。①償還までの年限から、短期国債・中期国債・長期国債・超長期国債。②付利方式から、一定期間毎に決められた利子が支払われる「利付国債」。金利相当分をあらかじめ額面価格から割引かれて発行されるのが「割引国債」。③金利が固定か変動かによって、固定金利型と変動金利型（個人向け）。

これらの要素を勘案して、購入する国債のタイプも考えなくてはけません。

次に、銀行がなぜ国債を個人に販売しようとするかを考えてみましょう。

これまで、誰が国にお金を貸してきたのか。これまで、国債の購入者は個人ではなく金融機関が主でした。銀行の本来の役割からすると、国民からの預貯金は企業に融資するものです。ところが、ここ数年の景気低迷で企業の経営が悪化し、安心して貸せる状態ではありません。むしろ、企業に貸してあるお金を引き上げるところさえ見られるほどです。

他方、銀行は預貯金に利子を支払わなくてはならず、どこかで運用する必要が生じます。そこで、これまで国債を大量に購入してきた訳です。しかし、将来に対して不安を抱く国民は、いっそう預貯金を増やそうとします。そこで銀行は個人に直接国債を購入させることによって、預金者に支払う金利の負担、口座維持料、預金保険料などのコストを負担してまでお金を預かるリスクを避けることができます。こうした事情から、銀行が個人に国債を勧めるものと思われます。

H16. 9.17

地方交付税の問題点とは？

Q 地方交付税の見直しを巡って財務省と総務省が対立している、という新聞記事を読みました。この地方交付税とはどのような制度ですか。政府のいう「三位一体改革」が叫ばれる中で今、地方交付税の制度の何が問題なのでしょうか。

A 周知の通り、一国全体の財政赤字の改善が求められています。特に地方への補助金、地方交付税、税源委譲の3つを同時に改革することを「三位一体改革」と位置付けて議論しており、その論点が国から地方への補助金と地方交付税制度の見直しです。

補助金とは、本来、国が行うべき仕事としての公共事業や医療、介護サービス、義務教育などを地方が委託を受けて行う行政サービスの費用を国が一部分担するための資金(約18兆円)を指します。これは地方にとっては使途が限定された特定財源です。

これに対して、地方交付税は使途に制限のない一般財源として国から地方に交付される資金(約20兆円)です。この地方交付税の財源は、私たちが納税した国税(所得税、法人税、消費税など)から、一定割合が地方交付税特別会計に繰り入れられることになっています。さらに、地方交付税の財源不足を穴埋めするため、巨額の借り入れや臨時財政対策債への振り替えなどが行われています。

地方交付税の役割は、第1に地方自治を実現するための財源を保障している点、第2に財源の地方自治体間の均衡化を図るという点があります。例えば、地方自治体は独自の財源が乏しくても、地域住民に健康で文化的な最低限を保障するサービスの提供、あるいは教育や社会福祉など、機会均等の観点からすべての国民に同程度の水準のサービス提供が可能になります。

地方交付税制度の問題点としては、第1に現実的には国税の一定割合を地方に配分することを通じて国が地方を支配する有力な手段となってきたこと、第2に地方財政の肥大化をもたらす温床になりかねません。つまり、地域住民の負担以上の安易な拡大という弊害です。さらに第3の問題として、地方の自立を阻害する恐れがあります。

ただし、今回の三位一体改革は、政府の手詰まりを地方に振ったという印象を免れません。地方の受け皿ができているかどうかが心配です。

H16.12.17

年末調整と定率減税

Q 今年もまた、「年末調整」の時期を迎えました。源泉徴収制度とそれに関係する「年末調整」の意味、近ごろ話題になっている「定率減税」が平成16年度の所得税にも適用されるのかも併せて教えてください。

A シャウプ税制(昭和25年)以降、次第に源泉徴収制度が申告納税にとって代わるようになりました。そもそも、源泉徴収制度は昭和15年に給与所得を対象に導入されたのが始まりです。戦費調達の一環として、徴税の実績を上げるねらいから創設された制度といわれています。その後、給与所得のみならず、利子や配当、退職所得などにも相次いで導入されています。

その理由は、国が税収を着実に確保するためには、税源にもっとも近いところで課税すべきとの考えからです。徴収漏れも少なく、かつ徴税コストも節約できるという点など、効率の観点から高く評価されています。しかし、源泉徴収の対象となる課税所得はほぼ100パーセント、税務当局から捕足されていることから、申告納税をする事業所得者や農業所得者と比較して、不公平だとする納税者もいます。また、申告納税よりも納税者意識が気薄になるという指摘もあります。

「年末調整」は、給与の支払者が毎月の給料や賞与などを支払う際に徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額とを比べて、その過不足を清算する手続きのことをいいます。源泉額と年税額が一致しない理由はまず、課税当局から配布される源泉徴収納税表が年間を通じ、毎月の給与の額に変動がないものとして作成されていることにあります。現実には年の途中で給与に変動は生じます。また、年の中途中で扶養親族などに異動があったり、配偶者特別控除や生保・損保の保険料控除などの勘案しなければならない点があります。

そのため、給与所得者から扶養控除(異動)や保険料控除の申告などを提出させ、それに基づいて各種の控除額を確定することになるのです。なお、配偶者特別控除のうち、配偶者控除と重複して控除される部分については、平成16年度分以降の所得税から適用がないこととされました。また、引き続き定率減税は適用されます。

H17. 2. 11

消費税の特例措置とは？

Q 私は小さな会社（卸売業）を営んでおりますが、消費税について「中小企業に対する特例措置がある」と聞きました。そのうち、「事業者の免税制度」と「簡易課税制度」について教えてください。

A まず第一に、事業者免税制度はこれまで前々課税期間（基準期間という）の課税売上高が3千万円以下であると、免税業者になれるというものでした。しかし、その課税の基準期間における課税売上高が1千万円以下の事業者は、課税事業者の選択を行った場合を除き、納税義務が免除されると改正されました。つまり、免税基準が3千万円から1千万円に引き下げられたわけです。

これは消費者が負担した消費税が免税事業者の手元に残る問題、いわゆる益税問題の解消を考えたためです。確かにヨーロッパ諸国（フランス3百10万円、ドイツ百91万円、イギリス1千28万円から為替相場で若干の差あり）と比べても3千万円は高すぎる、というのも理解できます。

第二に、簡易課税制度は中小事業者の納税事務負担の軽減を図る観点から、課税事業者の選択により、売上げに係る消費税を基準として簡単に納付税額の計算を行えるように設けられた制度です。これまで、簡易課税方式の適用上限を2億円から5千万円まで引き下げられました。

具体的には基準期間の課税売上高が5千万円以下だと簡易課税方式が選択でき、実際の仕入れに係る消費税額を計算することなく、法令において定められた割合（卸売業90パーセント、小売業80パーセント、製造業70パーセント、その他60パーセント、不動産・運輸通信・サービス50パーセント）を乗じて計算した金額をもって、課税仕入れにかかる消費税額とする方法です。

中小事業者の多くはこの方式が簡便であることと、若干の有利さがあることから採用しています。この方式を採用すると、その後の事業年度についても効力が生じます。ところが、例えばビルなどを建設したときは仕入れ控除される消費税額が多額となり、簡易課税方式は不利となります。この場合、当該事業年度の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することを忘れないよう注意してください。

H17. 5. 20

ペイオフの正しい意味と注意点

Q 私は老後に備えて、2千万円程の預金を持っております。この度ペイオフ解禁となり、4月1日以降は、普通預金等を合わせて元金1千万円とその利息分までしか、預金保険の保護を受けられなくなったと聞きます。ペイオフの正しい意味と、今後の注意点を教えてください。

A 〈ペイオフの正しい意味〉

- ①実際に自分が利用している銀行がペイオフ適用となった時、元本で1千万円以下の預金であれば、一定期間を経過後、元利金が全額戻ってきます。
- ②保護の対象となる元本および利息以外についても、破綻した銀行の財務状況いかんによってはある程度戻ってくる余地があります。
- ③国の経済政策の一環として、国の金融システムに危機的状況が予想される場合は、公的資金の投入によって例外的措置として、預金の全額保護も考えられます。

〈今後の注意点〉

- ①海外のプライベートバンクでの運用は、金利が高いことをうたい文句にその仲介ビジネスが行われます。このケースで注意しなければならないのは運用がうまく行われた時だけの紹介が多いということです。運用が失敗した時の予想外のリスクが紹介されないばかりか、仲介業者の手数料、あるいは為替レートの変動の影響、仲介業者そのものの信用など他のリスク要因を抱え込む恐れがあります。
- ②実質資産に資金を分散させることで、ペイオフのリスクを回避できるという話しもよくあることです。金や不動産（マンション）といった実質資産に保有資産の一部を分散させれば銀行が破綻しても大丈夫というものです。確かに、銀行の信用リスクは回避できたとしても、新たなリスクを抱え込むことになります。すなわち、金や不動産等の値動き次第では損失を被るリスクが発生するということです。賃貸マンションの取得も常に入居者の保証があるわけでもなく、修繕費等の増大で採算が合わないケースもあるからです。しかも売却して現金化したくても難しいというリスクも発生します。

③ペイオフ対策として、安易に家族名義の預金に移すということも考えられます。つまり分散して金融機関に預けることにより、預金者一人当たりの保護枠を拡大しようというものです。しかし、この対策も、うっかりすると課税当局から贈与税の対象とされます。

④「決済用預金」を利用することもできます。決済用預金は決済を専門に行うための預金口座であり、この預金にはいくら多額の預金であっても利息は一切つきません。その代わり、仮にペイオフが行われたとしても、全額が保護の対象となります。ただ、金利が本格的に上昇局面に入った時、資金の運用効率が悪くなります。

⑤投資信託で運用する方法もあります。特に公社債型投資信託であれば、元本割れするリスクはかなり低くなります。

秋田経済法科大学経済学部教授 木村 了

H17. 7. 8

なぜ税務調査を受けるのか

Q 私は有限会社の経営者ですが、先日4年振りに税務署の調査を受けました。後味が悪かったのですが一体「税務調査」ということはどういうことですか。なぜ調査を受けなければならないのですか。ご教示下さい。

A 税務官庁は、課税処分や滞納処分を適正に行うために種々の調査をする必要があります。特に、納税者が自分で税額を計算して申告するといういわゆる申告納税方式を採用している税の場合には、納税者が行った申告が正当なものであるかどうか判断するために調査が必要となる訳です。つまり、適正な申告であることを担保する手続とも言えます。

課税処分のために実施される税務調査は、納税者の協力を得て行われる「任意調査」と悪質で計画的な脱税に対して、国税犯則取締法により裁判所の許可を得て行われる「強制調査」いわゆる査察とがあります。さらに、任意調査は通常の疑問について行われる一般的調査と疑問点の多い場合に行われる特別調査に分かれます。

今回の調査は任意調査と思われますが、納税者の承諾を得て、納税者に質問したり、帳簿書類や物件などを調査したことと思います。

それでは、任意税務調査を受けて、「後味が悪かった」理由はどこにあったのでしょうか。税務上の不正や誤謬があって租税の追加徴収のケースは論外であるとして、調査官とのトラブル、特に感情的なものであれば、お互いに相手の立場に対する理解不足だったのかも知れません。

担当調査官は個人的判断によって調査を進めるべきものではありません。調査対象の選定に当たっては行政官庁としての何らかの合理的理由があったはずです。

担当調査官は納税者の租税事実の解明を目的とすべきであって、増差主義(租税の追加徴収のみを目的とする調査方式)に片寄った調査であれば国民を信頼した申告納税制度が崩れてしまうからです。

税務調査に対する納税者の不信感を除去し、摩擦の少ない調査を期待するためにも、さらに、税務調査官ご自身の労働環境の改善のためにも是非心掛けてもらいたいものです。

一方、納税者側も法律に基づいた課税基礎を記録事実によって説明するなど協力すべきと思います。

税務行政に対する納税者の不信感を除去し、納税者の協力度を高める方策として、税務調査の事前通知の励行（調査の事前通知ができない場合の事由がある場合は別として）、調査対象、調査理由の開示等が必要と思います。

秋田経済法科大学経済学部教授 木村 了

H17. 10. 21

地方税の重税感について

Q 最近、地方分権化の方向の中で、税源も地方に移譲されるといいます。しかしながら、私たちサラリーマンにしてみれば、国税と比較して地方税の重税感は相当に大きい印象があります。それはどうしてでしょうか。

A 通常の生活で、地方税をハッキリと意識するのは、サラリーマンの場合、給与明細で所得税と住民税が並んで示されているのを目にするときでしょう。

所得税は、毎月の給与額に応じて源泉徴収が行われ、賞与についても一定の率で所得税が課されます。そして、すべての給与と賞与の支払額が確定する12月に「年末調整」が行われて年間の所得税額が決定されます。

これに対して、住民税（地方税）はそれぞれの年の所得が確定した翌年にその所得に対する税額が算出され、それを12等分した金額が6月からさらに翌年の5月にかけて源泉徴収されます。

つまり、算定の基礎となる所得税の間には1年以上のずれが生じることになります。国税と地方税をトータルで比較すれば明らかに所得税（国税）の方が大きく、それにも関わらず住民税の負担が重く感じられるのは次の理由からです。

①所得税は賞与からも徴収されるのに対して住民税は毎月の給与からしか徴収されない。そのため年間の収入のうち、賞与の割合が高い人は毎月の給与から住民税源泉徴収課税が所得税より高くなるケースがあるということです。

②次に、地方税の場合には、負担に対する見返りが少ないと意識されることが多いことです。国の仕事についてはマスコミ等でも取り上げられる機会が多いため、国防や外交など漠然とした形で負担と財政支出のリンクが認識されます。

これに対して地方自治体の場合には、納税者はもっと直接的な負担と受益の結びつきを期待するものと考えられます。地方における歳出額でみると、児童福祉や高齢者福祉への支出、教育費の支出、土木費や公債費支出が大部分を占めることを考えれば、これからの直接的な便益を受ける人以

外は直接的な便益を受けているのはゴミ収集だけで、地方税負担の見返りとしては少ないという印象を持つかも知れません。

納税者の重税感を緩和するためにも行政側は税の有効性を十分説明できるよう情報公開のシステムの確立が不可欠です。

秋田経済法科大学経済学部教授 木村 了

第 44 号 目 次

論説

- 「責任」の構造 一償いと義務の枠組み …………… 和 田 寛 伸 (1)
- 生存権について 一判例からの検討一 …………… 中 川 修 一 (60)
- 虚偽を含む申告と自首の成否 …………… 中 村 祐 一 (93)
- 企画旅行契約の法的性質について …………… 道 端 忠 孝 (122)
- 個人情報保護関連五法の判定と秋田県条例の改正 …………… 渡 部 毅 (136)

書評

- 伊藤正
『維新史資料西郷隆盛と秋田戊辰戦争』（2003年刊） …… 稲 雄 次 (157)

第 45 号 目 次

論説

- 疫学研究における個人情報の保護 …………… 渡 部 毅 (1)

研究ノート

- 企業のコンプライアンスと企業の社会的責任 …………… 道 端 忠 孝 (23)
- イギリス理想主義の政治哲学 …………… 吉 野 篤 (39)
- 高齢者の支援と財産管理 …………… 古 田 重 明 (77)

書評

- 『協和町行政50年のあゆみ』（2005） …………… 稲 雄 次 (121)

AKITA HOGAKU

LAW REVIEW OF AKITA KEIZAIHOKA UNIVERSITY No. 46 March, 2006

CONTENTS

Article

- Parties concerned of indemnity
in third party performance *Osamu Saida* 1

Notes

- Toward the Conceptional, Historical and Theoretical Understanding
of Christian Democracy *Atsushi Yoshino* ... 23

- Responsibility of International organization:
Deliberations of International Law
Commission in 2005 *Takuya Yoshida* ... 111

Translation

- Kathleen Thelen, "How Institutions Evolve: Insights from Comparative
Historical Analysis" *Atsushi Yoshino* ... 137

published by

Institute of law

Akita Keizaihoka University General Research Center